

2025. 3. 20

ターゲットリターンバランスファンド

(目標 2 %) / (目標 3 %) / (目標 4 %) / (目標 5 %) / (目標 6 %)

愛称 「(2%) / (3%) / (4%) / (5%) / (6%) 未来の箱」

追加型投信 / 内外 / 資産複合

◆この目論見書により行なう「ターゲットリターンバランスファンド（目標 2 %）」、「ターゲットリターンバランスファンド（目標 3 %）」、「ターゲットリターンバランスファンド（目標 4 %）」、「ターゲットリターンバランスファンド（目標 5 %）」および「ターゲットリターンバランスファンド（目標 6 %）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第 5 条の規定により有価証券届出書を 2025 年 3 月 19 日に関東財務局長に提出しており、2025 年 3 月 20 日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日	: 2025 年 3 月 19 日
発行者名	: リそなアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 代表取締役 西山 明宏
本店の所在の場所	: 東京都江東区木場一丁目 5 番 6 5 号
有価証券届出書（訂正届出書を含みます。）	: 該当事項はありません。
の写しを縦覧に供する場所	

リそなアセットマネジメント 株式会社

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

－ 目 次 －

	頁
第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	78
第3【ファンドの経理状況】	83
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	395
第三部【委託会社等の情報】	396
約款	429

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ターゲットリターンバランスファンド（目標2%）
ターゲットリターンバランスファンド（目標3%）
ターゲットリターンバランスファンド（目標4%）
ターゲットリターンバランスファンド（目標5%）
ターゲットリターンバランスファンド（目標6%）

- ・以下、上記を総称して「ファンド」または「当ファンド」ということがあります。また、各々については、正式名称ではなく、以下の略称および愛称を使用することがあります。

ファンドの名称	略称	愛称
ターゲットリターンバランスファンド（目標2%）	目標2%	（2%）未来の箱
ターゲットリターンバランスファンド（目標3%）	目標3%	（3%）未来の箱
ターゲットリターンバランスファンド（目標4%）	目標4%	（4%）未来の箱
ターゲットリターンバランスファンド（目標5%）	目標5%	（5%）未来の箱
ターゲットリターンバランスファンド（目標6%）	目標6%	（6%）未来の箱

- ・愛称として「未来の箱」という名称を用いることがあります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンド、1兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(5)【申込手数料】

ありません。

(6)【申込単位】

販売会社にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

2025年3月20日から2025年9月19日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

りそなアセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-223351

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時)

ホームページ アドレス：<https://www.resona-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

＜ターゲットリターンバランスファンド（目標2％）＞

安定した収益の確保および信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

＜ターゲットリターンバランスファンド（目標3％）＞

安定した収益の確保および慎重性を重視した信託財産の成長を目指して運用を行います。

＜ターゲットリターンバランスファンド（目標4％）＞

安定した収益の確保および慎重性と積極性のバランスを重視した信託財産の成長を目指して運用を行います。

＜ターゲットリターンバランスファンド（目標5％）＞

安定した収益の確保および積極性を重視した信託財産の成長を目指して運用を行います。

＜ターゲットリターンバランスファンド（目標6％）＞

安定した収益の確保および信託財産の積極的な成長を目指して運用を行います。

② ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
追加型投信		その他資産 ()
	内 外	
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含む日本)		
	年2回			
	年4回	日本		
債券 一般	年6回 (隔月)	北米	ファミリーファンド	あり (部分ヘッジ)
公債		欧州		
社債	年12回 (毎月)	アジア		
その他債券 クレジット属性 ()		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(資 産複合(債券、株 式、不動産投信) 資産配分変更 型))	その他 ()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
		エマージング		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産(投資信託証券(資産複合(債券、株式、不動産投信) 資産配分変更型))）と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

<商品分類の定義>

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MRF 及び MMF の運営に関する規則」に定める MMF をいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MRF 及び MMF の運営に関する規則」に定める MRF をいう。
- (3) ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令 480 号）第 12 条第 1 号及び第 2 号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- (1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分

(1) 株式

- ①一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

- ①一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信

これ以上の詳細な分類は行なわないものとする。

(4) その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ①資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ②資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- ①年 1 回：目論見書又は投資信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいう。
- ②年 2 回：目論見書又は投資信託約款において、年 2 回決算する旨の記載があるものをいう。
- ③年 4 回：目論見書又は投資信託約款において、年 4 回決算する旨の記載があるものをいう。
- ④年 6 回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年 6 回決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑤年 12 回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年 12 回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

- ①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- ②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

あるものをいう。

⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいう。

②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

①日経225

②TOPIX

③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

③ ファンドの特色

1 各マザーファンドを通じて、世界各国の債券、株式およびリートなどの資産に分散投資します。

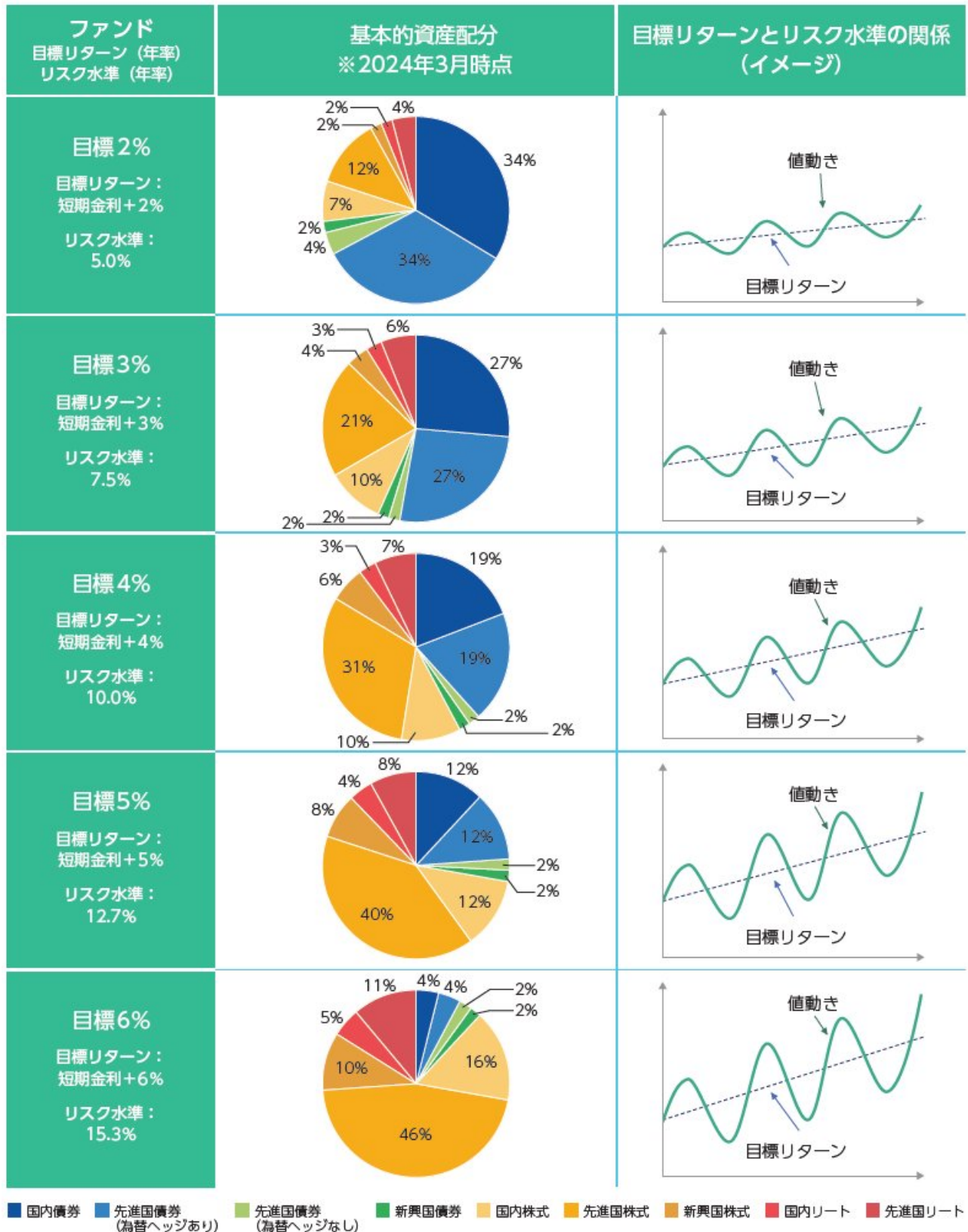
- 各マザーファンドは、以下の対象指数*の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

投資対象資産	マザーファンド	対象指数*
国内債券	RM国内債券マザーファンド	NOMURA-BPI総合
先進国債券	RM先進国債券マザーファンド (為替ヘッジあり)	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)
	RM先進国債券マザーファンド	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)
新興国債券	RM新興国債券マザーファンド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)
国内株式	RM国内株式マザーファンド	東証株価指数(TOPIX、配当込み)
先進国株式	RM先進国株式マザーファンド	MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円換算ベース)
新興国株式	RM新興国株式マザーファンド	MSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円換算ベース)
国内リート	RM国内リートマザーファンド	東証REIT指数(配当込み)
先進国リート	RM先進国リートマザーファンド	S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)

* 各対象指数については、「各マザーファンドが対象とする指数の著作権等について」をご参照ください。

2

目標リターンが異なる5つのファンドがあります。



※「目標リターン」とは、必ず一定の収益を得ることのできる運用を意味するものではなく、記載されている目標リターンの数値は、その達成を示唆・保証するものではありません。したがって、投資者の元本が保証されるものではなく、各ファンドの基準価額は下落することがあります。

※目標リターンは、運用管理費用（信託報酬）控除後のものです。その他発生する費用につきましては考慮していません。

※目標リターンに記載している短期金利は無担保コールO/N物レート（確報）のことを指します。

※目標リターンは、中長期的な運用を想定して設定しています。

※リスク水準は、2003年4月から2024年1月までの期間に、前記の資産配分で各マザーファンドを保有していたと仮定し、各対象指数の収益率に基づき算出したものです。実際の運用では資産配分の見直しや各マザーファンドのリスク水準の変化等に伴って将来的に変動します。

※前記の基本的資産配分は、2024年3月時点のものです。四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。基本的資産配分は、各ファンドの「目標リターン」に応じて、各マザーファンドの対象指数の過去の収益率およびリスクに鑑み定期的に見直します。ただし、信託財産に現金等が含まれることや各マザーファンドの基準価額が変動すること等により、実際の資産別構成比率が前記の基本的資産配分と一致しない場合があります。

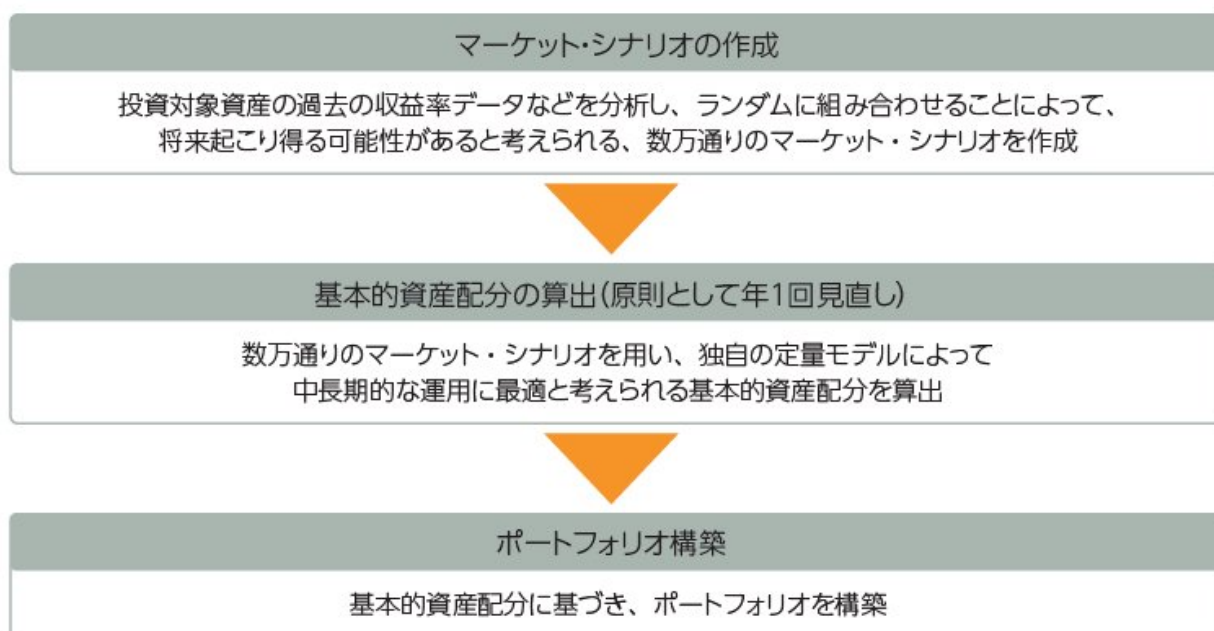
※「目標リターンとリスク水準の関係」は、あくまでイメージを示したものであり、基準価額の上昇を示唆・保証するものではありません。

3 中長期的な運用に最適なポートフォリオ構築を目指します。

独自の定量モデルを用いて算出した基本的資産配分に基づき、ポートフォリオを構築します。

- 当ファンドでは、過去に起きていなかった事象も今後起こり得ると考え、過去のデータをランダムに組み合わせ、将来起こり得る可能性のある数万通りのシナリオを作成します。このように作成されたマーケット・シナリオを用いてシミュレーションを行い、中長期的な運用に最適と考えられるポートフォリオを構築します。

運用プロセスのイメージ



※ 上記の運用プロセスおよびイメージ図は、今後変更になる場合があります。

4

基本的資産配分は、原則として年1回見直します。

- 各ファンドの基本的資産配分は、独自の定量モデルを用い、各々の中長期的な目標リターンを目指して、各マザーファンドが運用目標とする対象指数の騰落率や変動性(標準偏差)等、公開されているデータに基づく定量的な算出により、原則として年1回見直します。

5

実質組入外貨建資産の一部について、対円での為替ヘッジを行います。

- 各ファンドが外貨建資産として組み入れるRM先進国債券マザーファンド(為替ヘッジあり)において為替ヘッジを行います。

6

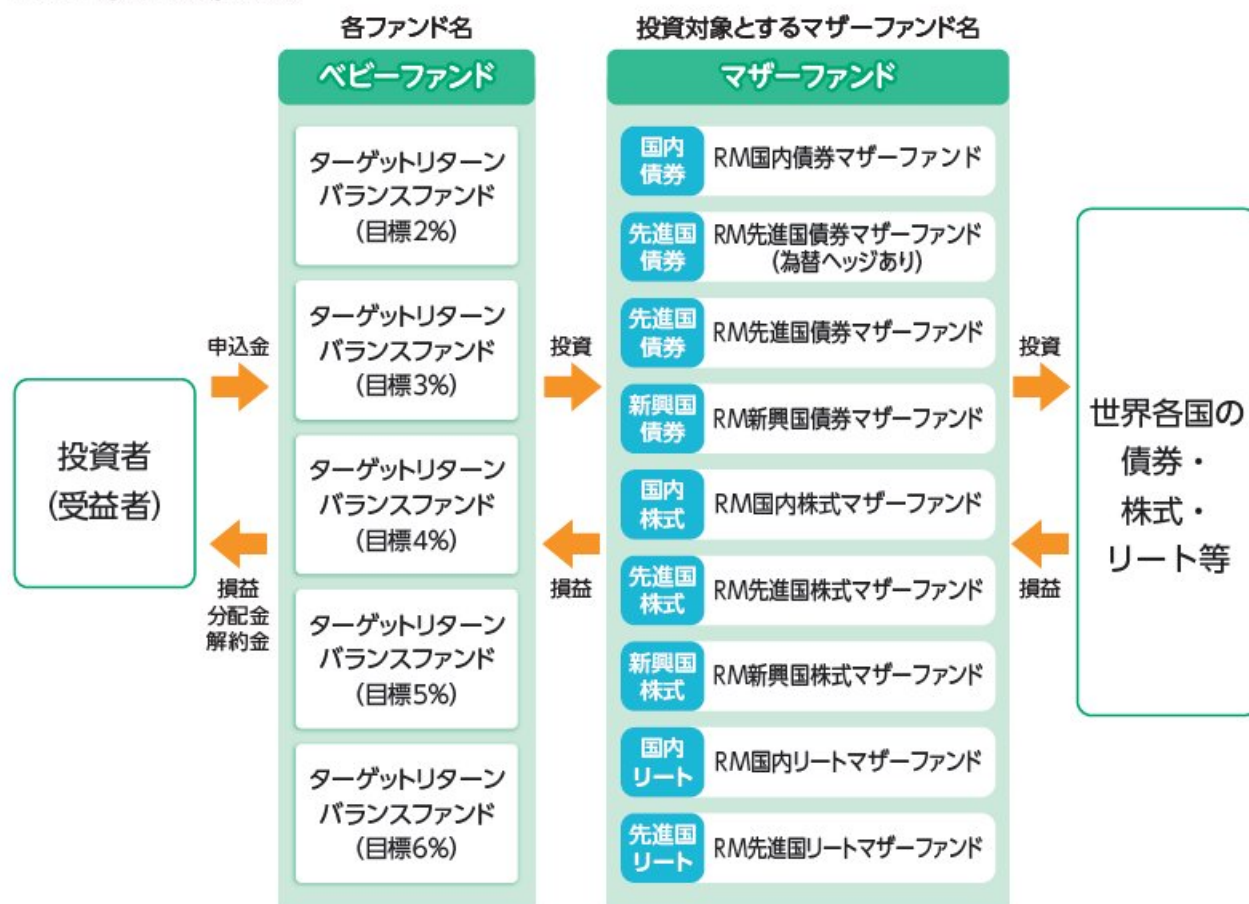
購入時手数料のないノーロード型のファンドです。

- 換金時手数料、信託財産留保額もかかりません。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

■ ファンドの仕組み

各ファンドは各マザーファンドを通じて世界各国の債券、株式およびリートなどを実質的に投資を行う、ファミリーファンド方式で運用します。



■ 主な投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

■ 分配方針

原則、毎年12月20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、以下の収益分配方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ② 原則として、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、信託財産の中長期的な成長に資することを考慮して分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益は、運用の基本方針に基づいて運用します。

★将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■ 各マザーファンドが対象とする指数の著作権等について

● RM国内債券マザーファンド

「NOMURA-BPI総合」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、日本の公募債券流通市場全体の動向を表す投資収益指数で一定の組入基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに計算されます。NOMURA-BPI総合の知的財産権とその他の一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しています。野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI総合指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

● RM先進国債券マザーファンド(為替ヘッジあり)

「FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

● RM先進国債券マザーファンド

「FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)」は、FTSE世界国債インデックス(除く日本、米ドルベース)をもとに委託会社が円換算して計算したものです。FTSE世界国債インデックス(除く日本、米ドルベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

● RM新興国債券マザーファンド

「JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)」は、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(米ドルベース)をもとに、委託会社が円換算して計算したものです。JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(米ドルベース)は、J.P.モルガン・セキュリティー・エルエルシー(J.P.Morgan Securities LLC)が算出し公表している指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数であり、指数に関する著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

● RM国内株式マザーファンド

「東証株価指数(TOPIX、配当込み)」は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他の一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

● RM先進国株式マザーファンド

「MSCI-KOKUSA指数(配当込み、円換算ベース)」は、MSCI-KOKUSA指数(米ドルベース)をもとに委託会社が円換算して計算したものです。MSCI-KOKUSA指数(米ドルベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものであり、指数に関する著作権、知的財産権その他の権利はMSCI Inc.に帰属します。

● RM新興国株式マザーファンド

「MSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円換算ベース)」は、MSCIエマージング・マーケット指数(米ドルベース)をもとに委託会社が円換算して計算したものです。MSCIエマージング・マーケット指数(米ドルベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものであり、指数に関する著作権、知的財産権その他の権利はMSCI Inc.に帰属します。

● RM国内リートマザーファンド

「東証REIT指数(配当込み)」は、東京証券取引所に上場している不動産投資信託(REIT)全銘柄を対象として算出した東証REIT指数に、分配金支払いによる権利落ちの修正を加えた指数です。なお、指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

● RM先進国リートマザーファンド

「S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)」は、S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み)をもとに委託会社が円換算して計算したものです。S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み)は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが有するS&Pグローバル株価指数の採用銘柄の中から、不動産投資信託(REIT)および同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて算出される指数であり、指数に関する著作権、知的財産権その他の権利はS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCに帰属します。

④ 信託金限度額

- ・各ファンド、1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

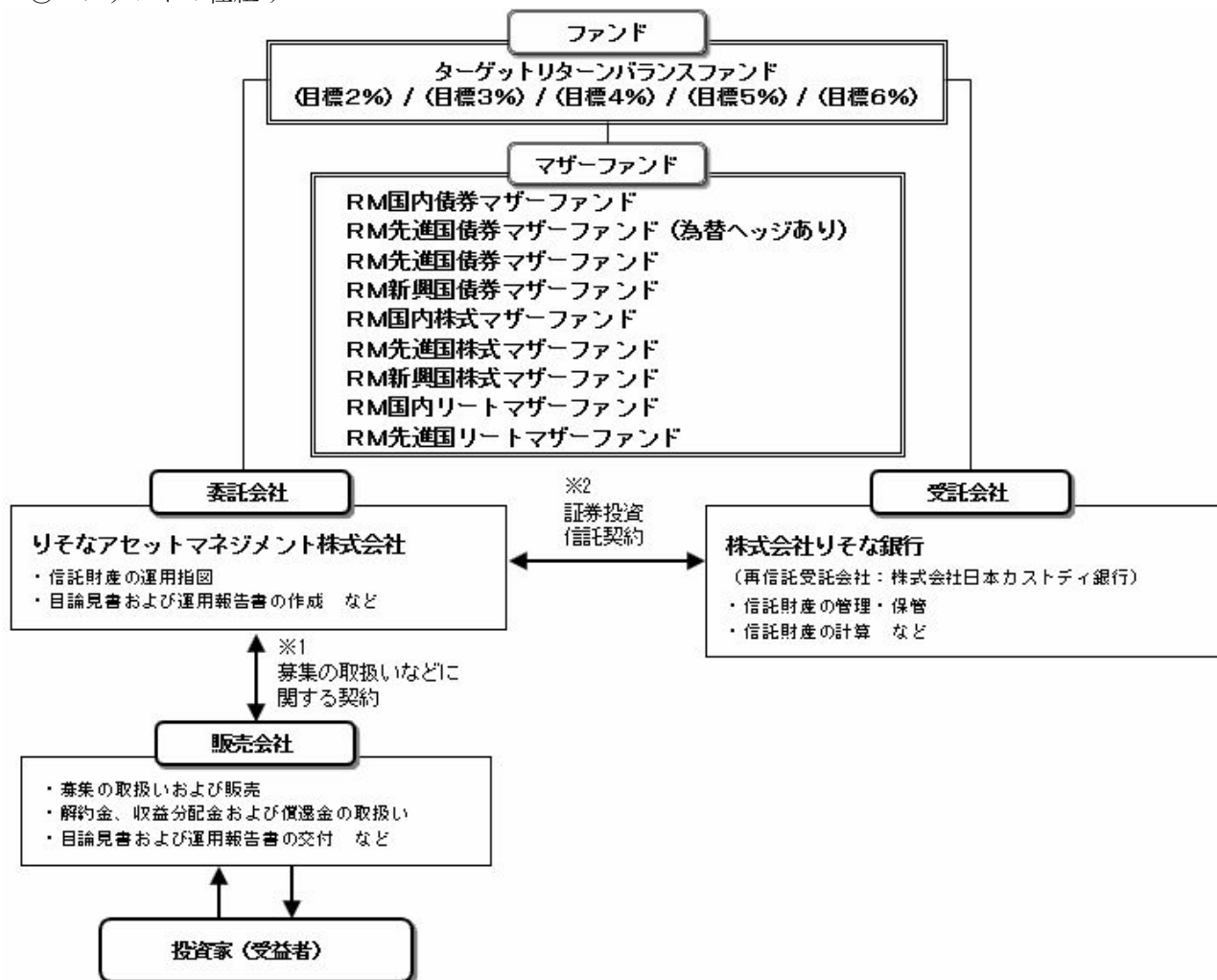
(2) 【ファンドの沿革】

2023年3月17日

- ・ファンドの信託契約締結、当初自己設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

② 委託会社の概況 (2024年12月末現在)

1) 資本金

1,000百万円

2) 沿革

2015年8月3日：りそなアセットマネジメント株式会社設立

2020年1月1日：株式会社りそな銀行の資産運用事業に関する権利義務の一部を承継

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
株式会社りそなホールディングス	東京都江東区木場一丁目5番65号	3,960,000株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

RM国内債券マザーファンド、RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）、RM先進国債券マザーファンド、RM新興国債券マザーファンド、RM国内株式マザーファンド、RM先進国株式マザーファンド、RM新興国株式マザーファンド、RM国内リートマザーファンドおよびRM先進国リートマザーファンド（以下、各々を「マザーファンド」といいます。）の各受益証券を主要投資対象とします。

- ① 主として、各マザーファンド受益証券への投資を通じ、実質的に国内、先進国および新興国の債券・株式ならびに国内および先進国の不動産投資信託証券（リート）等への分散投資を行います。また、債券先物取引、株価指数先物取引、不動産投信指数先物取引、ETF（上場投資信託証券）等を利用することがあります。
- ② 各マザーファンドは、以下の対象指数の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

投資対象資産	マザーファンド	対象指数
国内債券	RM国内債券マザーファンド	NOMURA-BPI 総合
先進国債券	RM先進国債券マザーファンド （為替ヘッジあり）	FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）
	RM先進国債券マザーファンド	FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）
新興国債券	RM新興国債券マザーファンド	JPMORGANGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）
国内株式	RM国内株式マザーファンド	東証株価指数（TOPIX、配当込み）
先進国株式	RM先進国株式マザーファンド	MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円換算ベース）
新興国株式	RM新興国株式マザーファンド	MSCIエマージング・マーケット指数（配当込み、円換算ベース）
国内リート	RM国内リートマザーファンド	東証REIT指数（配当込み）
先進国リート	RM先進国リートマザーファンド	S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）

- ③ 各マザーファンド受益証券への投資比率は、中長期的な目標リターンを目指して、独自の定量モデルにて算出した基本的資産配分にに基づき決定します。

なお、各ファンドにおける目標リターンは以下の通りです。

ファンド	目標リターン
ターゲットリターンバランスファンド（目標2%）	円短期金利 ^{*1} +2% ^{*2} （年率）
ターゲットリターンバランスファンド（目標3%）	円短期金利 ^{*1} +3% ^{*2} （年率）
ターゲットリターンバランスファンド（目標4%）	円短期金利 ^{*1} +4% ^{*2} （年率）
ターゲットリターンバランスファンド（目標5%）	円短期金利 ^{*1} +5% ^{*2} （年率）
ターゲットリターンバランスファンド（目標6%）	円短期金利 ^{*1} +6% ^{*2} （年率）

*1 無担保コールO/N物レート（確報）です。

*2 信託報酬控除後のものです。その他の費用については考慮しておりません。

- ④ 基本的資産配分は、各マザーファンドが運用目標とする対象指数の騰落率や変動性（標準偏差）等、公開されているデータに基づく定量的な算出により、原則として年1回見直します。
- ⑤ 実質組入外貨建資産については、一部為替ヘッジを行います。
- ⑥ 各マザーファンド受益証券への投資比率の合計は、原則として高位を保ちます。
- ⑦ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第 3 条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ) 有価証券
 - ロ) デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 21 条、第 22 条、第 23 条および第 24 条に定めるものに限りします。）
 - ハ) 約束手形（イ）に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ) 金銭債権（イ）、ロ）およびハ）に掲げるものに該当するものを除きます。）
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として、各マザーファンドの受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
- 9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から 11) までの証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
- 14) 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
- 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
- 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りします。）
- 17) 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定めるものをいいます。）
- 20) 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）
- 21) 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって 19) の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、1) の証券または証書ならびに 12) および 17) の証券または証書のうち 1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から 6) までの証券ならびに 14) の証券のうち投資法人債券ならびに 12) および 17) の証券または証書のうち 2) から 6) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13) の証券および 14) の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することが

できます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、③に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

④ その他の投資対象と指図範囲

信用取引の運用指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図、直物為替先渡取引の運用指図、有価証券の貸付けの指図、外国為替予約取引の指図、資金の借入れの指図を行うことができます。

《参考情報》

◆投資対象とするマザーファンドの概要

<RM国内債券マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、NOMURA-BPI 総合の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。
主な投資対象	次の有価証券を主要投資対象とします。 ・NOMURA-BPI 総合に採用されている国内の債券
投資方針	① 主として、NOMURA-BPI 総合に採用されている国内の債券に投資し、NOMURA-BPI 総合の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。なお、NOMURA-BPI 総合への連動性を高めるため、国内債券を対象とした債券先物取引を活用することがあります。 ② 債券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。 ③ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使等により取得したものに限りません。 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。 ② 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。 ③ 外貨建資産への投資は、行いません。 ④ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に 10%、合計で 20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年 1 月 25 日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	りそなアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

< R M先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり） >

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
主な投資対象	FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）に採用されている先進国の債券を主要投資対象とします。
投資方針	① 主として、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）に採用されている先進国の債券に投資し、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）への連動性を高めるため、先進国債券の指数を対象指数とした E T F（上場投資信託証券）または海外の債券先物取引を活用することがあります。 ② 債券または E T F（上場投資信託証券）の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。 ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。 ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り。）の行使等により取得したものに限りま す。 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。 ② 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。 ③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 ④ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に 10%、合計で 20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年 12 月 10 日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	りそなアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

< R M先進国債券マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。
主な投資対象	次の有価証券を主要投資対象とします。 ・FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）に採用されている先進国の債券
投資方針	① 主として、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）に採用されている先進国の債券に投資し、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。なお、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）への連動性を高めるため、先進国債券の指数を対象指数としたE T F（上場投資信託証券）または海外の債券先物取引を活用することがあります。 ② 債券またはE T F（上場投資信託証券）の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。 ③ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。 ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り。）の行使等により取得したものに限りません。 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ② 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 ④ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年1月25日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	りそなアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

< R M新興国債券マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、J PモルガンG B IーEMグローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。
主な投資対象	次の有価証券を主要投資対象とします。 ・ J PモルガンG B IーEMグローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）に採用されている新興国の債券 ・ 新興国債券の指数を対象指数としたE T F（上場投資信託証券）
投資方針	① 主として、J PモルガンG B IーEMグローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）に採用されている新興国の現地通貨建て債券または新興国債券の指数を対象指数としたE T F（上場投資信託証券）に投資し、J PモルガンG B IーEMグローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。なお、J PモルガンG B IーEMグローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）への連動性を高めるため、海外の債券先物取引を活用することがあります。 ② 債券またはE T F（上場投資信託証券）の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。 ③ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。 ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使等により取得したものに限ります。 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。 ② 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。 ③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 ④ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に 10%、合計で 20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年 1 月 25 日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	りそなアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

< R M国内株式マザーファンド >

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、東証株価指数（T O P I X、配当込み）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。
主な投資対象	次の有価証券を主要投資対象とします。 ・東証株価指数（T O P I X、配当込み）に採用されている株式
投資方針	① 主として、東証株価指数（T O P I X、配当込み）に採用されている株式に投資し、東証株価指数（T O P I X、配当込み）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。なお、東証株価指数（T O P I X、配当込み）への連動性を高めるため、国内株式の指数を対象指数とした E T F（上場投資信託証券）または国内株式を対象とした株価指数先物取引を活用することがあります。 ② 株式（指数先物取引、E T F（上場投資信託証券）を含みます。）の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。 ③ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	① 株式への投資割合には、制限を設けません。 ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。 ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。 ④ 外貨建資産への投資は、行いません。 ⑤ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に 10%、合計で 20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年 1 月 25 日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	りそなアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

< R M先進国株式マザーファンド >

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、MSC I－KOKU S A I 指数（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。
主な投資対象	次の有価証券を主要投資対象とします。 ・金融商品取引所に上場されているまたは店頭登録されている（上場予定および店頭登録予定を含みます。）先進国株式（*）（日本の株式を除きます。以下同じ。） （*）DR（預託証券）もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。 ・先進国株式の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）
投資方針	① 主として、先進国株式または先進国株式の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）に投資し、MSC I－KOKU S A I 指数（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。なお、MSC I－KOKU S A I 指数（配当込み、円換算ベース）への連動性を高めるため、海外の金融商品取引市場に上場する株価指数先物取引を活用することがあります。 ② 株式またはETF（上場投資信託証券）の組入比率は、通常の状態での高位に維持することを基本とします。 ③ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。 ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	① 株式への投資割合には、制限を設けません。 ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 ⑤ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年1月25日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	りそなアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

< R M新興国株式マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、MSC I エマージング・マーケット指数（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。
主な投資対象	次の有価証券を主要投資対象とします。 ・金融商品取引所に上場されているまたは店頭登録されている（上場予定および店頭登録予定を含みます。）新興国株式（*） （*）DR（預託証券）もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。 ・新興国株式の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）
投資方針	① 主として、新興国の株式または新興国株式の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）に投資し、MSC I エマージング・マーケット指数（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。なお、MSC I エマージング・マーケット指数（配当込み、円換算ベース）への連動性を高めるため、海外の金融商品取引市場に上場する株価指数先物取引を活用することがあります。 ② 株式またはETF（上場投資信託証券）の組入比率は、通常の状態での高位に維持することを基本とします。 ③ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。 ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	① 株式への投資割合には、制限を設けません。 ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 ⑤ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年1月25日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	りそなアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

< R M 国内リートマザーファンド >

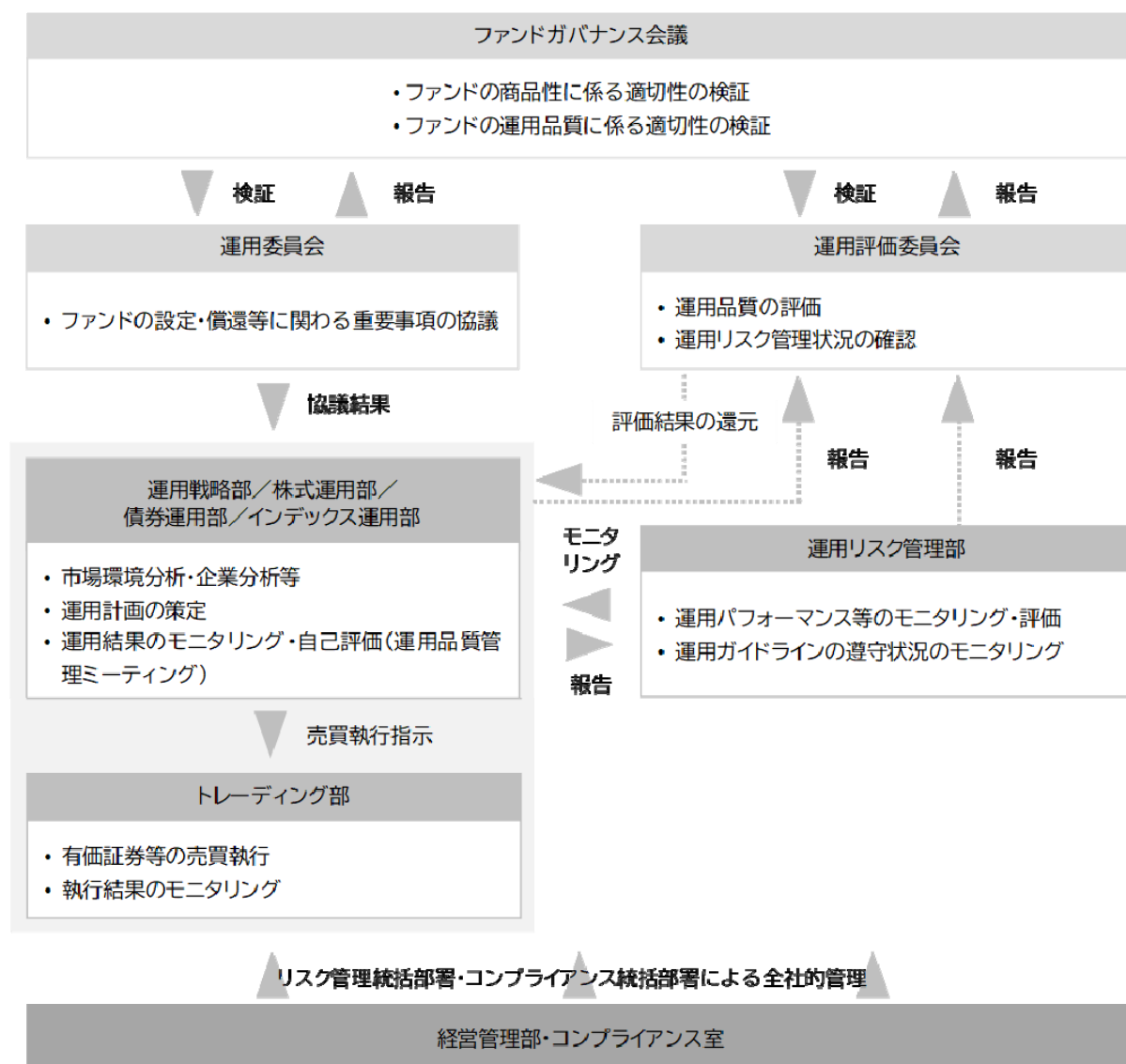
運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、東証 R E I T 指数（配当込み）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。
主な投資対象	次の有価証券を主要投資対象とします。 ・東証 R E I T 指数（配当込み）に採用されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に規定する不動産投資信託証券をいいます。）
投資方針	① 主として、東証 R E I T 指数（配当込み）に採用されている不動産投資信託証券に投資し、東証 R E I T 指数（配当込み）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。なお、東証 R E I T 指数（配当込み）への連動性を高めるため、東証 R E I T 指数（配当込み）を対象指数とした E T F（上場投資信託証券）または不動産投信指数先物取引を活用することがあります。 ② 不動産投資信託証券または E T F（上場投資信託証券）の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。 ③ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	① 不動産投資信託証券および株式への投資割合には、制限を設けません。 ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20% 以下とします。 ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。 ④ 外貨建資産への投資は、行いません。 ⑤ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に 10%、合計で 20% を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年 1 月 25 日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	りそなアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

< R M先進国リートマザーファンド >

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、S & P 先進国 R E I T 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。
主な投資対象	次の有価証券を主要投資対象とします。 ・先進国（除く日本）の金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されているまたは店頭登録されている（登録予定を含みます。）不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に規定する不動産投資信託証券をいいます。） ・先進国（除く日本）の金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されているまたは店頭登録されている（登録予定を含みます。）不動産関連株式 ・先進国の不動産投資信託証券に関する指数を対象指数とした E T F （上場投資信託証券）
投資方針	① 主として、先進国の不動産投資信託証券および不動産関連株式または先進国の不動産投資信託証券に関する指数を対象指数とした E T F （上場投資信託証券）に投資し、S & P 先進国 R E I T 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、S & P 先進国 R E I T 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）への連動性を高めるため、海外の金融商品取引市場に上場する指数先物取引を活用することがあります。 ② 不動産投資信託証券または E T F （上場投資信託証券）の組入比率は、通常の状態 で 高位に維持することを基本とします。 ③ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。 ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	① 不動産投資信託証券および株式への投資割合には、制限を設けません。 ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20% 以下とします。 ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。 ④ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 ⑤ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に 10%、合計で 20% を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年 1 月 25 日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	りそなアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

(3) 【運用体制】

① ファンドの運用体制は以下のとおりです。



※ファンドガバナンス会議は3名程度、運用委員会は5名程度、運用評価委員会は6名程度で構成されています。

- ② リソナアセットマネジメント株式会社の運用体制に関する社内規則等は次の通りです。
委託会社では、運用に関する社内規程およびリスク管理規程を定め、適切な運用を行うとともに、流動性リスクを含む運用リスクの管理を行っています。
- ③ ファンドの関係法人に対する管理体制
委託会社は、受託会社または再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備および運用状況の報告書を受託会社より受け取っております。

※上記の運用体制は、2024年12月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

原則として毎決算時に以下の収益分配方針に基づいて分配を行います。

- 1) 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- 2) 原則として、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、信託財産の中長期的な成長に資することを考慮して分配を行わないことがあります。
- 3) 留保益は、運用の基本方針に基づいて運用します。

※委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

② 収益分配金の支払い

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

(5) 【投資制限】

① 約款に定める投資制限

- 1) 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 2) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。
- 3) 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- 4) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 5) デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- 6) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 7) 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に 10%、合計で 20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

8) 投資する株式等の範囲

1. 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
2. 前記 1. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

9) 信用取引の指図範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 前記 1. の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - イ) 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - ロ) 株式分割により取得する株券
 - ハ) 有償増資により取得する株券
 - ニ) 売出しにより取得する株券
 - ホ) 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 - ヘ) 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（ホ）に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

- 10) 先物取引等の運用指図
1. 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
 2. 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 3. 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- 11) スワップ取引の運用指図
1. 委託者は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
 2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 3. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
 4. 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 12) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図
1. 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
 4. 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 13) 直物為替先渡取引の運用指図
1. 委託者は、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 2. 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 3. 直物為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
 4. 委託者は、直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 14) 有価証券の貸付けの指図および範囲
1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けるとの指図をすることができます。
 - イ) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - ハ) 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
 2. 前記 1. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 3. 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- 15) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 16) 外国為替予約取引の指図および範囲
- 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- 17) 資金の借入れ
1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場

合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

② 法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドの基準価額は、実質的に組み入れている有価証券等の値動きにより影響を受けますが、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重にご判断くださいますようお願いいたします。

① 市場リスク

・株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給、それらに関する外部評価の変化等を反映して変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

・金利（債券価格）変動リスク

金利（債券価格）は、金融・財政政策、市場の需給、それらに関する外部評価の変化等を反映して変動します。債券価格は、一般に金利が上昇（低下）した場合は値下がり（値上がり）します。債券価格が値下がりした場合は、基準価額の下落要因となります。

・リートの価格変動リスク

リートの価格は、不動産市況（不動産価格、賃貸料等）、金利・景気動向、社会情勢の変化、関係法令・各種規制等の変更、災害等の要因により変動します。リートの価格および分配金がその影響を受け下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

・為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、金利動向、政治情勢等のさまざまな要因により変動します。当ファンドは、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。また当ファンドは原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの一部低減を図ることにしていますが、当該部分の為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行う通貨の短期金利より円短期金利が低い場合には、その金利差相当分のコストがかかります。

② 資産配分リスク

複数資産（国内・外の株式、債券、リート等）への投資を行うため、投資割合が高い資産の価格が下落した場合、当ファンドの基準価額はより大きく影響を受け損失を被ることがあります。

③ 信用リスク

実質的に組み入れている有価証券等の発行体が倒産した場合、発行体の財務状況が悪化した場合またはそれらが予想された場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなることにより、基準価額の下落要因となります。

④ 流動性リスク

時価総額や取引量が少ない市場で流動性が低い場合、市場の混乱・取引規制等の理由から流動性が低下している場合、急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合等、市場実勢から期待できる価格よりも大幅に不利な価格で売買せざるを得ないことがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。

⑤ カントリーリスク

投資対象国・地域（特に新興国）において、政治や経済、社会情勢等の変化または金融取引等に関する規制の新設や変更により、実質的に組み入れている有価証券等の価格が大きく変動することがあります。そのため基準価額が予想以上に下落することや、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

(その他の留意点)

- ①「目標リターン」とは、必ず一定の収益を得ることのできる運用を意味するものではなく、記載されている目標リターンの数値は、その達成を示唆・保証するものではありません。したがって、投資者の元本が保証されるものではなく、各ファンドの基準価額は下落することがあります。
- ②ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ③当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響をおよぼすことがあります。
- ④当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ⑤分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ⑥ファンドは、預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。

(2) リスク管理体制

○委託会社における投資リスクに対する管理体制

- ①運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス評価を実施するとともに、流動性リスクを含む運用リスクの状況、法令・主な投資制限等の遵守状況および運用事務状況をモニタリングし、定期的に運用評価委員会に報告します。
- ②運用評価委員会は、運用実績、流動性リスクを含む運用リスクの状況、主な投資制限等の遵守状況および運用事務状況等を確認することを通じ、信託財産の適切な運用に寄与することを目的に運用部門に対する管理・指導、改善提案等を行います。なお、流動性リスクについては、緊急時対応策の有効性検証結果や流動性リスク管理プロセスの見直し結果についても確認を行います。

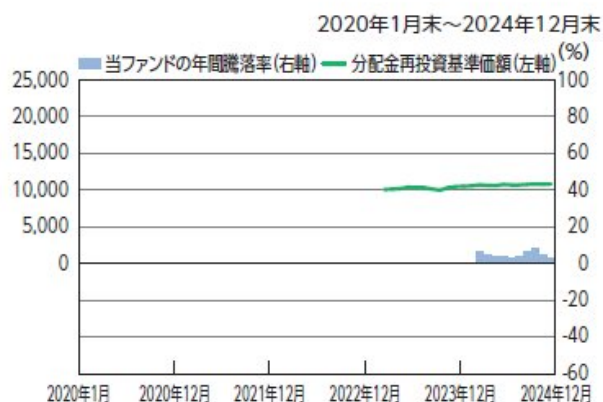
運用リスクを管理する部門は、運用業務等に係る情報のうち、経営に重要な影響を与えるまたは受益者の利益が著しく阻害される一切の事案についてはすみやかに、また法令・主な投資制限等の遵守状況については定期的に取締役会等に報告します。

※上記体制は 2024 年 12 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

〔参考情報〕

ターゲットリターンバランスファンド(目標2%)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

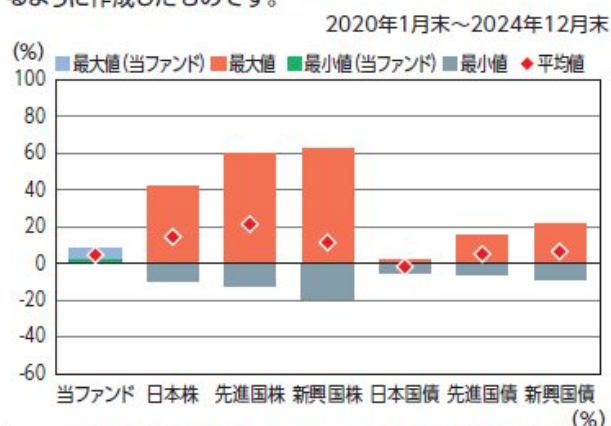


* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
* 年間騰落率は、2024年3月から2024年12月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

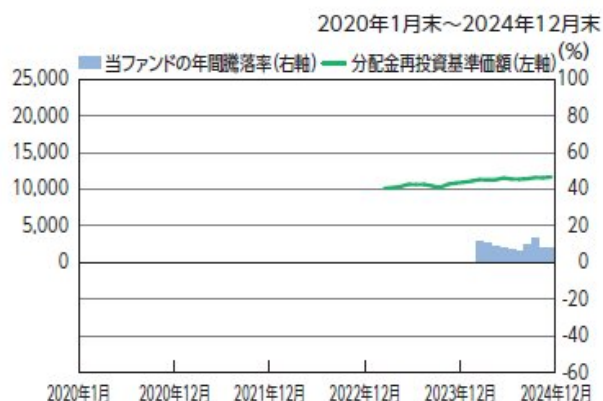


	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	8.4	42.1	59.8	62.7	2.3	15.3	21.5
最小値	3.2	△9.5	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値	4.8	14.7	21.7	11.7	△1.7	5.3	6.6

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2020年1月から2024年12月の5年間(当ファンドは2024年3月から2024年12月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
* 決算日に対応した数値とは異なります。
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

ターゲットリターンバランスファンド(目標3%)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

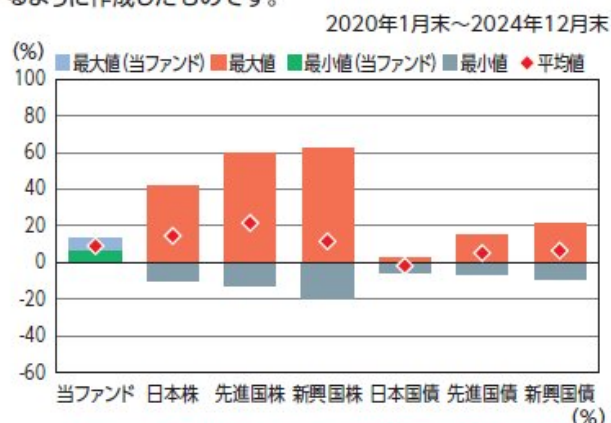


* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
* 年間騰落率は、2024年3月から2024年12月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

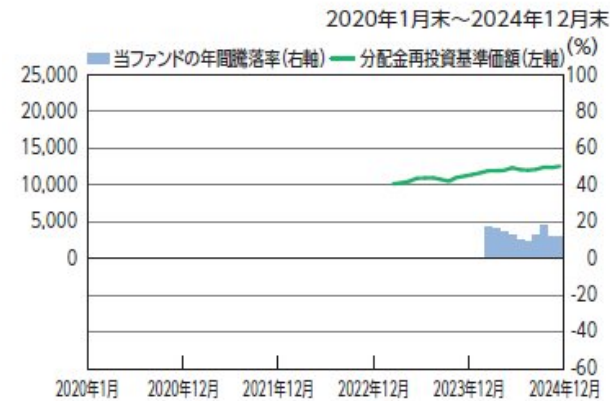


	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	13.2	42.1	59.8	62.7	2.3	15.3	21.5
最小値	6.6	△9.5	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値	9.1	14.7	21.7	11.7	△1.7	5.3	6.6

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2020年1月から2024年12月の5年間(当ファンドは2024年3月から2024年12月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
* 決算日に対応した数値とは異なります。
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

ターゲットリターンバランスファンド(目標4%)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

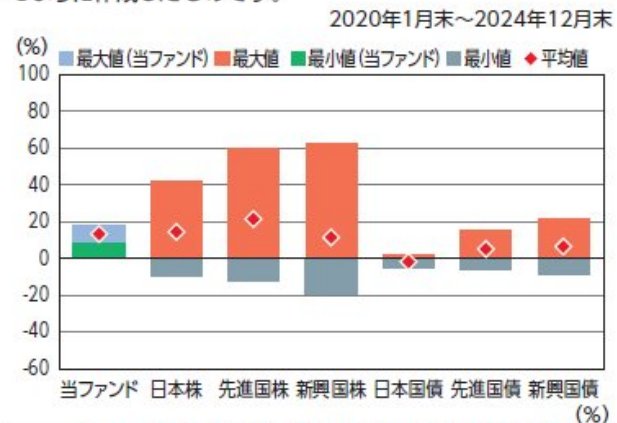


* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
* 年間騰落率は、2024年3月から2024年12月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

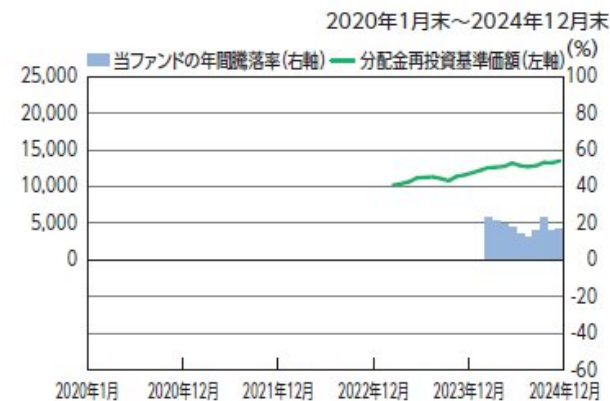


	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	18.2	42.1	59.8	62.7	2.3	15.3	21.5
最小値	9.4	△9.5	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値	13.6	14.7	21.7	11.7	△1.7	5.3	6.6

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2020年1月から2024年12月の5年間(当ファンドは2024年3月から2024年12月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
* 決算日に対応した数値とは異なります。
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

ターゲットリターンバランスファンド(目標5%)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

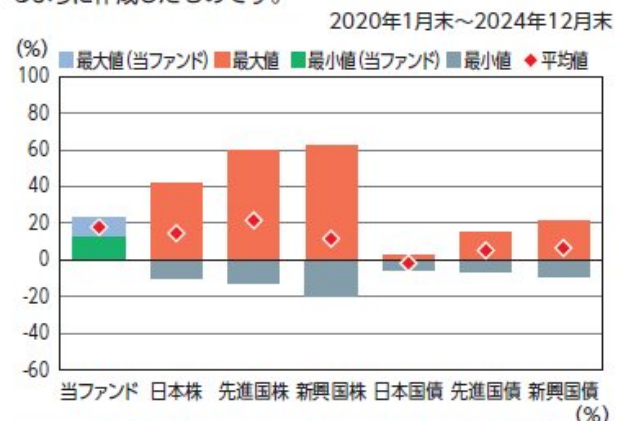


* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
* 年間騰落率は、2024年3月から2024年12月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

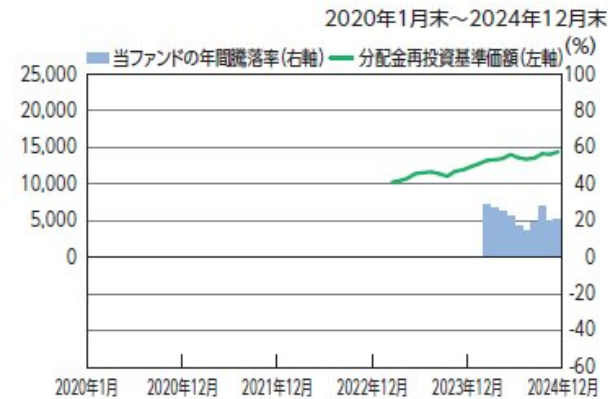


	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	23.3	42.1	59.8	62.7	2.3	15.3	21.5
最小値	12.2	△9.5	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値	18.1	14.7	21.7	11.7	△1.7	5.3	6.6

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2020年1月から2024年12月の5年間(当ファンドは2024年3月から2024年12月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
* 決算日に対応した数値とは異なります。
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

ターゲットリターンバランスファンド(目標6%)

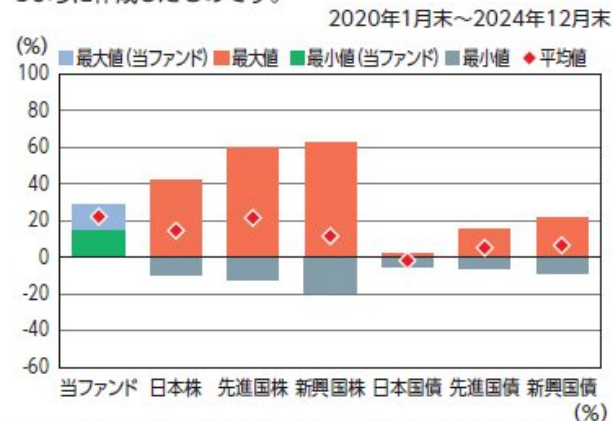
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
* 年間騰落率は、2024年3月から2024年12月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国国債	新興国国債
最大値	29.1	42.1	59.8	62.7	2.3	15.3	21.5
最小値	14.9	△9.5	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値	22.3	14.7	21.7	11.7	△1.7	5.3	6.6

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2020年1月から2024年12月の5年間(当ファンドは2024年3月から2024年12月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
* 決算日に対応した数値とは異なります。
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX、配当込み)
先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)
新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債・・・NOMURA-BPI国債
先進国国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)
(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX、配当込み)

東証株価指数(TOPIX、配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
ありません。

(3) 【信託報酬等】

- ① 信託報酬
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、各ファンドの信託財産の純資産総額に対し年 0.77%（税抜 0.7%）の率を乗じて得た額とします。
- ② 信託報酬の配分
信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝日々の純資産総額×信託報酬率		
委託会社	販売会社	受託会社
0.27%	0.40%	0.03%

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

支払先	主な役務
委託会社	ファンドの運用・調査、基準価額の計算、開示資料作成等の対価
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

- ③ 支払時期
信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 監査法人に支払うファンドの監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて日々計上され毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日）、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。
- ② 有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用は証券会社等に信託財産中から都度支払われます。また、外貨建資産の保管等に要する費用は海外の保管機関に信託財産中から都度支払われます。（消費税等相当額を含みます。）
- ③ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から都度支払われます。信託財産において資金借入れを行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から都度支払われます。
- ④ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支払われます。
- ⑤ その他諸費用（法律・税務顧問への報酬、法定書類の作成・印刷・交付費用、公告費用等）および当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます（現在、その他諸費用として受益者負担項目はありません。）。

※これらのその他の手数料等は、信託財産の運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額またはその計算方法の概要等を記載することができません。

○上場投資信託証券、上場不動産投資信託証券は市場の需給により価格形成されるため、これら費用を表示することができません。

○上記の手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

- ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。
- ・当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」および「つみたて投資枠（特定累積投資勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせ

してください。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

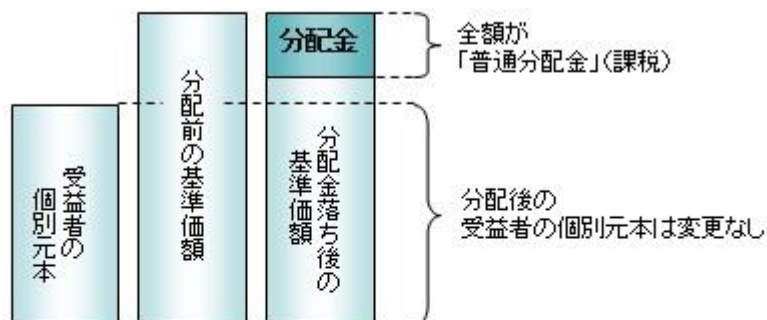
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

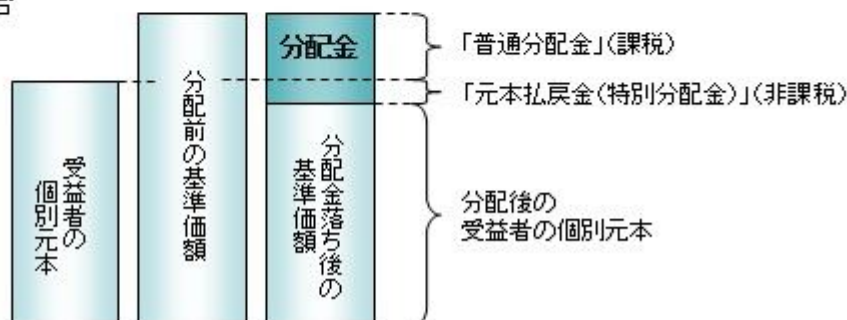
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は 2024 年 12 月末現在のもので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

【参考情報】ファンドの総経費率

	総経費率(①+②)	①	②
		運用管理費用の比率	その他費用の比率
目標2%	0.79%	0.77%	0.02%
目標3%	0.80%	0.77%	0.03%
目標4%	0.81%	0.77%	0.04%
目標5%	0.81%	0.77%	0.04%
目標6%	0.82%	0.77%	0.05%

※対象期間は2023年12月21日～2024年12月20日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。)を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口あたり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※その他費用とは監査費用や有価証券の保管費用等です。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

【ターゲットリターンバランスファンド（目標２％）】

以下の運用状況は 2024 年 12 月 30 日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(１)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	192,558,006	99.81
コール・ローン等・その他資産（負債控除後）	—	375,377	0.19
合計（純資産総額）		192,933,383	100.00

(２)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	RM国内債券マザーファンド	66,360,302	0.9739	64,628,299	0.9716	64,475,669	33.42
日本	親投資信託受益証券	RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）	76,987,230	0.8373	64,461,408	0.8347	64,261,240	33.31
日本	親投資信託受益証券	RM先進国株式マザーファンド	6,691,568	3.5274	23,603,837	3.5878	24,008,007	12.44
日本	親投資信託受益証券	RM国内株式マザーファンド	6,156,007	2.1271	13,094,443	2.1948	13,511,204	7.00
日本	親投資信託受益証券	RM先進国リートマザーファンド	4,115,324	1.8421	7,580,839	1.8817	7,743,805	4.01
日本	親投資信託受益証券	RM先進国債券マザーファンド	5,344,241	1.3194	7,051,192	1.3218	7,064,017	3.66
日本	親投資信託受益証券	RM新興国株式マザーファンド	1,801,021	2.1368	3,848,422	2.1399	3,854,004	2.00
日本	親投資信託受益証券	RM国内リートマザーファンド	2,798,173	1.3390	3,746,766	1.3706	3,835,175	1.99
日本	親投資信託受益証券	RM新興国債券マザーファンド	2,636,240	1.4389	3,793,286	1.4433	3,804,885	1.97

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.81
合 計	99.81

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末（2023年12月20日）	20	20	1.0501	1.0501
第2計算期間末（2024年12月20日）	190	190	1.0778	1.0778
2023年12月末日	21	—	1.0482	—
2024年1月末日	30	—	1.0509	—
2月末日	43	—	1.0577	—
3月末日	58	—	1.0713	—
4月末日	72	—	1.0625	—
5月末日	86	—	1.0598	—
6月末日	103	—	1.0771	—
7月末日	117	—	1.0686	—
8月末日	131	—	1.0700	—
9月末日	145	—	1.0761	—
10月末日	160	—	1.0814	—
11月末日	178	—	1.0784	—
12月末日	192	—	1.0817	—

② 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2023年3月17日～2023年12月20日	0.0000
第2期	2023年12月21日～2024年12月20日	0.0000

③ 【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2023年3月17日～2023年12月20日	5.01
第2期	2023年12月21日～2024年12月20日	2.64

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2023年3月17日～2023年12月20日	20,527,807	1,059,394
第2期	2023年12月21日～2024年12月20日	174,079,633	16,547,410

(注) 第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【ターゲットリターンバランスファンド（目標３％）】

以下の運用状況は 2024 年 12 月 30 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	118, 105, 671	99. 89
コール・ローン等・その他資産（負債控除後）	—	134, 794	0. 11
合計（純資産総額）		118, 240, 465	100. 00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	RM国内債券マザーファンド	32, 063, 700	0. 9739	31, 229, 815	0. 9716	31, 153, 090	26. 35
日本	親投資信託受益証券	RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）	37, 297, 503	0. 8373	31, 229, 777	0. 8347	31, 132, 225	26. 33
日本	親投資信託受益証券	RM先進国株式マザーファンド	7, 013, 927	3. 5274	24, 741, 043	3. 5878	25, 164, 567	21. 28
日本	親投資信託受益証券	RM国内株式マザーファンド	5, 259, 380	2. 1270	11, 186, 860	2. 1948	11, 543, 287	9. 76
日本	親投資信託受益証券	RM先進国リートマザーファンド	3, 535, 765	1. 8420	6, 513, 191	1. 8817	6, 653, 249	5. 63
日本	親投資信託受益証券	RM新興国株式マザーファンド	2, 066, 576	2. 1368	4, 415, 859	2. 1399	4, 422, 265	3. 74
日本	親投資信託受益証券	RM国内リートマザーファンド	2, 407, 787	1. 3389	3, 223, 847	1. 3706	3, 300, 112	2. 79
日本	親投資信託受益証券	RM新興国債券マザーファンド	1, 641, 520	1. 4389	2, 361, 983	1. 4433	2, 369, 205	2. 00
日本	親投資信託受益証券	RM先進国債券マザーファンド	1, 791, 248	1. 3194	2, 363, 372	1. 3218	2, 367, 671	2. 00

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99. 89
合 計	99. 89

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末（2023年12月20日）	10	10	1.0858	1.0858
第2計算期間末（2024年12月20日）	116	116	1.1571	1.1571
2023年12月末日	10	—	1.0833	—
2024年1月末日	15	—	1.0957	—
2月末日	20	—	1.1108	—
3月末日	27	—	1.1318	—
4月末日	35	—	1.1264	—
5月末日	44	—	1.1277	—
6月末日	53	—	1.1527	—
7月末日	64	—	1.1372	—
8月末日	78	—	1.1347	—
9月末日	87	—	1.1424	—
10月末日	97	—	1.1588	—
11月末日	110	—	1.1553	—
12月末日	118	—	1.1652	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2023年3月17日～2023年12月20日	0.0000
第2期	2023年12月21日～2024年12月20日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2023年3月17日～2023年12月20日	8.58
第2期	2023年12月21日～2024年12月20日	6.57

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（4）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2023年3月17日～2023年12月20日	10,772,079	992,917
第2期	2023年12月21日～2024年12月20日	102,023,142	10,853,102

（注）第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【ターゲットリターンバランスファンド（目標４％）】

以下の運用状況は 2024 年 12 月 30 日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(１)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	406,082,877	99.75
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)	—	1,024,504	0.25
合計（純資産総額）		407,107,381	100.00

(２)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	RM先進国株式マザーファンド	35,200,856	3.5274	124,168,665	3.5878	126,293,631	31.02
日本	親投資信託受益証券	RM国内債券マザーファンド	79,858,157	0.9739	77,781,445	0.9716	77,590,185	19.06
日本	親投資信託受益証券	RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）	92,893,686	0.8373	77,781,438	0.8347	77,538,359	19.05
日本	親投資信託受益証券	RM国内株式マザーファンド	19,412,173	2.1271	41,293,040	2.1948	42,605,837	10.47
日本	親投資信託受益証券	RM先進国リートマザーファンド	14,910,404	1.8421	27,467,319	1.8817	28,056,907	6.89
日本	親投資信託受益証券	RM新興国株式マザーファンド	11,144,907	2.1368	23,814,437	2.1399	23,848,986	5.86
日本	親投資信託受益証券	RM国内リートマザーファンド	10,188,712	1.3389	13,642,514	1.3706	13,964,648	3.43
日本	親投資信託受益証券	RM新興国債券マザーファンド	5,616,149	1.4389	8,081,076	1.4433	8,105,787	1.99
日本	親投資信託受益証券	RM先進国債券マザーファンド	6,111,770	1.3194	8,063,869	1.3218	8,078,537	1.98

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.75
合 計	99.75

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(３)【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末（2023年12月20日）	39	39	1.1232	1.1232
第2計算期間末（2024年12月20日）	398	398	1.2437	1.2437
2023年12月末日	41	—	1.1207	—
2024年1月末日	60	—	1.1424	—
2月末日	86	—	1.1656	—
3月末日	122	—	1.1940	—
4月末日	154	—	1.1935	—
5月末日	184	—	1.1996	—
6月末日	217	—	1.2344	—
7月末日	244	—	1.2089	—
8月末日	272	—	1.2017	—
9月末日	304	—	1.2121	—
10月末日	339	—	1.2426	—
11月末日	370	—	1.2378	—
12月末日	407	—	1.2558	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2023年3月17日～2023年12月20日	0.0000
第2期	2023年12月21日～2024年12月20日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2023年3月17日～2023年12月20日	12.32
第2期	2023年12月21日～2024年12月20日	10.73

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（4）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2023年3月17日～2023年12月20日	35,642,710	669,744
第2期	2023年12月21日～2024年12月20日	321,173,079	35,406,565

（注）第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【ターゲットリターンバランスファンド（目標５％）】

以下の運用状況は 2024 年 12 月 30 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(１)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	162,060,092	99.82
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)	—	287,960	0.18
合計（純資産総額）		162,348,052	100.00

(２)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	RM先進国株式マザーファンド	18,225,057	3.5274	64,287,412	3.5878	65,387,859	40.28
日本	親投資信託受益証券	RM国内株式マザーファンド	9,079,209	2.1270	19,312,071	2.1948	19,927,047	12.27
日本	親投資信託受益証券	RM国内債券マザーファンド	19,419,176	0.9739	18,914,124	0.9716	18,867,671	11.62
日本	親投資信託受益証券	RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）	22,589,068	0.8373	18,914,198	0.8347	18,855,095	11.61
日本	親投資信託受益証券	RM先進国リートマザーファンド	6,974,245	1.8420	12,846,943	1.8817	13,123,436	8.08
日本	親投資信託受益証券	RM新興国株式マザーファンド	6,024,885	2.1368	12,873,975	2.1399	12,892,651	7.94
日本	親投資信託受益証券	RM国内リートマザーファンド	4,766,672	1.3389	6,382,258	1.3706	6,533,200	4.02
日本	親投資信託受益証券	RM新興国債券マザーファンド	2,246,837	1.4389	3,232,973	1.4433	3,242,859	2.00
日本	親投資信託受益証券	RM先進国債券マザーファンド	2,443,845	1.3194	3,224,409	1.3218	3,230,274	1.99

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.82
合 計	99.82

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(３)【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末（2023年12月20日）	15	15	1.1594	1.1594
第2計算期間末（2024年12月20日）	159	159	1.3328	1.3328
2023年12月末日	16	—	1.1571	—
2024年1月末日	23	—	1.1892	—
2月末日	31	—	1.2209	—
3月末日	42	—	1.2575	—
4月末日	54	—	1.2623	—
5月末日	72	—	1.2738	—
6月末日	86	—	1.3194	—
7月末日	97	—	1.2830	—
8月末日	108	—	1.2696	—
9月末日	122	—	1.2827	—
10月末日	138	—	1.3285	—
11月末日	148	—	1.3222	—
12月末日	162	—	1.3498	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2023年3月17日～2023年12月20日	0.0000
第2期	2023年12月21日～2024年12月20日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2023年3月17日～2023年12月20日	15.94
第2期	2023年12月21日～2024年12月20日	14.96

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（4）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2023年3月17日～2023年12月20日	14,179,324	762,588
第2期	2023年12月21日～2024年12月20日	122,570,418	16,625,103

（注）第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【ターゲットリターンバランスファンド（目標6％）】

以下の運用状況は2024年12月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	309,014,070	99.70
コール・ローン等・その他資産（負債控除後）	—	923,621	0.30
合計（純資産総額）		309,937,691	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	RM先進国株式マザーファンド	39,307,175	3.5274	138,652,130	3.5878	141,026,282	45.50
日本	親投資信託受益証券	RM国内株式マザーファンド	23,127,480	2.1271	49,194,463	2.1948	50,760,193	16.38
日本	親投資信託受益証券	RM先進国リートマザーファンド	17,831,986	1.8419	32,846,328	1.8817	33,554,448	10.83
日本	親投資信託受益証券	RM新興国株式マザーファンド	13,992,707	2.1368	29,899,616	2.1399	29,942,993	9.66
日本	親投資信託受益証券	RM国内リートマザーファンド	12,205,613	1.3389	16,343,213	1.3706	16,729,013	5.40
日本	親投資信託受益証券	RM国内債券マザーファンド	12,881,947	0.9739	12,546,860	0.9716	12,516,099	4.04
日本	親投資信託受益証券	RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）	14,984,500	0.8373	12,546,892	0.8347	12,507,562	4.04
日本	親投資信託受益証券	RM新興国債券マザーファンド	4,159,225	1.4389	5,984,708	1.4433	6,003,009	1.94
日本	親投資信託受益証券	RM先進国債券マザーファンド	4,519,951	1.3194	5,963,623	1.3218	5,974,471	1.93

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.70
合 計	99.70

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末（2023年12月20日）	30	30	1.1952	1.1952
第2計算期間末（2024年12月20日）	301	301	1.4183	1.4183
2023年12月末日	31	—	1.1941	—
2024年1月末日	50	—	1.2366	—
2月末日	71	—	1.2760	—
3月末日	95	—	1.3217	—
4月末日	120	—	1.3308	—
5月末日	142	—	1.3472	—
6月末日	169	—	1.4023	—
7月末日	191	—	1.3576	—
8月末日	211	—	1.3388	—
9月末日	230	—	1.3531	—
10月末日	260	—	1.4135	—
11月末日	279	—	1.4052	—
12月末日	309	—	1.4415	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2023年3月17日～2023年12月20日	0.0000
第2期	2023年12月21日～2024年12月20日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2023年3月17日～2023年12月20日	19.52
第2期	2023年12月21日～2024年12月20日	18.67

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（4）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2023年3月17日～2023年12月20日	26,356,514	855,592
第2期	2023年12月21日～2024年12月20日	213,762,096	26,919,920

（注）第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

RM国内債券マザーファンド

以下の運用状況は 2024 年 12 月 30 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	186,305,314,940	84.88
地方債証券	日本	10,950,317,720	4.99
特殊債券	日本	10,603,600,454	4.83
社債券	日本	9,739,944,000	4.44
	フランス	395,991,000	0.18
	小計	10,135,935,000	4.62
コール・ローン等・その他資産（負債控除後）	—	1,487,086,669	0.68
合計（純資産総額）		219,482,254,783	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債証券	第147回利付国債（5年）	3,320,000,000	99.90	3,316,779,600	99.43	3,301,374,800	0.005	2026/3/20	1.50
日本	国債証券	第148回利付国債（5年）	3,040,000,000	99.78	3,033,327,700	99.23	3,016,774,400	0.005	2026/6/20	1.37
日本	国債証券	第366回日本国債（10年）	2,770,000,000	96.60	2,676,014,600	95.46	2,644,242,000	0.200	2032/3/20	1.20
日本	国債証券	第362回利付国債（10年）	2,740,000,000	96.91	2,655,607,000	95.89	2,627,468,200	0.100	2031/3/20	1.20
日本	国債証券	第370回利付国債（10年）	2,710,000,000	97.50	2,642,403,600	96.61	2,618,212,300	0.500	2033/3/20	1.19
日本	国債証券	第149回利付国債（5年）	2,600,000,000	99.63	2,590,619,300	99.05	2,575,404,000	0.005	2026/9/20	1.17
日本	国債証券	第158回利付国債（5年）	2,580,000,000	99.30	2,562,013,000	98.36	2,537,894,400	0.100	2028/3/20	1.16
日本	国債証券	第150回利付国債（5年）	2,440,000,000	99.36	2,424,484,000	98.90	2,413,355,200	0.005	2026/12/20	1.10
日本	国債証券	第153回利付国債（5年）	2,420,000,000	99.46	2,406,932,000	98.60	2,386,337,800	0.005	2027/6/20	1.09
日本	国債証券	第367回日本国債（10年）	2,480,000,000	96.34	2,389,341,100	95.14	2,359,571,200	0.200	2032/6/20	1.08
日本	国債証券	第359回利付国債（10年）	2,440,000,000	97.96	2,390,329,600	96.57	2,356,308,000	0.100	2030/6/20	1.07
日本	国債証券	第360回利付国債（10年）	2,440,000,000	97.51	2,379,321,600	96.36	2,351,306,000	0.100	2030/9/20	1.07
日本	国債証券	第364回利付国債（5年）	2,350,000,000	96.38	2,265,011,700	95.36	2,241,030,500	0.100	2031/9/20	1.02

		債（１０年）								
日本	国債証券	第３６８回日本国債（１０年）	2,340,000,000	96.07	2,248,153,700	94.85	2,219,583,600	0.200	2032/9/20	1.01
日本	国債証券	第３６５回利付国債（１０年）	2,270,000,000	96.03	2,180,018,700	95.07	2,158,202,500	0.100	2031/12/20	0.98
日本	国債証券	第３５７回利付国債（１０年）	2,220,000,000	98.29	2,182,139,100	96.94	2,152,090,200	0.100	2029/12/20	0.98
日本	国債証券	第３６６回利付国債（１０年）	2,210,000,000	98.30	2,172,460,000	97.15	2,147,147,600	0.100	2029/9/20	0.98
日本	国債証券	第３６９回日本国債（１０年）	2,200,000,000	98.10	2,158,256,100	96.85	2,130,722,000	0.500	2032/12/20	0.97
日本	国債証券	第１５２回利付国債（５年）	2,120,000,000	99.84	2,116,716,000	98.97	2,098,333,600	0.100	2027/3/20	0.96
日本	国債証券	第１５６回利付国債（５年）	1,960,000,000	99.65	1,953,173,000	98.82	1,936,950,400	0.200	2027/12/20	0.88
日本	国債証券	第３７１回利付国債（１０年）	2,010,000,000	97.06	1,950,945,400	95.54	1,920,494,700	0.400	2033/6/20	0.88
日本	国債証券	第３５３回利付国債（１０年）	1,950,000,000	98.96	1,929,759,000	97.76	1,906,456,500	0.100	2028/12/20	0.87
日本	国債証券	第１５４回利付国債（５年）	1,930,000,000	99.48	1,919,971,400	98.69	1,904,813,500	0.100	2027/9/20	0.87
日本	国債証券	第３６１回利付国債（１０年）	1,980,000,000	97.39	1,928,477,200	96.15	1,903,928,400	0.100	2030/12/20	0.87
日本	国債証券	第１６１回利付国債（５年）	1,840,000,000	99.70	1,834,624,400	98.85	1,818,858,400	0.300	2028/6/20	0.83
日本	国債証券	第３５８回利付国債（１０年）	1,830,000,000	97.97	1,792,967,000	96.74	1,770,451,800	0.100	2030/3/20	0.81
日本	国債証券	第３６３回利付国債（１０年）	1,810,000,000	96.89	1,753,810,100	95.61	1,730,667,700	0.100	2031/6/20	0.79
日本	国債証券	第３７４回利付国債（１０年）	1,710,000,000	98.13	1,678,051,300	98.02	1,676,227,500	0.800	2034/3/20	0.76
日本	国債証券	第３４８回利付国債（１０年）	1,690,000,000	99.80	1,686,620,000	98.69	1,667,945,500	0.100	2027/9/20	0.76
日本	国債証券	第３７５回利付国債（１０年）	1,660,000,000	101.98	1,693,023,600	100.38	1,666,407,600	1.100	2034/6/20	0.76

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
国債証券	84.88
地方債証券	4.99
特殊債券	4.83
社債券	4.62
合 計	99.32

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）

以下の運用状況は 2024 年 12 月 30 日現在です。
 ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	79,059,989,830	48.94
	カナダ	3,185,253,553	1.97
	メキシコ	1,245,429,995	0.77
	ドイツ	9,730,537,050	6.02
	イタリア	11,512,884,756	7.13
	フランス	12,241,975,148	7.58
	オランダ	2,221,222,465	1.37
	スペイン	7,366,446,671	4.56
	ベルギー	2,626,795,356	1.63
	オーストリア	1,858,761,666	1.15
	フィンランド	780,806,395	0.48
	アイルランド	742,835,713	0.46
	ポルトガル	915,387,941	0.57
	イギリス	8,614,868,793	5.33
	スウェーデン	247,826,623	0.15
	ノルウェー	241,020,157	0.15
	デンマーク	373,406,888	0.23
	ポーランド	884,182,225	0.55
	オーストラリア	2,020,983,471	1.25
	ニュージーランド	423,019,829	0.26
	シンガポール	640,640,750	0.40
	マレーシア	847,054,177	0.52
	中国	19,226,992,374	11.90
	イスラエル	548,805,857	0.34
小計		167,557,127,683	103.72
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)	—	△6,005,372,944	△3.72
合計（純資産総額）		161,551,754,739	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	売建	—	171,360,037,390	△106.07

(注) 為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,320,000	16,184.71	861,026,998	15,694.42	834,943,244	4.500	2033/11/15	0.52
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,990,000	16,037.96	800,294,655	15,525.11	774,703,483	4.375	2034/5/15	0.48
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,000,000	15,372.18	768,609,224	14,907.22	745,361,460	3.875	2034/8/15	0.46
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,770,000	15,803.78	753,840,711	15,377.75	733,518,815	4.125	2032/11/15	0.45
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,580,000	15,584.74	713,781,382	15,095.99	691,396,560	4.000	2034/2/15	0.43
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,180,000	13,602.86	704,628,258	13,296.69	688,768,921	1.625	2031/5/15	0.43
中国	国債証券	GOV OF CHINA	30,950,000	2,210.00	683,996,468	2,224.84	688,588,641	2.050	2029/4/15	0.43
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,560,000	15,468.89	705,381,465	15,003.62	684,165,074	3.875	2033/8/15	0.42
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,100,000	13,179.60	672,159,953	12,865.10	656,120,132	1.250	2031/8/15	0.41
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	15,869.28	634,771,399	15,830.97	633,239,027	4.375	2026/7/31	0.39
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,700,000	13,168.48	618,918,795	12,898.46	606,227,941	0.875	2030/11/15	0.38
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,040,000	14,927.31	603,063,353	14,487.06	585,277,372	3.375	2033/5/15	0.36
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,510,000	13,203.70	595,487,082	12,881.47	580,954,513	1.375	2031/11/15	0.36
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,930,000	14,536.18	571,272,101	14,160.50	556,507,976	2.875	2032/5/15	0.34
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,130,000	13,606.26	561,938,556	13,259.93	547,635,225	1.875	2032/2/15	0.34
中国	国債証券	GOV OF CHINA	24,080,000	2,184.56	526,042,104	2,192.75	528,016,574	1.990	2026/3/15	0.33
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,600,000	15,094.14	543,389,079	14,664.39	527,918,333	3.500	2033/2/15	0.33
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,770,000	14,366.26	541,608,228	13,982.55	527,142,354	2.750	2032/8/15	0.33
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,470,000	15,128.74	524,967,381	15,137.70	525,278,274	0.750	2026/3/31	0.33
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,300,000	15,922.42	525,439,973	15,687.93	517,701,820	4.250	2029/6/30	0.32
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,400,000	15,267.76	519,104,121	15,093.21	513,169,285	3.125	2028/11/15	0.32
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,930,000	13,299.16	522,657,336	13,009.37	511,268,564	1.125	2031/2/15	0.32
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,200,000	15,809.34	505,899,181	15,760.53	504,337,157	4.125	2026/10/31	0.31
中国	国債証券	GOV OF CHINA	22,950,000	2,178.11	499,877,970	2,186.87	501,887,257	1.670	2026/6/15	0.31
中国	国債証券	GOV OF CHINA	22,000,000	2,246.60	494,252,880	2,262.27	497,700,569	2.550	2028/10/15	0.31
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,870,000	13,046.76	504,909,635	12,804.54	495,535,986	0.625	2030/8/15	0.31
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,220,000	15,257.57	491,293,855	15,256.33	491,254,066	1.625	2026/5/15	0.30
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,050,000	15,970.61	487,103,880	15,938.48	486,123,904	4.875	2026/5/31	0.30
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,050,000	16,085.54	490,609,171	15,850.43	483,438,395	4.500	2029/5/31	0.30
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,100,000	15,847.65	491,277,421	15,590.61	483,309,104	4.125	2029/10/31	0.30

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	103.72
合 計	103.72

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	名称	建別	数量	契約額等 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)

為替予約取引	米ドル	売建	515,347,000.00	81,116,851,857	81,141,539,753	△50.23
	カナダドル	売建	29,718,000.00	3,250,115,013	3,251,693,039	△2.01
	メキシコペソ	売建	169,697,000.00	1,303,614,050	1,302,085,081	△0.81
	ユーロ	売建	311,760,000.00	51,198,287,184	51,259,485,672	△31.73
	英ポンド	売建	45,305,000.00	8,960,463,456	8,971,889,594	△5.55
	スウェーデンクローナ	売建	17,892,000.00	256,315,030	256,818,189	△0.16
	ノルウェークローネ	売建	17,983,000.00	249,412,736	249,598,645	△0.15
	デンマーククローネ	売建	17,335,000.00	382,098,590	382,266,219	△0.24
	ポーランドズロチ	売建	23,664,000.00	907,926,792	907,074,249	△0.56
	オーストラリアドル	売建	20,749,000.00	2,032,376,999	2,034,267,233	△1.26
	ニュージーランドドル	売建	4,860,000.00	431,294,868	431,529,606	△0.27
	シンガポールドル	売建	5,654,000.00	655,841,384	656,645,948	△0.41
	マレーシアリングgit	売建	23,430,000.00	799,361,310	828,625,380	△0.51
	中国元	売建	884,653,000.00	19,106,823,959	19,123,455,435	△11.84
	イスラエルシェケル	売建	13,174,000.00	566,046,362	563,063,347	△0.35

(注) 為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

RM先進国債券マザーファンド

以下の運用状況は 2024 年 12 月 30 日現在です。
 ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	21,273,828,403	46.36
	カナダ	862,031,184	1.88
	メキシコ	324,334,970	0.71
	ドイツ	2,653,342,074	5.78
	イタリア	3,134,439,006	6.83
	フランス	3,307,055,707	7.21
	オランダ	587,092,008	1.28
	スペイン	1,999,436,068	4.36
	ベルギー	720,964,525	1.57
	オーストリア	495,877,061	1.08
	フィンランド	218,416,471	0.48
	アイルランド	205,715,824	0.45
	ポルトガル	258,432,057	0.56
	イギリス	2,312,322,163	5.04
	スウェーデン	72,538,304	0.16
	ノルウェー	60,901,062	0.13
	デンマーク	100,678,378	0.22
	ポーランド	225,561,585	0.49
	オーストラリア	545,133,908	1.19
	ニュージーランド	117,559,950	0.26
	シンガポール	173,546,678	0.38
	マレーシア	225,519,187	0.49
	中国	5,222,019,963	11.38
	イスラエル	144,687,847	0.32
小計		45,241,434,383	98.59
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)	—	646,750,156	1.41
合計（純資産総額）		45,888,184,539	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)

アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,580,000	15,861.65	250,614,124	15,851.98	250,461,347	4.500	2026/3/31	0.55
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,470,000	15,663.83	230,258,396	14,907.22	219,136,266	3.875	2034/8/15	0.48
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,320,000	15,656.36	206,664,068	15,422.55	203,577,660	3.375	2027/9/15	0.44
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,290,000	15,855.23	204,532,548	15,750.64	203,183,384	4.125	2027/2/15	0.44
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,290,000	16,048.11	207,020,676	15,525.11	200,274,047	4.375	2034/5/15	0.44
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,300,000	15,883.97	206,491,645	15,377.75	199,910,788	4.125	2032/11/15	0.44
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,320,000	14,606.34	192,803,704	15,141.10	199,862,529	0.500	2026/2/28	0.44
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,270,000	16,256.19	206,453,620	15,694.42	199,319,158	4.500	2033/11/15	0.43
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,210,000	16,017.73	193,814,632	15,895.85	192,339,836	4.625	2026/10/15	0.42
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,220,000	15,735.86	191,977,515	15,272.40	186,323,310	3.625	2029/8/31	0.41
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,210,000	15,491.10	187,442,313	15,095.99	182,661,536	4.000	2034/2/15	0.40
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,150,000	15,824.71	181,984,209	15,714.81	180,720,340	4.125	2027/11/15	0.39
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,240,000	14,972.11	185,654,205	14,487.06	179,639,589	3.375	2033/5/15	0.39
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,250,000	14,207.72	177,596,595	13,982.55	174,781,948	2.750	2032/8/15	0.38
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,100,000	15,829.38	174,123,279	15,814.29	173,957,218	4.250	2026/1/31	0.38
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,330,000	12,874.27	171,227,793	12,865.10	171,105,838	1.250	2031/8/15	0.37
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,140,000	14,757.39	168,234,254	14,746.26	168,107,462	2.625	2029/2/15	0.37
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,110,000	15,011.28	166,625,230	15,004.54	166,550,471	2.875	2028/8/15	0.36
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,260,000	13,191.29	166,210,371	12,881.47	162,306,582	1.375	2031/11/15	0.35
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,050,000	14,459.87	151,828,701	14,930.09	156,765,956	0.625	2026/7/31	0.34
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,040,000	15,434.88	160,522,753	15,003.62	156,037,648	3.875	2033/8/15	0.34
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,200,000	12,809.41	153,712,997	12,898.46	154,781,601	0.875	2030/11/15	0.34
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,030,000	14,470.68	149,048,101	14,916.80	153,643,107	0.750	2026/8/31	0.33
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,000,000	14,614.96	146,149,669	15,094.45	150,944,500	0.750	2026/4/30	0.33
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	950,000	16,025.61	152,243,306	15,713.26	149,276,041	4.375	2030/11/30	0.33
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,110,000	13,407.24	148,820,453	13,259.93	147,185,253	1.875	2032/2/15	0.32
中国	国債証券	GOV OF CHINA	6,490,000	2,181.83	141,601,386	2,218.73	143,995,585	2.390	2026/11/15	0.31
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	900,000	16,162.83	145,465,492	15,924.58	143,321,275	4.625	2028/9/30	0.31
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	960,000	14,945.02	143,472,265	14,929.16	143,319,976	1.250	2026/11/30	0.31
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,010,000	14,496.26	146,412,246	14,160.50	143,021,133	2.875	2032/5/15	0.31

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	98.59
合 計	98.59

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

RM新興国債券マザーファンド

以下の運用状況は 2024 年 12 月 30 日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	アイルランド	15,596,119,344	99.71
コール・ローン等・その他資産（負債控除後）	—	45,767,057	0.29
合計（純資産総額）		15,641,886,401	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
アイルランド	投資信託受益証券	ISHARES JPM EM LCL GOV BND	2,307,989	6,996.50	16,147,852,220	6,757.44	15,596,119,344	99.71

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.71
合 計	99.71

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

RM国内株式マザーファンド

以下の運用状況は 2024 年 12 月 30 日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	164,593,115,070	99.41
コール・ローン等・その他資産（負債控除後）	—	974,343,978	0.59
合計（純資産総額）		165,567,459,048	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	日本	1,003,140,000	0.61

(注) 先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (％)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	2,197,400	3,036.56	6,672,546,942	3,146.00	6,913,020,400	4.18
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	1,447,600	2,758.86	3,993,732,409	3,369.00	4,876,964,400	2.95
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2,611,600	1,480.37	3,866,134,292	1,846.00	4,821,013,600	2.91
日本	株式	日立製作所	電気機器	1,075,100	2,787.85	2,997,226,659	3,937.00	4,232,668,700	2.56
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	331,500	7,038.54	2,333,276,131	11,145.00	3,694,567,500	2.23
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	849,300	2,828.77	2,402,481,353	3,764.00	3,196,765,200	1.93
日本	株式	キーエンス	電気機器	41,400	66,546.19	2,755,012,378	64,630.00	2,675,682,000	1.62
日本	株式	任天堂	その他製品	261,000	8,030.87	2,096,059,005	9,264.00	2,417,904,000	1.46
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	294,000	6,915.34	2,033,112,619	7,832.00	2,302,608,000	1.39
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	397,500	4,476.97	1,779,599,458	5,728.00	2,276,880,000	1.38
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	549,500	2,863.50	1,573,495,077	3,873.00	2,128,213,500	1.29
日本	株式	三井物産	卸売業	642,600	3,182.59	2,045,138,155	3,311.00	2,127,648,600	1.29
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	87,500	29,602.56	2,590,224,364	24,185.00	2,116,187,500	1.28
日本	株式	三菱商事	卸売業	808,300	2,840.87	2,296,282,030	2,604.00	2,104,813,200	1.27
日本	株式	信越化学工業	化学	371,300	5,995.60	2,226,168,731	5,296.00	1,966,404,800	1.19
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	12,332,000	173.65	2,141,574,600	158.00	1,948,456,000	1.18
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	204,500	7,615.65	1,557,401,184	9,185.00	1,878,332,500	1.13
日本	株式	第一三共	医薬品	391,300	4,717.38	1,845,913,075	4,352.00	1,702,937,600	1.03
日本	株式	三菱重工業	機械	730,100	1,290.59	942,263,467	2,223.00	1,623,012,300	0.98

日本	株式	HOYA	精密機器	80,800	18,774.68	1,516,994,790	19,815.00	1,601,052,000	0.97
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	368,900	4,271.14	1,575,623,738	4,181.00	1,542,370,900	0.93
日本	株式	KDDI	情報・通信業	304,900	4,729.40	1,441,994,527	5,042.00	1,537,305,800	0.93
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	979,400	1,625.46	1,591,979,040	1,535.00	1,503,379,000	0.91
日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	24,600	41,549.17	1,022,109,653	53,820.00	1,323,972,000	0.80
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	6,635,400	195.00	1,293,944,521	198.90	1,319,781,060	0.80
日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	483,100	2,017.82	974,811,214	2,487.00	1,201,469,700	0.73
日本	株式	アドバンテスト	電気機器	130,300	6,302.60	821,229,010	9,198.00	1,198,499,400	0.72
日本	株式	三菱電機	電気機器	424,700	2,318.32	984,594,656	2,687.00	1,141,168,900	0.69
日本	株式	富士通	電気機器	384,200	2,349.03	902,500,367	2,799.50	1,075,567,900	0.65
日本	株式	キャノン	電気機器	206,200	4,168.94	859,635,758	5,161.00	1,064,198,200	0.64

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率 (%)
株式	国内	水産・農林業	0.08
		鉱業	0.25
		建設業	2.13
		食料品	3.04
		繊維製品	0.41
		パルプ・紙	0.14
		化学	5.11
		医薬品	4.31
		石油・石炭製品	0.54
		ゴム製品	0.57
		ガラス・土石製品	0.65
		鉄鋼	0.82
		非鉄金属	0.83
		金属製品	0.49
		機械	5.51
		電気機器	17.49
		輸送用機器	7.84
		精密機器	2.39
		その他製品	2.64
		電気・ガス業	1.24
		陸運業	2.23
		海運業	0.68
		空運業	0.34
		倉庫・運輸関連業	0.14
		情報・通信業	7.50
		卸売業	6.77

		小売業	4. 57
		銀行業	8. 50
		証券、商品先物取引業	0. 88
		保険業	3. 27
		その他金融業	1. 19
		不動産業	1. 78
		サービス業	5. 11
		合 計	

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	取引所	名称	建別	数量	通貨	契約額等（円）	評価額（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	大阪取引所	東証株価指数先物	買建	36	日本円	995, 424, 800	1, 003, 140, 000	0. 61

(注) 先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

RM先進国株式マザーファンド

以下の運用状況は 2024 年 12 月 30 日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	268,937,424,674	71.61
	カナダ	11,570,097,029	3.08
	パナマ	141,480,627	0.04
	ドイツ	8,088,122,155	2.15
	イタリア	1,949,106,388	0.52
	フランス	8,804,467,845	2.34
	オランダ	5,743,559,667	1.53
	スペイン	2,295,457,986	0.61
	ベルギー	660,020,537	0.18
	オーストリア	174,380,985	0.05
	ルクセンブルク	537,306,952	0.14
	フィンランド	854,474,906	0.23
	アイルランド	6,542,970,490	1.74
	ポルトガル	123,765,806	0.03
	イギリス	12,394,556,707	3.30
	スイス	9,313,059,370	2.48
	スウェーデン	2,737,926,974	0.73
	ノルウェー	506,992,492	0.13
	デンマーク	2,575,835,100	0.69
	ケイマン	555,371,849	0.15
	リベリア	309,903,961	0.08
	オーストラリア	5,971,547,452	1.59
	バミューダ	396,236,674	0.11
	ニュージーランド	265,250,525	0.07
	香港	1,315,058,524	0.35
	シンガポール	1,114,052,774	0.30
	イスラエル	819,459,505	0.22
	キュラソー	286,379,955	0.08
	ジャージー	720,062,389	0.19
	マン島	30,555,553	0.01
	小計	355,734,885,851	94.72
新株予約権証券	カナダ	0	0.00
投資証券	アメリカ	5,683,064,263	1.51

	カナダ	8,465,391	0.00
	フランス	121,403,341	0.03
	ベルギー	19,917,507	0.01
	イギリス	87,969,847	0.02
	オーストラリア	400,697,032	0.11
	香港	54,780,013	0.01
	シンガポール	73,275,960	0.02
	小計	6,449,573,354	1.72
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)	—	13,366,522,927	3.56
合計(純資産総額)		375,550,982,132	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	買建	アメリカ	11,916,885,750	3.17
	買建	ドイツ	2,205,132,124	0.59

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	建別	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
為替予約取引	買建	—	807,482,200	0.22

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	519,836	30,929.29	16,078,161,990	40,429.22	21,016,567,231	5.60
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	838,798	11,698.23	9,812,455,499	21,672.24	18,178,633,077	4.84
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	241,429	64,551.14	15,584,518,022	68,101.23	16,441,613,161	4.38
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	322,943	26,101.64	8,429,343,102	35,392.77	11,429,848,937	3.04
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	74,737	66,968.64	5,005,035,385	94,877.94	7,090,893,035	1.89
アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部品	98,256	32,246.50	3,168,412,937	68,279.97	6,708,917,597	1.79
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	200,372	23,956.40	4,800,192,147	30,490.77	6,109,497,929	1.63
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	151,799	20,817.65	3,160,099,004	38,240.01	5,804,796,037	1.55

アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア ア・娯楽	171,680	24,163.57	4,148,402,865	30,693.24	5,269,416,679	1.40
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	97,487	28,349.01	2,763,660,874	38,148.27	3,718,960,456	0.99
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・ バイオテ クノロジ ー・ライ フサイエ ンス	27,636	109,602.92	3,028,986,570	123,881.83	3,423,598,270	0.91
アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	金融サー ビス	45,309	62,052.36	2,811,530,466	72,210.75	3,271,796,953	0.87
アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サー ビス	57,113	43,611.94	2,490,808,977	50,405.63	2,878,817,249	0.77
アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギ ー	152,230	16,439.64	2,502,607,523	16,843.00	2,564,010,864	0.68
アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケ ア機器・ サービス	31,586	81,455.29	2,572,846,900	80,670.21	2,548,049,512	0.68
アメリカ	株式	MASTERCARD INC-CLASS A	金融サー ビス	28,172	70,755.49	1,993,323,828	84,183.39	2,371,614,632	0.63
アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	生活必需 品流通・ 小売り	15,123	114,422.16	1,730,406,418	148,641.74	2,247,909,125	0.60
アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需 品流通・ 小売り	150,873	9,107.70	1,374,106,508	14,498.77	2,187,474,254	0.58
アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO/THE	家庭用 品・パー ソナル用 品	80,447	24,690.02	1,986,238,741	26,816.25	2,157,287,298	0.57
アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	一般消費 財・サー ビス流 通・小売 り	33,951	55,782.27	1,893,864,068	62,142.59	2,109,803,236	0.56
アメリカ	株式	NETFLIX INC	メディア ア・娯楽	14,683	90,925.49	1,335,059,064	143,556.25	2,107,836,551	0.56
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・ バイオテ クノロジ ー・ライ フサイエ ンス	82,375	24,937.91	2,054,260,845	22,944.00	1,890,012,741	0.50
アメリカ	株式	SALESFORCE INC	ソフトウ ェア・サ ービス	32,851	43,670.33	1,434,614,156	53,536.02	1,758,711,826	0.47
アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・ バイオテ クノロジ ー・ライ フサイエ ンス	60,455	26,562.35	1,605,826,969	28,157.62	1,702,269,026	0.45
アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	238,594	5,468.28	1,304,699,419	7,013.70	1,673,427,024	0.45
デンマーク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品・ バイオテ クノロジ ー・ライ フサイエ ンス	110,388	17,111.90	1,888,949,221	14,059.74	1,552,027,572	0.41
オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・ 半導体製 造装置	13,707	131,549.71	1,803,151,920	112,953.70	1,548,256,476	0.41
アメリカ	株式	ORACLE CORP	ソフトウ ェア・サ ービス	56,839	19,004.05	1,080,171,682	26,726.09	1,519,084,389	0.40
ドイツ	株式	SAP SE	ソフトウ ェア・サ ービス	35,759	27,681.50	989,863,027	39,498.33	1,412,421,140	0.38

			ービス						
アメリカ	株式	COCA-COLA CO/THE	食品・飲料・タバコ	140,067	9,550.27	1,337,678,755	9,878.34	1,383,629,589	0.37

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率 (%)
株式	国外	エネルギー	3.67
		素材	3.04
		資本財	6.65
		商業・専門サービス	1.47
		運輸	1.40
		自動車・自動車部品	2.30
		耐久消費財・アパレル	1.13
		消費者サービス	1.92
		メディア・娯楽	6.82
		一般消費財・サービス流通・小売り	5.07
		生活必需品流通・小売り	1.78
		食品・飲料・タバコ	2.66
		家庭用品・パーソナル用品	1.41
		ヘルスケア機器・サービス	3.62
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.47
		銀行	5.48
		金融サービス	7.02
		保険	2.89
		ソフトウェア・サービス	9.93
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.11
		電気通信サービス	1.08
		公益事業	2.44
		半導体・半導体製造装置	9.09
		不動産管理・開発	0.27
新株予約権証券	—	—	—
投資証券	—	—	1.72
合 計			96.44

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	地域	取引所	名称	建別	数量	通貨	契約額等 (各通貨)	契約額等 (円)	評価額 (各通貨)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物	アメリカ	シカゴ商業取引所	SP500MIN2503	買建	250	米ドル	76,377,190.63	12,081,344,015	75,337,500	11,916,885,750	3.17

取引	ドイツ	ユーレックス・ドイツ 金融先物取引所	STX E6002503	買建	526	ユーロ	13,575,811.63	2,238,922,854	13,370,920	2,205,132,124	0.59

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	名称	建別	数量	契約額等（円）	評価額（円）	投資 比率 （%）
為替予約取引	米ドル	買建	5,110,000.00	807,328,900	807,482,200	0.22

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

RM新興国株式マザーファンド

以下の運用状況は 2024 年 12 月 30 日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	144,693,306	0.33
	メキシコ	703,553,653	1.62
	ブラジル	1,466,718,709	3.38
	チリ	167,797,679	0.39
	コロンビア	40,092,418	0.09
	ペルー	9,688,677	0.02
	オランダ	26,825,265	0.06
	ルクセンブルク	40,530,054	0.09
	ギリシャ	193,985,974	0.45
	イギリス	64,099,117	0.15
	トルコ	277,954,939	0.64
	チェコ	57,642,758	0.13
	キプロス	0	0.00
	ハンガリー	99,814,228	0.23
	ポーランド	320,903,638	0.74
	ロシア	0	0.00
	ケイマン	6,788,350,411	15.66
	バミューダ	163,929,881	0.38
	香港	343,397,030	0.79
	シンガポール	8,623,797	0.02
	マレーシア	629,670,252	1.45
	タイ	600,307,306	1.39
	フィリピン	217,873,226	0.50
	インドネシア	610,110,480	1.41
	韓国	3,733,975,116	8.62
	台湾	8,094,774,842	18.68
	中国	4,519,113,579	10.43
	インド	8,102,869,947	18.70
	カザフスタン	0	0.00
	カタール	344,018,746	0.79
	エジプト	23,687,518	0.05
	南アフリカ	1,126,567,320	2.60
	英ヴァージン諸島	0	0.00

	アラブ首長国連邦	563,687,401	1.30
	クウェート	307,666,542	0.71
	サウジアラビア	1,702,460,625	3.93
	小計	41,495,384,434	95.75
投資証券	メキシコ	36,542,256	0.08
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)	—	1,807,215,585	4.17
合計(純資産総額)		43,339,142,275	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	買建	アメリカ	1,865,567,011	4.30

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	建別	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
為替予約取引	買建	—	78,313,449	0.18
	売建	—	93,514	△0.00

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製造装置	837,500	3,269.51	2,738,217,923	5,252.92	4,399,327,200	10.15
ケイマン	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	メディア・娯楽	220,900	6,020.30	1,329,885,739	8,506.61	1,879,110,591	4.34
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	162,705	7,870.12	1,280,509,055	5,778.12	940,129,015	2.17
ケイマン	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	一般消費財・サービス流通・小売り	554,140	1,526.81	846,067,894	1,678.29	930,009,283	2.15
インド	株式	HDFC BANK LIMITED	銀行	192,513	2,961.72	570,169,778	3,344.74	643,906,894	1.49
ケイマン	株式	MEITUAN	消費者サービス	168,510	1,631.78	274,971,464	3,152.78	531,275,969	1.23
インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LTD	エネルギー	207,796	2,522.51	524,169,549	2,271.15	471,936,509	1.09
インド	株式	ICICI BANK LTD	銀行	178,038	1,920.34	341,894,855	2,432.04	432,996,072	1.00
中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	3,276,000	96.49	316,118,234	131.85	431,968,774	1.00
インド	株式	INFOSYS LTD	ソフトウェア・サービス	113,273	3,146.27	356,388,278	3,565.15	403,835,802	0.93
台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	425,800	545.17	232,133,915	898.78	382,700,865	0.88

ケイマン	株式	PDD HOLDINGS INC	一般消費財・サービス流通・小売り	23,659	21,306.07	504,080,470	15,414.64	364,694,991	0.84
ケイマン	株式	XIAOMI CORP-CLASS B	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	522,800	302.44	158,116,862	695.97	363,856,776	0.84
台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・半導体製造装置	51,800	4,769.78	247,074,765	6,891.45	356,977,421	0.82
韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	18,675	16,003.95	298,873,803	18,776.20	350,645,535	0.81
インド	株式	BHARTI AIRTEL LTD	電気通信サービス	87,735	2,373.06	208,200,706	2,975.72	261,074,882	0.60
サウジアラビア	株式	AL RAJHI BANK	銀行	67,075	3,706.87	248,638,516	3,885.16	260,597,107	0.60
中国	株式	IND & COMM BK OF CHINA-H	銀行	2,369,000	79.47	188,267,022	105.16	249,125,935	0.57
ケイマン	株式	TRIP.COM GROUP LTD	消費者サービス	21,060	6,677.26	140,623,159	11,392.41	239,924,365	0.55
インド	株式	TATA CONSULTANCY SVCS LTD	ソフトウェア・サービス	30,902	7,219.32	223,091,448	7,746.62	239,386,082	0.55
サウジアラビア	株式	SAUDI ARABIAN OIL CO	エネルギー	198,903	1,246.54	247,942,327	1,176.10	233,930,912	0.54
ケイマン	株式	JD.COM INC - CL A	一般消費財・サービス流通・小売り	84,260	1,967.24	165,760,173	2,769.64	233,370,035	0.54
中国	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	228,500	699.60	159,860,740	944.61	215,844,071	0.50
南アフリカ	株式	NASPERS LTD-N SHS	一般消費財・サービス流通・小売り	5,795	27,962.25	162,041,252	35,972.93	208,463,170	0.48
中国	株式	BYD CO LTD-H	自動車・自動車部品	35,500	4,238.98	150,484,127	5,575.96	197,946,864	0.46
中国	株式	BANK OF CHINA LTD-H	銀行	2,427,000	61.68	149,714,010	80.29	194,881,304	0.45
ケイマン	株式	NETEASE INC	メディア・娯楽	65,900	3,138.48	206,826,377	2,891.92	190,577,660	0.44
インドネシア	株式	BANK CENTRAL ASIA TBK PT	銀行	1,902,900	94.55	179,934,723	96.04	182,754,516	0.42
インド	株式	MAHINDRA & MAHINDRA LTD	自動車・自動車部品	32,050	3,315.14	106,250,283	5,671.97	181,786,863	0.42
ケイマン	株式	NU HOLDINGS LTD/CAYMAN ISL-A	銀行	101,201	2,247.95	227,495,281	1,633.99	165,362,373	0.38

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率 (%)
株式	国外	エネルギー	4.33
		素材	5.49
		資本財	4.49
		商業・専門サービス	0.03
		運輸	1.78

		自動車・自動車部品	3.56
		耐久消費財・アパレル	1.19
		消費者サービス	2.94
		メディア・娯楽	6.35
		一般消費財・サービス流通・小売り	4.94
		生活必需品流通・小売り	1.11
		食品・飲料・タバコ	2.87
		家庭用品・パーソナル用品	0.59
		ヘルスケア機器・サービス	0.85
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.40
		銀行	17.07
		金融サービス	2.71
		保険	2.94
		ソフトウェア・サービス	2.60
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.54
		電気通信サービス	2.66
		公益事業	2.58
		半導体・半導体製造装置	13.21
		不動産管理・開発	1.52
投資証券	—	—	0.08
合 計			95.83

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	地域	取引所	名称	建別	数量	通貨	契約額等 (各通貨)	契約額等 (円)	評価額 (各通貨)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	アメリカ	インターコンチネンタル取引所	MSCIEMG 2503	買建	217	米ドル	12,041,985	1,904,801,189	11,793,950	1,865,567,011	4.30

(注) 先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	名称	建別	数量	契約額等 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	米ドル	買建	495,591.95	78,298,627	78,313,449	0.18
	オフショア人民元	売建	4,320.18	93,577	93,514	△0.00

(注) 為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

RM国内リートマザーファンド

以下の運用状況は 2024 年 12 月 30 日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	日本	65,208,025,600	98.67
コール・ローン等・その他資産（負債控除後）	—	879,057,581	1.33
合計（純資産総額）		66,087,083,181	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
不動産投信指数先物取引	買建	日本	879,361,000	1.33

(注) 先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (％)
日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人	39,699	119,361.57	4,738,535,330	122,400	4,859,157,600	7.35
日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人	34,955	110,323.88	3,856,371,252	107,900	3,771,644,500	5.71
日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人	35,291	96,353.6	3,400,414,934	90,200	3,183,248,200	4.82
日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人	21,786	153,857.37	3,351,936,862	137,700	2,999,932,200	4.54
日本	投資証券	KDX不動産投資法人	19,041	158,626.27	3,020,402,874	149,500	2,846,629,500	4.31
日本	投資証券	GLP投資法人	22,861	131,426.65	3,004,544,672	123,400	2,821,047,400	4.27
日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人	11,856	263,694.24	3,126,358,960	222,900	2,642,702,400	4.00
日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人	37,498	63,819.87	2,393,117,755	66,200	2,482,367,600	3.76
日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人	10,150	250,431.42	2,541,879,011	231,800	2,352,770,000	3.56
日本	投資証券	オリックス不動産投資法人	13,561	165,120.57	2,239,200,063	164,100	2,225,360,100	3.37
日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人	15,115	147,451.47	2,228,729,022	140,800	2,128,192,000	3.22
日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人	6,689	325,908.76	2,180,003,708	292,400	1,955,863,600	2.96
日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人	25,003	76,147.98	1,903,928,130	70,600	1,765,211,800	2.67
日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人	20,451	78,110.79	1,597,443,879	77,300	1,580,862,300	2.39
日本	投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	14,836	110,603.39	1,640,912,013	101,500	1,505,854,000	2.28
日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人	4,655	342,610.51	1,594,851,967	315,500	1,468,652,500	2.22
日本	投資証券	産業ファンド投資法人	12,461	131,572.29	1,639,522,393	114,900	1,431,768,900	2.17
日本	投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人	2,350	618,168.22	1,452,695,319	587,000	1,379,450,000	2.09
日本	投資証券	ラサールロジポート投資法人	8,713	148,749.74	1,296,056,487	142,100	1,238,117,300	1.87
日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人	4,573	275,766.4	1,261,079,758	263,200	1,203,613,600	1.82
日本	投資証券	アクティビア・プロパティーズ投資	3,308	388,866.34	1,286,369,879	328,500	1,086,678,000	1.64

		法人						
日本	投資証券	イオンリート投資法人	8,349	137,593.4	1,148,767,360	126,700	1,057,818,300	1.60
日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人	8,003	135,788.16	1,086,712,716	123,900	991,571,700	1.50
日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人	12,626	87,371.6	1,103,153,909	77,700	981,040,200	1.48
日本	投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	3,446	315,161.14	1,086,045,295	277,900	957,643,400	1.45
日本	投資証券	大和証券リビング投資法人	10,052	104,132.6	1,046,740,902	89,100	895,633,200	1.36
日本	投資証券	N T T都市開発リート投資法人	6,918	122,171.67	845,183,641	119,600	827,392,800	1.25
日本	投資証券	ヒューリックリート投資法人	6,014	150,846.39	907,190,224	137,300	825,722,200	1.25
日本	投資証券	三菱地所物流リート投資法人	2,350	375,762.64	883,042,205	346,500	814,275,000	1.23
日本	投資証券	森トラストリート投資法人	13,119	71,493.34	937,921,224	61,600	808,130,400	1.22

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
投資証券	98.67
合 計	98.67

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	取引所	名称	建別	数量	通貨	契約額等 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
不動産投信指数先物取引	大阪取引所	東証R E I T指数先物	買建	538	日本円	864,013,180	879,361,000	1.33

(注) 先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

RM先進国リートマザーファンド

以下の運用状況は 2024 年 12 月 30 日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	468,867,431	0.59
	オーストラリア	52,076,352	0.07
	小計	520,943,783	0.66
投資証券	アメリカ	61,936,050,092	78.51
	カナダ	974,169,337	1.23
	ドイツ	27,308,239	0.03
	イタリア	8,516,640	0.01
	フランス	1,346,426,908	1.71
	オランダ	101,595,399	0.13
	スペイン	327,213,295	0.41
	ベルギー	659,568,482	0.84
	アイルランド	26,711,888	0.03
	イギリス	3,169,278,786	4.02
	オーストラリア	5,679,542,727	7.20
	ニュージーランド	67,000,907	0.08
	香港	645,119,525	0.82
	シンガポール	2,381,733,612	3.02
	韓国	126,259,813	0.16
	イスラエル	108,309,446	0.14
	ガーンジー	116,413,223	0.15
	小計	77,701,218,319	98.49
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)	—	670,783,124	0.85
合計（純資産総額）		78,892,945,226	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	904,789,600	1.15

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	買建	—	276,534,383	0.35

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	319,258	19,384.68	6,188,715,105	16,646.86	5,314,644,251	6.74
アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	33,249	126,130.36	4,193,708,363	149,109.95	4,957,757,020	6.28
アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	203,996	14,631.68	2,984,805,664	19,772.50	4,033,510,910	5.11
アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	107,524	22,349.29	2,403,085,122	28,178.18	3,029,831,185	3.84
アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	105,708	22,830.70	2,413,388,172	27,208.54	2,876,160,537	3.65
アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	54,365	45,662.13	2,482,422,239	47,153.45	2,563,497,744	3.25
アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	301,817	8,677.38	2,618,981,335	8,329.75	2,514,062,812	3.19
オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	659,174	2,744.70	1,809,238,382	3,633.66	2,395,217,493	3.04
アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	49,020	28,784.84	1,411,033,206	34,986.25	1,715,026,093	2.17
アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	73,069	23,293.41	1,702,026,311	23,424.87	1,711,632,279	2.17
アメリカ	投資証券	IRON MOUNTAIN INC	101,177	11,464.99	1,159,994,075	16,564.60	1,675,957,505	2.12
アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	363,608	4,756.93	1,729,659,245	4,577.72	1,664,498,959	2.11
アメリカ	投資証券	VENTAS INC	144,750	7,645.36	1,106,667,221	9,315.22	1,348,378,124	1.71
アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	117,753	9,614.07	1,132,085,834	11,322.52	1,333,261,216	1.69
アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	22,193	38,257.16	849,041,314	44,991.13	998,488,312	1.27
アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	196,553	5,289.91	1,039,748,465	5,077.57	998,013,189	1.27
アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMM	40,280	21,363.80	860,533,933	24,320.17	979,616,649	1.24
アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORP	232,569	3,183.44	740,369,641	3,696.66	859,730,054	1.09
アメリカ	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	53,709	18,993.18	1,020,105,147	15,557.00	835,551,074	1.06
アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	41,371	19,629.69	812,100,032	19,560.53	809,239,051	1.03
アメリカ	投資証券	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	241,356	3,025.78	730,292,517	3,176.25	766,608,057	0.97
アメリカ	投資証券	GAMING AND LEISURE PROPERTIE	94,711	7,253.38	686,975,107	7,568.91	716,859,319	0.91
アメリカ	投資証券	UDR INC	103,646	5,918.92	613,473,021	6,866.59	711,694,981	0.90
アメリカ	投資証券	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	65,894	10,332.45	680,846,733	10,534.78	694,179,320	0.88
アメリカ	投資証券	HOST HOTELS & RESORTS INC	240,644	3,042.31	732,115,611	2,843.28	684,219,596	0.87
アメリカ	投資証券	CAMDEN PROPERTY TRUST	36,784	15,798.78	581,142,337	18,227.08	670,464,962	0.85
アメリカ	投資証券	REGENCY CENTERS CORP	56,211	9,861.74	554,338,549	11,697.41	657,523,170	0.83
アメリカ	投資証券	WP CAREY INC	75,309	9,792.02	737,427,506	8,622.39	649,343,704	0.82
アメリカ	投資証券	AMERICAN HOMES 4 RENT- A	109,491	5,594.62	612,561,021	5,868.47	642,545,525	0.81
イギリス	投資証券	SEGRO PLC	465,485	1,693.65	788,373,211	1,379.20	642,000,915	0.81

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率 (%)
株式	国外	エクイティ不動産投資信託 (REIT)	0.66
投資証券	—	—	98.49
合 計			99.15

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の	地域	取引所	名称	建別	数量	通貨	契約額等	契約額等 (円)	評価額	評価額 (円)	投資

種類							(各通貨)		(各通貨)		比率 (%)
株価指 数先物 取引	アメリ カ	シカゴ商品 取引所	DJUSRE 2503	買建	160	米ドル	5,805,764.04	918,355,759	5,720,000	904,789,600	1.15

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	名称	建別	数量	契約額等 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	米ドル	買建	1,450,000.00	229,114,500	229,158,000	0.29
	カナダドル	買建	50,000.00	5,484,590	5,485,115	0.01
	英ポンド	買建	50,000.00	9,939,330	9,941,515	0.01
	オーストラリアドル	買建	230,000.00	22,630,712	22,634,737	0.03
	シンガポールドル	買建	80,000.00	9,312,800	9,315,016	0.01

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

運用実績

ターゲットリターンバランスファンド(目標2%)

2024年12月30日現在

基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2023年12月20日	0円
2024年12月20日	0円
—	—
—	—
—	—
設定来累計	0円

主要な資産の状況

■資産の組入比率

資産	比率(%)
RM国内債券マザーファンド	33.4
RM先進国債券マザーファンド(為替ヘッジあり)	33.3
RM先進国債券マザーファンド	3.7
RM新興国債券マザーファンド	2.0
RM国内株式マザーファンド	7.0
RM先進国株式マザーファンド	12.4
RM新興国株式マザーファンド	2.0
RM国内リートマザーファンド	2.0
RM先進国リートマザーファンド	4.0
現金等	0.2
合計	100.0

※比率はファンドの純資産総額に対する組入比率であり、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。
※現金等には未収・未払項目が含まれるためマイナスとなる場合があります。

■通貨別組入比率

通貨	比率(%)
日本円	75.9
米ドル	14.9
ユーロ	2.3
英ポンド	0.8
中国元	0.6
その他	5.5
合計	100.0

※比率はファンドの純資産総額に対する組入比率であり、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。
※上記通貨別組入比率は、各マザーファンドが実質的に保有している株式・債券等の通貨を基準に算出しています。
※為替ヘッジをかけている外貨建資産については、日本円に含めています。

■各マザーファンドにおける組入上位銘柄

	国・地域	銘柄名	償還期限	比率(%)
国内債券	日本	第147回利付国債(5年)	2026/3/20	1.50
	日本	第148回利付国債(5年)	2026/6/20	1.37
	日本	第366回日本国債(10年)	2032/3/20	1.20
先進国債券(為替ヘッジあり)	アメリカ	US TREASURY N/B	2033/11/15	0.52
	アメリカ	US TREASURY N/B	2034/5/15	0.48
	アメリカ	US TREASURY N/B	2034/8/15	0.46
先進国債券	アメリカ	US TREASURY N/B	2026/3/31	0.55
	アメリカ	US TREASURY N/B	2034/8/15	0.48
	アメリカ	US TREASURY N/B	2027/9/15	0.44
新興国債券	アイルランド	ISHARES JPM EM LCL GOV BND	—	99.71
国内株式	日本	トヨタ自動車	—	4.18
	日本	ソニーグループ	—	2.95
	日本	三菱UFJフィナンシャル・グループ	—	2.91
先進国株式	アメリカ	APPLE INC	—	5.60
	アメリカ	VIDIA CORP	—	4.84
	アメリカ	MICROSOFT CORP	—	4.38
新興国株式	台湾	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	—	10.15
	ケイマン	TENCENT HOLDINGS LTD	—	4.34
	韓国	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	—	2.17
国内リート	日本	日本ビルファンド投資法人	—	7.35
	日本	ジャパンリアルエステイト投資法人	—	5.71
	日本	日本都市ファンド投資法人	—	4.82
先進国リート	アメリカ	PROLOGIS INC	—	6.74
	アメリカ	EQUINIX INC	—	6.28
	アメリカ	WELLTOWER INC	—	5.11

※比率は、各マザーファンドの純資産総額に対する組入比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドにベンチマークはありません。
※2023年3月17日が設定日のため、2022年以前の実績はありません。2023年は3月17日から12月末までの騰落率です。
※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※運用実績については、別途、委託会社のホームページで開示しています。

基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2023年12月20日	0円
2024年12月20日	0円
—	—
—	—
—	—
設定来累計	0円

主要な資産の状況

■資産の組入比率

資産	比率(%)
RM国内債券マザーファンド	26.3
RM先進国債券マザーファンド(為替ヘッジあり)	26.3
RM先進国債券マザーファンド	2.0
RM新興国債券マザーファンド	2.0
RM国内株式マザーファンド	9.8
RM先進国株式マザーファンド	21.3
RM新興国株式マザーファンド	3.7
RM国内リートマザーファンド	2.8
RM先進国リートマザーファンド	5.6
現金等	0.1
合計	100.0

※比率はファンドの純資産総額に対する組入比率であり、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

※現金等には未収・未払項目が含まれるためマイナスとなる場合があります。

■通貨別組入比率

通貨	比率(%)
日本円	65.3
米ドル	22.5
ユーロ	2.6
英ポンド	1.1
香港ドル	0.9
その他	7.6
合計	100.0

※比率はファンドの純資産総額に対する組入比率であり、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

※上記通貨別組入比率は、各マザーファンドが実質的に保有している株式・債券等の通貨を基準に算出しています。

※為替ヘッジをかけている外貨建資産については、日本円に含めています。

■各マザーファンドにおける組入上位銘柄

	国・地域	銘柄名	償還期限	比率(%)
国内債券	日本	第147回利付国債(5年)	2026/3/20	1.50
	日本	第148回利付国債(5年)	2026/6/20	1.37
	日本	第366回日本国債(10年)	2032/3/20	1.20
先進国債券(為替ヘッジあり)	アメリカ	US TREASURY N/B	2033/11/15	0.52
	アメリカ	US TREASURY N/B	2034/5/15	0.48
	アメリカ	US TREASURY N/B	2034/8/15	0.46
先進国債券	アメリカ	US TREASURY N/B	2026/3/31	0.55
	アメリカ	US TREASURY N/B	2034/8/15	0.48
	アメリカ	US TREASURY N/B	2027/9/15	0.44
新興国債券	アイルランド	ISHARES JPM EM LCL GOV BND	—	99.71
国内株式	日本	トヨタ自動車	—	4.18
	日本	ソニーグループ	—	2.95
	日本	三菱UFJフィナンシャル・グループ	—	2.91
先進国株式	アメリカ	APPLE INC	—	5.60
	アメリカ	NVIDIA CORP	—	4.84
	アメリカ	MICROSOFT CORP	—	4.38
新興国株式	台湾	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	—	10.15
	ケイマン	TENCENT HOLDINGS LTD	—	4.34
	韓国	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	—	2.17
国内リート	日本	日本ビルファンド投資法人	—	7.35
	日本	ジャパニリアルエステイト投資法人	—	5.71
	日本	日本都市ファンド投資法人	—	4.82
先進国リート	アメリカ	PROLOGIS INC	—	6.74
	アメリカ	EQUINIX INC	—	6.28
	アメリカ	WELLTOWER INC	—	5.11

※比率は、各マザーファンドの純資産総額に対する組入比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドにベンチマークはありません。

※2023年3月17日が設定日のため、2022年以前の実績はありません。2023年は3月17日から12月末までの騰落率です。

※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※運用実績については、別途、委託会社のホームページで開示しています。

基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2023年12月20日	0円
2024年12月20日	0円
—	—
—	—
—	—
設定来累計	0円

主要な資産の状況

■資産の組入比率

資産	比率(%)
RM国内債券マザーファンド	19.1
RM先進国債券マザーファンド(為替ヘッジあり)	19.0
RM先進国債券マザーファンド	2.0
RM新興国債券マザーファンド	2.0
RM国内株式マザーファンド	10.5
RM先進国株式マザーファンド	31.0
RM新興国株式マザーファンド	5.9
RM国内リートマザーファンド	3.4
RM先進国リートマザーファンド	6.9
現金等	0.3
合計	100.0

※比率はファンドの純資産総額に対する組入比率であり、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。
※現金等には未収・未払項目が含まれるためマイナスとなる場合があります。

■通貨別組入比率

通貨	比率(%)
日本円	52.2
米ドル	31.4
ユーロ	3.4
英ポンド	1.5
香港ドル	1.4
その他	10.1
合計	100.0

※比率はファンドの純資産総額に対する組入比率であり、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。
※上記通貨別組入比率は、各マザーファンドが実質的に保有している株式・債券等の通貨を基準に算出しています。
※為替ヘッジをかけている外貨建資産については、日本円に含めています。

■各マザーファンドにおける組入上位銘柄

	国・地域	銘柄名	償還期限	比率(%)
国内債券	日本	第147回利付国債(5年)	2026/3/20	1.50
	日本	第148回利付国債(5年)	2026/6/20	1.37
	日本	第366回日本国債(10年)	2032/3/20	1.20
先進国債券(為替ヘッジあり)	アメリカ	US TREASURY N/B	2033/11/15	0.52
	アメリカ	US TREASURY N/B	2034/5/15	0.48
	アメリカ	US TREASURY N/B	2034/8/15	0.46
先進国債券	アメリカ	US TREASURY N/B	2026/3/31	0.55
	アメリカ	US TREASURY N/B	2034/8/15	0.48
	アメリカ	US TREASURY N/B	2027/9/15	0.44
新興国債券	アイルランド	ISHARES JPM EM LCL GOV BND	—	99.71
国内株式	日本	トヨタ自動車	—	4.18
	日本	ソニーグループ	—	2.95
	日本	三菱UFJフィナンシャル・グループ	—	2.91
先進国株式	アメリカ	APPLE INC	—	5.60
	アメリカ	NVIDIA CORP	—	4.84
	アメリカ	MICROSOFT CORP	—	4.38
新興国株式	台湾	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	—	10.15
	ケイマン	TENCENT HOLDINGS LTD	—	4.34
	韓国	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	—	2.17
国内リート	日本	日本ビルファンド投資法人	—	7.35
	日本	ジャパンリアルエステイト投資法人	—	5.71
	日本	日本都市ファンド投資法人	—	4.82
先進国リート	アメリカ	PROLOGIS INC	—	6.74
	アメリカ	EQUINIX INC	—	6.28
	アメリカ	WELLTOWER INC	—	5.11

※比率は、各マザーファンドの純資産総額に対する組入比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンド内にベンチマークはありません。
※2023年3月17日が設定日のため、2022年以前の実績はありません。2023年は3月17日から12月末までの騰落率です。
※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※運用実績については、別途、委託会社のホームページで開示しています。

基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2023年12月20日	0円
2024年12月20日	0円
—	—
—	—
—	—
設定来累計	0円

主要な資産の状況

■資産の組入比率

資産	比率(%)
RM国内債券マザーファンド	11.6
RM先進国債券マザーファンド(為替ヘッジあり)	11.6
RM先進国債券マザーファンド	2.0
RM新興国債券マザーファンド	2.0
RM国内株式マザーファンド	12.3
RM先進国株式マザーファンド	40.3
RM新興国株式マザーファンド	7.9
RM国内リートマザーファンド	4.0
RM先進国リートマザーファンド	8.1
現金等	0.2
合計	100.0

※比率はファンドの純資産総額に対する組入比率であり、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。
※現金等には未収・未払項目が含まれるためマイナスとなる場合があります。

■通貨別組入比率

通貨	比率(%)
米ドル	39.8
日本円	39.6
ユーロ	4.2
香港ドル	1.9
英ポンド	1.8
その他	12.6
合計	100.0

※比率はファンドの純資産総額に対する組入比率であり、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。
※上記通貨別組入比率は、各マザーファンドが実質的に保有している株式・債券等の通貨を基準に算出しています。
※為替ヘッジをかけている外貨建資産については、日本円に含めています。

■各マザーファンドにおける組入上位銘柄

	国・地域	銘柄名	償還期限	比率(%)
国内債券	日本	第147回利付国債(5年)	2026/3/20	1.50
	日本	第148回利付国債(5年)	2026/6/20	1.37
	日本	第366回日本国債(10年)	2032/3/20	1.20
先進国債券(為替ヘッジあり)	アメリカ	US TREASURY N/B	2033/11/15	0.52
	アメリカ	US TREASURY N/B	2034/5/15	0.48
	アメリカ	US TREASURY N/B	2034/8/15	0.46
先進国債券	アメリカ	US TREASURY N/B	2026/3/31	0.55
	アメリカ	US TREASURY N/B	2034/8/15	0.48
	アメリカ	US TREASURY N/B	2027/9/15	0.44
新興国債券	アイルランド	ISHARES JPM EM LCL GOV BND	—	99.71
国内株式	日本	トヨタ自動車	—	4.18
	日本	ソニーグループ	—	2.95
	日本	三菱UFJフィナンシャル・グループ	—	2.91
先進国株式	アメリカ	APPLE INC	—	5.60
	アメリカ	NVIDIA CORP	—	4.84
	アメリカ	MICROSOFT CORP	—	4.38
新興国株式	台湾	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	—	10.15
	ケイマン	TENCENT HOLDINGS LTD	—	4.34
	韓国	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	—	2.17
国内リート	日本	日本ビルファンド投資法人	—	7.35
	日本	ジャパニリアルエステイト投資法人	—	5.71
	日本	日本都市ファンド投資法人	—	4.82
先進国リート	アメリカ	PROLOGIS INC	—	6.74
	アメリカ	EQUINIX INC	—	6.28
	アメリカ	WELLTOWER INC	—	5.11

※比率は、各マザーファンドの純資産総額に対する組入比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンド内にベンチマークはありません。
※2023年3月17日が設定日のため、2022年以前の実績はありません。2023年は3月17日から12月末までの騰落率です。
※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※運用実績については、別途、委託会社のホームページで開示しています。

基準価額・純資産の推移



分配の推移

(1万円当たり、税引前)

2023年12月20日	0円
2024年12月20日	0円
—	—
—	—
—	—
設定来累計	0円

主要な資産の状況

■資産の組入比率

資産	比率(%)
RM国内債券マザーファンド	4.0
RM先進国債券マザーファンド(為替ヘッジあり)	4.0
RM先進国債券マザーファンド	1.9
RM新興国債券マザーファンド	1.9
RM国内株式マザーファンド	16.4
RM先進国株式マザーファンド	45.5
RM新興国株式マザーファンド	9.7
RM国内リートマザーファンド	5.4
RM先進国リートマザーファンド	10.8
現金等	0.3
合計	100.0

※比率はファンドの純資産総額に対する組入比率であり、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。
※現金等には未収・未払項目が含まれるためマイナスとなる場合があります。

■通貨別組入比率

通貨	比率(%)
米ドル	46.2
日本円	30.0
ユーロ	4.7
香港ドル	2.3
英ポンド	2.1
その他	14.6
合計	100.0

※比率はファンドの純資産総額に対する組入比率であり、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。
※上記通貨別組入比率は、各マザーファンドが実質的に保有している株式・債券等の通貨を基準に算出しています。
※為替ヘッジをかけている外貨建資産については、日本円に含めています。

■各マザーファンドにおける組入上位銘柄

	国・地域	銘柄名	償還期限	比率(%)
国内債券	日本	第147回利付国債(5年)	2026/3/20	1.50
	日本	第148回利付国債(5年)	2026/6/20	1.37
	日本	第366回日本国債(10年)	2032/3/20	1.20
先進国債券(為替ヘッジあり)	アメリカ	US TREASURY N/B	2033/11/15	0.52
	アメリカ	US TREASURY N/B	2034/5/15	0.48
	アメリカ	US TREASURY N/B	2034/8/15	0.46
先進国債券	アメリカ	US TREASURY N/B	2026/3/31	0.55
	アメリカ	US TREASURY N/B	2034/8/15	0.48
	アメリカ	US TREASURY N/B	2027/9/15	0.44
新興国債券	アイルランド	ISHARES JPM EM LCL GOV BND	—	99.71
国内株式	日本	トヨタ自動車	—	4.18
	日本	ソニーグループ	—	2.95
	日本	三菱UFJフィナンシャル・グループ	—	2.91
先進国株式	アメリカ	APPLE INC	—	5.60
	アメリカ	NVIDIA CORP	—	4.84
	アメリカ	MICROSOFT CORP	—	4.38
新興国株式	台湾	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	—	10.15
	ケイマン	TENCENT HOLDINGS LTD	—	4.34
	韓国	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	—	2.17
国内リート	日本	日本ビルファンド投資法人	—	7.35
	日本	ジャパンリアルエステイト投資法人	—	5.71
	日本	日本都市ファンド投資法人	—	4.82
先進国リート	アメリカ	PROLOGIS INC	—	6.74
	アメリカ	EQUINIX INC	—	6.28
	アメリカ	WELLTOWER INC	—	5.11

※比率は、各マザーファンドの純資産総額に対する組入比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドにベンチマークはありません。
※2023年3月17日が設定日のため、2022年以前の実績はありません。2023年は3月17日から12月末までの騰落率です。
※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※運用実績については、別途、委託会社のホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

- ・各ファンドは、税金を差し引いた後の収益分配金を無手数料で自動的にファンドに再投資する＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞専用です。

（2）申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（3）取扱時間

原則として、午後 3 時 30 分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（4）取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日
- ・ロンドン証券取引所の休業日

（5）申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額です。

（6）申込単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（7）申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

（8）受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所^{*}における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

（1）解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（2）取扱時間

原則として、午後 3 時 30 分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（3）解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日
- ・ロンドン証券取引所の休業日

（4）解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基つき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

りそなアセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-223351

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時)

ホームページ アドレス：<https://www.resona-am.co.jp/>

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

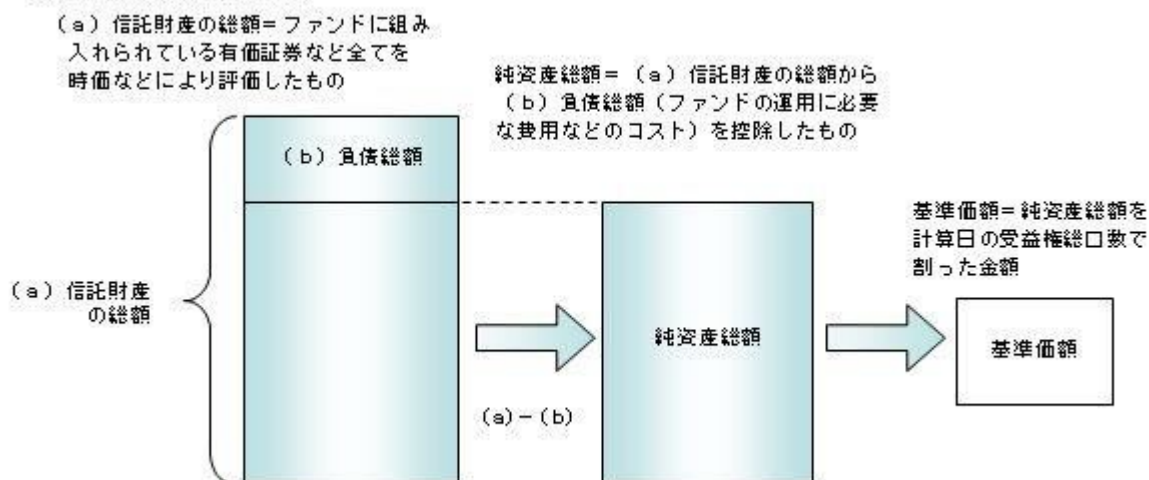
3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

＜主な資産の評価方法＞

◇マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇国内上場株式

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

◇外国株式

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場で評価します。

◇公社債（国内・外国）

原則として、基準価額計算日*における以下のいずれかの価額で評価します。

- ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
- ・金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）、銀行などの提示する価額（売気配相場を除きます。）
- ・価格情報会社の提供する価額

※残存期間1年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。

*外国公社債については、基準価額計算日に知りうる直近の日とします。

◇国内上場不動産投信

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

◇海外上場不動産投信

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

りそなアセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-223351

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ アドレス：<https://www.resona-am.co.jp/>

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限とします（2023年3月17日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（4）【計算期間】

毎年12月21日から翌年12月20日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

（5）【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 各ファンドの信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなったとき
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還

させます。

イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合

ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）

ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。

・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

③ 信託約款の変更など

1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。

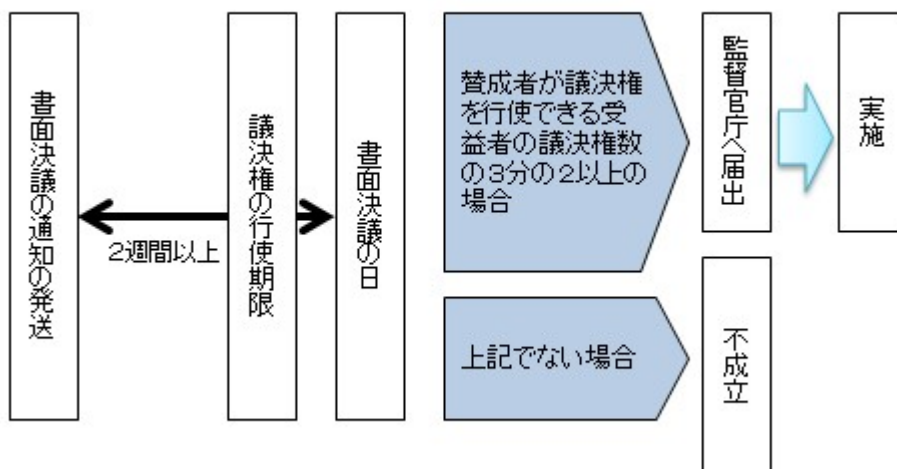
3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。

5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

<書面決議の主な流れ>



⑤ 公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページアドレス <https://www.resona-am.co.jp/>

※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

- ・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレス <https://www.resona-am.co.jp/>

⑦ 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

ターゲットリターンバランスファンド（目標2%）

ターゲットリターンバランスファンド（目標3%）

ターゲットリターンバランスファンド（目標4%）

ターゲットリターンバランスファンド（目標5%）

ターゲットリターンバランスファンド（目標6%）

- （1） 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （2） 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間（2023年12月21日から2024年12月20日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025 年 3 月 5 日

りそなアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 健 嗣
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているターゲットリターンバランスファンド（目標 2 %）の 2023 年 12 月 21 日から 2024 年 12 月 20 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ターゲットリターンバランスファンド（目標 2 %）の 2024 年 12 月 20 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手す

る。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【ターゲットリターンバランスファンド（目標２％）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 1 期 2023 年 12 月 20 日現在	第 2 期 2024 年 12 月 20 日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	103,978	-
コール・ローン	-	1,240,913
親投資信託受益証券	20,413,780	190,232,603
未収利息	-	3
流動資産合計	20,517,758	191,473,519
資産合計	20,517,758	191,473,519
負債の部		
流動負債		
未払解約金	55,115	140,663
未払受託者報酬	815	23,962
未払委託者報酬	18,272	535,060
その他未払費用	128	4,779
流動負債合計	74,330	704,464
負債合計	74,330	704,464
純資産の部		
元本等		
元本	19,468,413	177,000,636
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	975,015	13,768,419
（分配準備積立金）	502,098	2,453,686
元本等合計	20,443,428	190,769,055
純資産合計	20,443,428	190,769,055
負債純資産合計	20,517,758	191,473,519

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 1 期 自 2023 年 3 月 17 日 至 2023 年 12 月 20 日	第 2 期 自 2023 年 12 月 21 日 至 2024 年 12 月 20 日
営業収益		
受取利息	-	277
有価証券売買等損益	539,180	2,990,023
営業収益合計	539,180	2,990,300
営業費用		
支払利息	8	12
受託者報酬	1,067	33,197
委託者報酬	23,625	741,262
その他費用	314	6,566
営業費用合計	25,014	781,037
営業利益又は営業損失 (△)	514,166	2,209,263
経常利益又は経常損失 (△)	514,166	2,209,263
当期純利益又は当期純損失 (△)	514,166	2,209,263
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	12,068	168,563
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	-	975,015
剰余金増加額又は欠損金減少額	495,564	11,740,172
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	495,564	11,740,172
剰余金減少額又は欠損金増加額	22,647	987,468
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	22,647	987,468
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	975,015	13,768,419

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

第 1 期 2023 年 12 月 20 日現在	第 2 期 2024 年 12 月 20 日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況	1. 投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 1,000,000 円	期首元本額 19,468,413 円
期中追加設定元本額 19,527,807 円	期中追加設定元本額 174,079,633 円
期中一部解約元本額 1,059,394 円	期中一部解約元本額 16,547,410 円
2. 計算期間の末日における受益権の総数 19,468,413 口	2. 計算期間の末日における受益権の総数 177,000,636 口
3. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1.0501 円	3. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1.0778 円
1 口当たり純資産額 (10,000 口当たり純資産額) (10,501 円)	1 口当たり純資産額 (10,000 口当たり純資産額) (10,778 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 1 期 自 2023 年 3 月 17 日 至 2023 年 12 月 20 日	第 2 期 自 2023 年 12 月 21 日 至 2024 年 12 月 20 日
分配金の計算過程	分配金の計算過程
A 費用控除後の配当等収益額 59,948 円	A 費用控除後の配当等収益額 1,464,701 円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 442,150 円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 575,999 円
C 収益調整金額 472,917 円	C 収益調整金額 11,314,733 円
D 分配準備積立金額 0 円	D 分配準備積立金額 412,986 円
E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D) 975,015 円	E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D) 13,768,419 円
F 当ファンドの期末残存口数 19,468,413 口	F 当ファンドの期末残存口数 177,000,636 口
G 10,000 口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000) 500 円	G 10,000 口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000) 777 円
H 10,000 口当たり分配金額 0 円	H 10,000 口当たり分配金額 0 円
I 収益分配金金額 (I=F×H/10,000) 0 円	I 収益分配金金額 (I=F×H/10,000) 0 円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

第 1 期 自 2023 年 3 月 17 日 至 2023 年 12 月 20 日	第 2 期 自 2023 年 12 月 21 日 至 2024 年 12 月 20 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、リートの価格変動リスク、投資信託受益証券の価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左

流動性リスクにさらされております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制 運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。 また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

II 金融商品の時価等に関する事項

第 1 期 2023 年 12 月 20 日現在	第 2 期 2024 年 12 月 20 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第 1 期 自 2023 年 3 月 17 日 至 2023 年 12 月 20 日	第 2 期 自 2023 年 12 月 21 日 至 2024 年 12 月 20 日
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	第 1 期 自 2023 年 3 月 17 日 至 2023 年 12 月 20 日	第 2 期 自 2023 年 12 月 21 日 至 2024 年 12 月 20 日
	計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	526, 611	2, 737, 368
合計	526, 611	2, 737, 368

2 デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	RM国内債券マザーファンド	65,874,126	64,161,398	
	RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）	76,000,505	63,635,222	
	RM先進国債券マザーファンド	5,412,903	7,141,784	
	RM新興国債券マザーファンド	2,682,954	3,860,502	
	RM国内株式マザーファンド	6,101,994	12,977,720	
	RM先進国株式マザーファンド	6,671,009	23,531,317	
	RM新興国株式マザーファンド	1,811,730	3,871,304	
	RM国内リートマザーファンド	2,766,948	3,704,666	
	RM先進国リートマザーファンド	3,990,167	7,348,690	
合計		171,312,336	190,232,603	

(注) 券面総額欄の数値は口数を表しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025 年 3 月 5 日

りそなアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 健 嗣
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているターゲットリターンバランスファンド（目標 3 %）の 2023 年 12 月 21 日から 2024 年 12 月 20 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ターゲットリターンバランスファンド（目標 3 %）の 2024 年 12 月 20 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手す

る。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

【ターゲットリターンバランスファンド（目標３％）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 1 期 2023 年 12 月 20 日現在	第 2 期 2024 年 12 月 20 日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	43,258	-
コール・ローン	-	923,761
親投資信託受益証券	10,586,799	116,456,546
未収入金	-	625,100
未収利息	-	2
流動資産合計	10,630,057	118,005,409
資産合計	10,630,057	118,005,409
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	861,590
未払受託者報酬	525	14,169
未払委託者報酬	11,637	316,313
その他未払費用	92	2,788
流動負債合計	12,254	1,194,860
負債合計	12,254	1,194,860
純資産の部		
元本等		
元本	9,779,162	100,949,202
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	838,641	15,861,347
（分配準備積立金）	319,868	2,940,033
元本等合計	10,617,803	116,810,549
純資産合計	10,617,803	116,810,549
負債純資産合計	10,630,057	118,005,409

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 1 期 自 2023 年 3 月 17 日 至 2023 年 12 月 20 日	第 2 期 自 2023 年 12 月 21 日 至 2024 年 12 月 20 日
営業収益		
受取利息	-	145
有価証券売買等損益	341,399	3,351,447
営業収益合計	341,399	3,351,592
営業費用		
支払利息	7	19
受託者報酬	729	18,732
委託者報酬	16,002	418,136
その他費用	278	3,641
営業費用合計	17,016	440,528
営業利益又は営業損失 (△)	324,383	2,911,064
経常利益又は経常損失 (△)	324,383	2,911,064
当期純利益又は当期純損失 (△)	324,383	2,911,064
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	4,515	201,564
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	-	838,641
剰余金増加額又は欠損金減少額	563,049	13,534,585
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	563,049	13,534,585
剰余金減少額又は欠損金増加額	44,276	1,221,379
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	44,276	1,221,379
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	838,641	15,861,347

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

第 1 期 2023 年 12 月 20 日現在	第 2 期 2024 年 12 月 20 日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況	1. 投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 1,000,000 円	期首元本額 9,779,162 円
期中追加設定元本額 9,772,079 円	期中追加設定元本額 102,023,142 円
期中一部解約元本額 992,917 円	期中一部解約元本額 10,853,102 円
2. 計算期間の末日における受益権の総数 9,779,162 口	2. 計算期間の末日における受益権の総数 100,949,202 口
3. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1.0858 円	3. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1.1571 円
1 口当たり純資産額 (10,000 口当たり純資産額) (10,858 円)	1 口当たり純資産額 (10,000 口当たり純資産額) (11,571 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 1 期 自 2023 年 3 月 17 日 至 2023 年 12 月 20 日	第 2 期 自 2023 年 12 月 21 日 至 2024 年 12 月 20 日
分配金の計算過程	分配金の計算過程
A 費用控除後の配当等収益額 41,799 円	A 費用控除後の配当等収益額 1,004,944 円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 278,069 円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 1,704,556 円
C 収益調整金額 518,773 円	C 収益調整金額 12,921,314 円
D 分配準備積立金額 0 円	D 分配準備積立金額 230,533 円
E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D) 838,641 円	E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D) 15,861,347 円
F 当ファンドの期末残存口数 9,779,162 口	F 当ファンドの期末残存口数 100,949,202 口
G 10,000 口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000) 857 円	G 10,000 口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000) 1,571 円
H 10,000 口当たり分配金額 0 円	H 10,000 口当たり分配金額 0 円
I 収益分配金金額 (I=F×H/10,000) 0 円	I 収益分配金金額 (I=F×H/10,000) 0 円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

第 1 期 自 2023 年 3 月 17 日 至 2023 年 12 月 20 日	第 2 期 自 2023 年 12 月 21 日 至 2024 年 12 月 20 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、リートの価格変動リスク、投資信託受益証券の価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左

流動性リスクにさらされております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制 運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。 また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

II 金融商品の時価等に関する事項

第 1 期 2023 年 12 月 20 日現在	第 2 期 2024 年 12 月 20 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第 1 期 自 2023 年 3 月 17 日 至 2023 年 12 月 20 日	第 2 期 自 2023 年 12 月 21 日 至 2024 年 12 月 20 日
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	第 1 期 自 2023 年 3 月 17 日 至 2023 年 12 月 20 日	第 2 期 自 2023 年 12 月 21 日 至 2024 年 12 月 20 日
	計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	334, 131	3, 049, 650
合計	334, 131	3, 049, 650

2 デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	RM国内債券マザーファンド	32,036,771	31,203,814	
	RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）	36,960,919	30,947,377	
	RM先進国債券マザーファンド	1,791,248	2,363,372	
	RM新興国債券マザーファンド	1,641,520	2,361,983	
	RM国内株式マザーファンド	5,196,850	11,052,660	
	RM先進国株式マザーファンド	6,970,302	24,587,043	
	RM新興国株式マザーファンド	2,066,576	4,415,859	
	RM国内リートマザーファンド	2,401,186	3,214,947	
	RM先進国リートマザーファンド	3,425,906	6,309,491	
合計		92,491,278	116,456,546	

(注)券面総額欄の数値は口数を表しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025 年 3 月 5 日

りそなアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 健 嗣
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているターゲットリターンバランスファンド（目標 4 %）の 2023 年 12 月 21 日から 2024 年 12 月 20 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ターゲットリターンバランスファンド（目標 4 %）の 2024 年 12 月 20 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手す

る。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

【ターゲットリターンバランスファンド（目標４％）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 1 期 2023 年 12 月 20 日現在	第 2 期 2024 年 12 月 20 日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	127,840	-
コール・ローン	-	3,794,600
親投資信託受益証券	39,196,246	397,276,203
未収利息	-	11
流動資産合計	39,324,086	401,070,814
資産合計	39,324,086	401,070,814
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	983,904
未払受託者報酬	1,835	49,954
未払委託者報酬	40,888	1,115,560
その他未払費用	320	10,062
流動負債合計	43,043	2,159,480
負債合計	43,043	2,159,480
純資産の部		
元本等		
元本	34,972,966	320,739,480
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,308,077	78,171,854
（分配準備積立金）	1,341,542	16,988,155
元本等合計	39,281,043	398,911,334
純資産合計	39,281,043	398,911,334
負債純資産合計	39,324,086	401,070,814

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 1 期 自 2023 年 3 月 17 日 至 2023 年 12 月 20 日	第 2 期 自 2023 年 12 月 21 日 至 2024 年 12 月 20 日
営業収益		
受取利息	-	680
有価証券売買等損益	1,393,846	18,987,950
営業収益合計	1,393,846	18,988,630
営業費用		
支払利息	7	54
受託者報酬	2,152	69,219
委託者報酬	47,758	1,545,760
その他費用	506	13,893
営業費用合計	50,423	1,628,926
営業利益又は営業損失（△）	1,343,423	17,359,704
経常利益又は経常損失（△）	1,343,423	17,359,704
当期純利益又は当期純損失（△）	1,343,423	17,359,704
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,881	1,445,204
期首剰余金又は期首欠損金（△）	-	4,308,077
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,019,957	63,974,535
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,019,957	63,974,535
剰余金減少額又は欠損金増加額	53,422	6,025,258
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	53,422	6,025,258
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,308,077	78,171,854

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

第 1 期 2023 年 12 月 20 日現在	第 2 期 2024 年 12 月 20 日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況	1. 投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 1,000,000 円	期首元本額 34,972,966 円
期中追加設定元本額 34,642,710 円	期中追加設定元本額 321,173,079 円
期中一部解約元本額 669,744 円	期中一部解約元本額 35,406,565 円
2. 計算期間の末日における受益権の総数 34,972,966 口	2. 計算期間の末日における受益権の総数 320,739,480 口
3. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1.1232 円	3. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1.2437 円
1 口当たり純資産額 (10,000 口当たり純資産額) (11,232 円)	1 口当たり純資産額 (10,000 口当たり純資産額) (12,437 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 1 期 自 2023 年 3 月 17 日 至 2023 年 12 月 20 日	第 2 期 自 2023 年 12 月 21 日 至 2024 年 12 月 20 日
分配金の計算過程	分配金の計算過程
A 費用控除後の配当等収益額 126,532 円	A 費用控除後の配当等収益額 4,066,773 円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 1,215,010 円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 11,847,727 円
C 収益調整金額 2,966,535 円	C 収益調整金額 61,183,699 円
D 分配準備積立金額 0 円	D 分配準備積立金額 1,073,655 円
E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D) 4,308,077 円	E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D) 78,171,854 円
F 当ファンドの期末残存口数 34,972,966 口	F 当ファンドの期末残存口数 320,739,480 口
G 10,000 口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000) 1,231 円	G 10,000 口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000) 2,437 円
H 10,000 口当たり分配金額 0 円	H 10,000 口当たり分配金額 0 円
I 収益分配金金額 (I=F×H/10,000) 0 円	I 収益分配金金額 (I=F×H/10,000) 0 円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

第 1 期 自 2023 年 3 月 17 日 至 2023 年 12 月 20 日	第 2 期 自 2023 年 12 月 21 日 至 2024 年 12 月 20 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、リートの価格変動リスク、投資信託受益証券の価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左

流動性リスクにさらされております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制 運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。 また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

II 金融商品の時価等に関する事項

第 1 期 2023 年 12 月 20 日現在	第 2 期 2024 年 12 月 20 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第 1 期 自 2023 年 3 月 17 日 至 2023 年 12 月 20 日	第 2 期 自 2023 年 12 月 21 日 至 2024 年 12 月 20 日
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	第 1 期 自 2023 年 3 月 17 日 至 2023 年 12 月 20 日	第 2 期 自 2023 年 12 月 21 日 至 2024 年 12 月 20 日
	計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	1, 389, 729	18, 021, 960
合計	1, 389, 729	18, 021, 960

2 デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	RM国内債券マザーファンド	79,495,427	77,428,545	
	RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）	91,697,287	76,778,138	
	RM先進国債券マザーファンド	6,111,770	8,063,869	
	RM新興国債券マザーファンド	5,616,149	8,081,076	
	RM国内株式マザーファンド	19,039,374	40,492,940	
	RM先進国株式マザーファンド	34,768,460	122,642,265	
	RM新興国株式マザーファンド	11,144,907	23,814,437	
	RM国内リートマザーファンド	10,098,450	13,520,814	
	RM先進国リートマザーファンド	14,363,968	26,454,119	
合計		272,335,792	397,276,203	

(注)券面総額欄の数値は口数を表しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025 年 3 月 5 日

りそなアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 健 嗣
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているターゲットリターンバランスファンド（目標 5 %）の 2023 年 12 月 21 日から 2024 年 12 月 20 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ターゲットリターンバランスファンド（目標 5 %）の 2024 年 12 月 20 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手す

る。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

【ターゲットリターンバランスファンド（目標５％）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 1 期 2023 年 12 月 20 日現在	第 2 期 2024 年 12 月 20 日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	68,441	-
コール・ローン	-	1,150,297
親投資信託受益証券	15,510,280	158,940,561
未収利息	-	3
流動資産合計	15,578,721	160,090,861
資産合計	15,578,721	160,090,861
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,049	530,000
未払受託者報酬	902	20,040
未払委託者報酬	20,136	447,565
その他未払費用	136	3,976
流動負債合計	23,223	1,001,581
負債合計	23,223	1,001,581
純資産の部		
元本等		
元本	13,416,736	119,362,051
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,138,762	39,727,229
（分配準備積立金）	617,812	8,840,974
元本等合計	15,555,498	159,089,280
純資産合計	15,555,498	159,089,280
負債純資産合計	15,578,721	160,090,861

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 1 期 自 2023 年 3 月 17 日 至 2023 年 12 月 20 日	第 2 期 自 2023 年 12 月 21 日 至 2024 年 12 月 20 日
営業収益		
受取利息	-	263
有価証券売買等損益	672,480	9,896,150
営業収益合計	672,480	9,896,413
営業費用		
支払利息	7	5
受託者報酬	1,207	27,212
委託者報酬	26,766	607,559
その他費用	322	5,328
営業費用合計	28,302	640,104
営業利益又は営業損失 (△)	644,178	9,256,309
経常利益又は経常損失 (△)	644,178	9,256,309
当期純利益又は当期純損失 (△)	644,178	9,256,309
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	26,366	894,011
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	-	2,138,762
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,601,316	33,133,827
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,601,316	33,133,827
剰余金減少額又は欠損金増加額	80,366	3,907,658
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	80,366	3,907,658
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	2,138,762	39,727,229

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

第 1 期 2023 年 12 月 20 日現在	第 2 期 2024 年 12 月 20 日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況	1. 投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 1,000,000 円	期首元本額 13,416,736 円
期中追加設定元本額 13,179,324 円	期中追加設定元本額 122,570,418 円
期中一部解約元本額 762,588 円	期中一部解約元本額 16,625,103 円
2. 計算期間の末日における受益権の総数 13,416,736 口	2. 計算期間の末日における受益権の総数 119,362,051 口
3. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1.1594 円	3. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1.3328 円
1 口当たり純資産額 (10,000 口当たり純資産額) (11,594 円)	1 口当たり純資産額 (10,000 口当たり純資産額) (13,328 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 1 期 自 2023 年 3 月 17 日 至 2023 年 12 月 20 日	第 2 期 自 2023 年 12 月 21 日 至 2024 年 12 月 20 日
分配金の計算過程	分配金の計算過程
A 費用控除後の配当等収益額 75,658 円	A 費用控除後の配当等収益額 1,681,636 円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 542,154 円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 6,680,662 円
C 収益調整金額 1,520,950 円	C 収益調整金額 30,886,255 円
D 分配準備積立金額 0 円	D 分配準備積立金額 478,676 円
E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D) 2,138,762 円	E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D) 39,727,229 円
F 当ファンドの期末残存口数 13,416,736 口	F 当ファンドの期末残存口数 119,362,051 口
G 10,000 口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000) 1,594 円	G 10,000 口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000) 3,328 円
H 10,000 口当たり分配金額 0 円	H 10,000 口当たり分配金額 0 円
I 収益分配金金額 (I=F×H/10,000) 0 円	I 収益分配金金額 (I=F×H/10,000) 0 円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

第 1 期 自 2023 年 3 月 17 日 至 2023 年 12 月 20 日	第 2 期 自 2023 年 12 月 21 日 至 2024 年 12 月 20 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、リートの価格変動リスク、投資信託受益証券の価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左

流動性リスクにさらされております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制 運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。 また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

II 金融商品の時価等に関する事項

第 1 期 2023 年 12 月 20 日現在	第 2 期 2024 年 12 月 20 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第 1 期 自 2023 年 3 月 17 日 至 2023 年 12 月 20 日	第 2 期 自 2023 年 12 月 21 日 至 2024 年 12 月 20 日
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	第 1 期 自 2023 年 3 月 17 日 至 2023 年 12 月 20 日	第 2 期 自 2023 年 12 月 21 日 至 2024 年 12 月 20 日
	計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	643, 059	9, 203, 341
合計	643, 059	9, 203, 341

2 デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	RM国内債券マザーファンド	19,466,246	18,960,123	
	RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）	22,433,295	18,783,397	
	RM先進国債券マザーファンド	2,443,845	3,224,409	
	RM新興国債券マザーファンド	2,246,837	3,232,973	
	RM国内株式マザーファンド	8,993,404	19,127,171	
	RM先進国株式マザーファンド	18,096,647	63,834,112	
	RM新興国株式マザーファンド	6,055,726	12,939,875	
	RM国内リートマザーファンド	4,749,390	6,358,958	
	RM先進国リートマザーファンド	6,776,100	12,479,543	
合計		91,261,490	158,940,561	

(注) 券面総額欄の数値は口数を表しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025 年 3 月 5 日

りそなアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 健 嗣
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているターゲットリターンバランスファンド（目標 6 %）の 2023 年 12 月 21 日から 2024 年 12 月 20 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ターゲットリターンバランスファンド（目標 6 %）の 2024 年 12 月 20 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手す

る。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

【ターゲットリターンバランスファンド（目標6％）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 1 期 2023 年 12 月 20 日現在	第 2 期 2024 年 12 月 20 日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	118,324	-
コール・ローン	-	2,372,675
親投資信託受益証券	30,398,447	300,281,075
未収利息	-	7
流動資産合計	30,516,771	302,653,757
資産合計	30,516,771	302,653,757
負債の部		
流動負債		
未払解約金	4,080	580,618
未払受託者報酬	1,502	38,166
未払委託者報酬	33,503	852,265
その他未払費用	254	7,673
流動負債合計	39,339	1,478,722
負債合計	39,339	1,478,722
純資産の部		
元本等		
元本	25,500,922	212,343,098
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,976,510	88,831,937
（分配準備積立金）	1,166,791	20,979,526
元本等合計	30,477,432	301,175,035
純資産合計	30,477,432	301,175,035
負債純資産合計	30,516,771	302,653,757

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 1 期 自 2023 年 3 月 17 日 至 2023 年 12 月 20 日	第 2 期 自 2023 年 12 月 21 日 至 2024 年 12 月 20 日
営業収益		
受取利息	-	547
有価証券売買等損益	1,241,347	23,337,776
営業収益合計	1,241,347	23,338,323
営業費用		
支払利息	9	32
受託者報酬	1,853	53,243
委託者報酬	41,242	1,188,959
その他費用	440	10,649
営業費用合計	43,544	1,252,883
営業利益又は営業損失 (△)	1,197,803	22,085,440
経常利益又は経常損失 (△)	1,197,803	22,085,440
当期純利益又は当期純損失 (△)	1,197,803	22,085,440
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	31,012	2,028,980
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	-	4,976,510
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,929,094	71,418,594
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,929,094	71,418,594
剰余金減少額又は欠損金増加額	119,375	7,619,627
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	119,375	7,619,627
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	4,976,510	88,831,937

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

第 1 期 2023 年 12 月 20 日現在	第 2 期 2024 年 12 月 20 日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況	1. 投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 1,000,000 円	期首元本額 25,500,922 円
期中追加設定元本額 25,356,514 円	期中追加設定元本額 213,762,096 円
期中一部解約元本額 855,592 円	期中一部解約元本額 26,919,920 円
2. 計算期間の末日における受益権の総数 25,500,922 口	2. 計算期間の末日における受益権の総数 212,343,098 口
3. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1.1952 円	3. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1.4183 円
1 口当たり純資産額 (10,000 口当たり純資産額) (11,952 円)	1 口当たり純資産額 (10,000 口当たり純資産額) (14,183 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 1 期 自 2023 年 3 月 17 日 至 2023 年 12 月 20 日	第 2 期 自 2023 年 12 月 21 日 至 2024 年 12 月 20 日
分配金の計算過程	分配金の計算過程
A 費用控除後の配当等収益額 122,785 円	A 費用控除後の配当等収益額 3,551,281 円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 1,044,006 円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 16,505,179 円
C 収益調整金額 3,809,719 円	C 収益調整金額 67,852,411 円
D 分配準備積立金額 0 円	D 分配準備積立金額 923,066 円
E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D) 4,976,510 円	E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D) 88,831,937 円
F 当ファンドの期末残存口数 25,500,922 口	F 当ファンドの期末残存口数 212,343,098 口
G 10,000 口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000) 1,951 円	G 10,000 口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000) 4,183 円
H 10,000 口当たり分配金額 0 円	H 10,000 口当たり分配金額 0 円
I 収益分配金金額 (I=F×H/10,000) 0 円	I 収益分配金金額 (I=F×H/10,000) 0 円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

第 1 期 自 2023 年 3 月 17 日 至 2023 年 12 月 20 日	第 2 期 自 2023 年 12 月 21 日 至 2024 年 12 月 20 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、リートの価格変動リスク、投資信託受益証券の価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左

流動性リスクにさらされております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制 運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。 また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

II 金融商品の時価等に関する事項

第 1 期 2023 年 12 月 20 日現在	第 2 期 2024 年 12 月 20 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第 1 期 自 2023 年 3 月 17 日 至 2023 年 12 月 20 日	第 2 期 自 2023 年 12 月 21 日 至 2024 年 12 月 20 日
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	第 1 期 自 2023 年 3 月 17 日 至 2023 年 12 月 20 日	第 2 期 自 2023 年 12 月 21 日 至 2024 年 12 月 20 日
	計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	1, 237, 143	22, 414, 472
合計	1, 237, 143	22, 414, 472

2 デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	RM国内債券マザーファンド	12,740,103	12,408,860	
	RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）	14,698,904	12,307,392	
	RM先進国債券マザーファンド	4,519,951	5,963,623	
	RM新興国債券マザーファンド	4,159,225	5,984,708	
	RM国内株式マザーファンド	22,791,879	48,473,768	
	RM先進国株式マザーファンド	38,933,568	137,334,267	
	RM新興国株式マザーファンド	13,992,707	29,899,616	
	RM国内リートマザーファンド	12,086,648	16,182,813	
	RM先進国リートマザーファンド	17,226,491	31,726,028	
合計		141,149,476	300,281,075	

(注) 券面総額欄の数値は口数を表しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「ターゲットリターンバランスファンド」の各ファンドは「RM国内債券マザーファンド」、「RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）」、「RM先進国債券マザーファンド」、「RM新興国債券マザーファンド」、「RM国内株式マザーファンド」、「RM先進国株式マザーファンド」、「RM新興国株式マザーファンド」、「RM国内リートマザーファンド」および「RM先進国リートマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査意見の対象外となっております。

RM国内債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2024年12月20日現在

資産の部	
流動資産	
金銭信託	955,040
コール・ローン	1,476,574,867
国債証券	185,085,771,990
地方債証券	10,980,375,910
特殊債券	10,631,259,567
社債券	10,156,319,000
未収利息	227,501,601
前払費用	12,126,076
流動資産合計	218,570,884,051
資産合計	218,570,884,051
負債の部	
流動負債	
未払解約金	26,585,600
流動負債合計	26,585,600
負債合計	26,585,600
純資産の部	
元本等	
元本	224,378,710,314
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	△5,834,411,863
元本等合計	218,544,298,451
純資産合計	218,544,298,451
負債純資産合計	218,570,884,051

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額、又は価格情報 会社の提供する価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

2024 年 12 月 20 日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2023 年 12 月 21 日
期首元本額	200,621,088,482 円
期中追加設定元本額	103,695,194,599 円
期中一部解約元本額	79,937,572,767 円
期末元本額	224,378,710,314 円
期末元本の内訳※	
りそなラップ型ファンド (安定型)	7,778,956,117 円
りそなラップ型ファンド (安定成長型)	6,564,467,441 円
りそなラップ型ファンド (成長型)	577,588,679 円
DCりそな グローバルバランス	1,180,192,654 円
つみたてバランスファンド	12,637,692,097 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2030	8,318,669,749 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2040	2,634,139,590 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2050	805,827,265 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2035	1,608,866,730 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2045	474,292,808 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2055	110,955,043 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2060	138,940,556 円
りそな つみたてラップ型ファンド (安定型)	823,938,541 円
りそな つみたてラップ型ファンド (安定成長型)	362,796,647 円
りそな つみたてラップ型ファンド (成長型)	29,705,339 円
りそな つみたてリスクコントロールファンド	371,286,855 円
ターゲットリターンバランスファンド (目標2%)	65,874,126 円
ターゲットリターンバランスファンド (目標3%)	32,036,771 円
ターゲットリターンバランスファンド (目標4%)	79,495,427 円
ターゲットリターンバランスファンド (目標5%)	19,466,246 円
ターゲットリターンバランスファンド (目標6%)	12,740,103 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2065	1,039,807 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2035 (運用継続型)	346,567 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2040 (運用継続型)	175,840 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2045 (運用継続型)	133,770 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2050 (運用継続型)	96,702 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2055 (運用継続型)	63,209 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2060 (運用継続型)	32,473 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2065 (運用継続型)	14,423 円
FWりそな円建債券アクティブファンド	122,934,968 円
FWりそな国内債券インデックスファンド	142,277,475,742 円
S m a r t e r i 国内債券インデックス	16,841,754,152 円
S m a r t e r i 8資産バランス 安定型	2,927,517,147 円
S m a r t e r i 8資産バランス 安定成長型	2,191,969,952 円

S m a r t i 8資産バランス 成長型	563,889,822 円
りそなF T 国内債券インデックス (適格機関投資家専用)	8,065,233,859 円
りそなF T R Cバランスファンド (適格機関投資家専用)	5,626,432,277 円
りそなV I グローバル・バランスファンド (安定型) (適格機関投資家専用)	15,207,559 円
りそなV I グローバル・バランスファンド (安定成長型) (適格機関投資家専用)	16,496,330 円
りそなV I グローバル・バランスファンド (成長型) (適格機関投資家専用)	14,202,388 円
りそなマルチアセットファンド (適格機関投資家専用)	579,398,541 円
りそなF T パッシブバランスⅡ (適格機関投資家専用)	506,366,002 円
2. 計算日における受益権の総数	224,378,710,314 口
3. 元本の欠損	
純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	5,834,411,863 円
4. 計算日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.9740 円
(10,000口当たり純資産額)	(9,740 円)

(注) ※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

2024年12月20日現在	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析及び評価を実施し、運用評価委員会に報告します。 また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。

II 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月20日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(関連当事者との取引に関する注記)

2024年12月20日現在
該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	2024 年 12 月 20 日現在
	損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	△3,913,200,320
地方債証券	△171,157,135
特殊債券	△217,695,421
社債券	△98,987,000
合計	△4,401,039,876

(注) 損益に含まれた評価差額は、親投資信託受益証券の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

2 デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第4 5 6 回利付国債（2年）	450,000,000	448,618,500	
	第4 5 7 回利付国債（2年）	670,000,000	667,668,400	
	第4 5 8 回利付国債（2年）	1,350,000,000	1,346,166,000	
	第4 5 9 回利付国債（2年）	200,000,000	199,330,000	
	第4 6 0 回利付国債（2年）	620,000,000	618,456,200	
	第4 6 1 回利付国債（2年）	1,010,000,000	1,008,485,000	
	第4 6 3 回利付国債（2年）	800,000,000	798,216,000	
	第4 6 4 回利付国債（2年）	900,000,000	897,732,000	
	第4 6 5 回利付国債（2年）	1,080,000,000	1,077,051,600	
	第4 6 6 回利付国債（2年）	770,000,000	769,145,300	
	第1 4 7 回利付国債（5年）	3,320,000,000	3,301,574,000	
	第1 4 8 回利付国債（5年）	3,040,000,000	3,017,048,000	
	第1 4 9 回利付国債（5年）	2,600,000,000	2,575,742,000	
	第1 5 0 回利付国債（5年）	2,440,000,000	2,414,014,000	
	第1 5 1 回利付国債（5年）	610,000,000	602,710,500	
	第1 5 2 回利付国債（5年）	2,120,000,000	2,099,118,000	
	第1 5 3 回利付国債（5年）	2,420,000,000	2,387,281,600	
	第1 5 4 回利付国債（5年）	1,930,000,000	1,905,759,200	
	第1 5 5 回利付国債（5年）	720,000,000	714,175,200	
	第1 5 6 回利付国債（5年）	1,960,000,000	1,938,381,200	
	第1 5 7 回利付国債（5年）	800,000,000	790,080,000	
	第1 5 8 回利付国債（5年）	2,520,000,000	2,480,738,400	
	第1 5 9 回利付国債（5年）	490,000,000	481,537,700	
	第1 6 0 回利付国債（5年）	480,000,000	473,352,000	
	第1 6 1 回利付国債（5年）	1,840,000,000	1,821,121,600	
	第1 6 2 回利付国債（5年）	660,000,000	652,152,600	
	第1 6 3 回利付国債（5年）	1,510,000,000	1,497,572,700	
	第1 6 4 回利付国債（5年）	330,000,000	324,284,400	

第 1 6 5 回利付国債（5 年）	1, 320, 000, 000	1, 302, 272, 400	
第 1 6 6 回利付国債（5 年）	340, 000, 000	336, 756, 400	
第 1 6 7 回利付国債（5 年）	630, 000, 000	623, 114, 100	
第 1 6 8 回利付国債（5 年）	700, 000, 000	698, 124, 000	
第 1 6 9 回利付国債（5 年）	170, 000, 000	168, 842, 300	
第 1 7 0 回利付国債（5 年）	500, 000, 000	498, 145, 000	
第 1 7 1 回利付国債（5 年）	900, 000, 000	888, 822, 000	
第 1 7 2 回利付国債（5 年）	780, 000, 000	773, 713, 200	
第 1 7 3 回利付国債（5 年）	270, 000, 000	268, 758, 000	
第 1 7 4 回利付国債（5 年）	1, 200, 000, 000	1, 200, 000, 000	
第 1 回利付国債（4 0 年）	100, 000, 000	107, 626, 000	
第 2 回利付国債（4 0 年）	180, 000, 000	186, 179, 400	
第 3 回利付国債（4 0 年）	110, 000, 000	112, 931, 500	
第 4 回利付国債（4 0 年）	170, 000, 000	172, 582, 300	
第 5 回利付国債（4 0 年）	220, 000, 000	212, 867, 600	
第 6 回利付国債（4 0 年）	200, 000, 000	187, 912, 000	
第 7 回利付国債（4 0 年）	450, 000, 000	400, 693, 500	
第 8 回利付国債（4 0 年）	500, 000, 000	409, 160, 000	
第 9 回利付国債（4 0 年）	860, 000, 000	504, 708, 200	
第 1 0 回利付国債（4 0 年）	760, 000, 000	523, 305, 600	
第 1 1 回利付国債（4 0 年）	660, 000, 000	432, 003, 000	
第 1 2 回利付国債（4 0 年）	640, 000, 000	366, 355, 200	
第 1 3 回利付国債（4 0 年）	870, 000, 000	484, 964, 100	
第 1 4 回利付国債（4 0 年）	870, 000, 000	512, 778, 000	
第 1 5 回利付国債（4 0 年）	920, 000, 000	595, 838, 000	
第 1 6 回利付国債（4 0 年）	860, 000, 000	607, 744, 800	
第 1 7 回利付国債（4 0 年）	550, 000, 000	504, 817, 500	
第 3 4 2 回利付国債（1 0 年）	380, 000, 000	378, 335, 600	
第 3 4 3 回利付国債（1 0 年）	780, 000, 000	775, 210, 800	
第 3 4 4 回利付国債（1 0 年）	960, 000, 000	952, 617, 600	
第 3 4 5 回利付国債（1 0 年）	1, 070, 000, 000	1, 060, 616, 100	
第 3 4 6 回利付国債（1 0 年）	1, 310, 000, 000	1, 297, 096, 500	
第 3 4 7 回利付国債（1 0 年）	750, 000, 000	741, 615, 000	
第 3 4 8 回利付国債（1 0 年）	1, 690, 000, 000	1, 668, 773, 600	
第 3 4 9 回利付国債（1 0 年）	1, 340, 000, 000	1, 321, 266, 800	
第 3 5 0 回利付国債（1 0 年）	980, 000, 000	964, 731, 600	

第 3 5 1 回利付国債（10年）	1,360,000,000	1,336,512,800	
第 3 5 2 回利付国債（10年）	1,180,000,000	1,157,344,000	
第 3 5 3 回利付国債（10年）	1,950,000,000	1,908,640,500	
第 3 5 4 回利付国債（10年）	1,440,000,000	1,406,448,000	
第 3 5 5 回利付国債（10年）	1,670,000,000	1,627,782,400	
第 3 5 6 回利付国債（10年）	2,210,000,000	2,150,109,000	
第 3 5 7 回利付国債（10年）	2,220,000,000	2,155,220,400	
第 3 5 8 回利付国債（10年）	1,830,000,000	1,773,617,700	
第 3 5 9 回利付国債（10年）	2,440,000,000	2,360,700,000	
第 3 6 0 回利付国債（10年）	2,440,000,000	2,356,576,400	
第 3 6 1 回利付国債（10年）	1,980,000,000	1,908,383,400	
第 3 6 2 回利付国債（10年）	2,740,000,000	2,635,414,200	
第 3 6 3 回利付国債（10年）	1,810,000,000	1,736,640,700	
第 3 6 4 回利付国債（10年）	2,320,000,000	2,220,356,000	
第 3 6 5 回利付国債（10年）	2,270,000,000	2,166,215,600	
第 3 6 6 回日本国債（10年）	2,720,000,000	2,606,548,800	
第 3 6 7 回日本国債（10年）	2,480,000,000	2,368,970,400	
第 3 6 8 回日本国債（10年）	2,340,000,000	2,228,686,200	
第 3 6 9 回日本国債（10年）	2,200,000,000	2,139,962,000	
第 3 7 0 回利付国債（10年）	2,710,000,000	2,629,865,300	
第 3 7 1 回利付国債（10年）	1,950,000,000	1,870,869,000	
第 3 7 2 回利付国債（10年）	1,620,000,000	1,603,605,600	
第 3 7 3 回利付国債（10年）	1,650,000,000	1,600,830,000	
第 3 7 4 回利付国債（10年）	1,670,000,000	1,643,831,100	
第 3 7 5 回利付国債（10年）	1,660,000,000	1,672,931,400	
第 3 7 6 回利付国債（10年）	1,290,000,000	1,272,894,600	
第 1 回利付国債（30年）	60,000,000	65,874,000	
第 7 回利付国債（30年）	40,000,000	44,272,000	
第 10 回利付国債（30年）	30,000,000	30,542,100	
第 11 回利付国債（30年）	80,000,000	85,249,600	
第 12 回利付国債（30年）	80,000,000	87,922,400	
第 13 回利付国債（30年）	200,000,000	218,118,000	
第 14 回利付国債（30年）	60,000,000	67,531,800	
第 15 回利付国債（30年）	200,000,000	226,788,000	
第 16 回利付国債（30年）	140,000,000	158,853,800	
第 17 回利付国債（30年）	160,000,000	180,184,000	

第 1 8 回利付国債（3 0 年）	60,000,000	67,026,000	
第 1 9 回利付国債（3 0 年）	100,000,000	111,706,000	
第 2 0 回利付国債（3 0 年）	100,000,000	113,723,000	
第 2 1 回利付国債（3 0 年）	180,000,000	200,982,600	
第 2 2 回利付国債（3 0 年）	50,000,000	56,887,500	
第 2 3 回利付国債（3 0 年）	220,000,000	250,397,400	
第 2 4 回利付国債（3 0 年）	170,000,000	193,441,300	
第 2 5 回利付国債（3 0 年）	200,000,000	223,180,000	
第 2 6 回利付国債（3 0 年）	205,000,000	231,004,250	
第 2 7 回利付国債（3 0 年）	295,000,000	335,530,050	
第 2 8 回利付国債（3 0 年）	290,000,000	329,489,300	
第 2 9 回利付国債（3 0 年）	150,000,000	168,451,500	
第 3 0 回利付国債（3 0 年）	190,000,000	210,425,000	
第 3 1 回利付国債（3 0 年）	170,000,000	185,485,300	
第 3 2 回利付国債（3 0 年）	335,000,000	369,153,250	
第 3 3 回利付国債（3 0 年）	290,000,000	306,512,600	
第 3 4 回利付国債（3 0 年）	335,000,000	362,305,850	
第 3 5 回利付国債（3 0 年）	406,000,000	426,316,240	
第 3 6 回利付国債（3 0 年）	425,000,000	444,664,750	
第 3 7 回利付国債（3 0 年）	570,000,000	585,538,200	
第 3 8 回利付国債（3 0 年）	220,000,000	221,826,000	
第 3 9 回利付国債（3 0 年）	380,000,000	388,230,800	
第 4 0 回利付国債（3 0 年）	315,000,000	316,105,650	
第 4 1 回利付国債（3 0 年）	305,000,000	300,681,200	
第 4 2 回利付国債（3 0 年）	440,000,000	432,476,000	
第 4 3 回利付国債（3 0 年）	390,000,000	382,437,900	
第 4 4 回利付国債（3 0 年）	470,000,000	459,472,000	
第 4 5 回利付国債（3 0 年）	500,000,000	470,680,000	
第 4 6 回利付国債（3 0 年）	610,000,000	572,655,800	
第 4 7 回利付国債（3 0 年）	600,000,000	571,764,000	
第 4 8 回利付国債（3 0 年）	563,000,000	515,741,780	
第 4 9 回利付国債（3 0 年）	570,000,000	520,586,700	
第 5 0 回利付国債（3 0 年）	590,000,000	475,599,000	
第 5 1 回利付国債（3 0 年）	650,000,000	464,704,500	
第 5 2 回利付国債（3 0 年）	680,000,000	507,368,400	
第 5 3 回利付国債（3 0 年）	560,000,000	425,622,400	

第 5 4 回利付国債（30 年）	610,000,000	483,553,100	
第 5 5 回利付国債（30 年）	350,000,000	276,272,500	
第 5 6 回利付国債（30 年）	590,000,000	463,734,100	
第 5 7 回利付国債（30 年）	570,000,000	446,110,500	
第 5 8 回利付国債（30 年）	910,000,000	709,181,200	
第 5 9 回利付国債（30 年）	530,000,000	401,284,200	
第 6 0 回利付国債（30 年）	540,000,000	427,512,600	
第 6 1 回利付国債（30 年）	470,000,000	352,918,300	
第 6 2 回利付国債（30 年）	660,000,000	468,190,800	
第 6 3 回利付国債（30 年）	440,000,000	301,932,400	
第 6 4 回利付国債（30 年）	530,000,000	361,513,000	
第 6 5 回利付国債（30 年）	430,000,000	291,552,900	
第 6 6 回利付国債（30 年）	710,000,000	478,163,700	
第 6 7 回利付国債（30 年）	500,000,000	354,020,000	
第 6 8 回利付国債（30 年）	690,000,000	485,421,900	
第 6 9 回利付国債（30 年）	590,000,000	424,357,500	
第 7 0 回利付国債（30 年）	860,000,000	614,719,400	
第 7 1 回利付国債（30 年）	590,000,000	419,413,300	
第 7 2 回利付国債（30 年）	640,000,000	452,460,800	
第 7 3 回利付国債（30 年）	500,000,000	352,110,000	
第 7 4 回利付国債（30 年）	790,000,000	602,367,100	
第 7 5 回利付国債（30 年）	610,000,000	500,932,000	
第 7 6 回利付国債（30 年）	530,000,000	444,691,200	
第 7 7 回利付国債（30 年）	560,000,000	491,988,000	
第 7 8 回利付国債（30 年）	860,000,000	717,661,400	
第 7 9 回利付国債（30 年）	590,000,000	466,253,400	
第 8 0 回利付国債（30 年）	520,000,000	475,831,200	
第 8 1 回利付国債（30 年）	590,000,000	513,695,300	
第 8 2 回利付国債（30 年）	550,000,000	501,484,500	
第 8 3 回利付国債（30 年）	620,000,000	617,786,600	
第 8 4 回利付国債（30 年）	420,000,000	408,773,400	
第 8 5 回利付国債（20 年）	150,000,000	153,046,500	
第 8 6 回利付国債（20 年）	100,000,000	102,278,000	
第 8 7 回利付国債（20 年）	90,000,000	91,939,500	
第 8 8 回利付国債（20 年）	185,000,000	189,896,950	
第 8 9 回利付国債（20 年）	120,000,000	122,998,800	

第 9 0 回利付国債（20年）	170,000,000	174,870,500	
第 9 1 回利付国債（20年）	80,000,000	82,430,400	
第 9 2 回利付国債（20年）	255,000,000	262,864,200	
第 9 3 回利付国債（20年）	80,000,000	82,592,000	
第 9 4 回利付国債（20年）	140,000,000	144,845,400	
第 9 5 回利付国債（20年）	185,000,000	192,977,200	
第 9 6 回利付国債（20年）	70,000,000	72,674,000	
第 9 7 回利付国債（20年）	130,000,000	135,794,100	
第 9 8 回利付国債（20年）	70,000,000	72,930,900	
第 9 9 回利付国債（20年）	85,000,000	88,851,350	
第 1 0 0 回利付国債（20年）	151,000,000	158,800,660	
第 1 0 1 回利付国債（20年）	20,000,000	21,160,200	
第 1 0 2 回利付国債（20年）	145,000,000	154,001,600	
第 1 0 3 回利付国債（20年）	100,000,000	105,866,000	
第 1 0 4 回利付国債（20年）	10,000,000	10,518,200	
第 1 0 5 回利付国債（20年）	12,000,000	12,656,520	
第 1 0 6 回利付国債（20年）	40,000,000	42,334,800	
第 1 0 7 回利付国債（20年）	80,000,000	84,595,200	
第 1 0 8 回利付国債（20年）	220,000,000	230,923,000	
第 1 0 9 回利付国債（20年）	80,000,000	84,124,000	
第 1 1 0 回利付国債（20年）	195,000,000	206,703,900	
第 1 1 1 回利付国債（20年）	50,000,000	53,346,000	
第 1 1 2 回利付国債（20年）	205,000,000	217,824,800	
第 1 1 3 回利付国債（20年）	85,000,000	90,586,200	
第 1 1 4 回利付国債（20年）	160,000,000	171,009,600	
第 1 1 5 回利付国債（20年）	100,000,000	107,364,000	
第 1 1 6 回利付国債（20年）	140,000,000	150,763,200	
第 1 1 7 回利付国債（20年）	225,000,000	241,159,500	
第 1 1 8 回利付国債（20年）	131,000,000	140,114,980	
第 1 1 9 回利付国債（20年）	150,000,000	158,848,500	
第 1 2 0 回利付国債（20年）	240,000,000	251,551,200	
第 1 2 1 回利付国債（20年）	115,000,000	122,685,450	
第 1 2 2 回利付国債（20年）	190,000,000	201,648,900	
第 1 2 3 回利付国債（20年）	265,000,000	286,414,650	
第 1 2 4 回利付国債（20年）	200,000,000	215,012,000	
第 1 2 5 回利付国債（20年）	120,000,000	130,759,200	

第 1 2 6 回利付国債（20年）	100,000,000	107,738,000	
第 1 2 7 回利付国債（20年）	130,000,000	139,282,000	
第 1 2 8 回利付国債（20年）	225,000,000	241,461,000	
第 1 2 9 回利付国債（20年）	240,000,000	256,070,400	
第 1 3 0 回利付国債（20年）	220,000,000	235,127,200	
第 1 3 1 回利付国債（20年）	30,000,000	31,859,700	
第 1 3 2 回利付国債（20年）	80,000,000	85,048,800	
第 1 3 3 回利付国債（20年）	355,000,000	379,761,250	
第 1 3 4 回利付国債（20年）	45,000,000	48,177,450	
第 1 3 5 回利付国債（20年）	40,000,000	42,550,400	
第 1 3 6 回利付国債（20年）	220,000,000	232,438,800	
第 1 3 7 回利付国債（20年）	160,000,000	170,235,200	
第 1 3 8 回利付国債（20年）	210,000,000	220,386,600	
第 1 4 0 回利付国債（20年）	790,000,000	841,223,600	
第 1 4 1 回利付国債（20年）	145,000,000	154,454,000	
第 1 4 2 回利付国債（20年）	240,000,000	257,544,000	
第 1 4 3 回利付国債（20年）	335,000,000	354,342,900	
第 1 4 4 回利付国債（20年）	430,000,000	451,345,200	
第 1 4 5 回利付国債（20年）	755,000,000	804,543,100	
第 1 4 6 回利付国債（20年）	610,000,000	649,808,600	
第 1 4 7 回利付国債（20年）	775,000,000	818,764,250	
第 1 4 8 回利付国債（20年）	515,000,000	538,823,900	
第 1 4 9 回利付国債（20年）	150,000,000	156,568,500	
第 1 5 0 回利付国債（20年）	940,000,000	971,217,400	
第 1 5 1 回利付国債（20年）	1,145,000,000	1,159,472,800	
第 1 5 2 回利付国債（20年）	1,100,000,000	1,111,649,000	
第 1 5 3 回利付国債（20年）	620,000,000	631,364,600	
第 1 5 4 回利付国債（20年）	1,148,000,000	1,155,140,560	
第 1 5 5 回利付国債（20年）	1,010,000,000	992,789,600	
第 1 5 6 回利付国債（20年）	970,000,000	889,625,800	
第 1 5 7 回利付国債（20年）	1,150,000,000	1,025,581,500	
第 1 5 8 回利付国債（20年）	730,000,000	671,527,000	
第 1 5 9 回利付国債（20年）	940,000,000	871,276,600	
第 1 6 0 回利付国債（20年）	1,130,000,000	1,056,177,100	
第 1 6 1 回利付国債（20年）	840,000,000	772,245,600	
第 1 6 2 回利付国債（20年）	960,000,000	878,371,200	

	第 1 6 3 回利付国債（20年）	870,000,000	792,613,500	
	第 1 6 4 回利付国債（20年）	1,110,000,000	993,427,800	
	第 1 6 5 回利付国債（20年）	910,000,000	810,163,900	
	第 1 6 6 回利付国債（20年）	880,000,000	801,609,600	
	第 1 6 7 回利付国債（20年）	890,000,000	784,348,100	
	第 1 6 8 回利付国債（20年）	1,110,000,000	958,862,400	
	第 1 6 9 回利付国債（20年）	650,000,000	549,952,000	
	第 1 7 0 回利付国債（20年）	1,160,000,000	975,455,600	
	第 1 7 1 回利付国債（20年）	790,000,000	660,621,700	
	第 1 7 2 回利付国債（20年）	1,010,000,000	853,147,000	
	第 1 7 3 回利付国債（20年）	910,000,000	764,008,700	
	第 1 7 4 回利付国債（20年）	1,000,000,000	834,920,000	
	第 1 7 5 回利付国債（20年）	810,000,000	683,915,400	
	第 1 7 6 回利付国債（20年）	1,220,000,000	1,024,568,200	
	第 1 7 7 回利付国債（20年）	870,000,000	714,209,100	
	第 1 7 8 回利付国債（20年）	1,320,000,000	1,097,104,800	
	第 1 7 9 回利付国債（20年）	570,000,000	471,127,800	
	第 1 8 0 回利付国債（20年）	1,210,000,000	1,049,420,900	
	第 1 8 1 回利付国債（20年）	860,000,000	755,527,200	
	第 1 8 2 回利付国債（20年）	1,120,000,000	1,013,880,000	
	第 1 8 3 回利付国債（20年）	700,000,000	663,747,000	
	第 1 8 4 回利付国債（20年）	1,100,000,000	988,834,000	
	第 1 8 5 回利付国債（20年）	950,000,000	850,658,500	
	第 1 8 6 回利付国債（20年）	900,000,000	860,346,000	
	第 1 8 7 回利付国債（20年）	800,000,000	737,120,000	
	第 1 8 8 回利付国債（20年）	400,000,000	386,632,000	
	第 1 8 9 回利付国債（20年）	750,000,000	759,720,000	
	第 1 9 0 回利付国債（20年）	470,000,000	466,935,600	
国債証券合計		196,926,000,000	185,085,771,990	
地方債証券	第 1 4 回東京都公募公債	100,000,000	105,193,000	
	第 7 6 1 回東京都公募公債	100,000,000	99,014,000	
	第 7 8 5 回東京都公募公債	100,000,000	98,158,000	
	第 7 8 9 回東京都公募公債	100,000,000	97,439,000	
	第 8 1 7 回東京都公募公債	100,000,000	95,052,000	
	第 8 4 3 回東京都公募公債	100,000,000	98,391,000	
	第 2 4 回東京都公募公債（20年）	100,000,000	107,181,000	

	平成28年度第8回北海道公募公債	100,000,000	98,926,000	
	第15回神奈川県公募公債（20年）	100,000,000	106,471,000	
	第220回神奈川県公募公債	100,000,000	99,405,000	
	第263回神奈川県公募公債	100,000,000	100,389,000	
	第20回神奈川県公募公債（20年）	100,000,000	105,718,000	
	第96回神奈川県公募公債（5年）	100,000,000	99,402,000	
	第429回大阪府公募公債（10年）	100,000,000	98,478,000	
	第451回大阪府公募公債	100,000,000	96,400,000	
	第471回大阪府公募公債	140,000,000	132,993,000	
	第5回大阪府公募公債（15年）	200,000,000	191,424,000	
	第4回大阪府公募公債（20年）	100,000,000	107,290,000	
	平成27年度第13回京都府公募公債	100,000,000	99,445,000	
	平成28年度第5回京都府公募公債（20年）	100,000,000	89,207,000	
	平成29年度第1回兵庫県公募公債	100,000,000	98,886,000	
	第41回兵庫県公募公債（20年）	100,000,000	82,907,000	
	令和元年度第2回兵庫県公募公債	100,000,000	97,122,000	
	第5回静岡県公募公債（20年）	100,000,000	104,435,000	
	第6回静岡県公募公債（15年）	200,000,000	202,586,000	
	平成30年度第14回静岡県公募公債	100,000,000	97,691,000	
	令和6年度第2回静岡県公募公債（5年）	100,000,000	98,773,000	
	平成22年度第8回愛知県公募公債	100,000,000	106,059,000	
	平成26年度第11回愛知県公募公債（15年）	100,000,000	100,821,000	
	平成28年度第8回愛知県公募公債	100,000,000	99,049,000	
	平成29年度第11回愛知県公募公債	100,000,000	98,755,000	
	令和3年度第12回愛知県公募公債	100,000,000	81,308,000	
	令和5年度第17回愛知県公募公債（10年）	100,000,000	98,186,000	
	令和6年度第4回愛知県公募公債（20年）	100,000,000	98,894,000	
	平成30年度第1回広島県公募公債	100,000,000	98,308,000	
	令和3年度第1回広島県公募公債	100,000,000	95,685,000	
	令和4年度第5回広島県公募公債	100,000,000	98,763,000	
	令和5年度第1回広島県公募公債（20年）	100,000,000	92,711,000	
	第8回埼玉県公募公債	100,000,000	106,550,000	
	第14回埼玉県公募公債（20年）	100,000,000	103,944,000	
	令和6年度第2回埼玉県公募公債（5年）	100,000,000	98,751,000	
	令和3年度第9回埼玉県公募公債	100,000,000	89,036,000	
	第3回埼玉県公募公債（10年）	100,000,000	98,708,000	

	平成27年度第1回福岡県公募公債（20年）	300,000,000	302,235,000	
	令和6年度第4回福岡県公募公債	100,000,000	100,389,000	
	令和5年度第2回福岡県公募公債（20年）	100,000,000	89,104,000	
	第11回千葉県公募公債	100,000,000	106,739,000	
	令和4年度第6回千葉県公募公債	100,000,000	96,948,000	
	令和3年度第5回千葉県公募公債	100,000,000	95,051,000	
	令和5年度第8回千葉県公募公債	100,000,000	98,705,000	
	第15回千葉県公募公債	85,000,000	77,999,400	
	令和3年度第3回茨城県公募公債	100,000,000	98,951,000	
	令和5年度第2回茨城県公募公債	100,000,000	98,690,000	
	第18回群馬県公募公債（5年）	100,000,000	99,129,000	
	第15回群馬県公募公債（20年）	100,000,000	98,894,000	
	第156回共同発行市場公募地方債	100,000,000	99,416,000	
	第169回共同発行市場公募地方債	100,000,000	98,973,000	
	第172回共同発行市場公募地方債	100,000,000	98,906,000	
	第174回共同発行市場公募地方債	100,000,000	98,591,000	
	第181回共同発行市場公募地方債	100,000,000	98,315,000	
	第185回共同発行市場公募地方債	100,000,000	98,281,000	
	第187回共同発行市場公募地方債	100,000,000	98,259,000	
	第191回共同発行市場公募地方債	100,000,000	97,486,000	
	第197回共同発行市場公募地方債	100,000,000	96,701,000	
	第207回共同発行市場公募地方債	100,000,000	96,494,000	
	第209回共同発行市場公募地方債	100,000,000	96,234,000	
	第217回共同発行市場公募地方債	100,000,000	96,084,000	
	第222回共同発行市場公募地方債	100,000,000	95,115,000	
	第231回共同発行市場公募地方債	100,000,000	95,604,000	
	第245回共同発行市場公募地方債	200,000,000	196,146,000	
	第246回共同発行市場公募地方債	100,000,000	97,853,000	
	第249回共同発行市場公募地方債	100,000,000	97,483,000	
	第250回共同発行市場公募地方債	100,000,000	96,855,000	
	第252回共同発行市場公募地方債	100,000,000	97,744,000	
	第253回共同発行市場公募地方債	100,000,000	97,881,000	
	第255回共同発行市場公募地方債	100,000,000	99,668,000	
	第257回共同発行市場公募地方債	100,000,000	98,370,000	
	令和3年度第2回堺市公募公債	85,000,000	77,673,000	
	令和元年度第3回堺市公募公債	100,000,000	96,662,000	

	令和4年度第2回長崎県公募公債（20年・定時償還）	90,000,000	83,055,600	
	令和5年度第2回島根県公募公債（20年）	100,000,000	98,611,000	
	令和4年度第1回島根県公募公債	100,000,000	87,657,000	
	令和2年度第1回佐賀県公募公債	100,000,000	96,067,000	
	令和4年度第3回奈良県公募公債（20年・定時償還）	90,000,000	84,040,200	
	第11回大阪市公募公債	100,000,000	107,472,000	
	第9回大阪市公募公債（20年）	100,000,000	106,334,000	
	第17回名古屋市公募公債	100,000,000	99,941,000	
	令和元年度第4回京都市公募公債	114,500,000	110,742,110	
	平成22年度第9回神戸市公募公債	100,000,000	107,520,000	
	平成26年度第3回神戸市公募公債（20年）	100,000,000	103,213,000	
	第23回横浜市公募公債（20年）	100,000,000	107,915,000	
	第21回横浜市公募公債	100,000,000	106,348,000	
	第25回横浜市公募公債（20年）	100,000,000	105,835,000	
	平成26年度第5回札幌市公募公債（15年）	100,000,000	100,826,000	
	令和4年度第3回札幌市公募公債（10年）	100,000,000	96,034,000	
	第12回川崎市公募公債（30年）	100,000,000	67,422,000	
	第37回川崎市公募公債	85,000,000	77,911,000	
	第70回川崎市公募公債（5年）	100,000,000	98,972,000	
	第73回川崎市公募公債（5年）	100,000,000	98,724,000	
	2019年度第7回福岡市公募公債（20年）	100,000,000	82,429,000	
	2020年度第7回福岡市公募公債（20年）	100,000,000	82,907,000	
	令和5年度第3回仙台市公募公債（5年）	100,000,000	98,170,000	
	平成29年度第3回千葉市公募公債	120,000,000	118,365,600	
	平成26年度第1回福井県公募公債	100,000,000	103,216,000	
	平成29年度第5回福井県公募公債	100,000,000	98,328,000	
	令和2年度第1回山梨県公募公債（10年）	100,000,000	96,146,000	
	平成29年度第2回岡山県公募公債	100,000,000	98,642,000	
地方債証券合計		11,209,500,000	10,980,375,910	
特殊債券	第34回新関西国際空港株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	90,621,000	
	第47回株式会社日本政策投資銀行無担保社債（社債間限定同順位）	100,000,000	100,851,000	
	第49回政府保証株式会社日本政策投資銀行社債	100,000,000	98,244,000	
	第89回株式会社日本政策投資銀行無担保社債	100,000,000	98,585,000	
	第117回株式会社日本政策投資銀行無担保社債	100,000,000	67,309,000	

	(社債間限定同順)			
	第131回株式会社日本政策投資銀行無担保社債	100,000,000	69,805,000	
	第83回政府保証株式会社日本政策投資銀行社債	100,000,000	99,993,000	
	第16回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	113,944,000	
	第125回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	107,703,000	
	第127回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	107,206,000	
	第138回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	106,879,000	
	第148回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	106,422,000	
	第183回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	106,120,000	
	第205回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	104,315,000	
	第266回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	133,000,000	132,744,640	
	第270回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	95,752,000	
	第300回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	98,967,000	
	第330回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	98,642,000	
	第345回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	98,226,000	
	第375回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	97,412,000	
	第387回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	96,671,000	
	第474回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券（ソーシ	100,000,000	96,765,000	
	第12回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	102,768,000	
	第283回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	90,177,000	
	第312回日本高速道路保有・債務返済機構債券（ソーシャルボン	100,000,000	93,812,000	
	第314回日本高速道路保有・債務返済機構債券（ソーシャルボン	100,000,000	88,679,000	
	第316回日本高速道路保有・債務返済機構債券（ソーシャルボン	100,000,000	95,359,000	
	第320回日本高速道路保有・債務返済機構債券（ソーシャルボン	100,000,000	96,721,000	
	第331回日本高速道路保有・債務返済機構債券（ソーシャルボン	100,000,000	99,077,000	
	第478回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券（ソーシ	100,000,000	99,916,000	
	第481回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券（ソーシ	100,000,000	100,346,000	

第４８６回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券（ソーシ	100,000,000	98,537,000	
第１回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	98,175,000	
第５回地方公共団体金融機構債券（２０年）	100,000,000	106,852,000	
第１８回公営企業債券（２０年）	100,000,000	102,880,000	
第２０回地方公共団体金融機構債券（２０年）	100,000,000	105,947,000	
第２２回地方公共団体金融機構債券（２０年）	100,000,000	105,197,000	
第３０回地方公共団体金融機構債券（５年）	100,000,000	98,662,000	
第４５回地方公共団体金融機構債券（２０年）	100,000,000	99,611,000	
第６６回地方公共団体金融機構債券（２０年）	100,000,000	88,160,000	
F７３回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	101,896,000	
第９５回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	98,864,000	
第９６回政府保証地方公共団体金融機構債券	120,000,000	118,556,400	
第９７回政府保証地方公共団体金融機構債券	145,000,000	143,280,300	
第１１１回政府保証地方公共団体金融機構債券	213,000,000	209,425,860	
第１６３回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	96,550,000	
F３０５回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	94,190,000	
F１４３回地方公共団体金融機構債券	200,000,000	203,450,000	
F１５９回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	101,258,000	
F１４回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	68,568,000	
F１５１回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	94,635,000	
第１０回株式会社日本政策金融公庫社債（一般担保付）	100,000,000	106,652,000	
第１１７回都市再生債券	100,000,000	99,544,000	
第３４回政府保証中部国際空港債券	100,000,000	97,666,000	
第２回一般担保住宅金融公庫債券	100,000,000	102,790,000	
第６回貸付債権担保Ｔ種住宅金融支援機構債券	34,611,000	33,868,940	
第７回貸付債権担保Ｔ種住宅金融支援機構債券	36,947,000	36,234,661	
第２５回政府保証住宅金融支援機構債券（グリーンボンド）	100,000,000	96,360,000	
第９７回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	106,576,000	
第１０２回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	101,657,000	
第１１７回一般担保住宅金融支援機構債券	200,000,000	203,944,000	
第１２３回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	66,270,000	61,703,997	
第１２５回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	65,581,000	60,859,823	
第１２７回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	68,108,000	62,964,483	
第１２８回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	66,401,000	61,565,015	

第 1 3 5 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	69,205,000	63,687,977	
第 1 3 7 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	70,450,000	65,178,931	
第 1 5 0 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	76,784,000	69,113,278	
第 1 5 4 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	78,617,000	71,152,315	
第 1 6 1 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	80,118,000	72,689,459	
第 1 6 8 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	82,345,000	74,838,429	
第 1 7 0 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	83,502,000	75,739,654	
第 1 7 1 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	84,868,000	76,566,212	
第 1 7 2 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	84,702,000	76,396,968	
第 1 7 3 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	84,941,000	76,664,348	
第 1 7 4 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	85,781,000	77,851,404	
第 1 7 5 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	86,812,000	78,592,639	
第 1 8 3 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	88,499,000	81,227,037	
第 1 8 4 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	179,122,000	163,928,871	
第 1 8 5 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	89,725,000	82,688,765	
第 1 8 6 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	90,430,000	84,617,159	
第 1 8 7 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	90,853,000	85,126,535	
第 1 8 8 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	90,097,000	86,483,209	
第 1 9 8 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	94,404,000	92,423,404	
第 1 9 9 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	94,425,000	91,907,629	
第 2 0 1 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	95,489,000	92,106,779	
第 2 0 3 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	96,552,000	94,385,373	
第 2 0 6 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	97,881,000	97,138,083	
第 2 0 7 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	98,529,000	98,494,514	
第 2 2 3 回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	95,346,000	
第 3 5 1 回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	90,720,000	
第 1 回貸付債権担保 T 種住宅金融支援機構債券	24,346,000	23,970,097	
第 2 回貸付債権担保 T 種住宅金融支援機構債券	24,574,000	24,209,813	
第 3 回貸付債権担保 T 種住宅金融支援機構債券	25,992,000	25,646,566	
第 3 3 4 回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	80,244,000	
第 3 5 6 回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	94,799,000	
第 2 7 回成田国際空港株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	88,550,000	
い第 8 6 6 号商工債	100,000,000	98,449,000	
い第 8 7 0 号商工債	100,000,000	98,271,000	
い第 8 7 9 号商工債	100,000,000	98,313,000	

	第 3 7 6 回信金中金債	100,000,000	99,276,000	
	第 3 8 5 回信金中金債	100,000,000	98,629,000	
	第 2 5 回国際協力機構債券	100,000,000	102,992,000	
	第 5 8 回東日本高速道路株式会社社債（一般担保付、独立行政法人	100,000,000	97,300,000	
	第 8 5 回東日本高速道路株式会社社債（一般担保付、独立行政法人	100,000,000	94,880,000	
	第 1 1 7 回東日本高速道路株式会社社債（一般担保付、独立行政法	100,000,000	100,013,000	
	第 8 7 回中日本高速道路株式会社社債	100,000,000	99,309,000	
	第 8 8 回中日本高速道路株式会社社債	100,000,000	99,177,000	
	第 1 0 1 回中日本高速道路株式会社社債（一般担保付、独立行政法	100,000,000	98,718,000	
	第 9 0 回西日本高速道路株式会社社債（一般担保付、独立行政法人	100,000,000	99,662,000	
	第 7 5 回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	100,000,000	99,032,000	
	第 9 3 回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	100,000,000	88,491,000	
	第 1 0 3 回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	100,000,000	79,151,000	
特殊債券合計		10,997,961,000	10,631,259,567	
社債券	第 4 4 回フランス相互信用連合銀行（ＢＦＣＭ）円貨社債（２０２	100,000,000	99,507,000	
	第 2 7 回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー期限前償還条項付円	100,000,000	99,391,000	
	第 2 6 回クレディ・アグリコル・エス・エー円貨社債	100,000,000	98,855,000	
	第 6 回フランス電力円貨社債（２０２３）	100,000,000	99,321,000	
	第 3 3 回清水建設株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	98,688,000	
	第 1 3 回大和ハウス工業株式会社無担保社債（特定社債間限定同順	100,000,000	98,702,000	
	第 1 回株式会社日清製粉グループ本社無担保社債	100,000,000	96,349,000	
	第 2 0 回森永乳業株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	100,611,000	
	第 1 回株式会社博報堂ＤＹホールディングス無担保社債	100,000,000	99,595,000	
	第 2 2 回キリンホールディングス株式会社無担保社債（社債間限定	100,000,000	98,957,000	
	第 2 7 回味の素株式会社無担保社債	100,000,000	97,078,000	
	第 2 7 回株式会社ニチレイ無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	99,218,000	
	第 8 回トヨタ紡織株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	98,960,000	
	第 1 8 回株式会社セブン＆アイ・ホールディングス無担保社債（社	100,000,000	97,899,000	
	第 1 8 回旭化成株式会社無担保社債	100,000,000	93,798,000	

第27回旭化成株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）（	100,000,000	100,084,000	
第29回北越コーポレーション株式会社無担保社債（社債間限定同	100,000,000	99,169,000	
第35回昭和電工株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	92,922,000	
第54回三井化学株式会社無担保社債	100,000,000	93,864,000	
第3回三菱ケミカルグループ株式会社無担保社債（社債間限定同順	100,000,000	98,896,000	
第3回株式会社電通無担保社債	100,000,000	97,944,000	
第10回関西ペイント株式会社無担保社債	100,000,000	99,711,000	
第20回株式会社オリエンタルランド無担保社債	100,000,000	98,820,000	
第12回Zホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	98,698,000	
第18回富士フイルムホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	97,097,000	
第20回富士フイルムホールディングス株式会社無担保社債（社債	100,000,000	99,551,000	
第14回株式会社ブリヂストン無担保社債	100,000,000	97,393,000	
第15回旭硝子株式会社無担保社債	100,000,000	98,817,000	
第72回株式会社神戸製鋼所無担保社債（社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,144,000	
第28回ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社無担保社	100,000,000	99,243,000	
第17回株式会社小松製作所無担保社債（社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,580,000	
第30回ダイキン工業株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約	100,000,000	97,477,000	
第32回ダイキン工業株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約	100,000,000	99,942,000	
第46回三菱電機株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	99,094,000	
第16回日本電産株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	98,644,000	
第24回セイコーエプソン株式会社無担保社債（社債間限定同順位	100,000,000	100,047,000	
第19回パナソニック株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約	100,000,000	96,153,000	
第38回ソニーグループ株式会社無担保社債	100,000,000	98,829,000	
第43回三菱重工業株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,290,000	
第1回良品計画株式会社無担保社債	100,000,000	99,273,000	
第21回株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホール	100,000,000	99,050,000	
第5回大日本印刷株式会社無担保社債	100,000,000	96,105,000	
第119回丸紅株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	99,035,000	

第30回豊田通商株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	95,745,000	
第62回住友商事株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	99,239,000	
第83回三菱商事株式会社無担保社債（担保提供制限等財務上特約）	100,000,000	97,595,000	
第97回株式会社クレディセゾン無担保社債（社債間限定同順位特約）	100,000,000	99,138,000	
第17回株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ無担保社債	100,000,000	97,369,000	
第19回三井住友信託銀行株式会社無担保社債	100,000,000	99,104,000	
第18回NTTファイナンス株式会社無担保社債	100,000,000	96,428,000	
第21回NTTファイナンス株式会社無担保社債	100,000,000	98,731,000	
第27回NTTファイナンス株式会社無担保社債（社債間限定同順位）	100,000,000	99,281,000	
第29回NTTファイナンス株式会社無担保社債（社債間限定同順位）	100,000,000	99,111,000	
第40回東京センチュリー株式会社無担保社債（社債間限定同順位）	100,000,000	98,642,000	
第71回株式会社ホンダファイナンス無担保社債	100,000,000	98,747,000	
第100回トヨタファイナンス株式会社無担保社債（社債間限定同順位）	100,000,000	99,274,000	
第46回リコーリース株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約）	100,000,000	99,279,000	
第17回イオンフィナンシャルサービス株式会社無担保社債（社債間限定同順位）	100,000,000	98,870,000	
第81回アコム株式会社無担保社債	100,000,000	98,596,000	
第84回アコム株式会社無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）	100,000,000	99,097,000	
第37回株式会社オリエントコーポレーション無担保社債（社債間限定同順位）	100,000,000	99,566,000	
第220回オリックス株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約）	100,000,000	98,955,000	
第222回オリックス株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約）	100,000,000	98,601,000	
第40回株式会社大和証券グループ本社無担保社債（社債間限定同順位）	100,000,000	99,321,000	
第7回三井住友海上火災保険株式会社無担保社債	100,000,000	98,671,000	
第84回三井不動産株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	97,782,000	
第85回三井不動産株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	96,305,000	
第87回三井不動産株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	99,574,000	
第120回三菱地所株式会社無担保社債	100,000,000	98,544,000	
第134回三菱地所株式会社無担保社債	100,000,000	97,375,000	

第14回東急株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	96,582,000	
第42回京王電鉄株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	83,873,000	
第112回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	99,732,000	
第125回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	79,791,000	
第196回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債（社債間限定同	100,000,000	89,788,000	
第3回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	94,524,000	
第26回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	106,519,000	
第73回名古屋鉄道株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	100,183,000	
第10回九州旅客鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	79,271,000	
第20回九州旅客鉄道株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約	100,000,000	100,073,000	
第6回日本貨物鉄道株式会社社債（一般担保付）（グリーンボンド	100,000,000	97,406,000	
第22回KDDI株式会社無担保社債	100,000,000	97,665,000	
第32回KDDI株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	99,567,000	
第536回関西電力株式会社社債	100,000,000	95,966,000	
第541回関西電力株式会社社債	100,000,000	94,644,000	
第567回関西電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	98,690,000	
第457回中国電力株式会社社債（一般担保付）（トランジション	100,000,000	99,242,000	
第459回中国電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	100,293,000	
第338回北陸電力株式会社社債	100,000,000	95,528,000	
第531回東北電力株式会社社債	100,000,000	94,701,000	
第566回東北電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	100,756,000	
第568回東北電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	99,055,000	
第503回九州電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	98,875,000	
第527回九州電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	99,441,000	
第391回北海道電力株式会社社債	100,000,000	99,125,000	
第35回沖縄電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	99,257,000	
第28回東京電力パワーグリッド株式会社社債	100,000,000	99,079,000	
第47回東京電力パワーグリッド株式会社社債	100,000,000	94,881,000	
第68回東京電力パワーグリッド株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	99,376,000	
第74回東京電力パワーグリッド株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	99,415,000	

	第 2 7 回株式会社 J E R A 無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100, 000, 000	99, 254, 000	
	第 7 0 回東京瓦斯株式会社無担保社債	100, 000, 000	98, 987, 000	
	第 4 9 回大阪瓦斯株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100, 000, 000	77, 797, 000	
	第 7 回株式会社ファーストリテイリング無担保社債	100, 000, 000	98, 242, 000	
	社債券合計	10, 400, 000, 000	10, 156, 319, 000	
	合計		216, 853, 726, 467	

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）

貸借対照表

（単位：円）

2024 年 12 月 20 日現在

資産の部	
流動資産	
預金	263,925,850
コール・ローン	211,711,939
国債証券	166,768,901,225
未収利息	1,210,605,981
前払費用	173,661,805
流動資産合計	168,628,806,800
資産合計	168,628,806,800
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	7,114,786,378
未払解約金	1,359,400
流動負債合計	7,116,145,778
負債合計	7,116,145,778
純資産の部	
元本等	
元本	192,899,467,640
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	△31,386,806,618
元本等合計	161,512,661,022
純資産合計	161,512,661,022
負債純資産合計	168,628,806,800

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	為替予約取引による為替差損益 原則として、約定日基準で計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第 60 条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第 61 条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

2024 年 12 月 20 日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2023 年 12 月 21 日
期首元本額	146,526,345,291 円
期中追加設定元本額	115,436,830,947 円
期中一部解約元本額	69,063,708,598 円
期末元本額	192,899,467,640 円
期末元本の内訳※	
りそなラップ型ファンド (安定型)	29,186,695,150 円
りそなラップ型ファンド (安定成長型)	34,068,934,970 円
りそなラップ型ファンド (成長型)	5,018,665,501 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド 2030	9,583,076,303 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド 2040	3,034,528,572 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド 2050	928,348,982 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド 2035	1,853,440,619 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド 2045	546,399,261 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド 2055	127,824,530 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド 2060	160,063,522 円
りそな つみたてラップ型ファンド (安定型)	3,115,198,527 円
りそな つみたてラップ型ファンド (安定成長型)	1,767,889,729 円
りそな つみたてラップ型ファンド (成長型)	274,488,393 円
りそな つみたてリスクコントロールファンド	213,844,538 円
ターゲットリターンバランスファンド (目標 2%)	76,000,505 円
ターゲットリターンバランスファンド (目標 3%)	36,960,919 円
ターゲットリターンバランスファンド (目標 4%)	91,697,287 円
ターゲットリターンバランスファンド (目標 5%)	22,433,295 円
ターゲットリターンバランスファンド (目標 6%)	14,698,904 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド 2065	1,199,307 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド 2035 (運用継続型)	399,859 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド 2040 (運用継続型)	203,474 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド 2045 (運用継続型)	154,792 円

りそなターゲット・イヤー・ファンド2050（運用継続型）	111,899 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2055（運用継続型）	73,142 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2060（運用継続型）	37,576 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2065（運用継続型）	16,677 円
FWりそな円建債券アクティブファンド	487,750,288 円
FWりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジあり）	69,712,940,958 円
S m a r t - i 先進国債券インデックス（為替ヘッジあり）	19,671,358,081 円
S m a r t - i 8資産バランス 安定型	3,372,690,045 円
S m a r t - i 8資産バランス 安定成長型	2,528,416,606 円
S m a r t - i 8資産バランス 成長型	648,430,459 円
りそなDAAファンド（適格機関投資家専用）	531,432,127 円
りそなFT RCバランスファンド（適格機関投資家専用）	3,233,985,587 円
りそなV I グローバル・バランスファンド（安定型）（適格機関投資家専用）	58,845,488 円
りそなV I グローバル・バランスファンド（安定成長型）（適格機関投資家専用）	93,185,555 円
りそなV I グローバル・バランスファンド（成長型）（適格機関投資家専用）	102,144,017 円
りそなマルチアセットファンド（適格機関投資家専用）	670,381,849 円
りそなDAAファンドⅡ（適格機関投資家専用）	1,664,520,347 円
2. 計算日における受益権の総数	192,899,467,640 口
3. 元本の欠損	
純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	31,386,806,618 円
4. 計算日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.8373 円
(10,000口当たり純資産額)	(8,373 円)

（注）※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

2024年12月20日現在	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 デリバティブ取引等を行った場合は、信託約款に記載した目的で取引を行っております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。 また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。

II 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月20日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	国債証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

デリバティブ取引 (その他の注記)の2 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)
2024 年 12 月 20 日現在
該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	2024 年 12 月 20 日現在
	損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	△2,507,034,679
合計	△2,507,034,679

(注) 損益に含まれた評価差額は、親投資信託受益証券の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

2 デリバティブ取引に関する注記

(通貨関連)

(2024 年 12 月 20 日現在)				(単位：円)	
区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	163,340,654,396	—	170,455,440,774	△7,114,786,378
	米ドル	76,721,000,243	—	80,683,111,827	△3,962,111,584
	カナダドル	3,176,016,458	—	3,249,549,548	△73,533,090
	メキシコペソ	1,236,411,412	—	1,308,450,123	△72,038,711
	ユーロ	49,228,551,736	—	50,946,587,230	△1,718,035,494
	英ポンド	8,547,263,235	—	8,845,164,929	△297,901,694
	スウェーデンクローナ	244,865,756	—	255,532,066	△10,666,310
	ノルウェークローネ	242,787,966	—	247,249,093	△4,461,127
	デンマーククローネ	367,189,612	—	379,734,678	△12,545,066
	ポーランドズロチ	867,168,303	—	907,157,028	△39,988,725
	オーストラリア	2,020,672,471	—	2,035,696,838	△15,024,367

	ドル				
	ニュージーランドドル	429,769,683	—	430,560,730	△791,047
	シンガポールドル	631,119,489	—	654,850,696	△23,731,207
	マレーシアリンギット	787,079,304	—	819,133,887	△32,054,583
	中国元	18,293,852,854	—	19,123,609,855	△829,757,001
	イスラエルシェケル	546,905,874	—	569,052,246	△22,146,372
合計		163,340,654,396	—	170,455,440,774	△7,114,786,378

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY N/B	920,000.00	907,954.58	
		US TREASURY N/B	1,980,000.00	1,908,648.91	
		US TREASURY N/B	2,100,000.00	2,111,054.29	
		US TREASURY N/B	1,550,000.00	1,546,127.57	
		US TREASURY N/B	840,000.00	826,022.55	
		US TREASURY N/B	2,400,000.00	2,306,351.04	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,999,418.18	
		US TREASURY N/B	1,940,000.00	1,931,769.72	
		US TREASURY N/B	980,000.00	962,237.50	
		US TREASURY N/B	2,590,000.00	2,480,430.85	
		US TREASURY N/B	2,550,000.00	2,548,804.68	
		US TREASURY N/B	2,010,000.00	1,949,778.51	
		US TREASURY N/B	1,540,000.00	1,534,495.70	
		US TREASURY N/B	1,020,000.00	998,603.90	
		US TREASURY N/B	2,340,000.00	2,237,259.37	
		US TREASURY N/B	2,470,000.00	2,478,587.10	
		US TREASURY N/B	2,410,000.00	2,418,755.07	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	974,628.91	
		US TREASURY N/B	3,470,000.00	3,317,645.31	
		US TREASURY N/B	1,200,000.00	1,202,578.12	
		US TREASURY N/B	1,950,000.00	1,936,060.54	
		US TREASURY N/B	750,000.00	730,927.73	
		US TREASURY N/B	1,990,000.00	1,897,068.55	
		US TREASURY N/B	2,710,000.00	2,729,583.97	
		US TREASURY N/B	3,220,000.00	3,103,275.00	
		US TREASURY N/B	540,000.00	535,064.06	
		US TREASURY N/B	900,000.00	872,683.59	
		US TREASURY N/B	2,080,000.00	1,977,300.00	

	US TREASURY N/B	3, 050, 000. 00	3, 073, 589. 85	
	US TREASURY N/B	1, 450, 000. 00	1, 446, 375. 00	
	US TREASURY N/B	1, 150, 000. 00	1, 109, 076. 16	
	US TREASURY N/B	1, 670, 000. 00	1, 585, 912. 89	
	US TREASURY N/B	2, 680, 000. 00	2, 692, 143. 75	
	US TREASURY N/B	1, 500, 000. 00	1, 504, 306. 62	
	US TREASURY N/B	1, 000, 000. 00	962, 539. 06	
	US TREASURY N/B	700, 000. 00	660, 146. 48	
	US TREASURY N/B	4, 000, 000. 00	4, 003, 281. 24	
	US TREASURY N/B	2, 130, 000. 00	2, 035, 231. 63	
	US TREASURY N/B	1, 700, 000. 00	1, 701, 460. 94	
	US TREASURY N/B	1, 280, 000. 00	1, 219, 299. 99	
	US TREASURY N/B	2, 190, 000. 00	2, 063, 604. 50	
	US TREASURY N/B	2, 520, 000. 00	2, 496, 670. 31	
	US TREASURY N/B	1, 700, 000. 00	1, 708, 333. 97	
	US TREASURY N/B	860, 000. 00	820, 896. 87	
	US TREASURY N/B	2, 000, 000. 00	1, 883, 203. 12	
	US TREASURY N/B	3, 050, 000. 00	3, 007, 585. 93	
	US TREASURY N/B	1, 800, 000. 00	1, 809, 562. 50	
	US TREASURY N/B	1, 220, 000. 00	1, 162, 050. 00	
	US TREASURY N/B	2, 250, 000. 00	2, 122, 207. 02	
	US TREASURY N/B	3, 200, 000. 00	3, 188, 624. 99	
	US TREASURY N/B	1, 640, 000. 00	1, 571, 260. 94	
	US TREASURY N/B	1, 910, 000. 00	1, 920, 557. 21	
	US TREASURY N/B	1, 450, 000. 00	1, 378, 094. 73	
	US TREASURY N/B	1, 930, 000. 00	1, 820, 721. 29	
	US TREASURY N/B	2, 000, 000. 00	2, 002, 421. 88	
	US TREASURY N/B	640, 000. 00	608, 600. 00	
	US TREASURY N/B	2, 480, 000. 00	2, 333, 864. 06	
	US TREASURY N/B	2, 000, 000. 00	1, 987, 656. 24	
	US TREASURY N/B	3, 050, 000. 00	2, 878, 080. 07	
	US TREASURY N/B	1, 180, 000. 00	1, 130, 357. 03	
	US TREASURY N/B	2, 300, 000. 00	2, 290, 925. 78	
	US TREASURY N/B	270, 000. 00	252, 123. 04	
	US TREASURY N/B	2, 060, 000. 00	1, 955, 632. 03	
	US TREASURY N/B	1, 780, 000. 00	1, 777, 427. 34	

		US TREASURY N/B	1, 750, 000. 00	1, 611, 503. 91	
		US TREASURY N/B	1, 510, 000. 00	1, 451, 369. 53	
		US TREASURY N/B	2, 740, 000. 00	2, 750, 596. 09	
		US TREASURY N/B	2, 300, 000. 00	2, 104, 589. 83	
		US TREASURY N/B	900, 000. 00	868, 675. 77	
		US TREASURY N/B	2, 320, 000. 00	2, 217, 775. 00	
		US TREASURY N/B	1, 940, 000. 00	1, 947, 502. 34	
		US TREASURY N/B	1, 570, 000. 00	1, 431, 582. 42	
		US TREASURY N/B	2, 750, 000. 00	2, 642, 309. 56	
		US TREASURY N/B	2, 280, 000. 00	2, 296, 387. 50	
		US TREASURY N/B	1, 630, 000. 00	1, 482, 281. 25	
		US TREASURY N/B	1, 850, 000. 00	1, 803, 388. 67	
		US TREASURY N/B	2, 550, 000. 00	2, 553, 187. 50	
		US TREASURY N/B	2, 120, 000. 00	1, 914, 707. 80	
		US TREASURY N/B	1, 870, 000. 00	1, 797, 537. 50	
		US TREASURY N/B	1, 450, 000. 00	1, 375, 574. 22	
		US TREASURY N/B	2, 550, 000. 00	2, 513, 343. 75	
		US TREASURY N/B	2, 370, 000. 00	2, 141, 239. 44	
		US TREASURY N/B	1, 110, 000. 00	1, 076, 092. 96	
		US TREASURY N/B	2, 500, 000. 00	2, 438, 916. 02	
		US TREASURY N/B	2, 270, 000. 00	2, 037, 147. 66	
		US TREASURY N/B	2, 510, 000. 00	2, 496, 763. 64	
		US TREASURY N/B	2, 050, 000. 00	2, 025, 496. 10	
		US TREASURY N/B	1, 810, 000. 00	1, 624, 757. 81	
		US TREASURY N/B	2, 170, 000. 00	2, 158, 132. 81	
		US TREASURY N/B	1, 930, 000. 00	1, 820, 909. 76	
		US TREASURY N/B	2, 780, 000. 00	2, 764, 362. 50	
		US TREASURY N/B	2, 130, 000. 00	1, 913, 172. 64	
		US TREASURY N/B	1, 700, 000. 00	1, 678, 484. 37	
		US TREASURY N/B	2, 160, 000. 00	1, 934, 339. 05	
		US TREASURY N/B	1, 540, 000. 00	1, 519, 998. 04	
		US TREASURY N/B	2, 770, 000. 00	2, 482, 233. 78	
		US TREASURY N/B	2, 160, 000. 00	2, 107, 181. 25	
		US TREASURY N/B	1, 980, 000. 00	1, 887, 032. 82	
		US TREASURY N/B	2, 620, 000. 00	2, 370, 383. 58	
		US TREASURY N/B	1, 420, 000. 00	1, 404, 912. 50	

		US TREASURY N/B	2, 290, 000. 00	2, 074, 686. 32	
		US TREASURY N/B	1, 820, 000. 00	1, 779, 760. 92	
		US TREASURY N/B	2, 770, 000. 00	2, 502, 413. 67	
		US TREASURY N/B	2, 020, 000. 00	1, 965, 673. 04	
		US TREASURY N/B	2, 360, 000. 00	2, 249, 651. 56	
		US TREASURY N/B	3, 000, 000. 00	2, 703, 398. 43	
		US TREASURY N/B	1, 140, 000. 00	1, 113, 080. 86	
		US TREASURY N/B	2, 570, 000. 00	2, 309, 586. 73	
		US TREASURY N/B	1, 820, 000. 00	1, 798, 423. 04	
		US TREASURY N/B	2, 050, 000. 00	1, 820, 416. 01	
		US TREASURY N/B	2, 600, 000. 00	2, 577, 707. 02	
		US TREASURY N/B	2, 580, 000. 00	2, 449, 639. 46	
		US TREASURY N/B	2, 390, 000. 00	2, 125, 933. 01	
		US TREASURY N/B	2, 040, 000. 00	2, 038, 565. 63	
		US TREASURY N/B	2, 400, 000. 00	2, 139, 609. 38	
		US TREASURY N/B	2, 010, 000. 00	2, 025, 899. 41	
		US TREASURY N/B	2, 230, 000. 00	1, 992, 496. 28	
		US TREASURY N/B	2, 000, 000. 00	2, 033, 320. 32	
		US TREASURY N/B	3, 400, 000. 00	3, 246, 667. 94	
		US TREASURY N/B	2, 170, 000. 00	1, 943, 972. 45	
		US TREASURY N/B	1, 960, 000. 00	1, 958, 009. 38	
		US TREASURY N/B	1, 990, 000. 00	1, 769, 778. 52	
		US TREASURY N/B	2, 900, 000. 00	2, 830, 162. 11	
		US TREASURY N/B	2, 060, 000. 00	1, 855, 730. 07	
		US TREASURY N/B	2, 260, 000. 00	2, 225, 349. 61	
		US TREASURY N/B	2, 530, 000. 00	2, 360, 361. 51	
		US TREASURY N/B	1, 850, 000. 00	1, 671, 973. 63	
		US TREASURY N/B	2, 270, 000. 00	2, 256, 122. 85	
		US TREASURY N/B	2, 130, 000. 00	1, 961, 721. 67	
		US TREASURY N/B	2, 780, 000. 00	2, 748, 562. 11	
		US TREASURY N/B	1, 670, 000. 00	1, 568, 756. 25	
		US TREASURY N/B	2, 580, 000. 00	2, 601, 365. 62	
		US TREASURY N/B	2, 330, 000. 00	2, 143, 008. 38	
		US TREASURY N/B	1, 630, 000. 00	1, 521, 216. 60	
		US TREASURY N/B	3, 050, 000. 00	3, 060, 305. 67	
		US TREASURY N/B	1, 100, 000. 00	1, 047, 750. 00	

	US TREASURY N/B	3, 300, 000. 00	3, 276, 796. 87	
	US TREASURY N/B	1, 570, 000. 00	1, 453, 292. 56	
	US TREASURY N/B	3, 000, 000. 00	2, 947, 910. 15	
	US TREASURY N/B	1, 850, 000. 00	1, 636, 888. 66	
	US TREASURY N/B	1, 490, 000. 00	1, 408, 253. 71	
	US TREASURY N/B	2, 900, 000. 00	2, 803, 201. 16	
	US TREASURY N/B	2, 790, 000. 00	2, 723, 846. 47	
	US TREASURY N/B	1, 700, 000. 00	1, 632, 796. 87	
	US TREASURY N/B	1, 350, 000. 00	1, 324, 872. 07	
	US TREASURY N/B	3, 100, 000. 00	3, 059, 070. 32	
	US TREASURY N/B	1, 320, 000. 00	1, 167, 993. 75	
	US TREASURY N/B	1, 510, 000. 00	1, 473, 075. 78	
	US TREASURY N/B	1, 360, 000. 00	1, 326, 079. 68	
	US TREASURY N/B	1, 340, 000. 00	1, 283, 076. 16	
	US TREASURY N/B	2, 610, 000. 00	2, 260, 402. 74	
	US TREASURY N/B	1, 310, 000. 00	1, 283, 646. 48	
	US TREASURY N/B	1, 590, 000. 00	1, 529, 381. 25	
	US TREASURY N/B	1, 500, 000. 00	1, 432, 939. 45	
	US TREASURY N/B	380, 000. 00	412, 492. 96	
	US TREASURY N/B	2, 940, 000. 00	2, 405, 402. 33	
	US TREASURY N/B	1, 530, 000. 00	1, 478, 511. 91	
	US TREASURY N/B	1, 310, 000. 00	1, 265, 506. 05	
	US TREASURY N/B	1, 890, 000. 00	1, 847, 696. 48	
	US TREASURY N/B	3, 870, 000. 00	3, 136, 362. 90	
	US TREASURY N/B	1, 000, 000. 00	983, 007. 81	
	US TREASURY N/B	1, 760, 000. 00	1, 774, 300. 00	
	US TREASURY N/B	1, 300, 000. 00	1, 327, 015. 62	
	US TREASURY N/B	4, 700, 000. 00	3, 836, 375. 00	
	US TREASURY N/B	1, 470, 000. 00	1, 462, 678. 70	
	US TREASURY N/B	1, 600, 000. 00	1, 539, 187. 48	
	US TREASURY N/B	1, 440, 000. 00	1, 403, 212. 49	
	US TREASURY N/B	730, 000. 00	765, 758. 59	
	US TREASURY N/B	3, 930, 000. 00	3, 236, 416. 38	
	US TREASURY N/B	1, 720, 000. 00	1, 698, 432. 80	
	US TREASURY N/B	1, 620, 000. 00	1, 588, 074. 61	
	US TREASURY N/B	1, 900, 000. 00	1, 914, 175. 78	

	US TREASURY N/B	5, 180, 000. 00	4, 361, 114. 83	
	US TREASURY N/B	1, 650, 000. 00	1, 661, 859. 37	
	US TREASURY N/B	2, 250, 000. 00	2, 219, 150. 38	
	US TREASURY N/B	1, 500, 000. 00	1, 468, 300. 78	
	US TREASURY N/B	5, 100, 000. 00	4, 154, 308. 57	
	US TREASURY N/B	1, 750, 000. 00	1, 674, 497. 06	
	US TREASURY N/B	1, 050, 000. 00	996, 597. 64	
	US TREASURY N/B	2, 000, 000. 00	1, 955, 781. 24	
	US TREASURY N/B	4, 510, 000. 00	3, 678, 644. 91	
	US TREASURY N/B	4, 130, 000. 00	3, 467, 990. 02	
	US TREASURY N/B	3, 930, 000. 00	3, 526, 253. 87	
	US TREASURY N/B	3, 770, 000. 00	3, 341, 457. 01	
	US TREASURY N/B	4, 770, 000. 00	4, 650, 563. 68	
	US TREASURY N/B	3, 600, 000. 00	3, 347, 718. 76	
	US TREASURY N/B	4, 040, 000. 00	3, 712, 144. 54	
	US TREASURY N/B	4, 560, 000. 00	4, 341, 262. 50	
	US TREASURY N/B	5, 320, 000. 00	5, 298, 699. 19	
	US TREASURY N/B	4, 580, 000. 00	4, 388, 480. 82	
	US TREASURY N/B	4, 990, 000. 00	4, 917, 489. 06	
	US TREASURY N/B	4, 620, 000. 00	4, 372, 035. 88	
	US TREASURY N/B	1, 950, 000. 00	1, 901, 097. 66	
	US TREASURY N/B	10, 000. 00	10, 005. 85	
	US TREASURY N/B	730, 000. 00	758, 144. 92	
	US TREASURY N/B	100, 000. 00	97, 484. 37	
	US TREASURY N/B	300, 000. 00	295, 699. 21	
	US TREASURY N/B	260, 000. 00	228, 312. 50	
	US TREASURY N/B	470, 000. 00	447, 344. 53	
	US TREASURY N/B	480, 000. 00	468, 468. 74	
	US TREASURY N/B	520, 000. 00	499, 992. 18	
	US TREASURY N/B	570, 000. 00	562, 463. 07	
	US TREASURY N/B	470, 000. 00	450, 741. 01	
	US TREASURY N/B	1, 390, 000. 00	836, 959. 18	
	US TREASURY N/B	610, 000. 00	550, 870. 51	
	US TREASURY N/B	2, 190, 000. 00	1, 309, 423. 24	
	US TREASURY N/B	260, 000. 00	245, 182. 03	
	US TREASURY N/B	2, 130, 000. 00	1, 320, 475. 20	

		US TREASURY N/B	530, 000. 00	529, 047. 65	
		US TREASURY N/B	2, 410, 000. 00	1, 616, 724. 00	
		US TREASURY N/B	580, 000. 00	554, 035. 94	
		US TREASURY N/B	2, 030, 000. 00	1, 442, 806. 64	
		US TREASURY N/B	680, 000. 00	599, 860. 93	
		US TREASURY N/B	2, 790, 000. 00	1, 810, 121. 47	
		US TREASURY N/B	540, 000. 00	435, 691. 40	
		US TREASURY N/B	2, 850, 000. 00	1, 916, 458. 01	
		US TREASURY N/B	810, 000. 00	651, 638. 67	
		US TREASURY N/B	2, 270, 000. 00	1, 618, 660. 74	
		US TREASURY N/B	1, 070, 000. 00	842, 311. 52	
		US TREASURY N/B	1, 520, 000. 00	1, 239, 512. 50	
		US TREASURY N/B	240, 000. 00	180, 829. 68	
		US TREASURY N/B	1, 700, 000. 00	1, 406, 650. 39	
		US TREASURY N/B	880, 000. 00	659, 621. 87	
		US TREASURY N/B	2, 000, 000. 00	1, 803, 632. 82	
		US TREASURY N/B	440, 000. 00	348, 493. 75	
		US TREASURY N/B	1, 550, 000. 00	1, 371, 477. 54	
		US TREASURY N/B	1, 180, 000. 00	896, 016. 40	
		US TREASURY N/B	1, 520, 000. 00	1, 341, 696. 87	
		US TREASURY N/B	930, 000. 00	789, 991. 40	
		US TREASURY N/B	1, 770, 000. 00	1, 670, 160. 93	
		US TREASURY N/B	1, 060, 000. 00	915, 285. 15	
		US TREASURY N/B	1, 510, 000. 00	1, 496, 138. 66	
		US TREASURY N/B	740, 000. 00	626, 167. 19	
		US TREASURY N/B	1, 740, 000. 00	1, 665, 438. 28	
		US TREASURY N/B	910, 000. 00	739, 552. 73	
		US TREASURY N/B	2, 430, 000. 00	2, 362, 415. 62	
		US TREASURY N/B	980, 000. 00	763, 481. 25	
		US TREASURY N/B	2, 100, 000. 00	1, 904, 765. 60	
		US TREASURY N/B	680, 000. 00	517, 676. 56	
		US TREASURY N/B	1, 080, 000. 00	751, 570. 31	
		US TREASURY N/B	440, 000. 00	333, 523. 43	
		US TREASURY N/B	840, 000. 00	621, 632. 81	
		US TREASURY N/B	620, 000. 00	467, 567. 18	
		US TREASURY N/B	820, 000. 00	562, 757. 02	

	US TREASURY N/B	880,000.00	601,803.12	
	US TREASURY N/B	1,610,000.00	1,044,235.93	
	US TREASURY N/B	410,000.00	299,203.90	
	US TREASURY N/B	2,360,000.00	1,757,093.74	
	US TREASURY N/B	950,000.00	705,263.66	
	US TREASURY N/B	1,130,000.00	798,503.90	
	US TREASURY N/B	1,200,000.00	846,140.62	
	US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,106,748.04	
	US TREASURY N/B	1,380,000.00	1,039,797.65	
	US TREASURY N/B	1,850,000.00	1,359,388.67	
	US TREASURY N/B	1,930,000.00	1,516,821.68	
	US TREASURY N/B	1,880,000.00	1,377,026.56	
	US TREASURY N/B	1,690,000.00	1,205,973.43	
	US TREASURY N/B	1,800,000.00	1,121,871.09	
	US TREASURY N/B	1,690,000.00	1,081,533.98	
	US TREASURY N/B	2,060,000.00	1,204,496.48	
	US TREASURY N/B	2,410,000.00	1,151,528.12	
	US TREASURY N/B	2,720,000.00	1,337,368.75	
	US TREASURY N/B	2,750,000.00	1,446,435.53	
	US TREASURY N/B	3,340,000.00	1,873,400.78	
	US TREASURY N/B	2,840,000.00	1,799,960.93	
	US TREASURY N/B	3,130,000.00	1,803,784.74	
	US TREASURY N/B	2,660,000.00	1,480,612.09	
	US TREASURY N/B	2,380,000.00	1,455,751.17	
	US TREASURY N/B	2,590,000.00	1,826,506.43	
	US TREASURY N/B	2,170,000.00	1,571,003.69	
	US TREASURY N/B	2,160,000.00	1,898,437.50	
	US TREASURY N/B	3,130,000.00	2,566,477.73	
	US TREASURY N/B	2,300,000.00	1,887,347.66	
	US TREASURY N/B	2,430,000.00	2,183,440.43	
	US TREASURY N/B	2,700,000.00	2,694,304.67	
	US TREASURY N/B	2,820,000.00	2,593,959.37	
	US TREASURY N/B	2,770,000.00	2,713,301.56	
	US TREASURY N/B	2,720,000.00	2,504,950.00	
	US TREASURY N/B	1,180,000.00	1,134,459.37	
	米ドル 小計	550,230,000.00	497,759,376.80	

			(78,621,093,565)	
カナダドル	GOV OF CANADA	940,000.00	954,122.62	
	GOV OF CANADA	730,000.00	705,927.41	
	GOV OF CANADA	350,000.00	349,539.54	
	GOV OF CANADA	1,100,000.00	1,112,982.21	
	GOV OF CANADA	320,000.00	313,266.47	
	GOV OF CANADA	810,000.00	821,406.21	
	GOV OF CANADA	1,230,000.00	1,189,140.59	
	GOV OF CANADA	110,000.00	110,335.47	
	GOV OF CANADA	680,000.00	679,115.70	
	GOV OF CANADA	610,000.00	587,039.91	
	GOV OF CANADA	400,000.00	381,666.02	
	GOV OF CANADA	770,000.00	764,176.49	
	GOV OF CANADA	490,000.00	496,649.50	
	GOV OF CANADA	280,000.00	270,512.14	
	GOV OF CANADA	900,000.00	905,145.84	
	GOV OF CANADA	1,100,000.00	1,138,683.76	
	GOV OF CANADA	320,000.00	355,689.87	
	GOV OF CANADA	140,000.00	135,539.59	
	GOV OF CANADA	1,100,000.00	1,118,226.17	
	GOV OF CANADA	220,000.00	211,450.86	
	GOV OF CANADA	670,000.00	657,469.10	
	GOV OF CANADA	1,350,000.00	1,221,405.45	
	GOV OF CANADA	1,190,000.00	1,018,248.62	
	GOV OF CANADA	1,380,000.00	1,243,419.59	
	GOV OF CANADA	1,240,000.00	1,106,625.77	
	GOV OF CANADA	870,000.00	797,465.31	
	GOV OF CANADA	700,000.00	661,535.52	
	GOV OF CANADA	710,000.00	835,313.28	
	GOV OF CANADA	650,000.00	623,707.01	
	GOV OF CANADA	730,000.00	726,282.92	
	GOV OF CANADA	100,000.00	101,383.51	
	GOV OF CANADA	1,580,000.00	1,538,007.20	
	GOV OF CANADA	1,180,000.00	1,170,994.78	
	GOV OF CANADA	250,000.00	291,082.33	
	GOV OF CANADA	220,000.00	237,833.06	

		GOV OF CANADA	360,000.00	366,762.88	
		GOV OF CANADA	450,000.00	403,557.24	
		GOV OF CANADA	1,670,000.00	1,262,570.21	
		GOV OF CANADA	1,320,000.00	925,049.10	
		GOV OF CANADA	1,080,000.00	949,305.23	
		GOV OF CANADA	250,000.00	220,954.72	
	カナダドル 小計		30,550,000.00	28,959,589.20 (3,171,654,209)	
	メキシコペソ	UNITED MEXICAN STATE	16,990,000.00	16,240,616.63	
		UNITED MEXICAN STATE	11,110,000.00	10,648,935.00	
		UNITED MEXICAN STATE	15,300,000.00	14,032,160.29	
		UNITED MEXICAN STATE	14,310,000.00	13,622,896.19	
		UNITED MEXICAN STATE	18,850,000.00	17,927,104.00	
		UNITED MEXICAN STATE	11,430,000.00	10,878,700.35	
		UNITED MEXICAN STATE	16,416,000.00	14,754,298.27	
		UNITED MEXICAN STATE	13,360,000.00	11,330,215.20	
		UNITED MEXICAN STATE	11,520,000.00	9,731,494.77	
		UNITED MEXICAN STATE	3,370,000.00	3,306,145.84	
		UNITED MEXICAN STATE	8,210,000.00	7,071,455.91	
		UNITED MEXICAN STATE	14,960,000.00	11,553,626.70	
		UNITED MEXICAN STATE	10,180,000.00	7,909,341.63	
		UNITED MEXICAN STATE	15,480,000.00	11,865,195.68	
	メキシコペソ 小計		181,486,000.00	160,872,186.46 (1,249,429,923)	
	ユーロ	GOV OF AUSTRIA	400,000.00	412,598.80	
		GOV OF AUSTRIA	220,000.00	219,417.90	
		GOV OF AUSTRIA	750,000.00	731,527.59	
		GOV OF AUSTRIA	460,000.00	443,159.86	
		GOV OF AUSTRIA	370,000.00	406,956.59	
		GOV OF AUSTRIA	520,000.00	496,631.98	
		GOV OF AUSTRIA	660,000.00	605,228.24	
		GOV OF AUSTRIA	610,000.00	566,272.55	
		GOV OF AUSTRIA	210,000.00	214,922.29	
		GOV OF AUSTRIA	200,000.00	201,121.24	
		GOV OF AUSTRIA	580,000.00	512,672.14	
		GOV OF AUSTRIA	400,000.00	420,973.68	

		GOV OF AUSTRIA	570, 000. 00	489, 503. 87	
		GOV OF AUSTRIA	540, 000. 00	481, 491. 81	
		GOV OF AUSTRIA	620, 000. 00	631, 752. 72	
		GOV OF AUSTRIA	690, 000. 00	700, 825. 74	
		GOV OF AUSTRIA	430, 000. 00	419, 594. 43	
		GOV OF AUSTRIA	250, 000. 00	185, 349. 87	
		GOV OF AUSTRIA	590, 000. 00	668, 490. 65	
		GOV OF AUSTRIA	280, 000. 00	289, 008. 29	
		GOV OF AUSTRIA	290, 000. 00	183, 943. 07	
		GOV OF AUSTRIA	310, 000. 00	317, 326. 85	
		GOV OF AUSTRIA	400, 000. 00	306, 930. 40	
		GOV OF AUSTRIA	350, 000. 00	284, 858. 35	
		GOV OF AUSTRIA	470, 000. 00	284, 460. 21	
		GOV OF AUSTRIA	210, 000. 00	215, 364. 34	
		GOV OF AUSTRIA	150, 000. 00	177, 329. 92	
		GOV OF AUSTRIA	210, 000. 00	99, 336. 30	
		GOV OF AUSTRIA	260, 000. 00	113, 487. 40	
		GOV OF AUSTRIA	240, 000. 00	186, 496. 20	
		GOV OF AUSTRIA	110, 000. 00	68, 642. 00	
		GOV OF BELGIUM	460, 000. 00	472, 569. 73	
		GOV OF BELGIUM	640, 000. 00	628, 689. 65	
		GOV OF BELGIUM	780, 000. 00	753, 595. 82	
		GOV OF BELGIUM	430, 000. 00	404, 054. 19	
		GOV OF BELGIUM	790, 000. 00	868, 133. 76	
		GOV OF BELGIUM	940, 000. 00	893, 400. 44	
		GOV OF BELGIUM	690, 000. 00	646, 109. 10	
		GOV OF BELGIUM	480, 000. 00	485, 588. 44	
		GOV OF BELGIUM	600, 000. 00	527, 139. 60	
		GOV OF BELGIUM	800, 000. 00	724, 785. 60	
		GOV OF BELGIUM	530, 000. 00	443, 716. 13	
		GOV OF BELGIUM	360, 000. 00	390, 633. 12	
		GOV OF BELGIUM	660, 000. 00	554, 893. 02	
		GOV OF BELGIUM	430, 000. 00	383, 134. 87	
		GOV OF BELGIUM	830, 000. 00	842, 327. 57	
		GOV OF BELGIUM	390, 000. 00	395, 066. 17	
		GOV OF BELGIUM	650, 000. 00	646, 956. 70	

		GOV OF BELGIUM	780,000.00	921,277.50	
		GOV OF BELGIUM	250,000.00	208,418.50	
		GOV OF BELGIUM	350,000.00	303,631.65	
		GOV OF BELGIUM	500,000.00	477,416.75	
		GOV OF BELGIUM	340,000.00	224,221.57	
		GOV OF BELGIUM	620,000.00	698,729.58	
		GOV OF BELGIUM	320,000.00	326,397.18	
		GOV OF BELGIUM	540,000.00	573,608.62	
		GOV OF BELGIUM	430,000.00	312,518.84	
		GOV OF BELGIUM	490,000.00	349,392.05	
		GOV OF BELGIUM	410,000.00	260,515.74	
		GOV OF BELGIUM	390,000.00	377,155.35	
		GOV OF BELGIUM	340,000.00	339,520.94	
		GOV OF BELGIUM	300,000.00	228,846.60	
		GOV OF BELGIUM	330,000.00	241,730.51	
		GOV OF BELGIUM	310,000.00	127,171.70	
		GOV OF FINLAND	210,000.00	205,429.92	
		GOV OF FINLAND	230,000.00	221,662.50	
		GOV OF FINLAND	100,000.00	98,190.97	
		GOV OF FINLAND	360,000.00	344,555.24	
		GOV OF FINLAND	100,000.00	101,763.30	
		GOV OF FINLAND	310,000.00	290,389.51	
		GOV OF FINLAND	300,000.00	306,212.88	
		GOV OF FINLAND	260,000.00	238,363.32	
		GOV OF FINLAND	200,000.00	200,804.30	
		GOV OF FINLAND	200,000.00	174,024.50	
		GOV OF FINLAND	160,000.00	143,784.60	
		GOV OF FINLAND	270,000.00	230,384.45	
		GOV OF FINLAND	190,000.00	175,208.64	
		GOV OF FINLAND	460,000.00	471,000.67	
		GOV OF FINLAND	230,000.00	199,910.36	
		GOV OF FINLAND	150,000.00	153,158.25	
		GOV OF FINLAND	160,000.00	118,326.60	
		GOV OF FINLAND	210,000.00	206,366.52	
		GOV OF FINLAND	230,000.00	152,680.69	
		GOV OF FINLAND	190,000.00	181,792.00	

		GOV OF FINLAND	180,000.00	117,801.81	
		GOV OF FINLAND	220,000.00	163,973.04	
		GOV OF FINLAND	180,000.00	87,129.13	
		GOV OF FINLAND	180,000.00	178,425.66	
		GOV OF FRANCE	1,930,000.00	1,879,813.52	
		GOV OF FRANCE	1,510,000.00	1,534,450.82	
		GOV OF FRANCE	2,090,000.00	2,039,853.86	
		GOV OF FRANCE	1,960,000.00	1,968,638.11	
		GOV OF FRANCE	1,490,000.00	1,435,172.84	
		GOV OF FRANCE	1,910,000.00	1,819,361.90	
		GOV OF FRANCE	1,920,000.00	1,862,690.40	
		GOV OF FRANCE	2,320,000.00	2,329,133.84	
		GOV OF FRANCE	2,000,000.00	2,022,710.00	
		GOV OF FRANCE	2,280,000.00	2,165,694.96	
		GOV OF FRANCE	2,650,000.00	2,505,323.25	
		GOV OF FRANCE	2,620,000.00	2,449,582.10	
		GOV OF FRANCE	2,650,000.00	2,669,617.95	
		GOV OF FRANCE	1,430,000.00	1,600,204.74	
		GOV OF FRANCE	2,390,000.00	2,185,482.92	
		GOV OF FRANCE	1,920,000.00	1,691,466.24	
		GOV OF FRANCE	1,880,000.00	1,887,314.12	
		GOV OF FRANCE	2,460,000.00	2,440,951.77	
		GOV OF FRANCE	2,270,000.00	1,937,531.81	
		GOV OF FRANCE	2,660,000.00	2,465,233.46	
		GOV OF FRANCE	2,180,000.00	1,799,453.20	
		GOV OF FRANCE	1,740,000.00	1,409,968.98	
		GOV OF FRANCE	1,330,000.00	1,592,700.27	
		GOV OF FRANCE	2,140,000.00	2,000,063.26	
		GOV OF FRANCE	1,800,000.00	1,800,980.08	
		GOV OF FRANCE	1,830,000.00	1,895,596.35	
		GOV OF FRANCE	2,480,000.00	2,116,774.24	
		GOV OF FRANCE	1,590,000.00	1,575,279.78	
		GOV OF FRANCE	1,120,000.00	1,279,429.20	
		GOV OF FRANCE	1,970,000.00	1,608,004.62	
		GOV OF FRANCE	1,380,000.00	1,074,923.40	
		GOV OF FRANCE	1,030,000.00	1,108,453.34	

		GOV OF FRANCE	1, 320, 000. 00	1, 086, 868. 85	
		GOV OF FRANCE	1, 610, 000. 00	1, 058, 417. 22	
		GOV OF FRANCE	1, 620, 000. 00	1, 842, 024. 56	
		GOV OF FRANCE	850, 000. 00	740, 174. 90	
		GOV OF FRANCE	950, 000. 00	559, 767. 30	
		GOV OF FRANCE	1, 340, 000. 00	1, 298, 758. 15	
		GOV OF FRANCE	1, 180, 000. 00	898, 493. 89	
		GOV OF FRANCE	370, 000. 00	339, 207. 86	
		GOV OF FRANCE	1, 350, 000. 00	893, 059. 75	
		GOV OF FRANCE	1, 420, 000. 00	734, 083. 20	
		GOV OF FRANCE	1, 380, 000. 00	696, 898. 62	
		GOV OF FRANCE	1, 100, 000. 00	978, 109. 00	
		GOV OF FRANCE	710, 000. 00	758, 022. 62	
		GOV OF FRANCE	1, 140, 000. 00	1, 059, 031. 75	
		GOV OF FRANCE	830, 000. 00	889, 804. 40	
		GOV OF FRANCE	750, 000. 00	464, 774. 80	
		GOV OF FRANCE	550, 000. 00	193, 094. 94	
		GOV OF GERMANY	740, 000. 00	746, 106. 48	
		GOV OF GERMANY	1, 180, 000. 00	1, 158, 913. 40	
		GOV OF GERMANY	660, 000. 00	663, 044. 37	
		GOV OF GERMANY	1, 030, 000. 00	1, 003, 613. 97	
		GOV OF GERMANY	910, 000. 00	920, 323. 95	
		GOV OF GERMANY	1, 290, 000. 00	1, 248, 848. 17	
		GOV OF GERMANY	940, 000. 00	949, 924. 05	
		GOV OF GERMANY	930, 000. 00	897, 669. 48	
		GOV OF GERMANY	700, 000. 00	699, 382. 25	
		GOV OF GERMANY	1, 260, 000. 00	1, 215, 679. 87	
		GOV OF GERMANY	1, 210, 000. 00	1, 156, 218. 50	
		GOV OF GERMANY	330, 000. 00	366, 360. 39	
		GOV OF GERMANY	1, 440, 000. 00	1, 387, 692. 00	
		GOV OF GERMANY	1, 580, 000. 00	1, 552, 252. 04	
		GOV OF GERMANY	880, 000. 00	831, 695. 69	
		GOV OF GERMANY	490, 000. 00	542, 017. 17	
		GOV OF GERMANY	1, 150, 000. 00	1, 099, 641. 78	
		GOV OF GERMANY	980, 000. 00	986, 073. 74	
		GOV OF GERMANY	810, 000. 00	885, 092. 02	

		GOV OF GERMANY	1, 150, 000. 00	1, 081, 462. 30	
		GOV OF GERMANY	1, 100, 000. 00	1, 114, 456. 97	
		GOV OF GERMANY	1, 050, 000. 00	972, 248. 55	
		GOV OF GERMANY	1, 060, 000. 00	987, 612. 60	
		GOV OF GERMANY	1, 530, 000. 00	1, 531, 241. 58	
		GOV OF GERMANY	1, 320, 000. 00	1, 203, 205. 08	
		GOV OF GERMANY	500, 000. 00	508, 670. 05	
		GOV OF GERMANY	1, 120, 000. 00	1, 119, 530. 16	
		GOV OF GERMANY	460, 000. 00	549, 530. 95	
		GOV OF GERMANY	1, 130, 000. 00	1, 018, 547. 23	
		GOV OF GERMANY	1, 350, 000. 00	1, 204, 213. 50	
		GOV OF GERMANY	790, 000. 00	704, 979. 01	
		GOV OF GERMANY	840, 000. 00	851, 997. 29	
		GOV OF GERMANY	870, 000. 00	1, 033, 844. 92	
		GOV OF GERMANY	1, 120, 000. 00	987, 087. 36	
		GOV OF GERMANY	1, 470, 000. 00	1, 280, 867. 13	
		GOV OF GERMANY	340, 000. 00	296, 322. 32	
		GOV OF GERMANY	1, 210, 000. 00	1, 040, 247. 28	
		GOV OF GERMANY	1, 100, 000. 00	1, 064, 115. 52	
		GOV OF GERMANY	1, 960, 000. 00	1, 971, 654. 16	
		GOV OF GERMANY	1, 240, 000. 00	1, 273, 552. 53	
		GOV OF GERMANY	1, 510, 000. 00	1, 499, 769. 96	
		GOV OF GERMANY	850, 000. 00	1, 028, 018. 47	
		GOV OF GERMANY	1, 480, 000. 00	1, 517, 343. 36	
		GOV OF GERMANY	1, 210, 000. 00	950, 085. 95	
		GOV OF GERMANY	1, 210, 000. 00	922, 476. 05	
		GOV OF GERMANY	1, 100, 000. 00	1, 277, 794. 98	
		GOV OF GERMANY	1, 100, 000. 00	915, 076. 24	
		GOV OF GERMANY	700, 000. 00	846, 757. 10	
		GOV OF GERMANY	670, 000. 00	860, 035. 78	
		GOV OF GERMANY	670, 000. 00	674, 723. 50	
		GOV OF GERMANY	730, 000. 00	802, 565. 79	
		GOV OF GERMANY	1, 290, 000. 00	1, 282, 266. 76	
		GOV OF GERMANY	1, 260, 000. 00	1, 254, 193. 92	
		GOV OF GERMANY	1, 520, 000. 00	1, 181, 033. 15	
		GOV OF GERMANY	2, 220, 000. 00	1, 182, 682. 80	

		GOV OF GERMANY	1, 370, 000. 00	695, 182. 52	
		GOV OF GERMANY	1, 710, 000. 00	1, 460, 154. 02	
		GOV OF GERMANY	850, 000. 00	844, 077. 62	
		GOV OF IRELAND	490, 000. 00	482, 253. 83	
		GOV OF IRELAND	280, 000. 00	267, 899. 94	
		GOV OF IRELAND	310, 000. 00	298, 010. 94	
		GOV OF IRELAND	350, 000. 00	333, 549. 12	
		GOV OF IRELAND	410, 000. 00	412, 208. 67	
		GOV OF IRELAND	330, 000. 00	292, 417. 10	
		GOV OF IRELAND	260, 000. 00	245, 192. 61	
		GOV OF IRELAND	350, 000. 00	297, 587. 19	
		GOV OF IRELAND	180, 000. 00	153, 755. 91	
		GOV OF IRELAND	210, 000. 00	191, 553. 43	
		GOV OF IRELAND	180, 000. 00	180, 250. 86	
		GOV OF IRELAND	250, 000. 00	199, 786. 05	
		GOV OF IRELAND	250, 000. 00	223, 386. 37	
		GOV OF IRELAND	170, 000. 00	120, 604. 37	
		GOV OF IRELAND	170, 000. 00	176, 065. 26	
		GOV OF IRELAND	390, 000. 00	342, 535. 34	
		GOV OF IRELAND	410, 000. 00	315, 407. 26	
		GOV OF ITALY	610, 000. 00	608, 576. 56	
		GOV OF ITALY	710, 000. 00	718, 647. 80	
		GOV OF ITALY	620, 000. 00	625, 623. 09	
		GOV OF ITALY	820, 000. 00	804, 138. 74	
		GOV OF ITALY	840, 000. 00	861, 496. 60	
		GOV OF ITALY	780, 000. 00	758, 332. 18	
		GOV OF ITALY	650, 000. 00	662, 157. 27	
		GOV OF ITALY	910, 000. 00	901, 832. 06	
		GOV OF ITALY	710, 000. 00	708, 429. 12	
		GOV OF ITALY	800, 000. 00	771, 792. 80	
		GOV OF ITALY	340, 000. 00	344, 026. 28	
		GOV OF ITALY	1, 410, 000. 00	1, 445, 171. 04	
		GOV OF ITALY	830, 000. 00	814, 404. 30	
		GOV OF ITALY	710, 000. 00	689, 702. 16	
		GOV OF ITALY	990, 000. 00	1, 001, 945. 53	
		GOV OF ITALY	600, 000. 00	583, 593. 00	

		GOV OF ITALY	700, 000. 00	698, 132. 75	
		GOV OF ITALY	770, 000. 00	789, 486. 77	
		GOV OF ITALY	790, 000. 00	784, 138. 20	
		GOV OF ITALY	1, 060, 000. 00	1, 019, 956. 11	
		GOV OF ITALY	350, 000. 00	352, 184. 87	
		GOV OF ITALY	1, 010, 000. 00	1, 122, 427. 14	
		GOV OF ITALY	800, 000. 00	804, 588. 00	
		GOV OF ITALY	900, 000. 00	887, 963. 85	
		GOV OF ITALY	700, 000. 00	651, 585. 20	
		GOV OF ITALY	800, 000. 00	821, 543. 20	
		GOV OF ITALY	790, 000. 00	735, 967. 95	
		GOV OF ITALY	950, 000. 00	989, 234. 52	
		GOV OF ITALY	860, 000. 00	925, 981. 35	
		GOV OF ITALY	880, 000. 00	888, 153. 20	
		GOV OF ITALY	1, 020, 000. 00	1, 075, 580. 31	
		GOV OF ITALY	530, 000. 00	485, 204. 40	
		GOV OF ITALY	600, 000. 00	602, 643. 00	
		GOV OF ITALY	960, 000. 00	984, 141. 02	
		GOV OF ITALY	800, 000. 00	810, 926. 40	
		GOV OF ITALY	550, 000. 00	554, 853. 36	
		GOV OF ITALY	1, 080, 000. 00	1, 205, 004. 81	
		GOV OF ITALY	1, 010, 000. 00	1, 058, 694. 12	
		GOV OF ITALY	980, 000. 00	1, 015, 365. 06	
		GOV OF ITALY	1, 020, 000. 00	947, 073. 38	
		GOV OF ITALY	650, 000. 00	675, 969. 45	
		GOV OF ITALY	860, 000. 00	774, 636. 91	
		GOV OF ITALY	650, 000. 00	686, 412. 67	
		GOV OF ITALY	730, 000. 00	679, 370. 41	
		GOV OF ITALY	940, 000. 00	966, 035. 46	
		GOV OF ITALY	1, 210, 000. 00	1, 066, 635. 29	
		GOV OF ITALY	1, 030, 000. 00	1, 212, 246. 44	
		GOV OF ITALY	770, 000. 00	787, 689. 43	
		GOV OF ITALY	810, 000. 00	693, 879. 41	
		GOV OF ITALY	450, 000. 00	477, 888. 75	
		GOV OF ITALY	650, 000. 00	651, 621. 75	
		GOV OF ITALY	1, 290, 000. 00	1, 121, 964. 80	

		GOV OF ITALY	990, 000. 00	900, 642. 60	
		GOV OF ITALY	780, 000. 00	669, 694. 35	
		GOV OF ITALY	890, 000. 00	849, 434. 91	
		GOV OF ITALY	940, 000. 00	1, 108, 329. 27	
		GOV OF ITALY	890, 000. 00	966, 615. 20	
		GOV OF ITALY	750, 000. 00	706, 380. 00	
		GOV OF ITALY	880, 000. 00	951, 451. 60	
		GOV OF ITALY	770, 000. 00	822, 806. 75	
		GOV OF ITALY	1, 070, 000. 00	1, 111, 486. 98	
		GOV OF ITALY	1, 000, 000. 00	1, 134, 467. 20	
		GOV OF ITALY	470, 000. 00	486, 399. 47	
		GOV OF ITALY	640, 000. 00	637, 751. 68	
		GOV OF ITALY	530, 000. 00	559, 691. 81	
		GOV OF ITALY	660, 000. 00	536, 583. 62	
		GOV OF ITALY	590, 000. 00	519, 806. 22	
		GOV OF ITALY	1, 740, 000. 00	1, 827, 652. 50	
		GOV OF ITALY	700, 000. 00	521, 990. 58	
		GOV OF ITALY	390, 000. 00	408, 779. 43	
		GOV OF ITALY	500, 000. 00	479, 572. 24	
		GOV OF ITALY	630, 000. 00	583, 929. 67	
		GOV OF ITALY	1, 080, 000. 00	1, 235, 961. 93	
		GOV OF ITALY	660, 000. 00	689, 424. 78	
		GOV OF ITALY	580, 000. 00	537, 455. 55	
		GOV OF ITALY	1, 130, 000. 00	1, 290, 926. 12	
		GOV OF ITALY	520, 000. 00	397, 048. 60	
		GOV OF ITALY	600, 000. 00	644, 622. 00	
		GOV OF ITALY	920, 000. 00	1, 030, 451. 98	
		GOV OF ITALY	560, 000. 00	380, 820. 44	
		GOV OF ITALY	760, 000. 00	691, 183. 90	
		GOV OF ITALY	730, 000. 00	604, 870. 33	
		GOV OF ITALY	820, 000. 00	763, 073. 47	
		GOV OF ITALY	790, 000. 00	779, 317. 22	
		GOV OF ITALY	680, 000. 00	521, 082. 47	
		GOV OF ITALY	700, 000. 00	453, 510. 63	
		GOV OF ITALY	500, 000. 00	352, 595. 00	
		GOV OF ITALY	570, 000. 00	614, 921. 98	

		GOV OF ITALY	380,000.00	393,075.80	
		GOV OF ITALY	510,000.00	398,311.98	
		GOV OF ITALY	320,000.00	207,357.12	
		GOV OF NETHERLANDS	430,000.00	420,340.05	
		GOV OF NETHERLANDS	690,000.00	673,467.08	
		GOV OF NETHERLANDS	560,000.00	537,018.72	
		GOV OF NETHERLANDS	760,000.00	735,250.60	
		GOV OF NETHERLANDS	440,000.00	483,450.44	
		GOV OF NETHERLANDS	1,010,000.00	961,698.00	
		GOV OF NETHERLANDS	850,000.00	778,295.04	
		GOV OF NETHERLANDS	350,000.00	320,336.91	
		GOV OF NETHERLANDS	650,000.00	657,321.01	
		GOV OF NETHERLANDS	500,000.00	441,191.24	
		GOV OF NETHERLANDS	530,000.00	455,760.93	
		GOV OF NETHERLANDS	670,000.00	583,088.39	
		GOV OF NETHERLANDS	650,000.00	653,459.62	
		GOV OF NETHERLANDS	510,000.00	511,007.25	
		GOV OF NETHERLANDS	500,000.00	498,664.00	
		GOV OF NETHERLANDS	900,000.00	1,026,597.32	
		GOV OF NETHERLANDS	510,000.00	361,096.57	
		GOV OF NETHERLANDS	670,000.00	492,638.60	
		GOV OF NETHERLANDS	700,000.00	800,593.50	
		GOV OF NETHERLANDS	360,000.00	390,200.76	
		GOV OF NETHERLANDS	810,000.00	823,205.43	
		GOV OF NETHERLANDS	770,000.00	387,663.43	
		GOV OF NETHERLANDS	640,000.00	557,181.44	
		GOV OF PORTUGAL	400,000.00	404,759.48	
		GOV OF PORTUGAL	320,000.00	335,099.39	
		GOV OF PORTUGAL	300,000.00	289,009.50	
		GOV OF PORTUGAL	620,000.00	620,472.75	
		GOV OF PORTUGAL	500,000.00	494,645.76	
		GOV OF PORTUGAL	300,000.00	323,468.16	
		GOV OF PORTUGAL	440,000.00	396,565.12	
		GOV OF PORTUGAL	370,000.00	321,273.80	
		GOV OF PORTUGAL	280,000.00	263,540.08	
		GOV OF PORTUGAL	350,000.00	337,720.77	

		GOV OF PORTUGAL	210, 000. 00	211, 784. 85	
		GOV OF PORTUGAL	280, 000. 00	229, 794. 60	
		GOV OF PORTUGAL	400, 000. 00	447, 441. 68	
		GOV OF PORTUGAL	190, 000. 00	200, 037. 51	
		GOV OF PORTUGAL	200, 000. 00	147, 317. 00	
		GOV OF PORTUGAL	250, 000. 00	281, 380. 25	
		GOV OF PORTUGAL	260, 000. 00	156, 089. 44	
		GOV OF PORTUGAL	110, 000. 00	115, 318. 41	
		GOV OF SPAIN	630, 000. 00	614, 616. 66	
		GOV OF SPAIN	860, 000. 00	857, 132. 33	
		GOV OF SPAIN	1, 100, 000. 00	1, 108, 270. 90	
		GOV OF SPAIN	960, 000. 00	1, 014, 931. 96	
		GOV OF SPAIN	1, 190, 000. 00	1, 171, 436. 89	
		GOV OF SPAIN	990, 000. 00	944, 929. 26	
		GOV OF SPAIN	980, 000. 00	963, 997. 58	
		GOV OF SPAIN	1, 110, 000. 00	1, 115, 423. 11	
		GOV OF SPAIN	970, 000. 00	933, 877. 20	
		GOV OF SPAIN	1, 000, 000. 00	976, 509. 00	
		GOV OF SPAIN	1, 400, 000. 00	1, 302, 483. 19	
		GOV OF SPAIN	1, 440, 000. 00	1, 396, 301. 40	
		GOV OF SPAIN	1, 130, 000. 00	1, 092, 401. 58	
		GOV OF SPAIN	700, 000. 00	769, 733. 44	
		GOV OF SPAIN	920, 000. 00	1, 048, 506. 70	
		GOV OF SPAIN	920, 000. 00	882, 523. 80	
		GOV OF SPAIN	1, 050, 000. 00	1, 094, 274. 82	
		GOV OF SPAIN	1, 190, 000. 00	1, 103, 245. 52	
		GOV OF SPAIN	1, 010, 000. 00	922, 841. 54	
		GOV OF SPAIN	400, 000. 00	403, 557. 40	
		GOV OF SPAIN	980, 000. 00	880, 742. 16	
		GOV OF SPAIN	1, 070, 000. 00	1, 036, 000. 75	
		GOV OF SPAIN	1, 260, 000. 00	1, 168, 259. 08	
		GOV OF SPAIN	1, 090, 000. 00	929, 729. 11	
		GOV OF SPAIN	250, 000. 00	256, 200. 40	
		GOV OF SPAIN	970, 000. 00	838, 812. 83	
		GOV OF SPAIN	1, 250, 000. 00	1, 082, 668. 75	
		GOV OF SPAIN	910, 000. 00	1, 095, 614. 24	

		GOV OF SPAIN	980, 000. 00	963, 511. 00	
		GOV OF SPAIN	1, 000, 000. 00	1, 022, 196. 79	
		GOV OF SPAIN	1, 020, 000. 00	980, 589. 74	
		GOV OF SPAIN	960, 000. 00	1, 007, 356. 80	
		GOV OF SPAIN	1, 230, 000. 00	1, 258, 908. 07	
		GOV OF SPAIN	940, 000. 00	975, 725. 17	
		GOV OF SPAIN	1, 060, 000. 00	946, 316. 32	
		GOV OF SPAIN	860, 000. 00	950, 443. 19	
		GOV OF SPAIN	690, 000. 00	522, 761. 94	
		GOV OF SPAIN	590, 000. 00	629, 043. 36	
		GOV OF SPAIN	910, 000. 00	1, 079, 965. 25	
		GOV OF SPAIN	1, 090, 000. 00	802, 793. 17	
		GOV OF SPAIN	850, 000. 00	992, 358. 00	
		GOV OF SPAIN	550, 000. 00	377, 857. 15	
		GOV OF SPAIN	720, 000. 00	717, 763. 49	
		GOV OF SPAIN	630, 000. 00	782, 787. 91	
		GOV OF SPAIN	850, 000. 00	777, 120. 78	
		GOV OF SPAIN	870, 000. 00	759, 120. 89	
		GOV OF SPAIN	890, 000. 00	516, 333. 94	
		GOV OF SPAIN	820, 000. 00	582, 297. 37	
		GOV OF SPAIN	350, 000. 00	373, 107. 41	
		GOV OF SPAIN	710, 000. 00	676, 729. 40	
		GOV OF SPAIN	290, 000. 00	150, 750. 70	
	ユーロ 小計		321, 580, 000. 00	304, 654, 076. 27 (49, 871, 872, 285)	
	英ポンド	UK TREASURY	680, 000. 00	652, 021. 59	
		UK TREASURY	570, 000. 00	546, 365. 57	
		UK TREASURY	990, 000. 00	924, 260. 36	
		UK TREASURY	1, 320, 000. 00	1, 312, 361. 07	
		UK TREASURY	1, 450, 000. 00	1, 429, 411. 80	
		UK TREASURY	1, 030, 000. 00	955, 887. 10	
		UK TREASURY	580, 000. 00	580, 655. 57	
		UK TREASURY	900, 000. 00	796, 301. 22	
		UK TREASURY	600, 000. 00	599, 448. 17	
		UK TREASURY	1, 220, 000. 00	1, 225, 138. 03	
		UK TREASURY	620, 000. 00	564, 561. 18	

	UK TREASURY	430, 000. 00	457, 631. 80	
	UK TREASURY	1, 510, 000. 00	1, 299, 562. 37	
	UK TREASURY	950, 000. 00	940, 357. 50	
	UK TREASURY	760, 000. 00	651, 012. 56	
	UK TREASURY	1, 000, 000. 00	802, 593. 45	
	UK TREASURY	810, 000. 00	828, 441. 67	
	UK TREASURY	1, 330, 000. 00	1, 022, 991. 04	
	UK TREASURY	530, 000. 00	516, 035. 43	
	UK TREASURY	1, 520, 000. 00	1, 207, 832. 52	
	UK TREASURY	1, 000, 000. 00	990, 081. 88	
	UK TREASURY	1, 320, 000. 00	1, 207, 491. 25	
	UK TREASURY	1, 710, 000. 00	1, 270, 057. 90	
	UK TREASURY	1, 200, 000. 00	1, 203, 943. 67	
	UK TREASURY	980, 000. 00	954, 704. 58	
	UK TREASURY	570, 000. 00	566, 773. 26	
	UK TREASURY	1, 080, 000. 00	721, 656. 00	
	UK TREASURY	690, 000. 00	664, 090. 81	
	UK TREASURY	940, 000. 00	674, 570. 73	
	UK TREASURY	1, 610, 000. 00	1, 449, 978. 01	
	UK TREASURY	620, 000. 00	615, 802. 04	
	UK TREASURY	1, 200, 000. 00	752, 170. 45	
	UK TREASURY	460, 000. 00	430, 486. 80	
	UK TREASURY	350, 000. 00	330, 548. 21	
	UK TREASURY	490, 000. 00	453, 601. 95	
	UK TREASURY	1, 180, 000. 00	689, 780. 35	
	UK TREASURY	750, 000. 00	706, 326. 26	
	UK TREASURY	1, 150, 000. 00	1, 109, 290. 00	
	UK TREASURY	860, 000. 00	671, 161. 52	
	UK TREASURY	930, 000. 00	747, 534. 00	
	UK TREASURY	890, 000. 00	412, 860. 81	
	UK TREASURY	930, 000. 00	826, 673. 62	
	UK TREASURY	760, 000. 00	399, 228. 00	
	UK TREASURY	490, 000. 00	266, 220. 28	
	UK TREASURY	400, 000. 00	352, 000. 35	
	UK TREASURY	820, 000. 00	305, 540. 42	
	UK TREASURY	1, 060, 000. 00	474, 318. 14	

		UK TREASURY	530, 000. 00	423, 788. 00	
		UK TREASURY	1, 020, 000. 00	474, 386. 67	
		UK TREASURY	1, 100, 000. 00	874, 080. 02	
		UK TREASURY	790, 000. 00	700, 815. 10	
		UK TREASURY	590, 000. 00	281, 117. 57	
		UK TREASURY	640, 000. 00	556, 777. 75	
		UK TREASURY	1, 010, 000. 00	486, 315. 00	
		UK TREASURY	500, 000. 00	414, 627. 71	
		UK TREASURY	1, 080, 000. 00	298, 027. 37	
		UK TREASURY	640, 000. 00	526, 022. 40	
		UK TREASURY	720, 000. 00	410, 012. 35	
		UK TREASURY	620, 000. 00	456, 406. 90	
		UK TREASURY	860, 000. 00	353, 383. 03	
		UK TREASURY	430, 000. 00	142, 746. 85	
	英ポンド 小計		53, 770, 000. 00	42, 958, 268. 01 (8, 474, 807, 113)	
	スウェーデンクローナ	GOV OF SWEDEN	3, 330, 000. 00	3, 267, 695. 70	
		GOV OF SWEDEN	3, 390, 000. 00	3, 248, 331. 90	
		GOV OF SWEDEN	2, 790, 000. 00	2, 618, 707. 95	
		GOV OF SWEDEN	1, 920, 000. 00	1, 691, 385. 60	
		GOV OF SWEDEN	2, 520, 000. 00	2, 531, 905. 99	
		GOV OF SWEDEN	2, 310, 000. 00	2, 221, 226. 70	
		GOV OF SWEDEN	1, 530, 000. 00	1, 725, 159. 15	
	スウェーデンクローナ 小計		17, 790, 000. 00	17, 304, 412. 99 (247, 799, 194)	
	ノルウェークローネ	GOV OF NORWAY	2, 110, 000. 00	2, 049, 923. 02	
		GOV OF NORWAY	2, 610, 000. 00	2, 499, 355. 57	
		GOV OF NORWAY	1, 770, 000. 00	1, 674, 990. 82	
		GOV OF NORWAY	1, 720, 000. 00	1, 574, 867. 26	
		GOV OF NORWAY	1, 780, 000. 00	1, 569, 316. 53	
		GOV OF NORWAY	1, 720, 000. 00	1, 469, 628. 20	
		GOV OF NORWAY	1, 630, 000. 00	1, 461, 319. 45	
		GOV OF NORWAY	3, 240, 000. 00	3, 061, 160. 10	
		GOV OF NORWAY	1, 340, 000. 00	1, 325, 400. 70	
		GOV OF NORWAY	670, 000. 00	645, 932. 76	
	ノルウェークローネ 小計		18, 590, 000. 00	17, 331, 894. 41	

			(239, 006, 823)	
デンマーククローネ	GOV OF DENMARK	770, 000. 00	777, 592. 97	
	GOV OF DENMARK	2, 560, 000. 00	2, 472, 238. 08	
	GOV OF DENMARK	1, 950, 000. 00	1, 828, 692. 93	
	GOV OF DENMARK	2, 130, 000. 00	1, 872, 586. 54	
	GOV OF DENMARK	3, 140, 000. 00	3, 196, 369. 90	
	GOV OF DENMARK	4, 220, 000. 00	5, 414, 776. 95	
	GOV OF DENMARK	2, 450, 000. 00	1, 460, 677. 13	
	デンマーククローネ 小計		17, 220, 000. 00	17, 022, 934. 50
				(373, 483, 182)
ポーランドズロチ	GOV OF POLAND	2, 150, 000. 00	2, 066, 071. 52	
	GOV OF POLAND	1, 550, 000. 00	1, 420, 852. 83	
	GOV OF POLAND	1, 410, 000. 00	1, 365, 376. 79	
	GOV OF POLAND	1, 740, 000. 00	1, 627, 204. 50	
	GOV OF POLAND	1, 320, 000. 00	1, 217, 264. 73	
	GOV OF POLAND	2, 470, 000. 00	2, 633, 668. 37	
	GOV OF POLAND	1, 620, 000. 00	1, 632, 446. 78	
	GOV OF POLAND	2, 870, 000. 00	2, 775, 723. 37	
	GOV OF POLAND	1, 880, 000. 00	1, 661, 988. 92	
	GOV OF POLAND	2, 300, 000. 00	1, 811, 068. 30	
	GOV OF POLAND	1, 670, 000. 00	1, 276, 191. 03	
	GOV OF POLAND	2, 290, 000. 00	2, 312, 367. 80	
	GOV OF POLAND	1, 160, 000. 00	1, 083, 910. 96	
	ポーランドズロチ 小計		24, 430, 000. 00	22, 884, 135. 90
				(880, 105, 559)
オーストラリアドル	GOV OF AUSTRALIA	660, 000. 00	661, 795. 20	
	GOV OF AUSTRALIA	1, 490, 000. 00	1, 403, 565. 10	
	GOV OF AUSTRALIA	770, 000. 00	783, 382. 60	
	GOV OF AUSTRALIA	770, 000. 00	744, 944. 20	
	GOV OF AUSTRALIA	810, 000. 00	766, 494. 90	
	GOV OF AUSTRALIA	900, 000. 00	860, 823. 00	
	GOV OF AUSTRALIA	900, 000. 00	873, 810. 00	
	GOV OF AUSTRALIA	1, 000, 000. 00	943, 560. 00	
	GOV OF AUSTRALIA	950, 000. 00	877, 999. 50	
	GOV OF AUSTRALIA	880, 000. 00	734, 685. 60	
	GOV OF AUSTRALIA	1, 000, 000. 00	848, 380. 00	

		GOV OF AUSTRALIA	1, 180, 000. 00	953, 676. 00	
		GOV OF AUSTRALIA	1, 520, 000. 00	1, 230, 652. 80	
		GOV OF AUSTRALIA	1, 060, 000. 00	879, 217. 00	
		GOV OF AUSTRALIA	970, 000. 00	981, 349. 00	
		GOV OF AUSTRALIA	930, 000. 00	836, 525. 70	
		GOV OF AUSTRALIA	950, 000. 00	903, 526. 00	
		GOV OF AUSTRALIA	420, 000. 00	415, 510. 20	
		GOV OF AUSTRALIA	670, 000. 00	621, 116. 80	
		GOV OF AUSTRALIA	780, 000. 00	670, 324. 20	
		GOV OF AUSTRALIA	910, 000. 00	894, 002. 20	
		GOV OF AUSTRALIA	470, 000. 00	436, 503. 10	
		GOV OF AUSTRALIA	440, 000. 00	377, 581. 60	
		GOV OF AUSTRALIA	740, 000. 00	576, 230. 60	
		GOV OF AUSTRALIA	520, 000. 00	390, 332. 80	
		GOV OF AUSTRALIA	820, 000. 00	440, 069. 40	
		GOV OF AUSTRALIA	350, 000. 00	343, 882. 00	
	オーストラリアドル 小計		22, 860, 000. 00	20, 449, 939. 50	
				(2, 011, 456, 049)	
	ニュージーランドドル	GOV OF NEWZEALAND	240, 000. 00	229, 639. 38	
		GOV OF NEWZEALAND	460, 000. 00	467, 991. 07	
		GOV OF NEWZEALAND	480, 000. 00	426, 395. 89	
		GOV OF NEWZEALAND	530, 000. 00	510, 997. 40	
		GOV OF NEWZEALAND	350, 000. 00	357, 516. 67	
		GOV OF NEWZEALAND	250, 000. 00	212, 396. 69	
		GOV OF NEWZEALAND	360, 000. 00	307, 264. 65	
		GOV OF NEWZEALAND	840, 000. 00	786, 881. 14	
		GOV OF NEWZEALAND	230, 000. 00	225, 936. 29	
		GOV OF NEWZEALAND	180, 000. 00	178, 901. 40	
		GOV OF NEWZEALAND	330, 000. 00	318, 178. 41	
		GOV OF NEWZEALAND	280, 000. 00	228, 266. 85	
		GOV OF NEWZEALAND	190, 000. 00	122, 049. 42	
		GOV OF NEWZEALAND	320, 000. 00	211, 080. 58	
		GOV OF NEWZEALAND	140, 000. 00	137, 073. 07	
	ニュージーランドドル 小計		5, 180, 000. 00	4, 720, 568. 91	
				(419, 044, 902)	
	シンガポールドル	GOV OF SINGAPORE	460, 000. 00	455, 308. 00	

		GOV OF SINGAPORE	410, 000. 00	398, 364. 20	
		GOV OF SINGAPORE	410, 000. 00	415, 781. 00	
		GOV OF SINGAPORE	120, 000. 00	120, 192. 00	
		GOV OF SINGAPORE	260, 000. 00	258, 180. 00	
		GOV OF SINGAPORE	120, 000. 00	120, 072. 00	
		GOV OF SINGAPORE	180, 000. 00	181, 224. 00	
		GOV OF SINGAPORE	270, 000. 00	270, 511. 65	
		GOV OF SINGAPORE	300, 000. 00	300, 390. 00	
		GOV OF SINGAPORE	210, 000. 00	194, 355. 00	
		GOV OF SINGAPORE	320, 000. 00	313, 760. 00	
		GOV OF SINGAPORE	350, 000. 00	362, 425. 00	
		GOV OF SINGAPORE	150, 000. 00	156, 084. 75	
		GOV OF SINGAPORE	330, 000. 00	308, 715. 00	
		GOV OF SINGAPORE	270, 000. 00	253, 057. 50	
		GOV OF SINGAPORE	200, 000. 00	196, 600. 00	
		GOV OF SINGAPORE	340, 000. 00	335, 146. 50	
		GOV OF SINGAPORE	390, 000. 00	323, 700. 00	
		GOV OF SINGAPORE	240, 000. 00	197, 520. 00	
		GOV OF SINGAPORE	80, 000. 00	87, 230. 00	
		GOV OF SINGAPORE	260, 000. 00	272, 610. 00	
	シンガポールドル 小計		5, 670, 000. 00	5, 521, 226. 60	
				(640, 572, 710)	
	マレーシアリングット	GOV OF MALAYSIA	340, 000. 00	344, 588. 23	
		GOV OF MALAYSIA	1, 100, 000. 00	1, 109, 130. 98	
		GOV OF MALAYSIA	770, 000. 00	777, 526. 67	
		GOV OF MALAYSIA	130, 000. 00	131, 229. 91	
		GOV OF MALAYSIA	880, 000. 00	880, 075. 15	
		GOV OF MALAYSIA	1, 000, 000. 00	1, 010, 812. 10	
		GOV OF MALAYSIA	1, 600, 000. 00	1, 598, 120. 22	
		GOV OF MALAYSIA	1, 400, 000. 00	1, 406, 858. 32	
		GOV OF MALAYSIA	370, 000. 00	383, 022. 07	
		GOV OF MALAYSIA	760, 000. 00	767, 475. 20	
		GOV OF MALAYSIA	1, 250, 000. 00	1, 298, 501. 12	
		GOV OF MALAYSIA	1, 130, 000. 00	1, 057, 202. 44	
		GOV OF MALAYSIA	470, 000. 00	481, 968. 83	
		GOV OF MALAYSIA	740, 000. 00	729, 361. 70	

		GOV OF MALAYSIA	550, 000. 00	550, 687. 11	
		GOV OF MALAYSIA	970, 000. 00	1, 028, 833. 50	
		GOV OF MALAYSIA	900, 000. 00	899, 667. 76	
		GOV OF MALAYSIA	700, 000. 00	725, 009. 25	
		GOV OF MALAYSIA	820, 000. 00	885, 713. 57	
		GOV OF MALAYSIA	1, 100, 000. 00	1, 205, 698. 45	
		GOV OF MALAYSIA	300, 000. 00	303, 294. 09	
		GOV OF MALAYSIA	1, 380, 000. 00	1, 344, 311. 66	
		GOV OF MALAYSIA	870, 000. 00	940, 923. 53	
		GOV OF MALAYSIA	480, 000. 00	533, 472. 43	
		GOV OF MALAYSIA	170, 000. 00	172, 657. 84	
		GOV OF MALAYSIA	320, 000. 00	348, 605. 31	
		GOV OF MALAYSIA	650, 000. 00	726, 960. 13	
		GOV OF MALAYSIA	1, 430, 000. 00	1, 411, 038. 67	
		GOV OF MALAYSIA	850, 000. 00	888, 429. 09	
	マレーシアリングット 小計		23, 430, 000. 00	23, 941, 175. 33 (838, 625, 854)	
	中国元	GOV OF CHINA	19, 050, 000. 00	19, 264, 354. 41	
		GOV OF CHINA	11, 130, 000. 00	11, 297, 894. 93	
		GOV OF CHINA	6, 490, 000. 00	6, 646, 995. 04	
		GOV OF CHINA	24, 080, 000. 00	24, 314, 659. 60	
		GOV OF CHINA	12, 040, 000. 00	12, 224, 882. 62	
		GOV OF CHINA	4, 000, 000. 00	4, 125, 288. 80	
		GOV OF CHINA	22, 950, 000. 00	23, 144, 700. 90	
		GOV OF CHINA	11, 740, 000. 00	12, 027, 985. 72	
		GOV OF CHINA	17, 600, 000. 00	17, 887, 811. 04	
		GOV OF CHINA	12, 000, 000. 00	12, 046, 414. 80	
		GOV OF CHINA	21, 280, 000. 00	21, 756, 737. 96	
		GOV OF CHINA	8, 250, 000. 00	8, 447, 793. 75	
		GOV OF CHINA	18, 000, 000. 00	18, 328, 017. 60	
		GOV OF CHINA	10, 500, 000. 00	10, 811, 233. 65	
		GOV OF CHINA	18, 900, 000. 00	19, 184, 872. 14	
		GOV OF CHINA	8, 350, 000. 00	8, 683, 918. 17	
		GOV OF CHINA	11, 410, 000. 00	11, 765, 106. 58	
		GOV OF CHINA	2, 400, 000. 00	2, 559, 356. 64	
		GOV OF CHINA	14, 350, 000. 00	14, 514, 209. 92	

		GOV OF CHINA	8,960,000.00	9,256,879.74	
		GOV OF CHINA	6,000,000.00	6,040,086.00	
		GOV OF CHINA	12,990,000.00	13,785,838.84	
		GOV OF CHINA	9,610,000.00	10,003,242.16	
		GOV OF CHINA	8,200,000.00	8,544,207.30	
		GOV OF CHINA	16,860,000.00	17,817,583.93	
		GOV OF CHINA	13,800,000.00	14,303,228.04	
		GOV OF CHINA	8,100,000.00	8,427,580.20	
		GOV OF CHINA	10,780,000.00	11,392,636.02	
		GOV OF CHINA	22,000,000.00	22,965,001.40	
		GOV OF CHINA	11,600,000.00	12,039,764.12	
		GOV OF CHINA	7,530,000.00	7,952,930.73	
		GOV OF CHINA	30,950,000.00	31,777,507.05	
		GOV OF CHINA	10,240,000.00	10,825,889.79	
		GOV OF CHINA	14,000,000.00	14,308,105.00	
		GOV OF CHINA	9,320,000.00	9,828,593.33	
		GOV OF CHINA	12,500,000.00	12,691,986.25	
		GOV OF CHINA	4,560,000.00	4,927,468.96	
		GOV OF CHINA	13,800,000.00	14,675,071.80	
		GOV OF CHINA	9,150,000.00	9,752,685.79	
		GOV OF CHINA	14,150,000.00	15,022,156.47	
		GOV OF CHINA	11,570,000.00	12,233,700.32	
		GOV OF CHINA	14,350,000.00	15,150,685.51	
		GOV OF CHINA	12,330,000.00	13,578,196.72	
		GOV OF CHINA	12,510,000.00	13,174,705.08	
		GOV OF CHINA	11,900,000.00	12,361,038.13	
		GOV OF CHINA	15,600,000.00	16,970,982.60	
		GOV OF CHINA	13,500,000.00	13,905,302.40	
		GOV OF CHINA	8,950,000.00	9,084,144.39	
		GOV OF CHINA	7,950,000.00	8,598,452.88	
		GOV OF CHINA	8,280,000.00	8,888,828.40	
		GOV OF CHINA	7,240,000.00	7,786,161.70	
		GOV OF CHINA	9,710,000.00	10,403,811.53	
		GOV OF CHINA	8,220,000.00	8,744,632.45	
		GOV OF CHINA	7,200,000.00	7,772,325.84	
		GOV OF CHINA	12,960,000.00	14,105,616.04	

		GOV OF CHINA	7,940,000.00	8,508,669.15		
		GOV OF CHINA	15,370,000.00	16,312,194.83		
		GOV OF CHINA	12,160,000.00	13,076,645.12		
		GOV OF CHINA	16,050,000.00	16,848,899.98		
		GOV OF CHINA	17,040,000.00	17,822,911.32		
		GOV OF CHINA	15,500,000.00	16,002,564.25		
		GOV OF CHINA	8,610,000.00	11,898,931.31		
		GOV OF CHINA	6,400,000.00	8,597,397.12		
		GOV OF CHINA	13,170,000.00	16,613,567.80		
		GOV OF CHINA	10,040,000.00	13,631,906.38		
		GOV OF CHINA	8,100,000.00	10,793,744.10		
		GOV OF CHINA	6,200,000.00	8,089,293.14		
		GOV OF CHINA	5,640,000.00	7,127,622.75		
		GOV OF CHINA	5,570,000.00	6,813,987.64		
		GOV OF CHINA	5,670,000.00	7,051,167.20		
		GOV OF CHINA	7,270,000.00	8,795,400.85		
		中国元 小計		832,620,000.00	886,114,164.12 (19,174,624,397)	
		イスラエルシュケル	GOV OF ISRAEL	1,160,000.00	1,116,036.00	
			GOV OF ISRAEL	640,000.00	668,128.00	
	GOV OF ISRAEL		1,030,000.00	995,443.50		
	GOV OF ISRAEL		740,000.00	736,633.00		
	GOV OF ISRAEL		1,330,000.00	1,245,279.00		
	GOV OF ISRAEL		1,280,000.00	1,294,016.00		
	GOV OF ISRAEL		1,370,000.00	1,169,295.00		
	GOV OF ISRAEL		1,260,000.00	1,028,538.00		
	GOV OF ISRAEL		1,120,000.00	1,109,304.00		
	GOV OF ISRAEL		1,570,000.00	1,131,970.00		
	GOV OF ISRAEL		720,000.00	826,992.00		
	GOV OF ISRAEL		1,110,000.00	987,622.50		
GOV OF ISRAEL	770,000.00		531,261.50			
イスラエルシュケル 小計			14,100,000.00	12,840,518.50 (555,325,460)		
合計			166,768,901,225 (166,768,901,225)			

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	国債証券 279 銘柄	100.0%	47.2%
カナダドル	国債証券 41 銘柄	100.0%	1.9%
メキシコペソ	国債証券 14 銘柄	100.0%	0.7%
ユーロ	国債証券 395 銘柄	100.0%	30.0%
英ポンド	国債証券 61 銘柄	100.0%	5.1%
スウェーデンクローナ	国債証券 7 銘柄	100.0%	0.1%
ノルウェークローネ	国債証券 10 銘柄	100.0%	0.1%
デンマーククローネ	国債証券 7 銘柄	100.0%	0.2%
ポーランドズロチ	国債証券 13 銘柄	100.0%	0.5%
オーストラリアドル	国債証券 27 銘柄	100.0%	1.2%
ニュージーランドドル	国債証券 15 銘柄	100.0%	0.3%
シンガポールドル	国債証券 21 銘柄	100.0%	0.4%
マレーシアリングット	国債証券 29 銘柄	100.0%	0.5%
中国元	国債証券 71 銘柄	100.0%	11.5%
イスラエルシェケル	国債証券 13 銘柄	100.0%	0.3%

(注) 時価比率は通貨ごとの有価証券の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表(その他の注記)の2 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。

RM先進国債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2024 年 12 月 20 日現在

資産の部	
流動資産	
預金	166,297,258
コール・ローン	98,894,352
国債証券	45,059,042,079
派生商品評価勘定	2,152
未収入金	104,281,604
未収利息	336,946,766
前払費用	43,176,141
流動資産合計	45,808,640,352
資産合計	45,808,640,352
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,830,522
未払解約金	172,290,000
流動負債合計	174,120,522
負債合計	174,120,522
純資産の部	
元本等	
元本	34,586,727,622
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	11,047,792,208
元本等合計	45,634,519,830
純資産合計	45,634,519,830
負債純資産合計	45,808,640,352

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	為替予約取引による為替差損益 原則として、約定日基準で計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第 60 条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第 61 条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

2024 年 12 月 20 日現在		
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
期首		2023 年 12 月 21 日
期首元本額		47,264,849,853 円
期中追加設定元本額		16,718,792,882 円
期中一部解約元本額		29,396,915,113 円
期末元本額		34,586,727,622 円
期末元本の内訳※		
りそなラップ型ファンド（安定型）		927,135,132 円
りそなラップ型ファンド（安定成長型）		1,366,241,907 円
りそなラップ型ファンド（成長型）		933,937,231 円
DCりそな グローバルバランス		32,622,411 円
つみたてバランスファンド		2,348,650,336 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2030		1,383,318,107 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2040		436,430,637 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2050		125,933,435 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2035		267,206,080 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2045		77,169,391 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2055		18,175,228 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2060		22,032,739 円
りそな つみたてラップ型ファンド（安定型）		96,170,371 円
りそな つみたてラップ型ファンド（安定成長型）		67,165,841 円
りそな つみたてラップ型ファンド（成長型）		45,369,875 円
ターゲットリターンバランスファンド（目標2%）		5,412,903 円
ターゲットリターンバランスファンド（目標3%）		1,791,248 円
ターゲットリターンバランスファンド（目標4%）		6,111,770 円
ターゲットリターンバランスファンド（目標5%）		2,443,845 円
ターゲットリターンバランスファンド（目標6%）		4,519,951 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2065		154,065 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2035（運用継続型）		57,349 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2040（運用継続型）		29,198 円

りそなターゲット・イヤー・ファンド２０４５（運用継続型）	22,206 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド２０５０（運用継続型）	15,982 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド２０５５（運用継続型）	10,373 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド２０６０（運用継続型）	5,225 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド２０６５（運用継続型）	2,153 円
FWりそな先進国債券アクティブファンド	9,898,819 円
FWりそな先進国＋新興国債券アクティブファンド	8,451,746 円
FWりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジなし）	16,489,741,953 円
S m a r t i 先進国債券インデックス（為替ヘッジなし）	5,274,745,559 円
S m a r t i ８資産バランス 安定型	484,222,017 円
S m a r t i ８資産バランス 安定成長型	353,629,459 円
S m a r t i ８資産バランス 成長型	90,254,749 円
りそなFT 先進国債券インデックス（適格機関投資家専用）	959,347,275 円
りそなVI グローバル・バランスファンド（安定型）（適格機関投資家専用）	1,468,469 円
りそなVI グローバル・バランスファンド（安定成長型）（適格機関投資家専用）	4,203,362 円
りそなVI グローバル・バランスファンド（成長型）（適格機関投資家専用）	22,987,086 円
りそなFT パッシブバランスⅠ（適格機関投資家専用）	1,007,919,829 円
りそなマルチアセットファンド（適格機関投資家専用）	25,294,194 円
りそなFT パッシブバランスⅡ（適格機関投資家専用）	505,230,728 円
りそなFT パッシブバランス２０２３０７（適格機関投資家専用）	1,181,197,388 円
2. 計算日における受益権の総数	34,586,727,622 口
3. 計算日における１単位当たりの純資産の額	
１口当たり純資産額	1.3194 円
(10,000 口当たり純資産額)	(13,194 円)

（注）※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

2024 年 12 月 20 日現在	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 デリバティブ取引等を行った場合は、信託約款に記載した目的で取引を行っております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。 また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。

II 金融商品の時価等に関する事項

2024 年 12 月 20 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	

国債証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 デリバティブ取引 (その他の注記)の2 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

2024 年 12 月 20 日現在
該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	2024 年 12 月 20 日現在
	損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	△2, 275, 555
合計	△2, 275, 555

(注) 損益に含まれた評価差額は、親投資信託受益証券の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

2 デリバティブ取引に関する注記

(通貨関連)

(2024 年 12 月 20 日現在)				(単位：円)	
区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	132, 678, 987	—	132, 679, 326	339
	米ドル	77, 356, 300	—	77, 354, 487	△1, 813
	ユーロ	43, 690, 011	—	43, 691, 880	1, 869
	英ポンド	11, 632, 676	—	11, 632, 959	283
	売建	95, 986, 424	—	97, 815, 133	△1, 828, 709
	米ドル	62, 873, 160	—	64, 102, 203	△1, 229, 043
	ユーロ	33, 113, 264	—	33, 712, 930	△599, 666
合計		228, 665, 411	—	230, 494, 459	△1, 828, 370

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

- 1) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 - ① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合

は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY N/B	200,000.00	192,792.82	
		US TREASURY N/B	170,000.00	170,894.87	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,750.16	
		US TREASURY N/B	300,000.00	295,008.05	
		US TREASURY N/B	580,000.00	557,368.16	
		US TREASURY N/B	860,000.00	859,749.81	
		US TREASURY N/B	410,000.00	408,260.60	
		US TREASURY N/B	330,000.00	324,018.75	
		US TREASURY N/B	120,000.00	114,923.43	
		US TREASURY N/B	1,100,000.00	1,099,484.37	
		US TREASURY N/B	560,000.00	543,221.87	
		US TREASURY N/B	20,000.00	19,928.51	
		US TREASURY N/B	350,000.00	342,658.20	
		US TREASURY N/B	1,320,000.00	1,262,043.75	
		US TREASURY N/B	300,000.00	301,042.96	
		US TREASURY N/B	310,000.00	311,126.17	
		US TREASURY N/B	430,000.00	419,090.43	
		US TREASURY N/B	10,000.00	9,560.93	
		US TREASURY N/B	1,580,000.00	1,583,394.53	
		US TREASURY N/B	680,000.00	675,139.06	
		US TREASURY N/B	450,000.00	438,556.63	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	953,300.78	
		US TREASURY N/B	700,000.00	705,058.59	
		US TREASURY N/B	880,000.00	848,100.00	
		US TREASURY N/B	470,000.00	455,734.76	
		US TREASURY N/B	340,000.00	323,212.50	
		US TREASURY N/B	400,000.00	403,093.75	
		US TREASURY N/B	420,000.00	418,950.00	

		US TREASURY N/B	450, 000. 00	433, 986. 32	
		US TREASURY N/B	80, 000. 00	75, 971. 87	
		US TREASURY N/B	670, 000. 00	673, 035. 93	
		US TREASURY N/B	500, 000. 00	501, 435. 54	
		US TREASURY N/B	520, 000. 00	500, 520. 31	
		US TREASURY N/B	1, 050, 000. 00	990, 219. 73	
		US TREASURY N/B	320, 000. 00	320, 262. 49	
		US TREASURY N/B	320, 000. 00	305, 762. 49	
		US TREASURY N/B	400, 000. 00	400, 343. 75	
		US TREASURY N/B	320, 000. 00	304, 824. 99	
		US TREASURY N/B	1, 030, 000. 00	970, 553. 71	
		US TREASURY N/B	420, 000. 00	422, 058. 97	
		US TREASURY N/B	400, 000. 00	381, 812. 50	
		US TREASURY N/B	410, 000. 00	386, 056. 63	
		US TREASURY N/B	1, 210, 000. 00	1, 216, 428. 12	
		US TREASURY N/B	350, 000. 00	333, 375. 00	
		US TREASURY N/B	470, 000. 00	443, 305. 46	
		US TREASURY N/B	800, 000. 00	797, 156. 24	
		US TREASURY N/B	430, 000. 00	411, 976. 95	
		US TREASURY N/B	850, 000. 00	854, 698. 23	
		US TREASURY N/B	300, 000. 00	285, 123. 04	
		US TREASURY N/B	960, 000. 00	905, 643. 75	
		US TREASURY N/B	490, 000. 00	490, 593. 36	
		US TREASURY N/B	440, 000. 00	418, 412. 50	
		US TREASURY N/B	900, 000. 00	846, 966. 79	
		US TREASURY N/B	510, 000. 00	506, 852. 33	
		US TREASURY N/B	650, 000. 00	613, 361. 32	
		US TREASURY N/B	340, 000. 00	325, 696. 09	
		US TREASURY N/B	1, 290, 000. 00	1, 284, 910. 54	
		US TREASURY N/B	430, 000. 00	401, 529. 29	
		US TREASURY N/B	470, 000. 00	446, 187. 89	
		US TREASURY N/B	460, 000. 00	459, 335. 15	
		US TREASURY N/B	300, 000. 00	276, 257. 81	
		US TREASURY N/B	380, 000. 00	365, 245. 31	
		US TREASURY N/B	820, 000. 00	823, 171. 09	
		US TREASURY N/B	390, 000. 00	376, 426. 17	

	US TREASURY N/B	580, 000. 00	554, 443. 75	
	US TREASURY N/B	620, 000. 00	622, 397. 65	
	US TREASURY N/B	290, 000. 00	264, 432. 42	
	US TREASURY N/B	480, 000. 00	461, 203. 12	
	US TREASURY N/B	790, 000. 00	795, 678. 12	
	US TREASURY N/B	360, 000. 00	327, 375. 00	
	US TREASURY N/B	490, 000. 00	477, 654. 29	
	US TREASURY N/B	730, 000. 00	730, 912. 50	
	US TREASURY N/B	480, 000. 00	433, 518. 74	
	US TREASURY N/B	400, 000. 00	384, 500. 00	
	US TREASURY N/B	540, 000. 00	512, 282. 81	
	US TREASURY N/B	500, 000. 00	492, 812. 50	
	US TREASURY N/B	410, 000. 00	370, 425. 38	
	US TREASURY N/B	510, 000. 00	494, 421. 09	
	US TREASURY N/B	1, 320, 000. 00	1, 287, 747. 65	
	US TREASURY N/B	770, 000. 00	691, 014. 84	
	US TREASURY N/B	580, 000. 00	576, 941. 40	
	US TREASURY N/B	710, 000. 00	637, 335. 93	
	US TREASURY N/B	310, 000. 00	308, 304. 68	
	US TREASURY N/B	390, 000. 00	367, 955. 85	
	US TREASURY N/B	1, 150, 000. 00	1, 143, 531. 25	
	US TREASURY N/B	700, 000. 00	628, 742. 18	
	US TREASURY N/B	340, 000. 00	335, 696. 87	
	US TREASURY N/B	540, 000. 00	483, 584. 76	
	US TREASURY N/B	750, 000. 00	740, 258. 79	
	US TREASURY N/B	700, 000. 00	627, 279. 29	
	US TREASURY N/B	600, 000. 00	585, 328. 12	
	US TREASURY N/B	550, 000. 00	524, 175. 78	
	US TREASURY N/B	510, 000. 00	461, 410. 54	
	US TREASURY N/B	650, 000. 00	643, 093. 75	
	US TREASURY N/B	240, 000. 00	217, 434. 37	
	US TREASURY N/B	840, 000. 00	821, 428. 12	
	US TREASURY N/B	10, 000. 00	9, 033. 98	
	US TREASURY N/B	780, 000. 00	759, 022. 26	
	US TREASURY N/B	640, 000. 00	610, 075. 00	
	US TREASURY N/B	570, 000. 00	513, 645. 70	

		US TREASURY N/B	810,000.00	790,873.24	
		US TREASURY N/B	610,000.00	548,189.84	
		US TREASURY N/B	900,000.00	889,330.07	
		US TREASURY N/B	410,000.00	364,083.19	
		US TREASURY N/B	1,110,000.00	1,053,914.65	
		US TREASURY N/B	640,000.00	569,287.50	
		US TREASURY N/B	700,000.00	699,507.81	
		US TREASURY N/B	590,000.00	525,987.30	
		US TREASURY N/B	900,000.00	907,119.14	
		US TREASURY N/B	480,000.00	428,878.12	
		US TREASURY N/B	600,000.00	609,996.08	
		US TREASURY N/B	660,000.00	630,235.54	
		US TREASURY N/B	510,000.00	456,878.31	
		US TREASURY N/B	540,000.00	539,451.56	
		US TREASURY N/B	720,000.00	640,321.87	
		US TREASURY N/B	560,000.00	546,514.05	
		US TREASURY N/B	470,000.00	423,394.70	
		US TREASURY N/B	530,000.00	521,874.02	
		US TREASURY N/B	1,140,000.00	1,063,562.11	
		US TREASURY N/B	300,000.00	271,130.85	
		US TREASURY N/B	800,000.00	795,109.37	
		US TREASURY N/B	410,000.00	377,608.39	
		US TREASURY N/B	480,000.00	474,571.87	
		US TREASURY N/B	790,000.00	742,106.25	
		US TREASURY N/B	530,000.00	534,389.06	
		US TREASURY N/B	930,000.00	855,363.86	
		US TREASURY N/B	510,000.00	475,963.47	
		US TREASURY N/B	700,000.00	702,365.23	
		US TREASURY N/B	480,000.00	457,200.00	
		US TREASURY N/B	670,000.00	665,289.06	
		US TREASURY N/B	270,000.00	249,929.29	
		US TREASURY N/B	730,000.00	717,324.79	
		US TREASURY N/B	540,000.00	477,794.53	
		US TREASURY N/B	360,000.00	340,249.21	
		US TREASURY N/B	1,220,000.00	1,179,277.72	
		US TREASURY N/B	350,000.00	341,701.17	

		US TREASURY N/B	590,000.00	566,676.56	
		US TREASURY N/B	470,000.00	461,251.75	
		US TREASURY N/B	600,000.00	592,078.12	
		US TREASURY N/B	310,000.00	274,301.56	
		US TREASURY N/B	340,000.00	331,685.93	
		US TREASURY N/B	530,000.00	516,781.04	
		US TREASURY N/B	290,000.00	277,680.65	
		US TREASURY N/B	770,000.00	666,862.11	
		US TREASURY N/B	620,000.00	607,527.34	
		US TREASURY N/B	90,000.00	86,568.75	
		US TREASURY N/B	300,000.00	286,587.89	
		US TREASURY N/B	120,000.00	130,260.93	
		US TREASURY N/B	930,000.00	760,892.57	
		US TREASURY N/B	130,000.00	125,625.18	
		US TREASURY N/B	840,000.00	811,469.53	
		US TREASURY N/B	800,000.00	648,343.74	
		US TREASURY N/B	670,000.00	658,615.23	
		US TREASURY N/B	550,000.00	554,468.75	
		US TREASURY N/B	410,000.00	418,520.31	
		US TREASURY N/B	1,200,000.00	979,500.00	
		US TREASURY N/B	950,000.00	945,268.55	
		US TREASURY N/B	10,000.00	9,619.92	
		US TREASURY N/B	380,000.00	370,292.17	
		US TREASURY N/B	160,000.00	167,837.50	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	823,515.62	
		US TREASURY N/B	570,000.00	562,852.73	
		US TREASURY N/B	340,000.00	333,299.60	
		US TREASURY N/B	750,000.00	755,595.70	
		US TREASURY N/B	1,020,000.00	858,752.34	
		US TREASURY N/B	430,000.00	433,090.62	
		US TREASURY N/B	600,000.00	591,773.43	
		US TREASURY N/B	430,000.00	420,912.89	
		US TREASURY N/B	1,330,000.00	1,083,378.51	
		US TREASURY N/B	640,000.00	612,387.49	
		US TREASURY N/B	300,000.00	284,742.18	
		US TREASURY N/B	440,000.00	430,271.87	

	US TREASURY N/B	1, 260, 000. 00	1, 027, 736. 71	
	US TREASURY N/B	1, 110, 000. 00	932, 074. 80	
	US TREASURY N/B	1, 010, 000. 00	906, 238. 27	
	US TREASURY N/B	1, 250, 000. 00	1, 107, 910. 15	
	US TREASURY N/B	1, 300, 000. 00	1, 267, 449. 22	
	US TREASURY N/B	960, 000. 00	892, 725. 00	
	US TREASURY N/B	1, 240, 000. 00	1, 139, 371. 09	
	US TREASURY N/B	1, 040, 000. 00	990, 112. 50	
	US TREASURY N/B	1, 270, 000. 00	1, 264, 915. 02	
	US TREASURY N/B	1, 210, 000. 00	1, 159, 402. 14	
	US TREASURY N/B	1, 290, 000. 00	1, 271, 254. 68	
	US TREASURY N/B	1, 470, 000. 00	1, 391, 102. 30	
	US TREASURY N/B	450, 000. 00	438, 714. 84	
	US TREASURY N/B	80, 000. 00	80, 046. 87	
	US TREASURY N/B	90, 000. 00	93, 469. 92	
	US TREASURY N/B	30, 000. 00	29, 245. 31	
	US TREASURY N/B	100, 000. 00	98, 566. 40	
	US TREASURY N/B	40, 000. 00	35, 125. 00	
	US TREASURY N/B	140, 000. 00	133, 251. 56	
	US TREASURY N/B	190, 000. 00	185, 435. 54	
	US TREASURY N/B	90, 000. 00	86, 537. 10	
	US TREASURY N/B	190, 000. 00	187, 487. 69	
	US TREASURY N/B	210, 000. 00	201, 394. 92	
	US TREASURY N/B	370, 000. 00	222, 787. 69	
	US TREASURY N/B	150, 000. 00	135, 459. 96	
	US TREASURY N/B	510, 000. 00	304, 934. 18	
	US TREASURY N/B	210, 000. 00	198, 031. 64	
	US TREASURY N/B	700, 000. 00	433, 958. 98	
	US TREASURY N/B	30, 000. 00	29, 946. 09	
	US TREASURY N/B	820, 000. 00	550, 088. 66	
	US TREASURY N/B	50, 000. 00	47, 761. 71	
	US TREASURY N/B	720, 000. 00	511, 734. 37	
	US TREASURY N/B	30, 000. 00	26, 464. 45	
	US TREASURY N/B	830, 000. 00	538, 494. 91	
	US TREASURY N/B	130, 000. 00	104, 888. 67	
	US TREASURY N/B	690, 000. 00	463, 984. 57	

		US TREASURY N/B	180,000.00	144,808.59	
		US TREASURY N/B	500,000.00	356,533.20	
		US TREASURY N/B	200,000.00	157,441.40	
		US TREASURY N/B	660,000.00	538,209.37	
		US TREASURY N/B	200,000.00	150,691.40	
		US TREASURY N/B	620,000.00	513,013.67	
		US TREASURY N/B	220,000.00	164,905.46	
		US TREASURY N/B	800,000.00	721,453.12	
		US TREASURY N/B	320,000.00	253,450.00	
		US TREASURY N/B	520,000.00	460,108.59	
		US TREASURY N/B	310,000.00	235,394.14	
		US TREASURY N/B	440,000.00	388,385.92	
		US TREASURY N/B	360,000.00	305,803.12	
		US TREASURY N/B	440,000.00	415,181.24	
		US TREASURY N/B	90,000.00	77,712.89	
		US TREASURY N/B	500,000.00	495,410.15	
		US TREASURY N/B	410,000.00	346,930.47	
		US TREASURY N/B	310,000.00	296,716.01	
		US TREASURY N/B	150,000.00	121,904.29	
		US TREASURY N/B	410,000.00	398,596.87	
		US TREASURY N/B	230,000.00	179,184.37	
		US TREASURY N/B	170,000.00	154,195.31	
		US TREASURY N/B	10,000.00	7,612.89	
		US TREASURY N/B	530,000.00	368,826.17	
		US TREASURY N/B	10,000.00	7,580.07	
		US TREASURY N/B	610,000.00	451,423.82	
		US TREASURY N/B	10,000.00	7,541.40	
		US TREASURY N/B	280,000.00	192,160.93	
		US TREASURY N/B	110,000.00	75,225.39	
		US TREASURY N/B	800,000.00	518,874.99	
		US TREASURY N/B	10,000.00	7,297.65	
		US TREASURY N/B	540,000.00	402,046.87	
		US TREASURY N/B	160,000.00	118,781.24	
		US TREASURY N/B	290,000.00	204,925.77	
		US TREASURY N/B	420,000.00	296,149.21	
		US TREASURY N/B	400,000.00	295,132.81	

		US TREASURY N/B	410, 000. 00	308, 925. 38	
		US TREASURY N/B	430, 000. 00	315, 966. 01	
		US TREASURY N/B	480, 000. 00	377, 240. 62	
		US TREASURY N/B	410, 000. 00	300, 308. 98	
		US TREASURY N/B	420, 000. 00	299, 709. 37	
		US TREASURY N/B	700, 000. 00	436, 283. 19	
		US TREASURY N/B	440, 000. 00	281, 582. 81	
		US TREASURY N/B	460, 000. 00	268, 965. 23	
		US TREASURY N/B	580, 000. 00	277, 131. 25	
		US TREASURY N/B	780, 000. 00	383, 510. 15	
		US TREASURY N/B	680, 000. 00	357, 664. 06	
		US TREASURY N/B	910, 000. 00	510, 417. 57	
		US TREASURY N/B	740, 000. 00	469, 003. 90	
		US TREASURY N/B	810, 000. 00	466, 794. 12	
		US TREASURY N/B	710, 000. 00	395, 200. 97	
		US TREASURY N/B	740, 000. 00	452, 628. 51	
		US TREASURY N/B	800, 000. 00	564, 171. 87	
		US TREASURY N/B	770, 000. 00	557, 452. 92	
		US TREASURY N/B	550, 000. 00	483, 398. 43	
		US TREASURY N/B	600, 000. 00	491, 976. 56	
		US TREASURY N/B	550, 000. 00	451, 322. 26	
		US TREASURY N/B	680, 000. 00	611, 003. 90	
		US TREASURY N/B	710, 000. 00	708, 502. 34	
		US TREASURY N/B	770, 000. 00	708, 279. 68	
		US TREASURY N/B	840, 000. 00	822, 806. 25	
		US TREASURY N/B	810, 000. 00	745, 959. 36	
		US TREASURY N/B	80, 000. 00	76, 912. 50	
	米ドル 小計		148, 550, 000. 00	134, 326, 952. 75 (21, 216, 942, 186)	
	カナダドル	GOV OF CANADA	240, 000. 00	243, 605. 77	
		GOV OF CANADA	200, 000. 00	193, 404. 77	
		GOV OF CANADA	80, 000. 00	79, 894. 75	
		GOV OF CANADA	320, 000. 00	323, 776. 64	
		GOV OF CANADA	70, 000. 00	68, 527. 04	
		GOV OF CANADA	220, 000. 00	223, 097. 98	
		GOV OF CANADA	200, 000. 00	193, 356. 19	

		GOV OF CANADA	280, 000. 00	280, 853. 92	
		GOV OF CANADA	170, 000. 00	163, 601. 28	
		GOV OF CANADA	110, 000. 00	104, 958. 15	
		GOV OF CANADA	290, 000. 00	287, 806. 73	
		GOV OF CANADA	160, 000. 00	162, 171. 26	
		GOV OF CANADA	30, 000. 00	28, 983. 44	
		GOV OF CANADA	280, 000. 00	281, 600. 92	
		GOV OF CANADA	290, 000. 00	300, 198. 44	
		GOV OF CANADA	120, 000. 00	133, 383. 70	
		GOV OF CANADA	40, 000. 00	38, 725. 59	
		GOV OF CANADA	350, 000. 00	355, 799. 23	
		GOV OF CANADA	40, 000. 00	38, 445. 61	
		GOV OF CANADA	110, 000. 00	107, 942. 68	
		GOV OF CANADA	340, 000. 00	307, 613. 22	
		GOV OF CANADA	300, 000. 00	256, 701. 33	
		GOV OF CANADA	340, 000. 00	306, 349. 75	
		GOV OF CANADA	380, 000. 00	339, 127. 25	
		GOV OF CANADA	300, 000. 00	274, 988. 04	
		GOV OF CANADA	210, 000. 00	198, 460. 65	
		GOV OF CANADA	160, 000. 00	188, 239. 61	
		GOV OF CANADA	120, 000. 00	115, 145. 91	
		GOV OF CANADA	270, 000. 00	268, 625. 18	
		GOV OF CANADA	50, 000. 00	50, 691. 75	
		GOV OF CANADA	370, 000. 00	360, 166. 24	
		GOV OF CANADA	280, 000. 00	277, 863. 16	
		GOV OF CANADA	60, 000. 00	69, 859. 76	
		GOV OF CANADA	90, 000. 00	97, 295. 34	
		GOV OF CANADA	120, 000. 00	122, 254. 29	
		GOV OF CANADA	120, 000. 00	107, 615. 26	
		GOV OF CANADA	420, 000. 00	317, 532. 62	
		GOV OF CANADA	410, 000. 00	287, 325. 85	
		GOV OF CANADA	240, 000. 00	210, 956. 71	
		GOV OF CANADA	80, 000. 00	70, 705. 51	
	カナダドル 小計		8, 260, 000. 00	7, 837, 651. 52 (858, 379, 594)	
	メキシコペソ	UNITED MEXICAN STATE	3, 530, 000. 00	3, 374, 301. 16	

		UNITED MEXICAN STATE	3, 770, 000. 00	3, 613, 545. 00	
		UNITED MEXICAN STATE	5, 380, 000. 00	4, 934, 184. 46	
		UNITED MEXICAN STATE	3, 830, 000. 00	3, 646, 100. 09	
		UNITED MEXICAN STATE	2, 910, 000. 00	2, 767, 526. 40	
		UNITED MEXICAN STATE	3, 200, 000. 00	3, 045, 655. 39	
		UNITED MEXICAN STATE	3, 930, 000. 00	3, 532, 187. 63	
		UNITED MEXICAN STATE	4, 100, 000. 00	3, 477, 087. 00	
		UNITED MEXICAN STATE	2, 320, 000. 00	1, 959, 814. 91	
		UNITED MEXICAN STATE	260, 000. 00	224, 624. 40	
		UNITED MEXICAN STATE	850, 000. 00	833, 894. 35	
		UNITED MEXICAN STATE	2, 830, 000. 00	2, 437, 542. 05	
		UNITED MEXICAN STATE	3, 880, 000. 00	2, 996, 528. 85	
		UNITED MEXICAN STATE	2, 980, 000. 00	2, 315, 308. 25	
		UNITED MEXICAN STATE	3, 560, 000. 00	2, 728, 688. 40	
	メキシコペソ 小計		47, 330, 000. 00	41, 886, 988. 34 (325, 319, 483)	
	ユーロ	GOV OF AUSTRIA	40, 000. 00	41, 259. 88	
		GOV OF AUSTRIA	100, 000. 00	99, 735. 40	
		GOV OF AUSTRIA	160, 000. 00	156, 059. 21	
		GOV OF AUSTRIA	170, 000. 00	163, 776. 47	
		GOV OF AUSTRIA	130, 000. 00	142, 984. 75	
		GOV OF AUSTRIA	150, 000. 00	143, 259. 22	
		GOV OF AUSTRIA	130, 000. 00	119, 211. 62	
		GOV OF AUSTRIA	140, 000. 00	129, 964. 18	
		GOV OF AUSTRIA	60, 000. 00	61, 406. 37	
		GOV OF AUSTRIA	310, 000. 00	274, 014. 42	
		GOV OF AUSTRIA	60, 000. 00	63, 146. 05	
		GOV OF AUSTRIA	90, 000. 00	77, 290. 08	
		GOV OF AUSTRIA	140, 000. 00	124, 831. 21	
		GOV OF AUSTRIA	200, 000. 00	203, 791. 20	
		GOV OF AUSTRIA	150, 000. 00	152, 353. 42	
		GOV OF AUSTRIA	110, 000. 00	107, 338. 11	
		GOV OF AUSTRIA	170, 000. 00	126, 037. 91	
		GOV OF AUSTRIA	150, 000. 00	169, 955. 25	
		GOV OF AUSTRIA	40, 000. 00	41, 286. 90	
		GOV OF AUSTRIA	80, 000. 00	50, 742. 92	

		GOV OF AUSTRIA	100, 000. 00	102, 363. 50	
		GOV OF AUSTRIA	110, 000. 00	84, 405. 86	
		GOV OF AUSTRIA	80, 000. 00	65, 110. 48	
		GOV OF AUSTRIA	170, 000. 00	102, 889. 86	
		GOV OF AUSTRIA	60, 000. 00	61, 532. 67	
		GOV OF AUSTRIA	40, 000. 00	47, 287. 98	
		GOV OF AUSTRIA	60, 000. 00	28, 381. 80	
		GOV OF AUSTRIA	50, 000. 00	21, 824. 50	
		GOV OF AUSTRIA	64, 000. 00	49, 732. 32	
		GOV OF AUSTRIA	20, 000. 00	12, 480. 36	
		GOV OF BELGIUM	140, 000. 00	143, 825. 57	
		GOV OF BELGIUM	190, 000. 00	186, 642. 22	
		GOV OF BELGIUM	190, 000. 00	183, 568. 21	
		GOV OF BELGIUM	90, 000. 00	84, 569. 47	
		GOV OF BELGIUM	240, 000. 00	263, 736. 84	
		GOV OF BELGIUM	160, 000. 00	152, 068. 16	
		GOV OF BELGIUM	220, 000. 00	206, 005. 80	
		GOV OF BELGIUM	200, 000. 00	202, 328. 52	
		GOV OF BELGIUM	160, 000. 00	140, 570. 56	
		GOV OF BELGIUM	180, 000. 00	163, 076. 76	
		GOV OF BELGIUM	170, 000. 00	142, 324. 04	
		GOV OF BELGIUM	90, 000. 00	97, 658. 28	
		GOV OF BELGIUM	220, 000. 00	184, 964. 34	
		GOV OF BELGIUM	130, 000. 00	115, 831. 47	
		GOV OF BELGIUM	300, 000. 00	304, 455. 74	
		GOV OF BELGIUM	110, 000. 00	111, 428. 92	
		GOV OF BELGIUM	100, 000. 00	99, 531. 80	
		GOV OF BELGIUM	230, 000. 00	271, 658. 75	
		GOV OF BELGIUM	50, 000. 00	41, 683. 70	
		GOV OF BELGIUM	130, 000. 00	112, 777. 47	
		GOV OF BELGIUM	80, 000. 00	76, 386. 68	
		GOV OF BELGIUM	100, 000. 00	65, 947. 52	
		GOV OF BELGIUM	190, 000. 00	214, 126. 80	
		GOV OF BELGIUM	50, 000. 00	50, 999. 56	
		GOV OF BELGIUM	110, 000. 00	116, 846. 20	
		GOV OF BELGIUM	150, 000. 00	109, 018. 20	

		GOV OF BELGIUM	130, 000. 00	92, 695. 85	
		GOV OF BELGIUM	90, 000. 00	57, 186. 37	
		GOV OF BELGIUM	140, 000. 00	135, 389. 10	
		GOV OF BELGIUM	90, 000. 00	89, 873. 19	
		GOV OF BELGIUM	80, 000. 00	61, 025. 76	
		GOV OF BELGIUM	80, 000. 00	58, 601. 33	
		GOV OF BELGIUM	80, 000. 00	32, 818. 50	
		GOV OF FINLAND	40, 000. 00	39, 129. 51	
		GOV OF FINLAND	40, 000. 00	38, 550. 00	
		GOV OF FINLAND	60, 000. 00	58, 914. 57	
		GOV OF FINLAND	70, 000. 00	66, 996. 85	
		GOV OF FINLAND	60, 000. 00	61, 057. 98	
		GOV OF FINLAND	60, 000. 00	56, 204. 42	
		GOV OF FINLAND	140, 000. 00	142, 899. 33	
		GOV OF FINLAND	40, 000. 00	36, 671. 28	
		GOV OF FINLAND	100, 000. 00	100, 402. 15	
		GOV OF FINLAND	60, 000. 00	52, 207. 35	
		GOV OF FINLAND	60, 000. 00	53, 919. 22	
		GOV OF FINLAND	30, 000. 00	25, 598. 27	
		GOV OF FINLAND	70, 000. 00	64, 550. 55	
		GOV OF FINLAND	80, 000. 00	81, 913. 16	
		GOV OF FINLAND	70, 000. 00	60, 842. 28	
		GOV OF FINLAND	70, 000. 00	71, 473. 85	
		GOV OF FINLAND	50, 000. 00	36, 977. 06	
		GOV OF FINLAND	50, 000. 00	49, 134. 88	
		GOV OF FINLAND	30, 000. 00	19, 914. 87	
		GOV OF FINLAND	60, 000. 00	57, 408. 00	
		GOV OF FINLAND	70, 000. 00	45, 811. 81	
		GOV OF FINLAND	70, 000. 00	52, 173. 24	
		GOV OF FINLAND	40, 000. 00	19, 362. 03	
		GOV OF FINLAND	40, 000. 00	39, 650. 15	
		GOV OF FRANCE	470, 000. 00	457, 778. 41	
		GOV OF FRANCE	510, 000. 00	518, 258. 22	
		GOV OF FRANCE	500, 000. 00	488, 003. 31	
		GOV OF FRANCE	640, 000. 00	642, 820. 60	
		GOV OF FRANCE	370, 000. 00	356, 385. 20	

		GOV OF FRANCE	550, 000. 00	523, 900. 02	
		GOV OF FRANCE	500, 000. 00	485, 075. 62	
		GOV OF FRANCE	480, 000. 00	481, 889. 76	
		GOV OF FRANCE	670, 000. 00	677, 607. 85	
		GOV OF FRANCE	570, 000. 00	541, 423. 74	
		GOV OF FRANCE	740, 000. 00	699, 599. 70	
		GOV OF FRANCE	650, 000. 00	607, 720. 75	
		GOV OF FRANCE	710, 000. 00	715, 256. 13	
		GOV OF FRANCE	450, 000. 00	503, 560. 93	
		GOV OF FRANCE	670, 000. 00	612, 666. 76	
		GOV OF FRANCE	460, 000. 00	405, 247. 12	
		GOV OF FRANCE	400, 000. 00	401, 556. 18	
		GOV OF FRANCE	650, 000. 00	644, 966. 92	
		GOV OF FRANCE	630, 000. 00	537, 729. 08	
		GOV OF FRANCE	740, 000. 00	685, 816. 83	
		GOV OF FRANCE	650, 000. 00	536, 534. 20	
		GOV OF FRANCE	370, 000. 00	299, 820. 99	
		GOV OF FRANCE	400, 000. 00	479, 007. 60	
		GOV OF FRANCE	570, 000. 00	532, 727. 13	
		GOV OF FRANCE	580, 000. 00	580, 315. 80	
		GOV OF FRANCE	510, 000. 00	528, 280. 95	
		GOV OF FRANCE	600, 000. 00	512, 122. 80	
		GOV OF FRANCE	430, 000. 00	426, 019. 06	
		GOV OF FRANCE	330, 000. 00	376, 974. 67	
		GOV OF FRANCE	530, 000. 00	432, 610. 38	
		GOV OF FRANCE	340, 000. 00	264, 836. 20	
		GOV OF FRANCE	300, 000. 00	322, 850. 49	
		GOV OF FRANCE	330, 000. 00	271, 717. 21	
		GOV OF FRANCE	460, 000. 00	302, 404. 92	
		GOV OF FRANCE	370, 000. 00	420, 709. 31	
		GOV OF FRANCE	180, 000. 00	156, 742. 92	
		GOV OF FRANCE	360, 000. 00	212, 122. 33	
		GOV OF FRANCE	310, 000. 00	300, 458. 97	
		GOV OF FRANCE	330, 000. 00	251, 273. 71	
		GOV OF FRANCE	90, 000. 00	82, 510. 02	
		GOV OF FRANCE	460, 000. 00	304, 301. 84	

		GOV OF FRANCE	390,000.00	201,614.40	
		GOV OF FRANCE	330,000.00	166,649.67	
		GOV OF FRANCE	270,000.00	240,081.30	
		GOV OF FRANCE	250,000.00	266,909.37	
		GOV OF FRANCE	220,000.00	204,374.53	
		GOV OF FRANCE	230,000.00	246,572.30	
		GOV OF FRANCE	270,000.00	167,318.93	
		GOV OF FRANCE	150,000.00	52,662.25	
		GOV OF GERMANY	100,000.00	100,825.20	
		GOV OF GERMANY	360,000.00	353,566.80	
		GOV OF GERMANY	170,000.00	170,784.15	
		GOV OF GERMANY	320,000.00	311,802.40	
		GOV OF GERMANY	250,000.00	252,836.25	
		GOV OF GERMANY	320,000.00	309,791.76	
		GOV OF GERMANY	210,000.00	212,217.07	
		GOV OF GERMANY	270,000.00	260,613.72	
		GOV OF GERMANY	100,000.00	99,911.75	
		GOV OF GERMANY	350,000.00	337,688.85	
		GOV OF GERMANY	250,000.00	238,888.12	
		GOV OF GERMANY	140,000.00	155,425.62	
		GOV OF GERMANY	330,000.00	318,012.75	
		GOV OF GERMANY	610,000.00	599,287.18	
		GOV OF GERMANY	240,000.00	226,826.10	
		GOV OF GERMANY	170,000.00	188,046.77	
		GOV OF GERMANY	370,000.00	353,797.79	
		GOV OF GERMANY	260,000.00	261,611.40	
		GOV OF GERMANY	190,000.00	207,614.17	
		GOV OF GERMANY	320,000.00	300,928.64	
		GOV OF GERMANY	350,000.00	354,599.94	
		GOV OF GERMANY	260,000.00	240,747.26	
		GOV OF GERMANY	330,000.00	307,464.30	
		GOV OF GERMANY	490,000.00	490,397.62	
		GOV OF GERMANY	390,000.00	355,492.41	
		GOV OF GERMANY	320,000.00	319,865.76	
		GOV OF GERMANY	210,000.00	250,872.82	
		GOV OF GERMANY	150,000.00	135,205.38	

		GOV OF GERMANY	380,000.00	338,963.80	
		GOV OF GERMANY	80,000.00	71,390.28	
		GOV OF GERMANY	330,000.00	334,713.22	
		GOV OF GERMANY	250,000.00	297,081.87	
		GOV OF GERMANY	270,000.00	237,958.56	
		GOV OF GERMANY	480,000.00	418,242.32	
		GOV OF GERMANY	350,000.00	300,897.96	
		GOV OF GERMANY	320,000.00	309,560.88	
		GOV OF GERMANY	500,000.00	502,973.00	
		GOV OF GERMANY	350,000.00	359,470.47	
		GOV OF GERMANY	510,000.00	506,544.78	
		GOV OF GERMANY	290,000.00	350,735.71	
		GOV OF GERMANY	250,000.00	256,308.00	
		GOV OF GERMANY	350,000.00	274,818.25	
		GOV OF GERMANY	290,000.00	221,089.29	
		GOV OF GERMANY	210,000.00	243,942.67	
		GOV OF GERMANY	300,000.00	249,566.24	
		GOV OF GERMANY	240,000.00	290,316.72	
		GOV OF GERMANY	260,000.00	333,745.22	
		GOV OF GERMANY	70,000.00	70,493.50	
		GOV OF GERMANY	210,000.00	230,875.09	
		GOV OF GERMANY	340,000.00	337,961.77	
		GOV OF GERMANY	370,000.00	368,295.04	
		GOV OF GERMANY	410,000.00	318,568.15	
		GOV OF GERMANY	420,000.00	223,750.80	
		GOV OF GERMANY	130,000.00	69,379.08	
		GOV OF GERMANY	320,000.00	162,378.38	
		GOV OF GERMANY	460,000.00	392,789.97	
		GOV OF GERMANY	110,000.00	94,127.77	
		GOV OF GERMANY	190,000.00	188,676.17	
		GOV OF IRELAND	110,000.00	108,261.06	
		GOV OF IRELAND	80,000.00	76,542.84	
		GOV OF IRELAND	90,000.00	86,519.29	
		GOV OF IRELAND	110,000.00	104,829.72	
		GOV OF IRELAND	90,000.00	90,484.83	
		GOV OF IRELAND	90,000.00	79,750.11	

		GOV OF IRELAND	80,000.00	75,443.88	
		GOV OF IRELAND	100,000.00	85,024.90	
		GOV OF IRELAND	80,000.00	68,335.96	
		GOV OF IRELAND	50,000.00	45,607.96	
		GOV OF IRELAND	40,000.00	40,055.74	
		GOV OF IRELAND	60,000.00	47,948.65	
		GOV OF IRELAND	60,000.00	53,612.73	
		GOV OF IRELAND	50,000.00	35,471.87	
		GOV OF IRELAND	40,000.00	41,427.12	
		GOV OF IRELAND	150,000.00	131,744.35	
		GOV OF IRELAND	110,000.00	84,621.46	
		GOV OF ITALY	170,000.00	169,603.30	
		GOV OF ITALY	190,000.00	192,314.20	
		GOV OF ITALY	140,000.00	141,269.73	
		GOV OF ITALY	180,000.00	176,518.26	
		GOV OF ITALY	270,000.00	276,909.62	
		GOV OF ITALY	240,000.00	233,332.97	
		GOV OF ITALY	90,000.00	91,683.31	
		GOV OF ITALY	260,000.00	257,666.30	
		GOV OF ITALY	130,000.00	129,712.37	
		GOV OF ITALY	270,000.00	260,480.07	
		GOV OF ITALY	580,000.00	594,467.52	
		GOV OF ITALY	240,000.00	235,490.40	
		GOV OF ITALY	230,000.00	223,424.64	
		GOV OF ITALY	240,000.00	242,895.88	
		GOV OF ITALY	160,000.00	155,624.80	
		GOV OF ITALY	230,000.00	229,386.47	
		GOV OF ITALY	40,000.00	41,012.30	
		GOV OF ITALY	220,000.00	218,367.60	
		GOV OF ITALY	350,000.00	336,777.96	
		GOV OF ITALY	90,000.00	90,561.82	
		GOV OF ITALY	320,000.00	355,620.48	
		GOV OF ITALY	200,000.00	201,147.00	
		GOV OF ITALY	280,000.00	276,255.42	
		GOV OF ITALY	220,000.00	204,783.92	
		GOV OF ITALY	210,000.00	215,655.09	

		GOV OF ITALY	140,000.00	130,424.70	
		GOV OF ITALY	350,000.00	364,454.82	
		GOV OF ITALY	230,000.00	247,646.17	
		GOV OF ITALY	280,000.00	282,594.20	
		GOV OF ITALY	180,000.00	189,808.29	
		GOV OF ITALY	160,000.00	146,476.80	
		GOV OF ITALY	180,000.00	180,792.90	
		GOV OF ITALY	180,000.00	184,526.43	
		GOV OF ITALY	230,000.00	233,141.34	
		GOV OF ITALY	70,000.00	70,617.70	
		GOV OF ITALY	400,000.00	446,298.08	
		GOV OF ITALY	220,000.00	230,606.64	
		GOV OF ITALY	330,000.00	341,908.64	
		GOV OF ITALY	240,000.00	222,840.79	
		GOV OF ITALY	190,000.00	197,591.07	
		GOV OF ITALY	320,000.00	288,236.99	
		GOV OF ITALY	230,000.00	242,884.48	
		GOV OF ITALY	240,000.00	223,354.65	
		GOV OF ITALY	170,000.00	174,708.54	
		GOV OF ITALY	250,000.00	220,379.19	
		GOV OF ITALY	500,000.00	588,469.15	
		GOV OF ITALY	170,000.00	145,629.00	
		GOV OF ITALY	190,000.00	201,775.25	
		GOV OF ITALY	130,000.00	130,324.35	
		GOV OF ITALY	270,000.00	234,829.84	
		GOV OF ITALY	300,000.00	272,922.00	
		GOV OF ITALY	240,000.00	206,059.80	
		GOV OF ITALY	230,000.00	219,516.88	
		GOV OF ITALY	300,000.00	353,722.11	
		GOV OF ITALY	240,000.00	260,660.28	
		GOV OF ITALY	230,000.00	216,623.20	
		GOV OF ITALY	210,000.00	227,050.95	
		GOV OF ITALY	230,000.00	245,773.44	
		GOV OF ITALY	270,000.00	280,468.68	
		GOV OF ITALY	290,000.00	328,995.48	
		GOV OF ITALY	140,000.00	144,884.94	

		GOV OF ITALY	220, 000. 00	219, 227. 14	
		GOV OF ITALY	140, 000. 00	147, 843. 12	
		GOV OF ITALY	180, 000. 00	146, 340. 99	
		GOV OF ITALY	240, 000. 00	211, 446. 59	
		GOV OF ITALY	330, 000. 00	346, 623. 75	
		GOV OF ITALY	200, 000. 00	149, 140. 16	
		GOV OF ITALY	110, 000. 00	115, 296. 76	
		GOV OF ITALY	250, 000. 00	239, 786. 12	
		GOV OF ITALY	170, 000. 00	157, 568. 32	
		GOV OF ITALY	220, 000. 00	251, 770. 02	
		GOV OF ITALY	190, 000. 00	198, 470. 77	
		GOV OF ITALY	130, 000. 00	120, 464. 17	
		GOV OF ITALY	270, 000. 00	308, 451. 37	
		GOV OF ITALY	210, 000. 00	160, 346. 55	
		GOV OF ITALY	160, 000. 00	171, 899. 20	
		GOV OF ITALY	220, 000. 00	246, 412. 43	
		GOV OF ITALY	170, 000. 00	115, 606. 20	
		GOV OF ITALY	160, 000. 00	145, 512. 40	
		GOV OF ITALY	190, 000. 00	157, 432. 00	
		GOV OF ITALY	190, 000. 00	176, 809. 70	
		GOV OF ITALY	280, 000. 00	276, 213. 70	
		GOV OF ITALY	190, 000. 00	145, 596. 57	
		GOV OF ITALY	210, 000. 00	136, 053. 18	
		GOV OF ITALY	100, 000. 00	70, 519. 00	
		GOV OF ITALY	160, 000. 00	172, 609. 68	
		GOV OF ITALY	70, 000. 00	72, 408. 70	
		GOV OF ITALY	120, 000. 00	93, 720. 46	
		GOV OF ITALY	110, 000. 00	71, 279. 01	
		GOV OF NETHERLANDS	40, 000. 00	39, 101. 40	
		GOV OF NETHERLANDS	220, 000. 00	214, 728. 63	
		GOV OF NETHERLANDS	150, 000. 00	143, 844. 30	
		GOV OF NETHERLANDS	200, 000. 00	193, 487. 00	
		GOV OF NETHERLANDS	150, 000. 00	164, 812. 65	
		GOV OF NETHERLANDS	240, 000. 00	228, 522. 29	
		GOV OF NETHERLANDS	160, 000. 00	146, 502. 59	
		GOV OF NETHERLANDS	130, 000. 00	118, 982. 28	

		GOV OF NETHERLANDS	160, 000. 00	161, 802. 08	
		GOV OF NETHERLANDS	160, 000. 00	141, 181. 19	
		GOV OF NETHERLANDS	170, 000. 00	146, 187. 45	
		GOV OF NETHERLANDS	130, 000. 00	113, 136. 54	
		GOV OF NETHERLANDS	170, 000. 00	170, 904. 82	
		GOV OF NETHERLANDS	140, 000. 00	140, 276. 50	
		GOV OF NETHERLANDS	140, 000. 00	139, 625. 92	
		GOV OF NETHERLANDS	200, 000. 00	228, 132. 73	
		GOV OF NETHERLANDS	150, 000. 00	106, 204. 87	
		GOV OF NETHERLANDS	170, 000. 00	124, 997. 85	
		GOV OF NETHERLANDS	200, 000. 00	228, 741. 00	
		GOV OF NETHERLANDS	170, 000. 00	184, 261. 47	
		GOV OF NETHERLANDS	230, 000. 00	233, 749. 69	
		GOV OF NETHERLANDS	180, 000. 00	90, 622. 62	
		GOV OF NETHERLANDS	140, 000. 00	121, 883. 44	
		GOV OF PORTUGAL	110, 000. 00	111, 308. 85	
		GOV OF PORTUGAL	90, 000. 00	94, 246. 70	
		GOV OF PORTUGAL	80, 000. 00	77, 069. 20	
		GOV OF PORTUGAL	180, 000. 00	180, 137. 25	
		GOV OF PORTUGAL	140, 000. 00	138, 500. 81	
		GOV OF PORTUGAL	80, 000. 00	86, 258. 17	
		GOV OF PORTUGAL	120, 000. 00	108, 154. 12	
		GOV OF PORTUGAL	100, 000. 00	86, 830. 75	
		GOV OF PORTUGAL	80, 000. 00	75, 297. 16	
		GOV OF PORTUGAL	100, 000. 00	96, 491. 65	
		GOV OF PORTUGAL	60, 000. 00	60, 509. 95	
		GOV OF PORTUGAL	80, 000. 00	65, 655. 60	
		GOV OF PORTUGAL	120, 000. 00	134, 232. 50	
		GOV OF PORTUGAL	50, 000. 00	52, 641. 45	
		GOV OF PORTUGAL	60, 000. 00	44, 195. 10	
		GOV OF PORTUGAL	70, 000. 00	78, 786. 47	
		GOV OF PORTUGAL	70, 000. 00	42, 024. 08	
		GOV OF PORTUGAL	40, 000. 00	41, 933. 96	
		GOV OF SPAIN	240, 000. 00	234, 139. 68	
		GOV OF SPAIN	260, 000. 00	259, 133. 03	
		GOV OF SPAIN	210, 000. 00	211, 578. 99	

		GOV OF SPAIN	280,000.00	296,021.82	
		GOV OF SPAIN	330,000.00	324,852.24	
		GOV OF SPAIN	260,000.00	248,163.24	
		GOV OF SPAIN	300,000.00	295,101.30	
		GOV OF SPAIN	240,000.00	241,172.55	
		GOV OF SPAIN	280,000.00	269,572.80	
		GOV OF SPAIN	260,000.00	253,892.34	
		GOV OF SPAIN	330,000.00	307,013.88	
		GOV OF SPAIN	320,000.00	310,289.20	
		GOV OF SPAIN	290,000.00	280,350.84	
		GOV OF SPAIN	230,000.00	252,912.41	
		GOV OF SPAIN	310,000.00	353,301.17	
		GOV OF SPAIN	270,000.00	259,001.55	
		GOV OF SPAIN	270,000.00	281,384.95	
		GOV OF SPAIN	280,000.00	259,587.18	
		GOV OF SPAIN	290,000.00	264,974.30	
		GOV OF SPAIN	320,000.00	287,589.27	
		GOV OF SPAIN	280,000.00	271,103.00	
		GOV OF SPAIN	370,000.00	343,060.20	
		GOV OF SPAIN	300,000.00	255,888.75	
		GOV OF SPAIN	80,000.00	81,984.12	
		GOV OF SPAIN	280,000.00	242,131.54	
		GOV OF SPAIN	280,000.00	242,517.80	
		GOV OF SPAIN	300,000.00	361,191.51	
		GOV OF SPAIN	230,000.00	226,130.13	
		GOV OF SPAIN	340,000.00	347,546.90	
		GOV OF SPAIN	280,000.00	269,181.50	
		GOV OF SPAIN	240,000.00	251,839.20	
		GOV OF SPAIN	270,000.00	276,345.67	
		GOV OF SPAIN	200,000.00	207,601.10	
		GOV OF SPAIN	340,000.00	303,535.41	
		GOV OF SPAIN	250,000.00	276,291.62	
		GOV OF SPAIN	160,000.00	121,220.16	
		GOV OF SPAIN	210,000.00	223,896.79	
		GOV OF SPAIN	250,000.00	296,693.75	
		GOV OF SPAIN	190,000.00	139,936.42	

		GOV OF SPAIN	250,000.00	291,870.00	
		GOV OF SPAIN	140,000.00	96,181.82	
		GOV OF SPAIN	210,000.00	209,347.67	
		GOV OF SPAIN	170,000.00	211,228.48	
		GOV OF SPAIN	190,000.00	173,709.35	
		GOV OF SPAIN	220,000.00	191,961.60	
		GOV OF SPAIN	260,000.00	150,839.13	
		GOV OF SPAIN	300,000.00	213,035.62	
		GOV OF SPAIN	90,000.00	95,941.90	
		GOV OF SPAIN	160,000.00	152,502.40	
		GOV OF SPAIN	90,000.00	46,784.70	
	ユーロ 小計		86,894,000.00	82,450,346.50 (13,497,121,722)	
	英ポンド	UK TREASURY	80,000.00	76,708.41	
		UK TREASURY	250,000.00	239,634.02	
		UK TREASURY	280,000.00	261,406.97	
		UK TREASURY	410,000.00	407,627.29	
		UK TREASURY	340,000.00	335,172.42	
		UK TREASURY	240,000.00	222,730.97	
		UK TREASURY	160,000.00	160,180.84	
		UK TREASURY	210,000.00	185,803.61	
		UK TREASURY	90,000.00	89,917.22	
		UK TREASURY	370,000.00	371,558.25	
		UK TREASURY	180,000.00	163,904.86	
		UK TREASURY	140,000.00	148,996.40	
		UK TREASURY	390,000.00	335,648.56	
		UK TREASURY	280,000.00	277,158.00	
		UK TREASURY	180,000.00	154,187.18	
		UK TREASURY	200,000.00	160,518.69	
		UK TREASURY	210,000.00	214,781.17	
		UK TREASURY	300,000.00	230,749.85	
		UK TREASURY	300,000.00	292,095.52	
		UK TREASURY	430,000.00	341,689.46	
		UK TREASURY	220,000.00	217,818.01	
		UK TREASURY	350,000.00	320,168.12	
		UK TREASURY	400,000.00	297,089.55	

	UK TREASURY	440, 000. 00	441, 446. 01	
	UK TREASURY	180, 000. 00	175, 353. 90	
	UK TREASURY	220, 000. 00	218, 754. 59	
	UK TREASURY	280, 000. 00	187, 096. 00	
	UK TREASURY	190, 000. 00	182, 865. 58	
	UK TREASURY	300, 000. 00	215, 288. 53	
	UK TREASURY	340, 000. 00	306, 206. 52	
	UK TREASURY	280, 000. 00	278, 104. 14	
	UK TREASURY	280, 000. 00	175, 506. 43	
	UK TREASURY	150, 000. 00	140, 376. 13	
	UK TREASURY	50, 000. 00	47, 221. 17	
	UK TREASURY	170, 000. 00	157, 372. 10	
	UK TREASURY	320, 000. 00	187, 059. 07	
	UK TREASURY	230, 000. 00	216, 606. 72	
	UK TREASURY	250, 000. 00	241, 150. 00	
	UK TREASURY	230, 000. 00	179, 496. 67	
	UK TREASURY	200, 000. 00	160, 760. 00	
	UK TREASURY	200, 000. 00	92, 777. 71	
	UK TREASURY	200, 000. 00	177, 779. 27	
	UK TREASURY	200, 000. 00	105, 060. 00	
	UK TREASURY	130, 000. 00	70, 629. 87	
	UK TREASURY	150, 000. 00	132, 000. 13	
	UK TREASURY	210, 000. 00	78, 248. 15	
	UK TREASURY	350, 000. 00	156, 614. 47	
	UK TREASURY	150, 000. 00	119, 940. 00	
	UK TREASURY	220, 000. 00	102, 318. 68	
	UK TREASURY	350, 000. 00	278, 116. 37	
	UK TREASURY	260, 000. 00	230, 648. 00	
	UK TREASURY	130, 000. 00	61, 941. 15	
	UK TREASURY	200, 000. 00	173, 993. 04	
	UK TREASURY	230, 000. 00	110, 745. 00	
	UK TREASURY	150, 000. 00	124, 388. 31	
	UK TREASURY	260, 000. 00	71, 747. 33	
	UK TREASURY	180, 000. 00	147, 943. 80	
	UK TREASURY	150, 000. 00	85, 419. 23	
	UK TREASURY	180, 000. 00	132, 505. 23	

		UK TREASURY	280,000.00	115,054.94	
		UK TREASURY	120,000.00	39,836.33	
	英ポンド 小計		14,420,000.00	11,623,915.94 (2,293,166,136)	
スウェーデンクローナ		GOV OF SWEDEN	810,000.00	794,844.90	
		GOV OF SWEDEN	740,000.00	709,075.40	
		GOV OF SWEDEN	1,110,000.00	1,041,851.55	
		GOV OF SWEDEN	550,000.00	484,511.50	
		GOV OF SWEDEN	530,000.00	532,504.03	
		GOV OF SWEDEN	580,000.00	557,710.60	
		GOV OF SWEDEN	520,000.00	518,307.64	
		GOV OF SWEDEN	380,000.00	428,470.90	
	スウェーデンクローナ 小計		5,220,000.00	5,067,276.52 (72,563,399)	
ノルウェークローネ		GOV OF NORWAY	570,000.00	553,770.67	
		GOV OF NORWAY	590,000.00	564,988.42	
		GOV OF NORWAY	490,000.00	463,698.02	
		GOV OF NORWAY	310,000.00	283,842.35	
		GOV OF NORWAY	490,000.00	432,002.86	
		GOV OF NORWAY	530,000.00	452,850.55	
		GOV OF NORWAY	490,000.00	439,292.35	
		GOV OF NORWAY	750,000.00	708,601.87	
		GOV OF NORWAY	320,000.00	316,513.60	
		GOV OF NORWAY	170,000.00	163,893.38	
	ノルウェークローネ 小計		4,710,000.00	4,379,454.07 (60,392,671)	
デンマーククローネ		GOV OF DENMARK	230,000.00	232,268.03	
		GOV OF DENMARK	580,000.00	560,116.44	
		GOV OF DENMARK	610,000.00	572,052.66	
		GOV OF DENMARK	790,000.00	694,527.40	
		GOV OF DENMARK	530,000.00	539,514.66	
		GOV OF DENMARK	1,250,000.00	1,603,903.12	
		GOV OF DENMARK	650,000.00	387,526.58	
	デンマーククローネ 小計		4,640,000.00	4,589,908.89 (100,702,601)	
ポーランドズロチ		GOV OF POLAND	160,000.00	150,296.00	

		GOV OF POLAND	580, 000. 00	557, 358. 82	
		GOV OF POLAND	320, 000. 00	293, 337. 36	
		GOV OF POLAND	260, 000. 00	251, 771. 60	
		GOV OF POLAND	520, 000. 00	486, 291. 00	
		GOV OF POLAND	560, 000. 00	516, 415. 33	
		GOV OF POLAND	510, 000. 00	543, 793. 87	
		GOV OF POLAND	500, 000. 00	503, 841. 60	
		GOV OF POLAND	300, 000. 00	290, 145. 30	
		GOV OF POLAND	660, 000. 00	583, 464. 19	
		GOV OF POLAND	530, 000. 00	417, 333. 13	
		GOV OF POLAND	460, 000. 00	351, 525. 67	
		GOV OF POLAND	680, 000. 00	686, 641. 96	
		GOV OF POLAND	220, 000. 00	205, 569. 32	
	ポーランドズロチ 小計		6, 260, 000. 00	5, 837, 785. 15 (224, 516, 546)	
	オーストラリアドル	GOV OF AUSTRALIA	220, 000. 00	220, 598. 40	
		GOV OF AUSTRALIA	380, 000. 00	357, 956. 20	
		GOV OF AUSTRALIA	220, 000. 00	223, 823. 60	
		GOV OF AUSTRALIA	230, 000. 00	222, 515. 80	
		GOV OF AUSTRALIA	250, 000. 00	236, 572. 50	
		GOV OF AUSTRALIA	140, 000. 00	133, 905. 80	
		GOV OF AUSTRALIA	210, 000. 00	203, 889. 00	
		GOV OF AUSTRALIA	240, 000. 00	226, 454. 40	
		GOV OF AUSTRALIA	230, 000. 00	212, 568. 30	
		GOV OF AUSTRALIA	310, 000. 00	258, 809. 70	
		GOV OF AUSTRALIA	270, 000. 00	229, 062. 60	
		GOV OF AUSTRALIA	370, 000. 00	299, 034. 00	
		GOV OF AUSTRALIA	250, 000. 00	202, 410. 00	
		GOV OF AUSTRALIA	400, 000. 00	331, 780. 00	
		GOV OF AUSTRALIA	260, 000. 00	263, 042. 00	
		GOV OF AUSTRALIA	200, 000. 00	179, 898. 00	
		GOV OF AUSTRALIA	350, 000. 00	332, 878. 00	
		GOV OF AUSTRALIA	50, 000. 00	49, 465. 50	
		GOV OF AUSTRALIA	250, 000. 00	231, 760. 00	
		GOV OF AUSTRALIA	220, 000. 00	189, 065. 80	
		GOV OF AUSTRALIA	180, 000. 00	176, 835. 60	

		GOV OF AUSTRALIA	160,000.00	148,596.80	
		GOV OF AUSTRALIA	120,000.00	102,976.80	
		GOV OF AUSTRALIA	200,000.00	155,738.00	
		GOV OF AUSTRALIA	160,000.00	120,102.40	
		GOV OF AUSTRALIA	220,000.00	118,067.40	
		GOV OF AUSTRALIA	90,000.00	88,426.80	
	オーストラリアドル 小計		6,180,000.00	5,516,233.40 (542,576,717)	
	ニュージーランドドル	GOV OF NEWZEALAND	70,000.00	66,978.15	
		GOV OF NEWZEALAND	80,000.00	81,389.75	
		GOV OF NEWZEALAND	150,000.00	133,248.71	
		GOV OF NEWZEALAND	90,000.00	86,773.14	
		GOV OF NEWZEALAND	110,000.00	112,362.38	
		GOV OF NEWZEALAND	190,000.00	161,421.48	
		GOV OF NEWZEALAND	100,000.00	85,351.29	
		GOV OF NEWZEALAND	150,000.00	140,514.49	
		GOV OF NEWZEALAND	120,000.00	117,879.80	
		GOV OF NEWZEALAND	50,000.00	49,694.83	
		GOV OF NEWZEALAND	80,000.00	77,134.16	
		GOV OF NEWZEALAND	80,000.00	65,219.10	
		GOV OF NEWZEALAND	60,000.00	38,541.92	
		GOV OF NEWZEALAND	70,000.00	46,173.87	
		GOV OF NEWZEALAND	50,000.00	48,954.66	
	ニュージーランドドル 小計		1,450,000.00	1,311,637.73 (116,434,081)	
	シンガポールドル	GOV OF SINGAPORE	130,000.00	128,674.00	
		GOV OF SINGAPORE	110,000.00	106,878.20	
		GOV OF SINGAPORE	70,000.00	70,987.00	
		GOV OF SINGAPORE	40,000.00	40,064.00	
		GOV OF SINGAPORE	60,000.00	59,580.00	
		GOV OF SINGAPORE	80,000.00	80,048.00	
		GOV OF SINGAPORE	20,000.00	20,136.00	
		GOV OF SINGAPORE	100,000.00	100,189.50	
		GOV OF SINGAPORE	100,000.00	100,130.00	
		GOV OF SINGAPORE	50,000.00	46,275.00	
		GOV OF SINGAPORE	40,000.00	39,220.00	

		GOV OF SINGAPORE	90, 000. 00	93, 195. 00	
		GOV OF SINGAPORE	30, 000. 00	31, 216. 95	
		GOV OF SINGAPORE	100, 000. 00	93, 550. 00	
		GOV OF SINGAPORE	120, 000. 00	112, 470. 00	
		GOV OF SINGAPORE	60, 000. 00	58, 980. 00	
		GOV OF SINGAPORE	100, 000. 00	98, 572. 50	
		GOV OF SINGAPORE	70, 000. 00	58, 100. 00	
		GOV OF SINGAPORE	50, 000. 00	41, 150. 00	
		GOV OF SINGAPORE	30, 000. 00	32, 711. 25	
		GOV OF SINGAPORE	80, 000. 00	83, 880. 00	
	シンガポールドル 小計		1, 530, 000. 00	1, 496, 007. 40 (173, 566, 778)	
	マレーシアリングット	GOV OF MALAYSIA	50, 000. 00	50, 674. 74	
		GOV OF MALAYSIA	290, 000. 00	292, 407. 25	
		GOV OF MALAYSIA	190, 000. 00	191, 857. 23	
		GOV OF MALAYSIA	410, 000. 00	410, 035. 01	
		GOV OF MALAYSIA	280, 000. 00	283, 027. 38	
		GOV OF MALAYSIA	240, 000. 00	239, 718. 03	
		GOV OF MALAYSIA	150, 000. 00	150, 734. 82	
		GOV OF MALAYSIA	180, 000. 00	186, 335. 06	
		GOV OF MALAYSIA	210, 000. 00	212, 065. 51	
		GOV OF MALAYSIA	290, 000. 00	301, 252. 26	
		GOV OF MALAYSIA	230, 000. 00	215, 182. 79	
		GOV OF MALAYSIA	250, 000. 00	256, 366. 39	
		GOV OF MALAYSIA	210, 000. 00	206, 981. 02	
		GOV OF MALAYSIA	190, 000. 00	190, 237. 36	
		GOV OF MALAYSIA	300, 000. 00	318, 195. 93	
		GOV OF MALAYSIA	300, 000. 00	299, 889. 24	
		GOV OF MALAYSIA	250, 000. 00	258, 931. 87	
		GOV OF MALAYSIA	260, 000. 00	280, 836. 01	
		GOV OF MALAYSIA	300, 000. 00	328, 826. 85	
		GOV OF MALAYSIA	280, 000. 00	272, 758. 88	
		GOV OF MALAYSIA	270, 000. 00	292, 010. 75	
		GOV OF MALAYSIA	140, 000. 00	155, 596. 12	
		GOV OF MALAYSIA	130, 000. 00	141, 620. 90	
		GOV OF MALAYSIA	190, 000. 00	212, 496. 03	

		GOV OF MALAYSIA	380,000.00	374,961.32	
		GOV OF MALAYSIA	240,000.00	250,850.56	
	マレーシアリングット 小計		6,210,000.00	6,373,849.31 (223,267,017)	
中国元		GOV OF CHINA	4,240,000.00	4,287,709.32	
		GOV OF CHINA	2,500,000.00	2,537,712.25	
		GOV OF CHINA	1,980,000.00	2,027,896.79	
		GOV OF CHINA	5,950,000.00	6,007,982.75	
		GOV OF CHINA	2,300,000.00	2,356,226.95	
		GOV OF CHINA	2,760,000.00	2,802,381.73	
		GOV OF CHINA	3,300,000.00	3,403,363.26	
		GOV OF CHINA	5,300,000.00	5,344,963.61	
		GOV OF CHINA	4,350,000.00	4,456,706.80	
		GOV OF CHINA	4,430,000.00	4,502,443.34	
		GOV OF CHINA	800,000.00	803,094.32	
		GOV OF CHINA	6,490,000.00	6,635,396.11	
		GOV OF CHINA	320,000.00	332,507.80	
		GOV OF CHINA	1,840,000.00	1,884,114.00	
		GOV OF CHINA	3,220,000.00	3,278,678.70	
		GOV OF CHINA	2,740,000.00	2,821,217.16	
		GOV OF CHINA	4,450,000.00	4,517,073.07	
		GOV OF CHINA	3,570,000.00	3,712,765.01	
		GOV OF CHINA	3,820,000.00	3,938,887.56	
		GOV OF CHINA	3,920,000.00	3,964,857.34	
		GOV OF CHINA	2,370,000.00	2,448,527.34	
		GOV OF CHINA	2,650,000.00	2,667,704.65	
		GOV OF CHINA	3,630,000.00	3,852,393.76	
		GOV OF CHINA	1,900,000.00	1,977,748.19	
		GOV OF CHINA	5,290,000.00	5,512,055.68	
		GOV OF CHINA	1,080,000.00	1,141,339.89	
		GOV OF CHINA	2,200,000.00	2,390,902.80	
		GOV OF CHINA	3,710,000.00	3,845,288.11	
		GOV OF CHINA	2,090,000.00	2,174,523.78	
		GOV OF CHINA	4,060,000.00	4,290,733.04	
		GOV OF CHINA	4,660,000.00	4,864,404.84	
		GOV OF CHINA	1,900,000.00	2,041,780.66	

		GOV OF CHINA	2, 820, 000. 00	2, 926, 908. 17	
		GOV OF CHINA	2, 650, 000. 00	2, 798, 840. 16	
		GOV OF CHINA	3, 470, 000. 00	3, 562, 777. 04	
		GOV OF CHINA	3, 530, 000. 00	3, 828, 686. 71	
		GOV OF CHINA	1, 700, 000. 00	1, 797, 266. 86	
		GOV OF CHINA	4, 300, 000. 00	4, 394, 632. 25	
		GOV OF CHINA	2, 470, 000. 00	2, 604, 788. 14	
		GOV OF CHINA	1, 700, 000. 00	1, 726, 110. 13	
		GOV OF CHINA	2, 770, 000. 00	2, 945, 648. 47	
		GOV OF CHINA	5, 150, 000. 00	5, 489, 216. 59	
		GOV OF CHINA	3, 180, 000. 00	3, 376, 004. 07	
		GOV OF CHINA	3, 100, 000. 00	3, 277, 828. 09	
		GOV OF CHINA	4, 670, 000. 00	4, 930, 571. 52	
		GOV OF CHINA	3, 350, 000. 00	3, 689, 128. 87	
		GOV OF CHINA	3, 080, 000. 00	3, 243, 652. 41	
		GOV OF CHINA	3, 700, 000. 00	3, 843, 347. 99	
		GOV OF CHINA	3, 520, 000. 00	3, 829, 349. 92	
		GOV OF CHINA	5, 100, 000. 00	5, 253, 114. 24	
		GOV OF CHINA	1, 350, 000. 00	1, 370, 234. 07	
		GOV OF CHINA	2, 040, 000. 00	2, 206, 395. 45	
		GOV OF CHINA	1, 920, 000. 00	2, 061, 177. 60	
		GOV OF CHINA	2, 170, 000. 00	2, 333, 697. 63	
		GOV OF CHINA	1, 930, 000. 00	2, 067, 904. 86	
		GOV OF CHINA	2, 900, 000. 00	3, 085, 089. 31	
		GOV OF CHINA	1, 450, 000. 00	1, 565, 260. 06	
		GOV OF CHINA	3, 770, 000. 00	4, 103, 254. 05	
		GOV OF CHINA	3, 020, 000. 00	3, 236, 294. 81	
		GOV OF CHINA	3, 560, 000. 00	3, 778, 231. 20	
		GOV OF CHINA	3, 720, 000. 00	4, 000, 421. 04	
		GOV OF CHINA	4, 770, 000. 00	5, 007, 430. 08	
		GOV OF CHINA	4, 550, 000. 00	4, 759, 052. 02	
		GOV OF CHINA	3, 680, 000. 00	3, 799, 318. 47	
		GOV OF CHINA	2, 230, 000. 00	3, 081, 837. 02	
		GOV OF CHINA	2, 380, 000. 00	3, 197, 157. 04	
		GOV OF CHINA	2, 440, 000. 00	3, 077, 988. 26	
		GOV OF CHINA	4, 040, 000. 00	5, 485, 348. 78	

		GOV OF CHINA	1,340,000.00	1,785,631.74	
		GOV OF CHINA	1,680,000.00	2,191,937.49	
		GOV OF CHINA	1,360,000.00	1,718,717.54	
		GOV OF CHINA	1,380,000.00	1,688,205.19	
		GOV OF CHINA	1,450,000.00	1,803,208.54	
		GOV OF CHINA	2,410,000.00	2,915,669.33	
	中国元 小計		225,620,000.00	240,660,713.82 (5,207,657,186)	
	イスラエルシュケル	GOV OF ISRAEL	310,000.00	298,251.00	
		GOV OF ISRAEL	220,000.00	229,669.00	
		GOV OF ISRAEL	230,000.00	222,283.50	
		GOV OF ISRAEL	110,000.00	109,499.50	
		GOV OF ISRAEL	310,000.00	290,253.00	
		GOV OF ISRAEL	460,000.00	465,037.00	
		GOV OF ISRAEL	420,000.00	358,470.00	
		GOV OF ISRAEL	330,000.00	269,379.00	
		GOV OF ISRAEL	120,000.00	118,854.00	
		GOV OF ISRAEL	360,000.00	259,560.00	
		GOV OF ISRAEL	370,000.00	424,982.00	
		GOV OF ISRAEL	250,000.00	222,437.50	
		GOV OF ISRAEL	170,000.00	117,291.50	
	イスラエルシュケル 小計		3,660,000.00	3,385,967.00 (146,435,962)	
合計			45,059,042,079 (45,059,042,079)		

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	国債証券 271 銘柄	100.0%	47.0%
カナダドル	国債証券 40 銘柄	100.0%	1.9%
メキシコペソ	国債証券 15 銘柄	100.0%	0.7%
ユーロ	国債証券 391 銘柄	100.0%	30.0%
英ポンド	国債証券 61 銘柄	100.0%	5.1%
スウェーデンクローナ	国債証券 8 銘柄	100.0%	0.2%
ノルウェークローネ	国債証券 10 銘柄	100.0%	0.1%

デンマーククローネ	国債証券	7 銘柄	100.0%	0.2%
ポーランドズロチ	国債証券	14 銘柄	100.0%	0.5%
オーストラリアドル	国債証券	27 銘柄	100.0%	1.2%
ニュージーランドドル	国債証券	15 銘柄	100.0%	0.3%
シンガポールドル	国債証券	21 銘柄	100.0%	0.4%
マレーシアリングット	国債証券	26 銘柄	100.0%	0.5%
中国元	国債証券	74 銘柄	100.0%	11.6%
イスラエルシェケル	国債証券	13 銘柄	100.0%	0.3%

(注) 時価比率は通貨ごとの有価証券の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表(その他の注記)の2 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。

RM新興国債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2024 年 12 月 20 日現在

資産の部	
流動資産	
預金	2,080,301
コール・ローン	32,894,485
投資信託受益証券	15,547,923,687
未収利息	99
流動資産合計	15,582,898,572
資産合計	15,582,898,572
負債の部	
流動負債	
未払解約金	7,260,000
流動負債合計	7,260,000
負債合計	7,260,000
純資産の部	
元本等	
元本	10,824,684,967
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	4,750,953,605
元本等合計	15,575,638,572
純資産合計	15,575,638,572
負債純資産合計	15,582,898,572

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 為替予約取引による為替差損益 原則として、約定日基準で計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第 60 条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第 61 条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

2024 年 12 月 20 日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2023 年 12 月 21 日
期首元本額	8,363,933,801 円
期中追加設定元本額	4,739,297,134 円
期中一部解約元本額	2,278,545,968 円
期末元本額	10,824,684,967 円
期末元本の内訳※	
りそなラップ型ファンド(安定型)	685,445,406 円
りそなラップ型ファンド(安定成長型)	1,250,986,798 円
りそなラップ型ファンド(成長型)	847,286,254 円
DCりそな グローバルバランス	23,681,540 円
つみたてバランスファンド	2,157,847,412 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2030	360,834,623 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2040	319,334,648 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2050	223,239,246 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2035	125,125,930 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2045	85,907,702 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2055	52,491,565 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2060	138,629,407 円
埼玉りそな・グローバルバランス・プラスESG	86,400,565 円
九州SDGs・グローバルバランス	27,336,105 円
ラップ型ファンド・プラスESG(安定型)	9,918,675 円
ラップ型ファンド・プラスESG(安定成長型)	114,317,044 円
ラップ型ファンド・プラスESG(成長型)	131,337,278 円
りそな つみたてラップ型ファンド(安定型)	69,941,961 円
りそな つみたてラップ型ファンド(安定成長型)	61,270,449 円
りそな つみたてラップ型ファンド(成長型)	41,387,906 円
ターゲットリターンバランスファンド(目標2%)	2,682,954 円

ターゲットリターンバランスファンド（目標３％）	1,641,520 円
ターゲットリターンバランスファンド（目標４％）	5,616,149 円
ターゲットリターンバランスファンド（目標５％）	2,246,837 円
ターゲットリターンバランスファンド（目標６％）	4,159,225 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド２０６５	3,169,336 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド２０３５（運用継続型）	27,051 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド２０４０（運用継続型）	21,362 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド２０４５（運用継続型）	24,584 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド２０５０（運用継続型）	27,385 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド２０５５（運用継続型）	29,907 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド２０６０（運用継続型）	32,288 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド２０６５（運用継続型）	44,007 円
FWりそな先進国＋新興国債券アクティブファンド	3,319,288 円
FWりそな新興国債券インデックスファンド	2,935,792,598 円
S m a r t i ８資産バランス 安定型	102,346,762 円
S m a r t i ８資産バランス 安定成長型	362,703,511 円
S m a r t i ８資産バランス 成長型	561,952,157 円
りそなV I グローバル・バランスファンド（安定型）（適格機関投資家専用）	1,343,854 円
りそなV I グローバル・バランスファンド（安定成長型）（適格機関投資家専用）	3,850,039 円
りそなV I グローバル・バランスファンド（成長型）（適格機関投資家専用）	20,933,639 円
2. 計算日における受益権の総数	10,824,684,967 口
3. 計算日における１単位当たりの純資産の額	
１口当たり純資産額	1.4389 円
(10,000 口当たり純資産額)	(14,389 円)

（注）※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

2024 年 12 月 20 日現在	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、投資信託受益証券の価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 デリバティブ取引等を行った場合は、信託約款に記載した目的で取引を行っております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。 また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。

II 金融商品の時価等に関する事項

2024 年 12 月 20 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	投資信託受益証券

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（関連当事者との取引に関する注記）

2024年12月20日現在

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	2024年12月20日現在
	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	△576,448,915
合計	△576,448,915

（注）損益に含まれた評価差額は、親投資信託受益証券の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

2 デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	米ドル	ISHARES JPM EM LCL GOV BND	2,307,989	98,435,730.85	
	米ドル 小計		2,307,989	98,435,730.85 (15,547,923,687)	
合計				15,547,923,687 (15,547,923,687)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3) 券面総額欄の数値は口数を表しております。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託 受益証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資信託受益証券 1 銘柄	100.0%	100.0%

(注) 時価比率は通貨ごとの有価証券の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

RM国内株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2024 年 12 月 20 日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,079,599,103
株式	159,103,756,010
未収配当金	19,135,302
未収利息	3,253
前払金	2,645,000
差入委託証拠金	32,603,419
流動資産合計	160,237,742,087
資産合計	160,237,742,087
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	8,752,650
未払金	207,430,070
未払解約金	343,865,000
流動負債合計	560,047,720
負債合計	560,047,720
純資産の部	
元本等	
元本	75,080,321,567
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	84,597,372,800
元本等合計	159,677,694,367
純資産合計	159,677,694,367
負債純資産合計	160,237,742,087

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の取引所の発表する清算値段で評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 派生商品取引等損益 原則として、約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

2024年12月20日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2023年12月21日
期首元本額	69,358,842,449円
期中追加設定元本額	55,260,431,125円
期中一部解約元本額	49,538,952,007円
期末元本額	75,080,321,567円
期末元本の内訳※	
りそなラップ型ファンド(安定型)	1,842,289,721円
りそなラップ型ファンド(安定成長型)	5,522,318,600円
りそなラップ型ファンド(成長型)	5,099,207,619円
DCりそな グローバルバランス	65,975,529円
つみたてバランスファンド	8,571,024,203円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2030	479,990,712円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2040	426,271,254円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2050	301,917,330円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2035	165,689,081円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2045	114,554,084円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2055	69,357,267円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2060	185,655,116円
りそな つみたてラップ型ファンド(安定型)	195,003,467円
りそな つみたてラップ型ファンド(安定成長型)	261,557,741円
りそな つみたてラップ型ファンド(成長型)	231,155,658円
りそな つみたてリスクコントロールファンド	101,345,452円
ターゲットリターンバランスファンド(目標2%)	6,101,994円
ターゲットリターンバランスファンド(目標3%)	5,196,850円
ターゲットリターンバランスファンド(目標4%)	19,039,374円
ターゲットリターンバランスファンド(目標5%)	8,993,404円
ターゲットリターンバランスファンド(目標6%)	22,791,879円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2065	4,197,055円
りそなTOPIXインデックス	66,907,203円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2035(運用継続型)	35,966円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2040(運用継続型)	29,753円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2045(運用継続型)	34,219円

りそなターゲット・イヤー・ファンド2050（運用継続型）	38,102 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2055（運用継続型）	41,645 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2060（運用継続型）	44,897 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2065（運用継続型）	58,251 円
FWりそな国内株式アクティブファンド	258,564,251 円
FWりそな国内株式インデックスファンド	36,234,090,680 円
S m a r t - i T O P I Xインデックス	7,241,335,519 円
S m a r t - i 8資産バランス 安定型	137,823,564 円
S m a r t - i 8資産バランス 安定成長型	489,394,770 円
S m a r t - i 8資産バランス 成長型	758,321,092 円
T O P I Xインデックスファンド（適格機関投資家専用）	363,339,493 円
りそなFT T O P I Xインデックス（適格機関投資家専用）	1,461,422,688 円
りそなDAAファンド（適格機関投資家専用）	135,480,088 円
りそなFT R Cバランスファンド（適格機関投資家専用）	1,528,568,214 円
りそなV Iグローバル・バランスファンド（安定型）（適格機関投資家専用）	4,773,823 円
りそなV Iグローバル・バランスファンド（安定成長型）（適格機関投資家専用）	18,944,530 円
りそなV Iグローバル・バランスファンド（成長型）（適格機関投資家専用）	62,752,335 円
りそなFT パッシブバランス I（適格機関投資家専用）	612,235,161 円
りそなマルチアセットファンド（適格機関投資家専用）	71,890,521 円
りそなDAAファンドII（適格機関投資家専用）	63,799,019 円
りそなFT パッシブバランスII（適格機関投資家専用）	154,310,594 円
りそなマルチアセットファンドII（適格機関投資家専用）	259,946,228 円
りそなDAAファンド202205（適格機関投資家専用）	102,949,542 円
りそなFT パッシブバランス202307（適格機関投資家専用）	803,399,335 円
りそなマルチアセットファンド202310（適格機関投資家専用）	287,364,188 円
りそなマルチアセットファンド202403（適格機関投資家専用）	262,792,506 円
2. 計算日における受益権の総数	75,080,321,567 口
3. 計算日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.1268 円
(10,000口当たり純資産額)	(21,268 円)

(注) ※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

2024年12月20日現在	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 デリバティブ取引等を行った場合は、信託約款に記載した目的で取引を行っております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。 また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。

II 金融商品の時価等に関する事項

2024 年 12 月 20 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ
	ん。
2. 時価の算定方法	
株式	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
デリバティブ取引	(その他の注記)の2 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	
	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額
	が異なることもあります。
	また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額
	自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

2024 年 12 月 20 日現在	
該当事項はありません。	

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	2024 年 12 月 20 日現在
	損益に含まれた評価差額 (円)
株式	5,379,455,163
合計	5,379,455,163

(注) 損益に含まれた評価差額は、親投資信託受益証券の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

2 デリバティブ取引に関する注記

(株式関連)

(2024 年 12 月 20 日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	630,212,650	—	621,460,000	△8,752,650
合計		630,212,650	—	621,460,000	△8,752,650

(注) 時価の算定方法

先物取引

国内先物取引について

先物取引の評価においては、原則として計算日の取引所の発表する清算値段で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位：円)

銘 柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
極洋	2,400	3,970.00	9,528,000	
ニッスイ	57,600	878.50	50,601,600	
マルハニチロ	8,600	2,909.50	25,021,700	
雪国まいたけ	4,900	1,011.00	4,953,900	
カネコ種苗	1,600	1,423.00	2,276,800	
サカタのタネ	6,400	3,380.00	21,632,000	
ホクト	5,100	1,802.00	9,190,200	
ホクリョウ	100	1,139.00	113,900	
住石ホールディングス	6,300	787.00	4,958,100	
日鉄鉱業	2,300	4,260.00	9,798,000	
I N P E X	174,200	1,941.50	338,209,300	
石油資源開発	31,600	1,082.00	34,191,200	
K&Oエナジーグループ	2,600	3,020.00	7,852,000	
ショーボンドホールディングス	7,600	5,245.00	39,862,000	
ミライト・ワン	18,800	2,297.50	43,193,000	
タマホーム	3,600	3,435.00	12,366,000	
サンヨーホームズ	100	722.00	72,200	
日本アクア	300	806.00	241,800	
ファーストコーポレーション	200	833.00	166,600	
ベステラ	200	1,020.00	204,000	
キャンディル	100	569.00	56,900	
ダイセキ環境ソリューション	200	1,279.00	255,800	
第一カッター興業	1,700	1,430.00	2,431,000	
安藤・間	33,400	1,178.00	39,345,200	
東急建設	18,000	703.00	12,654,000	
コムシスホールディングス	20,400	3,240.00	66,096,000	
ビーアールホールディングス	8,400	335.00	2,814,000	
高松コンストラクショングループ	4,300	2,716.00	11,678,800	
東建コーポレーション	1,400	11,980.00	16,772,000	

ソネック	100	839. 00	83, 900	
ヤマウラ	2, 900	1, 182. 00	3, 427, 800	
オリエンタル白石	21, 300	390. 00	8, 307, 000	
大成建設	36, 600	6, 563. 00	240, 205, 800	
大林組	133, 100	2, 049. 00	272, 721, 900	
清水建設	114, 300	1, 221. 00	139, 560, 300	
長谷工コーポレーション	37, 000	2, 026. 50	74, 980, 500	
松井建設	3, 800	893. 00	3, 393, 400	
銭高組	100	3, 665. 00	366, 500	
鹿島建設	89, 400	2, 808. 00	251, 035, 200	
不動テトラ	2, 500	2, 014. 00	5, 035, 000	
大末建設	200	1, 552. 00	310, 400	
鉄建建設	2, 600	2, 195. 00	5, 707, 000	
西松建設	6, 400	5, 159. 00	33, 017, 600	
三井住友建設	32, 500	416. 00	13, 520, 000	
大豊建設	1, 100	3, 325. 00	3, 657, 500	
佐田建設	300	973. 00	291, 900	
ナカノフドー建設	400	751. 00	300, 400	
奥村組	7, 100	3, 835. 00	27, 228, 500	
東鉄工業	4, 400	3, 190. 00	14, 036, 000	
イチケン	100	2, 556. 00	255, 600	
富士ピー・エス	200	398. 00	79, 600	
浅沼組	16, 100	619. 00	9, 965, 900	
戸田建設	49, 600	940. 10	46, 628, 960	
熊谷組	6, 700	3, 935. 00	26, 364, 500	
北野建設	100	4, 135. 00	413, 500	
植木組	100	1, 541. 00	154, 100	
矢作建設工業	5, 500	1, 532. 00	8, 426, 000	
ピーエス・コンストラクション	2, 900	1, 096. 00	3, 178, 400	
日本ハウスホールディングス	8, 600	321. 00	2, 760, 600	
新日本建設	5, 700	1, 489. 00	8, 487, 300	
東亜道路工業	7, 000	1, 280. 00	8, 960, 000	
日本道路	4, 100	1, 761. 00	7, 220, 100	
東亜建設工業	12, 200	1, 187. 00	14, 481, 400	
日本国土開発	11, 500	502. 00	5, 773, 000	
若築建設	1, 200	3, 715. 00	4, 458, 000	

東洋建設	11,600	1,296.00	15,033,600	
五洋建設	52,800	621.50	32,815,200	
世紀東急工業	5,800	1,470.00	8,526,000	
福田組	1,500	5,220.00	7,830,000	
住友林業	34,800	5,207.00	181,203,600	
日本基礎技術	300	576.00	172,800	
巴コーポレーション	500	920.00	460,000	
大和ハウス工業	121,600	4,753.00	577,964,800	
ライト工業	8,200	2,242.00	18,384,400	
積水ハウス	122,300	3,615.00	442,114,500	
日特建設	3,900	973.00	3,794,700	
北陸電気工事	2,800	1,110.00	3,108,000	
ユアテック	7,800	1,420.00	11,076,000	
日本リーテック	3,100	1,266.00	3,924,600	
四電工	5,100	1,576.00	8,037,600	
中電工	6,300	3,260.00	20,538,000	
関電工	22,100	2,367.00	52,310,700	
きんでん	28,000	3,081.00	86,268,000	
東京エネシス	4,300	1,044.00	4,489,200	
トーエネック	6,700	925.00	6,197,500	
住友電設	3,300	4,830.00	15,939,000	
日本電設工業	7,600	1,999.00	15,192,400	
エクシオグループ	42,700	1,717.50	73,337,250	
新日本空調	2,600	4,140.00	10,764,000	
九電工	8,700	5,067.00	44,082,900	
三機工業	8,400	3,190.00	26,796,000	
日揮ホールディングス	39,900	1,260.00	50,274,000	
中外炉工業	1,300	3,470.00	4,511,000	
ヤマト	400	1,300.00	520,000	
太平電業	2,600	4,990.00	12,974,000	
高砂熱学工業	9,700	6,436.00	62,429,200	
三晃金属工業	100	4,230.00	423,000	
朝日工業社	3,800	2,194.00	8,337,200	
明星工業	6,900	1,370.00	9,453,000	
大気社	5,200	4,830.00	25,116,000	
ダイダン	5,300	3,940.00	20,882,000	

日比谷総合設備	3,300	3,840.00	12,672,000	
飛島ホールディングス	4,100	1,573.00	6,449,300	
フィル・カンパニー	800	877.00	701,600	
テスホールディングス	8,700	253.00	2,201,100	
インフロニア・ホールディングス	42,200	1,155.50	48,762,100	
東洋エンジニアリング	5,900	692.00	4,082,800	
レイズネクスト	5,800	1,539.00	8,926,200	
ニッポン	13,300	2,128.00	28,302,400	
日清製粉グループ本社	42,100	1,820.00	76,622,000	
日東富士製粉	700	6,550.00	4,585,000	
昭和産業	3,400	2,790.00	9,486,000	
鳥越製粉	400	800.00	320,000	
中部飼料	5,600	1,279.00	7,162,400	
フィード・ワン	5,900	752.00	4,436,800	
東洋精糖	100	1,445.00	144,500	
日本甜菜製糖	2,100	2,349.00	4,932,900	
DM三井製糖ホールディングス	4,000	3,420.00	13,680,000	
塩水港精糖	600	310.00	186,000	
ウェルネオシュガー	2,400	2,126.00	5,102,400	
森永製菓	16,900	2,743.00	46,356,700	
中村屋	1,000	3,195.00	3,195,000	
江崎グリコ	11,600	4,740.00	54,984,000	
名糖産業	1,800	1,938.00	3,488,400	
井村屋グループ	2,200	2,445.00	5,379,000	
不二家	2,800	2,707.00	7,579,600	
山崎製パン	27,100	2,931.00	79,430,100	
第一屋製パン	100	540.00	54,000	
モロゾフ	1,300	4,780.00	6,214,000	
亀田製菓	2,600	4,050.00	10,530,000	
寿スピリッツ	23,900	2,130.00	50,907,000	
カルビー	18,500	3,163.00	58,515,500	
森永乳業	15,600	2,906.50	45,341,400	
六甲バター	3,000	1,361.00	4,083,000	
ヤクルト本社	57,800	3,028.00	175,018,400	
明治ホールディングス	54,100	3,163.00	171,118,300	
雪印メグミルク	10,900	2,712.00	29,560,800	

プリマハム	5,400	2,194.00	11,847,600	
日本ハム	17,400	4,940.00	85,956,000	
林兼産業	200	455.00	91,000	
丸大食品	4,100	1,663.00	6,818,300	
S F o o d s	4,500	2,708.00	12,186,000	
柿安本店	1,600	2,805.00	4,488,000	
伊藤ハム米久ホールディングス	6,200	3,895.00	24,149,000	
サッポロホールディングス	13,300	8,476.00	112,730,800	
アサヒグループホールディングス	303,900	1,663.00	505,385,700	
キリンホールディングス	168,600	2,058.50	347,063,100	
シマダヤ	1,200	1,350.00	1,620,000	
宝ホールディングス	27,300	1,350.00	36,855,000	
オエノンホールディングス	13,100	396.00	5,187,600	
養命酒製造	1,300	2,500.00	3,250,000	
コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス	28,500	2,443.00	69,625,500	
ライフドリンク カンパニー	8,800	2,312.00	20,345,600	
サントリー食品インターナショナル	28,500	5,055.00	144,067,500	
ダイドーグループホールディングス	4,600	3,345.00	15,387,000	
伊藤園	13,600	3,558.00	48,388,800	
キーコーヒー	4,500	2,015.00	9,067,500	
ユニカフェ	100	948.00	94,800	
日清オイリオグループ	5,700	5,100.00	29,070,000	
不二製油グループ本社	8,100	3,571.00	28,925,100	
かどや製油	100	3,590.00	359,000	
Jーオイルミルズ	4,600	2,128.00	9,788,800	
キッコーマン	134,100	1,736.50	232,864,650	
味の素	93,800	6,418.00	602,008,400	
ブルドックソース	2,100	1,800.00	3,780,000	
キューピー	21,700	3,376.00	73,259,200	
ハウス食品グループ本社	13,600	2,856.00	38,841,600	
カゴメ	17,300	2,936.00	50,792,800	
アリアケジャパン	4,000	5,530.00	22,120,000	
ピエトロ	100	1,739.00	173,900	
エバラ食品工業	1,100	2,893.00	3,182,300	
やまみ	100	3,775.00	377,500	

ニチレイ	16,500	4,137.00	68,260,500	
東洋水産	18,700	10,720.00	200,464,000	
イトアンドホールディングス	2,100	2,110.00	4,431,000	
大冷	100	1,899.00	189,900	
ヨシムラ・フード・ホールディングス	2,200	1,294.00	2,846,800	
日清食品ホールディングス	52,200	3,782.00	197,420,400	
一正蒲鉾	200	742.00	148,400	
フジッコ	4,200	1,681.00	7,060,200	
ロック・フィールド	4,900	1,507.00	7,384,300	
日本たばこ産業	245,900	4,143.00	1,018,763,700	
ケンコーマヨネーズ	2,500	2,002.00	5,005,000	
わらべや日洋ホールディングス	2,700	1,954.00	5,275,800	
なとり	2,500	2,171.00	5,427,500	
イフジ産業	100	1,629.00	162,900	
ファーマフーズ	5,400	926.00	5,000,400	
ユーグレナ	25,100	397.00	9,964,700	
紀文食品	3,500	1,061.00	3,713,500	
ピクルスホールディングス	2,400	1,010.00	2,424,000	
ミヨシ油脂	200	1,535.00	307,000	
理研ビタミン	3,500	2,407.00	8,424,500	
片倉工業	3,800	1,863.00	7,079,400	
グンゼ	2,900	5,400.00	15,660,000	
東洋紡	17,800	931.00	16,571,800	
ユニチカ	13,200	141.00	1,861,200	
富士紡ホールディングス	1,600	5,400.00	8,640,000	
倉敷紡績	2,900	5,420.00	15,718,000	
シキボウ	3,000	994.00	2,982,000	
日本毛織	10,600	1,280.00	13,568,000	
ダイトウボウ	800	102.00	81,600	
トーア紡コーポレーション	200	414.00	82,800	
ダイドーリミテッド	400	907.00	362,800	
帝国繊維	4,700	2,365.00	11,115,500	
帝人	39,600	1,283.50	50,826,600	
東レ	300,900	987.80	297,229,020	
SUMINOE	100	2,018.00	201,800	
日本フェルト	300	474.00	142,200	

イチカワ	100	1, 570. 00	157, 000	
アツギ	300	990. 00	297, 000	
ダイニツク	200	736. 00	147, 200	
セーレン	7, 900	2, 796. 00	22, 088, 400	
ソトー	100	655. 00	65, 500	
小松マテーレ	6, 000	777. 00	4, 662, 000	
ワコールホールディングス	8, 500	5, 328. 00	45, 288, 000	
ホギメディカル	5, 500	4, 785. 00	26, 317, 500	
クラウディアホールディングス	100	326. 00	32, 600	
T S I ホールディングス	13, 000	1, 062. 00	13, 806, 000	
マツオカコーポレーション	100	2, 019. 00	201, 900	
ワールド	6, 300	2, 512. 00	15, 825, 600	
三陽商会	2, 100	2, 822. 00	5, 926, 200	
ナイガイ	100	231. 00	23, 100	
オンワードホールディングス	26, 700	563. 00	15, 032, 100	
ルックホールディングス	1, 300	2, 422. 00	3, 148, 600	
キムラタン	3, 000	27. 00	81, 000	
ゴールドウイン	7, 300	8, 458. 00	61, 743, 400	
デサント	3, 500	4, 330. 00	15, 155, 000	
キング	200	730. 00	146, 000	
ヤマトインターナショナル	400	333. 00	133, 200	
特種東海製紙	2, 000	3, 480. 00	6, 960, 000	
王子ホールディングス	155, 900	590. 50	92, 058, 950	
日本製紙	21, 400	848. 00	18, 147, 200	
三菱製紙	600	467. 00	280, 200	
北越コーポレーション	23, 100	1, 505. 00	34, 765, 500	
中越パルプ工業	200	1, 470. 00	294, 000	
大王製紙	20, 800	829. 00	17, 243, 200	
阿波製紙	100	446. 00	44, 600	
レンゴー	37, 500	853. 30	31, 998, 750	
トーモク	2, 400	2, 159. 00	5, 181, 600	
ザ・パックス	3, 100	3, 490. 00	10, 819, 000	
北の達人コーポレーション	17, 300	140. 00	2, 422, 000	
クラレ	60, 000	2, 183. 50	131, 010, 000	
旭化成	278, 500	1, 058. 50	294, 792, 250	
共和レザー	300	673. 00	201, 900	

巴川コーポレーション	100	696.00	69,600	
レゾナック・ホールディングス	36,900	4,075.00	150,367,500	
住友化学	331,100	342.50	113,401,750	
住友精化	1,900	4,590.00	8,721,000	
日産化学	21,200	4,877.00	103,392,400	
ラサ工業	1,500	2,767.00	4,150,500	
クレハ	8,500	2,746.00	23,341,000	
多木化学	1,600	3,500.00	5,600,000	
テイカ	3,000	1,542.00	4,626,000	
石原産業	6,800	1,485.00	10,098,000	
片倉コープアグリ	100	951.00	95,100	
日本曹達	8,700	2,831.00	24,629,700	
東ソー	55,000	2,054.50	112,997,500	
トクヤマ	13,300	2,564.50	34,107,850	
セントラル硝子	5,200	3,205.00	16,666,000	
東亜合成	19,800	1,502.00	29,739,600	
大阪ソーダ	14,400	1,997.00	28,756,800	
関東電化工業	8,800	1,004.00	8,835,200	
デンカ	15,000	2,104.50	31,567,500	
信越化学工業	369,200	5,054.00	1,865,936,800	
日本カーバイド工業	2,200	1,686.00	3,709,200	
堺化学工業	2,900	2,523.00	7,316,700	
第一稀元素化学工業	4,500	663.00	2,983,500	
エア・ウォーター	38,800	1,865.00	72,362,000	
日本酸素ホールディングス	39,900	4,407.00	175,839,300	
日本化学工業	1,500	2,313.00	3,469,500	
東邦アセチレン	500	368.00	184,000	
日本パーカライジング	18,300	1,291.00	23,625,300	
高圧ガス工業	6,000	771.00	4,626,000	
チタン工業	100	799.00	79,900	
四国化成ホールディングス	4,700	2,007.00	9,432,900	
戸田工業	900	1,160.00	1,044,000	
ステラ ケミファ	2,200	4,000.00	8,800,000	
保土谷化学工業	1,300	3,650.00	4,745,000	
日本触媒	26,400	1,861.00	49,130,400	
大日精化工業	2,900	2,900.00	8,410,000	

カネカ	10,100	3,637.00	36,733,700	
三菱瓦斯化学	33,400	2,700.50	90,196,700	
三井化学	37,000	3,332.00	123,284,000	
東京応化工業	19,600	3,504.00	68,678,400	
大阪有機化学工業	3,400	2,840.00	9,656,000	
三菱ケミカルグループ	301,000	768.40	231,288,400	
KHネオケム	7,400	2,002.00	14,814,800	
ダイセル	46,800	1,361.50	63,718,200	
住友ベークライト	13,000	3,718.00	48,334,000	
積水化学工業	82,000	2,375.00	194,750,000	
日本ゼオン	31,700	1,439.50	45,632,150	
アイカ工業	10,400	3,231.00	33,602,400	
UBE	21,200	2,321.50	49,215,800	
積水樹脂	5,600	2,183.00	12,224,800	
旭有機材	2,700	4,455.00	12,028,500	
ニチバン	2,500	1,996.00	4,990,000	
リケンテクノス	7,700	1,058.00	8,146,600	
大倉工業	1,900	3,010.00	5,719,000	
積水化成成品工業	5,800	345.00	2,001,000	
群栄化学工業	1,000	2,605.00	2,605,000	
タイガースポリマー	200	703.00	140,600	
ミライアル	100	1,287.00	128,700	
ダイキアクシス	200	726.00	145,200	
ダイキョーニシカワ	9,100	610.00	5,551,000	
竹本容器	200	860.00	172,000	
森六ホールディングス	2,300	1,932.00	4,443,600	
恵和	2,700	993.00	2,681,100	
日本化薬	28,800	1,265.00	36,432,000	
カーリット	4,100	1,240.00	5,084,000	
日本精化	2,700	2,236.00	6,037,200	
扶桑化学工業	3,800	3,480.00	13,224,000	
トリケミカル研究所	4,500	2,761.00	12,424,500	
ADEKA	14,400	2,792.00	40,204,800	
日油	48,500	2,170.00	105,245,000	
新日本理化	700	190.00	133,000	
ハリマ化成グループ	3,200	860.00	2,752,000	

花王	100,200	6,484.00	649,696,800	
第一工業製薬	1,500	3,850.00	5,775,000	
石原ケミカル	1,800	2,386.00	4,294,800	
日華化学	200	1,144.00	228,800	
ニイタカ	100	2,002.00	200,200	
三洋化成工業	2,500	3,990.00	9,975,000	
有機合成薬品工業	400	260.00	104,000	
大日本塗料	4,600	1,102.00	5,069,200	
日本ペイントホールディングス	182,200	1,016.50	185,206,300	
関西ペイント	34,500	2,216.50	76,469,250	
神東塗料	400	129.00	51,600	
中国塗料	9,300	2,303.00	21,417,900	
日本特殊塗料	300	1,246.00	373,800	
藤倉化成	5,200	501.00	2,605,200	
太陽ホールディングス	7,200	3,970.00	28,584,000	
D I C	14,600	3,592.00	52,443,200	
サカタインクス	9,200	1,670.00	15,364,000	
a r t i e n c e	7,400	3,025.00	22,385,000	
富士フイルムホールディングス	248,500	3,267.00	811,849,500	
資生堂	86,100	2,710.50	233,374,050	
ライオン	52,500	1,764.00	92,610,000	
高砂香料工業	2,800	5,600.00	15,680,000	
マンダム	8,200	1,293.00	10,602,600	
ミルボン	6,600	3,505.00	23,133,000	
コーセー	8,400	6,892.00	57,892,800	
コタ	4,200	1,592.00	6,686,400	
シーボン	100	1,064.00	106,400	
ポーラ・オルビスホールディングス	21,100	1,463.50	30,879,850	
ノエビアホールディングス	3,700	4,865.00	18,000,500	
アジュバンホールディングス	100	807.00	80,700	
新日本製薬	2,400	1,953.00	4,687,200	
I - n e	1,400	1,907.00	2,669,800	
アクシージア	2,700	504.00	1,360,800	
エステー	3,300	1,532.00	5,055,600	
アグロ カネショウ	1,400	1,890.00	2,646,000	
コニシ	13,000	1,224.00	15,912,000	

長谷川香料	7,900	3,060.00	24,174,000	
小林製薬	10,800	5,962.00	64,389,600	
荒川化学工業	3,800	1,081.00	4,107,800	
メック	3,400	3,225.00	10,965,000	
日本高純度化学	1,000	3,165.00	3,165,000	
タカラバイオ	13,000	992.00	12,896,000	
J C U	4,600	3,790.00	17,434,000	
新田ゼラチン	300	725.00	217,500	
O A Tアグリオ	1,700	1,963.00	3,337,100	
デクセリアルズ	36,100	2,437.00	87,975,700	
アース製薬	3,800	5,570.00	21,166,000	
北興化学工業	3,700	1,291.00	4,776,700	
大成ラミック	1,200	2,423.00	2,907,600	
クミアイ化学工業	16,400	728.00	11,939,200	
日本農薬	6,300	665.00	4,189,500	
アキレス	2,200	1,430.00	3,146,000	
有沢製作所	6,200	1,426.00	8,841,200	
日東電工	130,400	2,564.50	334,410,800	
レック	5,300	1,231.00	6,524,300	
三光合成	5,200	591.00	3,073,200	
きもと	700	277.00	193,900	
Z A C R O S	3,300	4,220.00	13,926,000	
前澤化成工業	2,900	1,741.00	5,048,900	
未来工業	1,500	3,640.00	5,460,000	
ウェーブロックホールディングス	200	644.00	128,800	
J S P	3,400	2,132.00	7,248,800	
エフピコ	9,100	2,785.00	25,343,500	
天馬	3,400	2,987.00	10,155,800	
信越ポリマー	8,900	1,620.00	14,418,000	
東リ	1,200	467.00	560,400	
ニフコ	15,400	3,730.00	57,442,000	
バルカー	3,200	3,140.00	10,048,000	
ユニ・チャーム	85,900	3,965.00	340,593,500	
ショーエイコーポレーション	100	570.00	57,000	
協和キリン	48,500	2,375.50	115,211,750	
武田薬品工業	366,800	4,105.00	1,505,714,000	

アステラス製薬	361,600	1,542.50	557,768,000	
住友ファーマ	36,700	579.00	21,249,300	
塩野義製薬	136,700	2,194.50	299,988,150	
わかもと製薬	500	229.00	114,500	
日本新薬	10,800	4,183.00	45,176,400	
中外製薬	129,000	6,650.00	857,850,000	
科研製薬	7,100	4,237.00	30,082,700	
エーザイ	54,700	4,316.00	236,085,200	
ロート製薬	43,600	2,719.00	118,548,400	
小野薬品工業	84,300	1,606.00	135,385,800	
久光製薬	9,200	4,119.00	37,894,800	
持田製薬	5,200	3,485.00	18,122,000	
参天製薬	78,300	1,544.50	120,934,350	
扶桑薬品工業	1,600	2,567.00	4,107,200	
日本ケミファ	100	1,511.00	151,100	
ツムラ	14,200	4,847.00	68,827,400	
キッセイ薬品工業	6,800	3,445.00	23,426,000	
生化学工業	7,900	786.00	6,209,400	
栄研化学	6,500	2,150.00	13,975,000	
鳥居薬品	2,200	4,400.00	9,680,000	
J C R ファーマ	14,000	607.00	8,498,000	
東和薬品	5,500	2,915.00	16,032,500	
富士製薬工業	3,000	1,549.00	4,647,000	
ゼリア新薬工業	6,500	2,406.00	15,639,000	
ネクスラファーマ	19,300	1,034.00	19,956,200	
第一三共	389,000	4,382.00	1,704,598,000	
杏林製薬	8,900	1,447.00	12,878,300	
大幸薬品	9,300	317.00	2,948,100	
ダイト	3,100	2,018.00	6,255,800	
大塚ホールディングス	102,900	8,483.00	872,900,700	
ペプチドリーム	20,000	2,570.00	51,400,000	
セルソース	2,700	828.00	2,235,600	
あすか製薬ホールディングス	3,800	2,050.00	7,790,000	
サワイグループホールディングス	24,200	2,178.50	52,719,700	
日本コークス工業	41,800	93.00	3,887,400	
ニチレキグループ	4,400	2,555.00	11,242,000	

ユシロ化学工業	2, 100	2, 110. 00	4, 431, 000	
ビーピー・カストロール	200	891. 00	178, 200	
富士石油	10, 800	280. 00	3, 024, 000	
MORESCO	200	1, 277. 00	255, 400	
出光興産	192, 600	1, 008. 50	194, 237, 100	
ENEOSホールディングス	699, 200	807. 50	564, 604, 000	
コスモエネルギーホールディングス	13, 600	6, 689. 00	90, 970, 400	
横浜ゴム	20, 800	3, 276. 00	68, 140, 800	
TOYO TIRE	23, 700	2, 434. 00	57, 685, 800	
ブリヂストン	120, 700	5, 247. 00	633, 312, 900	
住友ゴム工業	40, 400	1, 756. 50	70, 962, 600	
藤倉コンポジット	4, 000	1, 521. 00	6, 084, 000	
オカモト	2, 200	5, 510. 00	12, 122, 000	
フコク	2, 400	1, 720. 00	4, 128, 000	
ニッタ	4, 000	3, 565. 00	14, 260, 000	
住友理工	8, 000	1, 657. 00	13, 256, 000	
三ツ星ベルト	5, 700	3, 970. 00	22, 629, 000	
バンドー化学	6, 100	1, 820. 00	11, 102, 000	
日東紡績	4, 600	6, 210. 00	28, 566, 000	
AGC	40, 100	4, 554. 00	182, 615, 400	
日本板硝子	21, 100	347. 00	7, 321, 700	
石塚硝子	100	2, 256. 00	225, 600	
日本山村硝子	200	1, 575. 00	315, 000	
日本電気硝子	15, 300	3, 363. 00	51, 453, 900	
オハラ	2, 000	1, 090. 00	2, 180, 000	
住友大阪セメント	7, 400	3, 282. 00	24, 286, 800	
太平洋セメント	25, 400	3, 541. 00	89, 941, 400	
日本ヒューム	3, 600	1, 327. 00	4, 777, 200	
日本コンクリート工業	8, 000	363. 00	2, 904, 000	
三谷セキサン	1, 700	5, 420. 00	9, 214, 000	
アジアパイルホールディングス	5, 900	790. 00	4, 661, 000	
東海カーボン	38, 000	879. 00	33, 402, 000	
日本カーボン	2, 400	4, 405. 00	10, 572, 000	
東洋炭素	2, 900	4, 215. 00	12, 223, 500	
ノリタケ	4, 600	3, 775. 00	17, 365, 000	
TOTO	29, 900	3, 801. 00	113, 649, 900	

日本碍子	47,900	1,954.50	93,620,550	
日本特殊陶業	33,700	4,944.00	166,612,800	
ダントーホールディングス	200	316.00	63,200	
MARUWA	1,700	44,640.00	75,888,000	
品川リフラクトリーズ	5,100	1,692.00	8,629,200	
黒崎播磨	2,800	2,419.00	6,773,200	
ヨータイ	2,100	1,590.00	3,339,000	
東京窯業	600	410.00	246,000	
ニッカトー	200	510.00	102,000	
フジミインコーポレーテッド	11,100	2,363.00	26,229,300	
クニミネ工業	200	1,014.00	202,800	
エーアンドエーマテリアル	100	1,246.00	124,600	
ニチアス	10,400	5,754.00	59,841,600	
ニチハ	5,200	2,912.00	15,142,400	
日本製鉄	214,700	2,982.00	640,235,400	
神戸製鋼所	85,300	1,471.50	125,518,950	
中山製鋼所	8,700	709.00	6,168,300	
合同製鐵	2,400	3,720.00	8,928,000	
J F E ホールディングス	127,800	1,670.00	213,426,000	
東京製鐵	11,800	1,452.00	17,133,600	
共英製鋼	4,100	1,761.00	7,220,100	
大和工業	8,000	7,295.00	58,360,000	
東京鐵鋼	1,900	6,440.00	12,236,000	
大阪製鐵	1,900	2,929.00	5,565,100	
淀川製鋼所	3,900	5,480.00	21,372,000	
中部鋼鈑	2,800	2,320.00	6,496,000	
丸一鋼管	12,900	3,385.00	43,666,500	
モリ工業	1,100	4,655.00	5,120,500	
大同特殊鋼	26,700	1,115.00	29,770,500	
日本高周波鋼業	200	344.00	68,800	
日本冶金工業	2,900	3,760.00	10,904,000	
山陽特殊製鋼	4,200	1,745.00	7,329,000	
愛知製鋼	2,400	4,955.00	11,892,000	
日本金属	100	637.00	63,700	
大平洋金属	3,900	1,416.00	5,522,400	
新日本電工	25,300	276.00	6,982,800	

栗本鐵工所	2,000	4,080.00	8,160,000	
虹技	100	1,190.00	119,000	
日本鑄鉄管	100	1,014.00	101,400	
三菱製鋼	3,100	1,435.00	4,448,500	
日亜鋼業	500	308.00	154,000	
日本精線	3,400	1,290.00	4,386,000	
エンビプロ・ホールディングス	4,200	394.00	1,654,800	
シンニッタン	600	199.00	119,400	
新家工業	100	5,020.00	502,000	
大紀アルミニウム工業所	6,000	1,021.00	6,126,000	
日本軽金属ホールディングス	12,400	1,488.00	18,451,200	
三井金属鉱業	10,600	4,524.00	47,954,400	
東邦亜鉛	3,300	542.00	1,788,600	
三菱マテリアル	30,300	2,286.50	69,280,950	
住友金属鉱山	53,600	3,455.00	185,188,000	
DOWAホールディングス	11,400	4,317.00	49,213,800	
古河機械金属	5,600	1,529.00	8,562,400	
エス・サイエンス	2,800	21.00	58,800	
大阪チタニウムテクノロジーズ	7,400	1,779.00	13,164,600	
東邦チタニウム	8,800	997.00	8,773,600	
UACJ	5,900	5,190.00	30,621,000	
CKサンエツ	1,000	3,795.00	3,795,000	
古河電気工業	14,100	6,872.00	96,895,200	
住友電気工業	146,400	2,800.50	409,993,200	
フジクラ	45,500	6,244.00	284,102,000	
SWCC	5,700	7,350.00	41,895,000	
カナレ電気	100	1,440.00	144,000	
平河ヒューテック	2,700	1,503.00	4,058,100	
リョービ	4,500	2,168.00	9,756,000	
アーレスティ	500	544.00	272,000	
AREホールディングス	17,200	1,672.00	28,758,400	
稲葉製作所	2,400	1,660.00	3,984,000	
宮地エンジニアリンググループ	5,100	1,900.00	9,690,000	
トーカロ	12,200	1,828.00	22,301,600	
アルファCO	200	1,070.00	214,000	
SUMCO	80,700	1,120.50	90,424,350	

川田テクノロジーズ	2,700	2,628.00	7,095,600	
R S T e c h n o l o g i e s	3,200	3,290.00	10,528,000	
ジェイテックコーポレーション	100	1,203.00	120,300	
信和	300	733.00	219,900	
東洋製罐グループホールディングス	27,000	2,439.50	65,866,500	
ホッカンホールディングス	2,300	1,611.00	3,705,300	
コロナ	2,400	966.00	2,318,400	
横河ブリッジホールディングス	7,300	2,778.00	20,279,400	
駒井ハルテック	100	1,573.00	157,300	
高田機工	100	1,007.00	100,700	
三和ホールディングス	41,900	4,507.00	188,843,300	
文化シャッター	11,100	1,860.00	20,646,000	
三協立山	5,300	650.00	3,445,000	
アルインコ	3,200	1,038.00	3,321,600	
東洋シャッター	100	774.00	77,400	
L I X I L	61,800	1,687.00	104,256,600	
日本ファイルコン	300	500.00	150,000	
ノーリツ	6,000	1,665.00	9,990,000	
長府製作所	4,700	1,885.00	8,859,500	
リンナイ	22,500	3,148.00	70,830,000	
ダイニチ工業	200	615.00	123,000	
日東精工	6,100	615.00	3,751,500	
三洋工業	100	2,816.00	281,600	
岡部	7,600	762.00	5,791,200	
ジーテクト	4,700	1,635.00	7,684,500	
東プレ	7,500	1,914.00	14,355,000	
高周波熱錬	6,300	958.00	6,035,400	
東京製綱	2,500	1,271.00	3,177,500	
サンコール	4,700	269.00	1,264,300	
モリテック スチール	400	157.00	62,800	
パイオラックス	5,700	2,549.00	14,529,300	
エイチワン	4,400	998.00	4,391,200	
日本発條	37,500	1,873.50	70,256,250	
中央発條	2,700	1,282.00	3,461,400	
アドバネクス	100	935.00	93,500	
立川ブラインド工業	1,900	1,330.00	2,527,000	

日本ドライケミカル	100	4,360.00	436,000	
日本製鋼所	12,600	6,215.00	78,309,000	
三浦工業	19,300	3,994.00	77,084,200	
タクマ	14,000	1,612.00	22,568,000	
ツガミ	8,900	1,420.00	12,638,000	
オークマ	7,300	3,210.00	23,433,000	
芝浦機械	5,300	3,475.00	18,417,500	
アマダ	57,700	1,477.00	85,222,900	
アイダエンジニアリング	9,300	797.00	7,412,100	
F U J I	18,000	2,278.00	41,004,000	
牧野フライス製作所	4,600	7,420.00	34,132,000	
オーエスジー	18,300	1,783.00	32,628,900	
ダイジェット工業	100	689.00	68,900	
旭ダイヤモンド工業	10,400	802.00	8,340,800	
DMG森精機	26,200	2,436.50	63,836,300	
ソディック	10,900	718.00	7,826,200	
ディスコ	20,000	41,540.00	830,800,000	
日東工器	1,600	2,557.00	4,091,200	
日進工具	3,500	730.00	2,555,000	
パンチ工業	500	398.00	199,000	
富士ダイス	3,100	782.00	2,424,200	
豊和工業	300	1,225.00	367,500	
石川製作所	100	1,331.00	133,100	
リケンN P R	5,200	2,469.00	12,838,800	
東洋機械金属	400	645.00	258,000	
津田駒工業	100	338.00	33,800	
エンシュウ	100	545.00	54,500	
島精機製作所	6,600	992.00	6,547,200	
オプトラン	6,800	1,905.00	12,954,000	
イワキポンプ	2,800	2,527.00	7,075,600	
フリーー	3,900	1,080.00	4,212,000	
ヤマシンフィルタ	8,800	646.00	5,684,800	
日阪製作所	5,000	1,059.00	5,295,000	
やまびこ	6,800	2,508.00	17,054,400	
野村マイクロ・サイエンス	6,900	1,582.00	10,915,800	
平田機工	2,000	5,240.00	10,480,000	

PEGASUS	4,600	430.00	1,978,000	
マルマエ	1,800	1,377.00	2,478,600	
タツモ	3,000	2,153.00	6,459,000	
ナブテスコ	26,000	2,731.00	71,006,000	
三井海洋開発	5,300	3,145.00	16,668,500	
レオン自動機	4,400	1,425.00	6,270,000	
SMC	12,400	61,290.00	759,996,000	
ホソカワミクロン	2,900	4,175.00	12,107,500	
ユニオンツール	1,800	4,865.00	8,757,000	
瑞光	2,700	1,155.00	3,118,500	
オイレス工業	5,600	2,426.00	13,585,600	
日精エー・エス・ビー機械	1,400	4,930.00	6,902,000	
サトーホールディングス	5,200	2,149.00	11,174,800	
技研製作所	3,900	1,730.00	6,747,000	
日本エアーテック	1,900	1,171.00	2,224,900	
カワタ	200	797.00	159,400	
日精樹脂工業	2,700	961.00	2,594,700	
オカダアイヨン	200	1,835.00	367,000	
ワイエイシイホールディングス	2,100	1,785.00	3,748,500	
小松製作所	204,600	4,162.00	851,545,200	
住友重機械工業	24,600	3,208.00	78,916,800	
日立建機	16,500	3,395.00	56,017,500	
日工	6,100	703.00	4,288,300	
巴工業	1,600	3,795.00	6,072,000	
井関農機	3,900	910.00	3,549,000	
TOWA	12,700	1,411.00	17,919,700	
丸山製作所	100	1,988.00	198,800	
北川鉄工所	1,600	1,147.00	1,835,200	
ローツェ	21,700	1,512.00	32,810,400	
タカキタ	200	368.00	73,600	
クボタ	217,000	1,821.00	395,157,000	
荏原実業	2,000	4,040.00	8,080,000	
三菱化工機	1,500	3,550.00	5,325,000	
月島ホールディングス	5,600	1,422.00	7,963,200	
帝国電機製作所	2,800	2,715.00	7,602,000	
東京機械製作所	100	350.00	35,000	

新東工業	9,200	903.00	8,307,600	
澁谷工業	3,900	3,755.00	14,644,500	
アイチ コーポレーション	6,900	1,411.00	9,735,900	
小森コーポレーション	10,200	1,184.00	12,076,800	
鶴見製作所	3,200	3,125.00	10,000,000	
日本ギア工業	200	522.00	104,400	
酒井重工業	1,600	2,315.00	3,704,000	
荏原製作所	85,200	2,536.00	216,067,200	
西島製作所	3,600	2,386.00	8,589,600	
北越工業	4,200	1,760.00	7,392,000	
ダイキン工業	54,100	17,660.00	955,406,000	
オルガノ	6,400	8,120.00	51,968,000	
トヨーカネツ	1,500	4,140.00	6,210,000	
栗田工業	23,200	5,433.00	126,045,600	
椿本チエイン	18,800	1,887.00	35,475,600	
大同工業	200	760.00	152,000	
木村化工機	3,200	893.00	2,857,600	
アネスト岩田	7,100	1,438.00	10,209,800	
ダイフク	70,100	3,360.00	235,536,000	
サムコ	1,000	2,924.00	2,924,000	
加藤製作所	300	1,391.00	417,300	
油研工業	100	2,580.00	258,000	
タダノ	23,900	1,128.50	26,971,150	
フジテック	13,300	6,144.00	81,715,200	
C K D	11,500	2,468.00	28,382,000	
平和	13,800	2,320.00	32,016,000	
理想科学工業	3,300	3,100.00	10,230,000	
SANKYO	48,000	2,062.00	98,976,000	
日本金銭機械	5,000	986.00	4,930,000	
マースグループホールディングス	2,800	3,185.00	8,918,000	
フクシマガリレイ	3,100	5,220.00	16,182,000	
オーイズミ	200	324.00	64,800	
ダイコク電機	1,800	2,842.00	5,115,600	
竹内製作所	7,500	4,835.00	36,262,500	
アマノ	11,800	4,284.00	50,551,200	
J U K I	6,400	357.00	2,284,800	

サンデン	800	140. 00	112, 000	
ジャノメ	3, 600	972. 00	3, 499, 200	
マックス	5, 100	3, 370. 00	17, 187, 000	
グローリー	10, 900	2, 598. 00	28, 318, 200	
新晃工業	12, 500	1, 239. 00	15, 487, 500	
大和冷機工業	6, 400	1, 464. 00	9, 369, 600	
セガサミーホールディングス	37, 100	2, 610. 00	96, 831, 000	
T P R	5, 300	2, 301. 00	12, 195, 300	
ツバキ・ナカシマ	10, 200	466. 00	4, 753, 200	
ホシザキ	26, 700	6, 251. 00	166, 901, 700	
大豊工業	3, 600	582. 00	2, 095, 200	
日本精工	76, 800	665. 00	51, 072, 000	
N T N	98, 200	249. 80	24, 530, 360	
ジェイテクト	36, 900	1, 128. 00	41, 623, 200	
不二越	3, 100	3, 070. 00	9, 517, 000	
日本トムソン	11, 300	494. 00	5, 582, 200	
THK	24, 000	3, 640. 00	87, 360, 000	
ユーシン精機	3, 800	652. 00	2, 477, 600	
前澤給装工業	3, 000	1, 282. 00	3, 846, 000	
イーグル工業	4, 600	1, 951. 00	8, 974, 600	
前澤工業	300	1, 199. 00	359, 700	
P I L L A R	3, 800	4, 105. 00	15, 599, 000	
キッツ	13, 900	1, 097. 00	15, 248, 300	
マキタ	51, 600	4, 723. 00	243, 706, 800	
三井E & S	22, 200	1, 724. 00	38, 272, 800	
カナデビア	34, 000	925. 00	31, 450, 000	
三菱重工業	725, 900	2, 236. 50	1, 623, 475, 350	
I H I	33, 300	8, 347. 00	277, 955, 100	
サノヤスホールディングス	700	152. 00	106, 400	
スター精密	7, 000	1, 856. 00	12, 992, 000	
日清紡ホールディングス	31, 200	865. 00	26, 988, 000	
イビデン	23, 800	4, 363. 00	103, 839, 400	
コニカミノルタ	92, 700	671. 50	62, 248, 050	
ブラザー工業	55, 500	2, 731. 50	151, 598, 250	
ミネベアミツミ	72, 200	2, 500. 00	180, 500, 000	
日立製作所	1, 068, 900	3, 865. 00	4, 131, 298, 500	

三菱電機	422,200	2,599.00	1,097,297,800	
富士電機	25,200	8,502.00	214,250,400	
東洋電機製造	200	1,115.00	223,000	
安川電機	45,100	3,886.00	175,258,600	
シンフォニアテクノロジー	4,100	6,710.00	27,511,000	
明電舎	7,000	4,345.00	30,415,000	
オリジン	100	1,136.00	113,600	
山洋電気	1,800	8,470.00	15,246,000	
デンヨー	3,200	2,828.00	9,049,600	
PHCホールディングス	7,800	931.00	7,261,800	
KOKUSAI ELECTRIC	29,100	2,113.50	61,502,850	
ソシオネクスト	41,400	2,643.50	109,440,900	
東芝テック	6,200	3,555.00	22,041,000	
芝浦メカトロニクス	3,000	7,710.00	23,130,000	
マブチモーター	18,200	2,260.00	41,132,000	
ニデック	183,300	2,750.00	504,075,000	
ユー・エム・シー・エレクトロニクス	2,600	281.00	730,600	
トレックス・セミコンダクター	2,000	1,136.00	2,272,000	
東光高岳	2,300	2,060.00	4,738,000	
ダブル・スコープ	12,700	249.00	3,162,300	
ダイヘン	3,900	7,530.00	29,367,000	
ヤーマン	8,100	717.00	5,807,700	
JVCケンウッド	32,800	1,720.00	56,416,000	
ミマキエン지니어リング	3,400	1,579.00	5,368,600	
IPEX	2,300	2,962.00	6,812,600	
大崎電気工業	8,900	808.00	7,191,200	
オムロン	38,000	5,128.00	194,864,000	
日東工業	5,600	2,805.00	15,708,000	
IDEC	6,100	2,351.00	14,341,100	
正興電機製作所	200	1,173.00	234,600	
不二電機工業	100	1,100.00	110,000	
ジーエス・ユアサコーポレーション	18,500	2,511.50	46,462,750	
サクサ	100	2,772.00	277,200	
メルコホールディングス	900	2,078.00	1,870,200	
テクノメディカ	800	1,791.00	1,432,800	
ダイヤモンドエレクトリックホールディングス	1,700	492.00	836,400	

日本電気	58,700	13,470.00	790,689,000	
富士通	382,000	2,809.50	1,073,229,000	
沖電気工業	20,100	1,063.00	21,366,300	
電気興業	1,700	1,606.00	2,730,200	
サンケン電気	4,200	5,887.00	24,725,400	
ナカヨ	100	1,128.00	112,800	
アイホン	2,500	2,662.00	6,655,000	
ルネサスエレクトロニクス	316,300	2,029.50	641,930,850	
セイコーエプソン	53,200	2,826.50	150,369,800	
ワコム	29,200	755.00	22,046,000	
アルバック	9,100	6,053.00	55,082,300	
アクセル	2,100	1,208.00	2,536,800	
E I Z O	5,400	2,161.00	11,669,400	
ジャパンディスプレイ	178,200	19.00	3,385,800	
日本信号	9,500	902.00	8,569,000	
京三製作所	9,700	505.00	4,898,500	
能美防災	5,600	3,280.00	18,368,000	
ホーチキ	2,700	2,527.00	6,822,900	
星和電機	200	528.00	105,600	
エレコム	9,900	1,487.00	14,721,300	
パナソニック ホールディングス	490,400	1,588.00	778,755,200	
シャープ	60,000	989.90	59,394,000	
アンリツ	29,200	1,310.50	38,266,600	
富士通ゼネラル	11,800	2,322.00	27,399,600	
ソニーグループ	1,439,300	3,284.00	4,726,661,200	
TDK	358,500	2,019.00	723,811,500	
帝国通信工業	1,800	2,557.00	4,602,600	
タムラ製作所	16,500	489.00	8,068,500	
アルプスアルパイン	33,700	1,578.50	53,195,450	
池上通信機	200	650.00	130,000	
日本電波工業	3,900	840.00	3,276,000	
鈴木	2,200	1,790.00	3,938,000	
メイコー	4,100	9,130.00	37,433,000	
日本トリム	900	3,710.00	3,339,000	
フォスター電機	4,200	1,488.00	6,249,600	
SMK	1,000	2,442.00	2,442,000	

ヨコオ	3,700	1,752.00	6,482,400	
ティアック	700	78.00	54,600	
ホシデン	10,400	2,238.00	23,275,200	
ヒロセ電機	6,000	18,500.00	111,000,000	
日本航空電子工業	10,800	2,771.00	29,926,800	
TOA	4,200	963.00	4,044,600	
マクセル	8,400	1,741.00	14,624,400	
古野電気	4,900	2,642.00	12,945,800	
スミダコーポレーション	5,600	876.00	4,905,600	
アイコム	1,600	2,624.00	4,198,400	
リオン	1,700	2,583.00	4,391,100	
横河電機	45,400	3,465.00	157,311,000	
新電元工業	1,600	2,348.00	3,756,800	
アズビル	113,100	1,244.00	140,696,400	
東亜ディーケーケー	200	730.00	146,000	
日本光電工業	36,800	2,148.00	79,046,400	
チノー	1,700	2,172.00	3,692,400	
共和電業	500	425.00	212,500	
日本電子材料	2,500	2,123.00	5,307,500	
堀場製作所	7,800	9,043.00	70,535,400	
アドバンテスト	129,500	8,609.00	1,114,865,500	
小野測器	200	605.00	121,000	
エスベック	3,700	2,623.00	9,705,100	
キーエンス	41,100	64,180.00	2,637,798,000	
日置電機	2,200	7,450.00	16,390,000	
シスメックス	106,400	2,915.50	310,209,200	
日本マイクロニクス	6,800	3,845.00	26,146,000	
メガチップス	3,200	6,220.00	19,904,000	
OBARA GROUP	2,600	4,050.00	10,530,000	
澤藤電機	100	900.00	90,000	
原田工業	200	514.00	102,800	
コーセル	4,400	1,091.00	4,800,400	
イリソ電子工業	4,200	2,640.00	11,088,000	
オプテックスグループ	7,500	1,714.00	12,855,000	
千代田インテグレ	1,400	3,495.00	4,893,000	
レーザーテック	18,800	14,800.00	278,240,000	

スタンレー電気	25,700	2,531.00	65,046,700	
ウシオ電機	18,200	2,064.00	37,564,800	
岡谷電機産業	300	221.00	66,300	
ヘリオス テクノ ホールディング	500	953.00	476,500	
エノモト	100	1,455.00	145,500	
日本セラミック	3,800	2,572.00	9,773,600	
遠藤照明	200	1,425.00	285,000	
古河電池	3,000	1,370.00	4,110,000	
山一電機	3,400	2,260.00	7,684,000	
図研	3,800	4,300.00	16,340,000	
日本電子	9,500	5,497.00	52,221,500	
カシオ計算機	32,900	1,287.00	42,342,300	
ファナック	198,900	4,017.00	798,981,300	
日本シイエムケイ	12,000	401.00	4,812,000	
エンプラス	1,200	4,820.00	5,784,000	
大真空	5,000	534.00	2,670,000	
ローム	74,500	1,409.00	104,970,500	
浜松ホトニクス	66,000	1,747.00	115,302,000	
三井ハイテック	18,200	844.00	15,360,800	
新光電気工業	14,200	5,540.00	78,668,000	
京セラ	255,400	1,521.00	388,463,400	
太陽誘電	18,000	2,197.50	39,555,000	
村田製作所	367,100	2,440.00	895,724,000	
双葉電子工業	7,800	499.00	3,892,200	
北陸電気工業	200	1,577.00	315,400	
ニチコン	10,800	1,036.00	11,188,800	
日本ケミコン	5,100	944.00	4,814,400	
K O A	6,800	956.00	6,500,800	
市光工業	7,400	380.00	2,812,000	
小糸製作所	42,600	2,014.50	85,817,700	
ミツバ	7,700	886.00	6,822,200	
S C R E E Nホールディングス	17,200	9,278.00	159,581,600	
キャノン電子	3,900	2,423.00	9,449,700	
キャノン	205,000	5,163.00	1,058,415,000	
リコー	108,300	1,778.00	192,557,400	
象印マホービン	12,300	1,816.00	22,336,800	

MUTOHホールディングス	100	2,425.00	242,500	
東京エレクトロン	87,000	23,300.00	2,027,100,000	
イノテック	2,900	1,336.00	3,874,400	
トヨタ紡織	17,300	1,990.50	34,435,650	
芦森工業	100	2,627.00	262,700	
ユニプレス	7,400	1,060.00	7,844,000	
豊田自動織機	35,100	11,515.00	404,176,500	
モリタホールディングス	6,500	2,101.00	13,656,500	
三櫻工業	5,700	707.00	4,029,900	
デンソー	436,000	2,050.00	893,800,000	
東海理化電機製作所	11,600	2,179.00	25,276,400	
川崎重工業	31,000	6,524.00	202,244,000	
名村造船所	11,700	1,671.00	19,550,700	
日本車輛製造	1,600	2,191.00	3,505,600	
三菱ロジスネクスト	6,600	1,937.00	12,784,200	
近畿車輛	100	1,400.00	140,000	
日産自動車	513,700	443.00	227,569,100	
いすゞ自動車	126,900	2,078.50	263,761,650	
トヨタ自動車	2,184,900	2,771.50	6,055,450,350	
日野自動車	61,800	486.00	30,034,800	
三菱自動車工業	160,300	466.60	74,795,980	
エフテック	300	500.00	150,000	
レシップホールディングス	300	470.00	141,000	
GMB	100	975.00	97,500	
ファルテック	100	424.00	42,400	
武蔵精密工業	10,100	4,125.00	41,662,500	
日産車体	6,200	1,006.00	6,237,200	
新明和工業	11,800	1,359.00	16,036,200	
極東開発工業	5,600	2,402.00	13,451,200	
トピー工業	3,300	1,896.00	6,256,800	
ティラド	900	3,540.00	3,186,000	
曙ブレーキ工業	25,100	113.00	2,836,300	
タチエス	7,600	1,655.00	12,578,000	
NOK	16,000	2,429.00	38,864,000	
フタバ産業	12,400	700.00	8,680,000	
カヤバ	7,000	2,811.00	19,677,000	

大同メタル工業	8,000	476.00	3,808,000	
プレス工業	16,100	526.00	8,468,600	
ミクニ	600	311.00	186,600	
太平洋工業	9,400	1,303.00	12,248,200	
河西工業	800	124.00	99,200	
アイシン	87,000	1,733.00	150,771,000	
マツダ	126,200	983.40	124,105,080	
今仙電機製作所	300	502.00	150,600	
本田技研工業	973,800	1,229.50	1,197,287,100	
スズキ	332,100	1,737.50	577,023,750	
S U B A R U	123,900	2,599.50	322,078,050	
安永	200	465.00	93,000	
ヤマハ発動機	173,500	1,398.00	242,553,000	
T B K	500	261.00	130,500	
エクセディ	6,700	4,585.00	30,719,500	
豊田合成	11,800	2,736.00	32,284,800	
愛三工業	7,800	1,603.00	12,503,400	
盟和産業	100	1,275.00	127,500	
日本プラスト	400	338.00	135,200	
ヨロズ	4,200	1,177.00	4,943,400	
エフ・シー・シー	7,200	3,155.00	22,716,000	
シマノ	17,900	21,145.00	378,495,500	
テイ・エス テック	16,700	1,731.00	28,907,700	
ジャムコ	2,500	1,471.00	3,677,500	
リガク・ホールディングス	20,800	921.00	19,156,800	
テルモ	274,900	3,027.00	832,122,300	
クリエートメディック	100	926.00	92,600	
日機装	10,600	942.00	9,985,200	
日本エム・ディ・エム	3,300	578.00	1,907,400	
島津製作所	59,200	4,447.00	263,262,400	
J M S	3,800	432.00	1,641,600	
クボテック	200	206.00	41,200	
長野計器	2,700	2,490.00	6,723,000	
ブイ・テクノロジー	2,000	2,315.00	4,630,000	
東京計器	2,900	3,135.00	9,091,500	
愛知時計電機	2,000	1,985.00	3,970,000	

インターアクション	2,500	973.00	2,432,500	
オーバル	400	352.00	140,800	
東京精密	8,400	7,085.00	59,514,000	
マニー	16,400	1,777.00	29,142,800	
ニコン	64,800	1,637.00	106,077,600	
トプコン	23,300	2,796.00	65,146,800	
オリンパス	235,300	2,375.50	558,955,150	
理研計器	5,800	3,755.00	21,779,000	
タムロン	5,700	4,420.00	25,194,000	
HOYA	80,300	19,530.00	1,568,259,000	
シード	400	522.00	208,800	
ノーリツ鋼機	3,900	5,000.00	19,500,000	
A&Dホロンホールディングス	5,100	1,966.00	10,026,600	
朝日インテック	50,100	2,527.00	126,602,700	
シチズン時計	37,800	905.00	34,209,000	
リズム	100	3,805.00	380,500	
大研医器	400	518.00	207,200	
メニコン	15,300	1,434.00	21,940,200	
松風	4,100	2,170.00	8,897,000	
セイコーグループ	6,400	4,715.00	30,176,000	
ニプロ	34,300	1,457.50	49,992,250	
三井松島ホールディングス	2,800	3,280.00	9,184,000	
KYORITSU	700	164.00	114,800	
中本パックス	200	1,791.00	358,200	
パラマウントベッドホールディングス	9,500	2,696.00	25,612,000	
トランザクション	2,700	2,115.00	5,710,500	
粧美堂	100	503.00	50,300	
ニホンフラッシュ	3,500	791.00	2,768,500	
前田工織	7,300	1,921.00	14,023,300	
永大産業	500	207.00	103,500	
アートネイチャー	4,200	801.00	3,364,200	
フルヤ金属	3,900	3,510.00	13,689,000	
バンダイナムコホールディングス	111,600	3,773.00	421,066,800	
アイフィスジャパン	100	563.00	56,300	
SHOEI	11,600	2,239.00	25,972,400	
フランスベッドホールディングス	5,900	1,280.00	7,552,000	

パイロットコーポレーション	6,400	4,772.00	30,540,800	
萩原工業	2,700	1,642.00	4,433,400	
フジシールインターナショナル	9,200	2,485.00	22,862,000	
タカラトミー	17,300	4,596.00	79,510,800	
広済堂ホールディングス	15,500	502.00	7,781,000	
エステールホールディングス	100	602.00	60,200	
タカノ	200	696.00	139,200	
プロネクス	4,300	1,302.00	5,598,600	
ホクシン	300	99.00	29,700	
ウッドワン	200	850.00	170,000	
TOPPANホールディングス	53,900	3,855.00	207,784,500	
大日本印刷	85,200	2,211.50	188,419,800	
共同印刷	1,200	3,920.00	4,704,000	
N I S S H A	7,000	1,564.00	10,948,000	
TAKARA & COMPANY	2,400	2,953.00	7,087,200	
アシックス	151,700	3,085.00	467,994,500	
ツツミ	1,000	2,096.00	2,096,000	
ローランド	3,000	3,870.00	11,610,000	
小松ウオール工業	3,000	1,500.00	4,500,000	
ヤマハ	75,100	1,099.00	82,534,900	
河合楽器製作所	1,200	2,962.00	3,554,400	
クリナップ	4,000	651.00	2,604,000	
ピジョン	26,200	1,464.00	38,356,800	
キングジム	3,600	861.00	3,099,600	
リンテック	8,300	2,988.00	24,800,400	
イトーキ	8,200	1,646.00	13,497,200	
任天堂	259,500	9,131.00	2,369,494,500	
三菱鉛筆	5,700	2,373.00	13,526,100	
タカラスタンダード	9,500	1,667.00	15,836,500	
コクヨ	20,500	2,786.50	57,123,250	
ナカバヤシ	4,400	505.00	2,222,000	
グローブライド	4,100	1,862.00	7,634,200	
オカムラ	12,400	2,031.00	25,184,400	
美津濃	4,100	9,210.00	37,761,000	
グリムス	1,800	2,551.00	4,591,800	
東京電力ホールディングス	345,800	444.50	153,708,100	

中部電力	151,500	1,535.00	232,552,500	
関西電力	200,500	1,663.50	333,531,750	
中国電力	71,400	852.20	60,847,080	
北陸電力	42,000	829.10	34,822,200	
東北電力	108,200	1,131.50	122,428,300	
四国電力	38,300	1,174.00	44,964,200	
九州電力	94,700	1,333.00	126,235,100	
北海道電力	43,000	790.20	33,978,600	
沖縄電力	10,500	917.00	9,628,500	
電源開発	30,900	2,459.00	75,983,100	
エフオン	3,000	371.00	1,113,000	
イーレックス	8,000	562.00	4,496,000	
レノバ	11,200	694.00	7,772,800	
東京瓦斯	77,700	4,191.00	325,640,700	
大阪瓦斯	80,700	3,217.00	259,611,900	
東邦瓦斯	16,200	3,980.00	64,476,000	
北海道瓦斯	12,300	527.00	6,482,100	
広島ガス	8,700	371.00	3,227,700	
西部ガスホールディングス	4,300	1,681.00	7,228,300	
静岡ガス	9,400	1,002.00	9,418,800	
メタウォーター	5,600	1,784.00	9,990,400	
SBSホールディングス	3,700	2,347.00	8,683,900	
東武鉄道	43,300	2,491.50	107,881,950	
相鉄ホールディングス	13,600	2,468.00	33,564,800	
東急	115,200	1,676.50	193,132,800	
京浜急行電鉄	50,900	1,290.50	65,686,450	
小田急電鉄	68,000	1,417.50	96,390,000	
京王電鉄	21,700	3,800.00	82,460,000	
京成電鉄	23,800	4,176.00	99,388,800	
富士急行	5,100	2,239.00	11,418,900	
東日本旅客鉄道	226,700	2,740.00	621,158,000	
西日本旅客鉄道	105,000	2,720.50	285,652,500	
東海旅客鉄道	158,300	2,864.00	453,371,200	
東京地下鉄	68,700	1,580.00	108,546,000	
西武ホールディングス	44,700	3,398.00	151,890,600	
鴻池運輸	7,000	3,005.00	21,035,000	

西日本鉄道	11,900	2,179.00	25,930,100	
ハマキョウレックス	14,000	1,312.00	18,368,000	
サカイ引越センター	5,200	2,426.00	12,615,200	
近鉄グループホールディングス	44,000	3,193.00	140,492,000	
阪急阪神ホールディングス	54,700	4,065.00	222,355,500	
南海電気鉄道	18,300	2,377.50	43,508,250	
京阪ホールディングス	22,600	3,281.00	74,150,600	
神戸電鉄	1,100	2,263.00	2,489,300	
名古屋鉄道	45,300	1,694.00	76,738,200	
山陽電気鉄道	3,100	1,999.00	6,196,900	
ヤマトホールディングス	49,900	1,723.50	86,002,650	
山九	9,900	5,425.00	53,707,500	
丸運	300	440.00	132,000	
丸全昭和運輸	2,500	5,880.00	14,700,000	
センコーグループホールディングス	24,100	1,515.00	36,511,500	
トナミホールディングス	900	5,750.00	5,175,000	
ニッコンホールディングス	23,300	2,002.00	46,646,600	
福山通運	4,400	3,675.00	16,170,000	
セイノーホールディングス	20,200	2,390.00	48,278,000	
神奈川中央交通	1,200	3,785.00	4,542,000	
AZ-COM丸和ホールディングス	12,700	1,094.00	13,893,800	
九州旅客鉄道	31,400	3,865.00	121,361,000	
SGホールディングス	68,900	1,462.50	100,766,250	
NIPPON EXPRESSホールディングス	14,700	7,242.00	106,457,400	
日本郵船	85,000	5,055.00	429,675,000	
商船三井	78,000	5,220.00	407,160,000	
川崎汽船	93,400	2,107.00	196,793,800	
NSユニテッド海運	2,600	3,840.00	9,984,000	
明海グループ	500	663.00	331,500	
飯野海運	15,100	1,120.00	16,912,000	
共栄タンカー	100	1,017.00	101,700	
乾汽船	5,200	1,633.00	8,491,600	
日本航空	94,100	2,498.00	235,061,800	
ANAホールディングス	111,700	2,856.50	319,071,050	
TRANSCOM	500	10,250.00	5,125,000	

日新	2,800	4,400.00	12,320,000	
三菱倉庫	42,800	1,159.50	49,626,600	
三井倉庫ホールディングス	4,200	7,330.00	30,786,000	
住友倉庫	12,200	2,768.00	33,769,600	
澁澤倉庫	1,900	3,025.00	5,747,500	
東陽倉庫	100	1,436.00	143,600	
日本トランスシティ	8,300	1,040.00	8,632,000	
ケイヒン	100	1,987.00	198,700	
中央倉庫	2,400	1,516.00	3,638,400	
川西倉庫	100	1,049.00	104,900	
安田倉庫	2,800	1,755.00	4,914,000	
ファイズホールディングス	100	911.00	91,100	
東洋埠頭	100	1,261.00	126,100	
上組	18,900	3,413.00	64,505,700	
サンリツ	100	783.00	78,300	
キムラユニティー	200	1,438.00	287,600	
キューソー流通システム	2,700	2,160.00	5,832,000	
東海運	300	335.00	100,500	
エーアイテイー	2,600	1,661.00	4,318,600	
内外トランスライン	1,600	2,711.00	4,337,600	
日本コンセプト	1,500	1,828.00	2,742,000	
N E C ネットスエスアイ	15,700	3,310.00	51,967,000	
クロスキャット	2,400	1,014.00	2,433,600	
システナ	58,900	370.00	21,793,000	
デジタルアーツ	2,600	6,010.00	15,626,000	
日鉄ソリューションズ	14,100	4,098.00	57,781,800	
キューブシステム	2,200	1,050.00	2,310,000	
コア	1,800	1,823.00	3,281,400	
手間いらず	700	3,255.00	2,278,500	
ラクーンホールディングス	3,100	740.00	2,294,000	
ソリトンシステムズ	2,100	1,155.00	2,425,500	
ソフトクリエイトホールディングス	3,000	2,294.00	6,882,000	
T I S	43,600	3,801.00	165,723,600	
テクミラホールディングス	200	321.00	64,200	
グリー	13,800	449.00	6,196,200	
GMOペパボ	500	1,550.00	775,000	

コーエーテクモホールディングス	31,000	1,820.50	56,435,500	
三菱総合研究所	2,000	4,655.00	9,310,000	
ボルテージ	100	221.00	22,100	
電算	100	1,435.00	143,500	
A G S	200	804.00	160,800	
ファインデックス	3,300	802.00	2,646,600	
ブレインパッド	3,400	1,171.00	3,981,400	
K L a b	10,300	171.00	1,761,300	
ポールトゥウィンホールディングス	5,900	433.00	2,554,700	
ネクソン	90,600	2,278.00	206,386,800	
アイスタイル	13,800	466.00	6,430,800	
エムアップホールディングス	5,000	1,581.00	7,905,000	
エイチーム	2,700	1,017.00	2,745,900	
セルシス	5,900	1,380.00	8,142,000	
エニグモ	4,600	291.00	1,338,600	
テクノスジャパン	400	764.00	305,600	
e n i s h	600	149.00	89,400	
コロプラ	14,000	461.00	6,454,000	
オルトプラス	400	78.00	31,200	
ブロードリーフ	16,600	675.00	11,205,000	
クロス・マーケティンググループ	200	785.00	157,000	
デジタルハーツホールディングス	2,900	816.00	2,366,400	
メディアドゥ	1,900	1,419.00	2,696,100	
じげん	10,300	485.00	4,995,500	
ブイキューブ	5,600	188.00	1,052,800	
エンカレッジ・テクノロジー	100	572.00	57,200	
サイバーリンクス	200	781.00	156,200	
ディー・エル・イー	400	121.00	48,400	
フィックスターズ	4,100	1,802.00	7,388,200	
CART A H O L D I N G S	2,300	1,412.00	3,247,600	
オブティム	4,200	698.00	2,931,600	
セレス	1,900	3,230.00	6,137,000	
S H I F T	2,700	17,075.00	46,102,500	
ティーガイア	3,400	2,659.00	9,040,600	
セック	700	4,260.00	2,982,000	
テクマトリックス	8,900	2,436.00	21,680,400	

プロシップ	1, 800	1, 532. 00	2, 757, 600	
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	10, 200	3, 239. 00	33, 037, 800	
GMOペイメントゲートウェイ	9, 400	7, 981. 00	75, 021, 400	
ザッパラス	100	357. 00	35, 700	
システムリサーチ	2, 800	1, 445. 00	4, 046, 000	
インターネットイニシアティブ	22, 500	3, 002. 00	67, 545, 000	
さくらインターネット	6, 400	4, 255. 00	27, 232, 000	
GMOグローバルサイン・ホールディングス	1, 300	2, 403. 00	3, 123, 900	
S R Aホールディングス	2, 300	4, 165. 00	9, 579, 500	
システムインテグレータ	200	301. 00	60, 200	
朝日ネット	4, 400	654. 00	2, 877, 600	
e B A S E	5, 800	636. 00	3, 688, 800	
アバントグループ	5, 200	1, 978. 00	10, 285, 600	
アドソル日進	1, 700	2, 038. 00	3, 464, 600	
ODKソリューションズ	100	560. 00	56, 000	
フリービット	1, 800	1, 474. 00	2, 653, 200	
コムチュア	5, 500	2, 300. 00	12, 650, 000	
アステリア	3, 200	519. 00	1, 660, 800	
アイル	2, 300	2, 711. 00	6, 235, 300	
マークライnz	2, 400	2, 144. 00	5, 145, 600	
メディカル・データ・ビジョン	4, 900	375. 00	1, 837, 500	
g u m i	6, 700	438. 00	2, 934, 600	
ショーケース	100	349. 00	34, 900	
モバイルファクトリー	100	937. 00	93, 700	
テラスカイ	1, 600	2, 094. 00	3, 350, 400	
デジタル・インフォメーション・テクノロジー	2, 100	2, 140. 00	4, 494, 000	
P C Iホールディングス	200	859. 00	171, 800	
アイビーシー	100	656. 00	65, 600	
ネオジャパン	1, 100	1, 689. 00	1, 857, 900	
P R T I M E S	800	1, 706. 00	1, 364, 800	
ラクス	19, 500	1, 885. 00	36, 757, 500	
ランドコンピュータ	200	652. 00	130, 400	
ダブルスタンダード	1, 500	1, 571. 00	2, 356, 500	
オープンドア	2, 900	616. 00	1, 786, 400	
マイネット	100	318. 00	31, 800	
アカツキ	2, 000	2, 792. 00	5, 584, 000	

U b i c o mホールディングス	1, 300	1, 255. 00	1, 631, 500	
カナミックネットワーク	5, 200	503. 00	2, 615, 600	
ノムラシステムコーポレーション	500	120. 00	60, 000	
チェンジホールディングス	10, 200	1, 249. 00	12, 739, 800	
シンクロ・フード	300	353. 00	105, 900	
オークネット	1, 900	2, 651. 00	5, 036, 900	
キャピタル・アセット・プランニング	100	750. 00	75, 000	
セグエグループ	400	629. 00	251, 600	
エイトレッド	100	1, 503. 00	150, 300	
マクロミル	7, 900	1, 207. 00	9, 535, 300	
ビーグリー	100	1, 647. 00	164, 700	
オロ	1, 700	2, 391. 00	4, 064, 700	
ユーザーローカル	1, 700	1, 850. 00	3, 145, 000	
デモナ	100	187. 00	18, 700	
ニーズウェル	500	391. 00	195, 500	
P K S H A T e c h n o l o g y	3, 300	3, 790. 00	12, 507, 000	
マネーフォワード	10, 100	5, 051. 00	51, 015, 100	
サインポスト	200	399. 00	79, 800	
S u n A s t e r i s k	3, 000	680. 00	2, 040, 000	
プラスアルファ・コンサルティング	5, 200	1, 879. 00	9, 770, 800	
電算システムホールディングス	1, 800	2, 372. 00	4, 269, 600	
A p p i e r G r o u p	12, 600	1, 522. 00	19, 177, 200	
ビジョナル	4, 900	8, 030. 00	39, 347, 000	
ソルクシーズ	400	326. 00	130, 400	
フェイス	100	1, 217. 00	121, 700	
ハイマックス	1, 300	1, 382. 00	1, 796, 600	
野村総合研究所	89, 300	4, 647. 00	414, 977, 100	
C Eホールディングス	200	543. 00	108, 600	
日本システム技術	3, 800	2, 060. 00	7, 828, 000	
インテージホールディングス	4, 700	1, 623. 00	7, 628, 100	
東邦システムサイエンス	1, 900	1, 410. 00	2, 679, 000	
ソースネクスト	20, 900	165. 00	3, 448, 500	
シンプレクス・ホールディングス	8, 100	2, 506. 00	20, 298, 600	
H E R O Z	1, 600	918. 00	1, 468, 800	
ラクスル	10, 000	1, 344. 00	13, 440, 000	
メルカリ	20, 100	1, 825. 00	36, 682, 500	

I P S	1, 200	2, 451. 00	2, 941, 200	
F I G	500	296. 00	148, 000	
システムサポート	1, 600	1, 771. 00	2, 833, 600	
イーソル	2, 800	594. 00	1, 663, 200	
東海ソフト	100	1, 364. 00	136, 400	
ウイングアーク 1 s t	4, 300	3, 620. 00	15, 566, 000	
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス	1, 400	822. 00	1, 150, 800	
サーバーワークス	700	2, 342. 00	1, 639, 400	
東名	100	2, 347. 00	234, 700	
トビラシステムズ	100	805. 00	80, 500	
S a n s a n	13, 600	2, 385. 00	32, 436, 000	
L i n k－Uグループ	100	396. 00	39, 600	
ギフトィ	3, 600	1, 322. 00	4, 759, 200	
メドレー	4, 500	3, 885. 00	17, 482, 500	
ベース	2, 000	2, 900. 00	5, 800, 000	
J M D C	5, 000	3, 858. 00	19, 290, 000	
フォーカスシステムズ	2, 800	1, 111. 00	3, 110, 800	
クレスコ	6, 800	1, 187. 00	8, 071, 600	
フジ・メディア・ホールディングス	39, 600	1, 848. 00	73, 180, 800	
オービック	76, 500	4, 700. 00	359, 550, 000	
ジャストシステム	5, 900	3, 550. 00	20, 945, 000	
T D C ソフト	6, 900	1, 491. 00	10, 287, 900	
L I N E ヤフー	659, 400	426. 20	281, 036, 280	
トレンドマイクロ	21, 700	8, 383. 00	181, 911, 100	
I D ホールディングス	2, 800	1, 546. 00	4, 328, 800	
日本オラクル	7, 900	14, 565. 00	115, 063, 500	
アルファシステムズ	1, 300	3, 350. 00	4, 355, 000	
フューチャー	10, 300	1, 881. 00	19, 374, 300	
C A C H o l d i n g s	2, 500	1, 664. 00	4, 160, 000	
トーセ	100	611. 00	61, 100	
オービックビジネスコンサルタント	7, 000	7, 027. 00	49, 189, 000	
アイティフォー	4, 800	1, 440. 00	6, 912, 000	
東計電算	1, 100	4, 215. 00	4, 636, 500	
エクスネット	100	1, 492. 00	149, 200	
大塚商会	46, 700	3, 602. 00	168, 213, 400	

サイボウズ	5,700	2,644.00	15,070,800	
電通総研	4,000	5,770.00	23,080,000	
A C C E S S	4,300	852.00	3,663,600	
デジタルガレージ	6,600	3,820.00	25,212,000	
EMシステムズ	6,900	796.00	5,492,400	
ウェザーニューズ	2,500	3,215.00	8,037,500	
C I J	10,300	457.00	4,707,100	
ビジネスエンジニアリング	1,000	3,610.00	3,610,000	
日本エンタープライズ	500	125.00	62,500	
WOWOW	3,100	998.00	3,093,800	
スカラ	3,800	381.00	1,447,800	
インテリジェント ウェイブ	200	1,105.00	221,000	
ANYCOLOR	5,600	2,856.00	15,993,600	
I M A G I C A G R O U P	4,100	550.00	2,255,000	
ネットワンシステムズ	16,900	4,480.00	75,712,000	
システムソフト	14,200	53.00	752,600	
アルゴグラフィックス	3,800	4,990.00	18,962,000	
マーベラス	7,600	567.00	4,309,200	
エイベックス	7,700	1,503.00	11,573,100	
B I P R O G Y	13,900	4,652.00	64,662,800	
都築電気	2,500	2,840.00	7,100,000	
T B S ホールディングス	20,700	4,110.00	85,077,000	
日本テレビホールディングス	36,500	2,811.50	102,619,750	
朝日放送グループホールディングス	3,900	626.00	2,441,400	
テレビ朝日ホールディングス	10,000	2,349.00	23,490,000	
スカパー J S A T ホールディングス	32,000	902.00	28,864,000	
テレビ東京ホールディングス	2,500	3,160.00	7,900,000	
日本BS放送	200	890.00	178,000	
ビジョン	6,200	1,294.00	8,022,800	
スマートバリュー	100	319.00	31,900	
U-NEXT HOLDINGS	13,900	1,702.00	23,657,800	
ワイヤレスゲート	200	217.00	43,400	
日本通信	33,100	123.00	4,071,300	
クロップス	100	1,011.00	101,100	
日本電信電話	12,261,300	155.60	1,907,858,280	
K D D I	303,200	4,970.00	1,506,904,000	

ソフトバンク	6, 596, 100	196. 60	1, 296, 793, 260	
光通信	4, 800	34, 450. 00	165, 360, 000	
エムティーアイ	2, 800	1, 217. 00	3, 407, 600	
GMOインターネットグループ	13, 400	2, 687. 00	36, 005, 800	
ファイバーゲート	2, 200	902. 00	1, 984, 400	
アイドママーケティングコミュニケーション	100	229. 00	22, 900	
KADOKAWA	21, 800	3, 689. 00	80, 420, 200	
学研ホールディングス	7, 500	1, 028. 00	7, 710, 000	
ゼンリン	7, 000	821. 00	5, 747, 000	
昭文社ホールディングス	200	391. 00	78, 200	
インプレスホールディングス	500	150. 00	75, 000	
アイネット	2, 500	1, 565. 00	3, 912, 500	
松竹	2, 400	11, 150. 00	26, 760, 000	
東宝	25, 800	6, 616. 00	170, 692, 800	
東映	6, 800	6, 320. 00	42, 976, 000	
N T Tデータグループ	107, 800	2, 966. 50	319, 788, 700	
ピー・シー・エー	2, 700	2, 105. 00	5, 683, 500	
ビジネスブレイン太田昭和	1, 800	2, 090. 00	3, 762, 000	
D T S	7, 500	4, 215. 00	31, 612, 500	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	20, 700	6, 247. 00	129, 312, 900	
シーイーシー	5, 200	1, 927. 00	10, 020, 400	
カプコン	81, 900	3, 401. 00	278, 541, 900	
アイ・エス・ビー	1, 900	1, 367. 00	2, 597, 300	
S C S K	33, 700	3, 266. 00	110, 064, 200	
N S W	1, 800	3, 055. 00	5, 499, 000	
アイネス	3, 200	1, 801. 00	5, 763, 200	
T K C	7, 400	3, 850. 00	28, 490, 000	
富士ソフト	11, 100	9, 757. 00	108, 302, 700	
N S D	15, 900	3, 400. 00	54, 060, 000	
コナミグループ	15, 400	14, 905. 00	229, 537, 000	
福井コンピュータホールディングス	2, 900	3, 095. 00	8, 975, 500	
J B C Cホールディングス	2, 700	4, 555. 00	12, 298, 500	
ミロク情報サービス	3, 700	1, 963. 00	7, 263, 100	
ソフトバンクグループ	203, 300	8, 760. 00	1, 780, 908, 000	
リョーサン菱洋ホールディングス	7, 400	2, 243. 00	16, 598, 200	
高千穂交易	1, 700	3, 815. 00	6, 485, 500	

オルバヘルスケアホールディングス	100	2,012.00	201,200	
伊藤忠食品	1,000	6,980.00	6,980,000	
エレマテック	3,800	2,390.00	9,082,000	
あらた	6,700	3,085.00	20,669,500	
トーメンデバイス	600	6,460.00	3,876,000	
東京エレクトロン デバイス	4,300	2,805.00	12,061,500	
円谷フィールドホールディングス	7,000	1,730.00	12,110,000	
双日	48,400	3,039.00	147,087,600	
アルフレッサ ホールディングス	40,500	2,154.50	87,257,250	
横浜冷凍	10,900	829.00	9,036,100	
神栄	100	1,623.00	162,300	
ラサ商事	2,400	1,392.00	3,340,800	
アルコニックス	6,200	1,457.00	9,033,400	
神戸物産	33,600	3,475.00	116,760,000	
ハイパー	100	306.00	30,600	
あい ホールディングス	7,000	2,092.00	14,644,000	
ディービーエックス	100	913.00	91,300	
ダイワボウホールディングス	19,300	3,071.00	59,270,300	
マクニカホールディングス	33,700	1,724.50	58,115,650	
ラクト・ジャパン	1,800	2,719.00	4,894,200	
バイタルケーエスケー・ホールディングス	6,000	1,144.00	6,864,000	
八洲電機	3,500	1,670.00	5,845,000	
メディアスホールディングス	2,500	841.00	2,102,500	
レスター	3,700	2,495.00	9,231,500	
ジオリーブグループ	100	1,064.00	106,400	
大光	300	583.00	174,900	
OCHIホールディングス	100	1,312.00	131,200	
TOKAIホールディングス	23,600	951.00	22,443,600	
黒谷	100	549.00	54,900	
Cominix	100	898.00	89,800	
三洋貿易	4,500	1,538.00	6,921,000	
ビューティガレージ	1,400	1,310.00	1,834,000	
ウイン・パートナーズ	3,200	1,275.00	4,080,000	
ミタチ産業	100	1,194.00	119,400	
シップヘルスケアホールディングス	17,200	2,191.50	37,693,800	
明治電機工業	1,600	1,370.00	2,192,000	

デリカフーズホールディングス	200	510. 00	102, 000	
スターティアホールディングス	100	2, 206. 00	220, 600	
コメダホールディングス	11, 400	2, 836. 00	32, 330, 400	
ピーバンドットコム	100	375. 00	37, 500	
アセンテック	1, 700	946. 00	1, 608, 200	
富士興産	100	1, 406. 00	140, 600	
協栄産業	100	2, 245. 00	224, 500	
フルサト・マルカホールディングス	3, 500	2, 441. 00	8, 543, 500	
ヤマエグループホールディングス	4, 700	1, 889. 00	8, 878, 300	
小野建	4, 800	1, 442. 00	6, 921, 600	
南陽	200	1, 093. 00	218, 600	
佐鳥電機	3, 000	1, 704. 00	5, 112, 000	
エコートレーディング	100	903. 00	90, 300	
伯東	2, 500	4, 135. 00	10, 337, 500	
コンドーテック	3, 300	1, 360. 00	4, 488, 000	
中山福	300	360. 00	108, 000	
ナガイレーベン	5, 500	2, 165. 00	11, 907, 500	
三菱食品	4, 000	4, 930. 00	19, 720, 000	
松田産業	3, 300	3, 090. 00	10, 197, 000	
第一興商	16, 800	1, 846. 50	31, 021, 200	
メディパルホールディングス	47, 200	2, 381. 50	112, 406, 800	
S P K	1, 800	2, 040. 00	3, 672, 000	
萩原電気ホールディングス	1, 900	3, 145. 00	5, 975, 500	
アズワン	13, 500	2, 688. 50	36, 294, 750	
スズデン	1, 900	1, 824. 00	3, 465, 600	
尾家産業	100	2, 005. 00	200, 500	
シモジマ	2, 900	1, 292. 00	3, 746, 800	
ドウシシャ	4, 000	2, 139. 00	8, 556, 000	
小津産業	100	1, 655. 00	165, 500	
高速	2, 600	2, 388. 00	6, 208, 800	
たけびし	1, 800	2, 001. 00	3, 601, 800	
リックス	1, 000	2, 765. 00	2, 765, 000	
丸文	3, 900	1, 019. 00	3, 974, 100	
ハピネット	3, 300	4, 880. 00	16, 104, 000	
橋本総業ホールディングス	1, 700	1, 280. 00	2, 176, 000	
日本ライフライン	11, 600	1, 333. 00	15, 462, 800	

タカショー	3,500	447.00	1,564,500	
I DOM	14,800	1,097.00	16,235,600	
進和	2,700	2,877.00	7,767,900	
エスケイジャパン	100	703.00	70,300	
ダイترون	1,900	2,722.00	5,171,800	
シークス	6,200	1,136.00	7,043,200	
田中商事	100	661.00	66,100	
オーハシテクニカ	2,100	1,965.00	4,126,500	
白銅	1,200	2,341.00	2,809,200	
伊藤忠商事	292,300	7,483.00	2,187,280,900	
丸紅	357,400	2,236.00	799,146,400	
高島	300	1,245.00	373,500	
長瀬産業	19,400	3,151.00	61,129,400	
蝶理	2,300	3,830.00	8,809,000	
豊田通商	130,600	2,645.00	345,437,000	
三共生興	5,700	606.00	3,454,200	
兼松	18,200	2,567.00	46,719,400	
ツカモトコーポレーション	100	1,068.00	106,800	
三井物産	638,900	3,147.00	2,010,618,300	
日本紙パルプ商事	20,800	663.00	13,790,400	
カメイ	4,600	1,803.00	8,293,800	
OUGホールディングス	100	2,618.00	261,800	
スターゼン	3,000	2,912.00	8,736,000	
山善	14,600	1,387.00	20,250,200	
椿本興業	2,400	2,042.00	4,900,800	
住友商事	260,600	3,277.00	853,986,200	
内田洋行	1,800	6,580.00	11,844,000	
三菱商事	803,700	2,496.50	2,006,437,050	
第一実業	4,100	2,769.00	11,352,900	
キヤノンマーケティングジャパン	8,500	5,102.00	43,367,000	
西華産業	2,100	4,845.00	10,174,500	
佐藤商事	3,000	1,412.00	4,236,000	
東京産業	4,400	715.00	3,146,000	
ユアサ商事	3,700	4,255.00	15,743,500	
神鋼商事	1,000	6,010.00	6,010,000	
トルク	300	234.00	70,200	

阪和興業	7,200	4,770.00	34,344,000	
正栄食品工業	2,900	3,865.00	11,208,500	
カナデン	3,300	1,466.00	4,837,800	
R Y O D E N	3,500	2,346.00	8,211,000	
岩谷産業	43,200	1,751.00	75,643,200	
ナイス	100	1,657.00	165,700	
ニチモウ	200	1,935.00	387,000	
極東貿易	2,600	1,529.00	3,975,400	
アステナホールディングス	8,200	470.00	3,854,000	
三愛オブリ	10,100	1,853.00	18,715,300	
稲畑産業	11,800	3,195.00	37,701,000	
G S I クレオス	2,300	2,168.00	4,986,400	
明和産業	6,200	627.00	3,887,400	
クワザワホールディングス	200	666.00	133,200	
ワキタ	6,400	1,628.00	10,419,200	
東邦ホールディングス	11,700	4,228.00	49,467,600	
サンゲツ	10,900	2,851.00	31,075,900	
ミツウロコグループホールディングス	5,500	1,776.00	9,768,000	
シナネンホールディングス	1,200	6,340.00	7,608,000	
伊藤忠エネクス	10,800	1,596.00	17,236,800	
サンリオ	35,300	5,130.00	181,089,000	
サンワテクノス	2,000	2,198.00	4,396,000	
新光商事	5,800	956.00	5,544,800	
トーヨー	1,900	2,832.00	5,380,800	
三信電気	1,800	1,875.00	3,375,000	
東陽テクニカ	4,000	1,417.00	5,668,000	
モスフードサービス	6,400	3,710.00	23,744,000	
加賀電子	8,800	2,877.00	25,317,600	
ソーダニッカ	4,200	1,141.00	4,792,200	
立花エレテック	2,600	2,590.00	6,734,000	
フォーバル	1,700	1,376.00	2,339,200	
P A L T A C	6,800	4,397.00	29,899,600	
三谷産業	7,600	320.00	2,432,000	
太平洋興発	200	712.00	142,400	
西本W i s m e t t a c ホールディングス	2,600	1,920.00	4,992,000	
コア商事ホールディングス	3,200	606.00	1,939,200	

K P P グループホールディングス	9,000	616.00	5,544,000	
ヤマタネ	1,700	3,725.00	6,332,500	
泉州電業	3,000	5,000.00	15,000,000	
トラスコ中山	9,100	2,339.00	21,284,900	
オートバックスセブン	15,100	1,419.00	21,426,900	
モリト	3,500	1,502.00	5,257,000	
加藤産業	5,400	4,480.00	24,192,000	
北恵	100	790.00	79,000	
イエローハット	7,700	2,604.00	20,050,800	
J Kホールディングス	3,300	1,031.00	3,402,300	
日伝	2,500	3,045.00	7,612,500	
北沢産業	300	351.00	105,300	
杉本商事	3,900	1,361.00	5,307,900	
因幡電機産業	12,100	3,901.00	47,202,100	
東テク	4,400	2,653.00	11,673,200	
ミスミグループ本社	65,700	2,408.00	158,205,600	
アルテック	300	210.00	63,000	
タキヒヨー	100	1,410.00	141,000	
蔵王産業	100	2,434.00	243,400	
スズケン	14,300	4,706.00	67,295,800	
ジェコス	2,600	987.00	2,566,200	
インターメスティック	2,500	2,544.00	6,360,000	
サンエー	7,400	2,786.00	20,616,400	
カワチ薬品	3,400	2,488.00	8,459,200	
エービーシー・マート	19,000	3,216.00	61,104,000	
ハードオフコーポレーション	1,700	1,800.00	3,060,000	
アスクル	10,300	1,712.00	17,633,600	
ゲオホールディングス	4,900	1,588.00	7,781,200	
アダストリア	6,000	3,575.00	21,450,000	
ジーフット	400	283.00	113,200	
シー・ヴィ・エス・バイエリア	100	519.00	51,900	
くら寿司	5,100	3,030.00	15,453,000	
キャンドウ	1,500	3,415.00	5,122,500	
I Kホールディングス	200	398.00	79,600	
パルグループホールディングス	10,000	3,105.00	31,050,000	
エディオン	18,900	1,778.00	33,604,200	

サーラコーポレーション	9,100	851.00	7,744,100	
ワッツ	200	662.00	132,400	
ハローズ	1,700	3,980.00	6,766,000	
フジオフードグループ本社	5,400	1,179.00	6,366,600	
あみやき亭	3,200	1,624.00	5,196,800	
ひらまつ	1,100	170.00	187,000	
大黒天物産	1,300	9,610.00	12,493,000	
ハニーズホールディングス	3,900	1,616.00	6,302,400	
ファーマライズホールディングス	100	559.00	55,900	
アルペン	3,600	2,060.00	7,416,000	
ハブ	200	743.00	148,600	
クオールホールディングス	5,400	1,402.00	7,570,800	
ジンズホールディングス	3,300	6,620.00	21,846,000	
ビックカメラ	26,000	1,714.00	44,564,000	
DCMホールディングス	22,500	1,409.00	31,702,500	
ペッパーフードサービス	12,800	180.00	2,304,000	
M o n o t a R O	61,600	2,723.50	167,767,600	
東京一番フーズ	100	495.00	49,500	
DDグループ	300	1,390.00	417,000	
きちりホールディングス	100	899.00	89,900	
J. フロント リテイリング	49,900	1,953.00	97,454,700	
ドトール・日レスホールディングス	7,700	2,309.00	17,779,300	
マツキヨココカラ&カンパニー	76,700	2,182.00	167,359,400	
ブロンコビリー	2,500	3,705.00	9,262,500	
Z O Z O	32,300	4,867.00	157,204,100	
トレジャー・ファクトリー	3,000	1,387.00	4,161,000	
物語コーポレーション	7,800	3,555.00	27,729,000	
三越伊勢丹ホールディングス	66,000	2,431.00	160,446,000	
H a m e e	1,800	1,371.00	2,467,800	
ウエルシアホールディングス	22,600	1,905.00	43,053,000	
クリエイトSDホールディングス	6,200	2,773.00	17,192,600	
丸善CH I ホールディングス	700	321.00	224,700	
ミサワ	100	698.00	69,800	
ティーライフ	100	1,116.00	111,600	
エー・ピーホールディングス	100	949.00	94,900	
チムニー	200	1,245.00	249,000	

シュッピン	4,300	1,014.00	4,360,200	
オイシックス・ラ・大地	7,000	1,287.00	9,009,000	
ネクステージ	9,900	1,310.00	12,969,000	
ジョイフル本田	12,100	1,831.00	22,155,100	
エターナルホスピタリティグループ	1,600	2,810.00	4,496,000	
ホットランド	3,300	2,231.00	7,362,300	
すかいらーくホールディングス	59,400	2,442.00	145,054,800	
S F Pホールディングス	2,500	1,944.00	4,860,000	
綿半ホールディングス	3,400	1,511.00	5,137,400	
ヨシックスホールディングス	1,400	3,325.00	4,655,000	
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	18,600	733.00	13,633,800	
ゴルフダイジェスト・オンライン	2,500	356.00	890,000	
B E E N O S	2,700	4,000.00	10,800,000	
あさひ	3,600	1,584.00	5,702,400	
日本調剤	2,900	1,372.00	3,978,800	
コスモス薬品	7,400	6,406.00	47,404,400	
トーエル	200	745.00	149,000	
セブン&アイ・ホールディングス	480,400	2,416.00	1,160,646,400	
クリエイト・レストランツ・ホールディングス	32,700	1,160.00	37,932,000	
ツルハホールディングス	9,100	8,018.00	72,963,800	
サンマルクホールディングス	3,500	2,561.00	8,963,500	
フェリシモ	100	830.00	83,000	
トリドールホールディングス	12,200	3,881.00	47,348,200	
T O K Y O B A S E	4,600	312.00	1,435,200	
ウイルプラスホールディングス	100	998.00	99,800	
J Mホールディングス	3,100	2,430.00	7,533,000	
サツドラホールディングス	200	786.00	157,200	
アレンザホールディングス	3,200	1,091.00	3,491,200	
串カツ田中ホールディングス	1,300	1,412.00	1,835,600	
バロックジャパンリミテッド	5,100	787.00	4,013,700	
クスリのアオキホールディングス	14,500	3,227.00	46,791,500	
力の源ホールディングス	3,300	953.00	3,144,900	
F O O D & L I F E C O M P A N I E S	23,200	3,464.00	80,364,800	
メディカルシステムネットワーク	4,200	412.00	1,730,400	
一家ホールディングス	100	665.00	66,500	

ジャパクラフトホールディングス	400	141.00	56,400	
はるやまホールディングス	200	602.00	120,400	
ノジマ	14,200	2,250.00	31,950,000	
カップ・クリエイト	6,800	1,583.00	10,764,400	
ライトオン	400	175.00	70,000	
良品計画	51,800	3,446.00	178,502,800	
パリミキホールディングス	700	292.00	204,400	
アドヴァングループ	3,700	953.00	3,526,100	
アルビス	1,400	2,601.00	3,641,400	
コナカ	600	220.00	132,000	
ハウス オブ ローゼ	100	1,434.00	143,400	
G-7ホールディングス	4,700	1,402.00	6,589,400	
イオン北海道	10,700	882.00	9,437,400	
コジマ	8,400	1,045.00	8,778,000	
ヒマラヤ	200	843.00	168,600	
コーナン商事	4,800	3,530.00	16,944,000	
エコス	1,600	2,024.00	3,238,400	
ワタミ	5,200	951.00	4,945,200	
マルシェ	200	201.00	40,200	
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	87,800	4,166.00	365,774,800	
西松屋チェーン	9,600	2,236.00	21,465,600	
ゼンショーホールディングス	24,700	9,259.00	228,697,300	
幸楽苑	3,200	1,052.00	3,366,400	
ハークスレイ	200	682.00	136,400	
サイゼリヤ	6,400	5,460.00	34,944,000	
V Tホールディングス	17,000	483.00	8,211,000	
魚力	1,500	2,433.00	3,649,500	
ポプラ	100	210.00	21,000	
フジ・コーポレーション	2,000	2,054.00	4,108,000	
ユナイテッドアローズ	4,600	2,685.00	12,351,000	
ハイデイ日高	7,000	2,720.00	19,040,000	
京都きもの友禅ホールディングス	500	87.00	43,500	
コロワイド	24,500	1,671.50	40,951,750	
壺番屋	17,200	998.00	17,165,600	
トップカルチャー	200	131.00	26,200	

P L A N T	100	1, 595. 00	159, 500	
スギホールディングス	23, 400	2, 444. 00	57, 189, 600	
薬王堂ホールディングス	2, 100	1, 936. 00	4, 065, 600	
ヴィア・ホールディングス	900	127. 00	114, 300	
スクロール	6, 500	1, 075. 00	6, 987, 500	
ヨンドシーホールディングス	4, 100	1, 861. 00	7, 630, 100	
木曽路	6, 600	2, 096. 00	13, 833, 600	
S R S ホールディングス	7, 200	1, 165. 00	8, 388, 000	
千趣会	8, 800	299. 00	2, 631, 200	
タカキュー	400	128. 00	51, 200	
リテールパートナーズ	6, 500	1, 252. 00	8, 138, 000	
上新電機	4, 300	2, 241. 00	9, 636, 300	
日本瓦斯	20, 800	2, 080. 00	43, 264, 000	
ロイヤルホールディングス	7, 700	2, 399. 00	18, 472, 300	
チヨダ	4, 200	1, 341. 00	5, 632, 200	
ライフコーポレーション	4, 600	3, 430. 00	15, 778, 000	
リンガーハット	5, 600	2, 169. 00	12, 146, 400	
M r M a x HD	5, 500	715. 00	3, 932, 500	
テンアライド	700	273. 00	191, 100	
A O K I ホールディングス	9, 300	1, 284. 00	11, 941, 200	
オークワ	7, 000	884. 00	6, 188, 000	
コメリ	5, 900	3, 270. 00	19, 293, 000	
青山商事	9, 300	2, 260. 00	21, 018, 000	
しまむら	10, 200	8, 561. 00	87, 322, 200	
はせがわ	300	303. 00	90, 900	
高島屋	60, 400	1, 268. 00	76, 587, 200	
松屋	7, 400	971. 00	7, 185, 400	
エイチ・ツー・オー リテイリング	21, 200	2, 197. 50	46, 587, 000	
近鉄百貨店	2, 500	2, 090. 00	5, 225, 000	
丸井グループ	28, 900	2, 509. 00	72, 510, 100	
アクシアル リテイリング	11, 900	895. 00	10, 650, 500	
井筒屋	200	423. 00	84, 600	
イオン	160, 800	3, 679. 00	591, 583, 200	
イズミ	6, 600	3, 187. 00	21, 034, 200	
平和堂	7, 100	2, 289. 00	16, 251, 900	
フジ	8, 000	2, 049. 00	16, 392, 000	

ヤオコー	5,200	9,080.00	47,216,000	
ゼビオホールディングス	5,900	1,135.00	6,696,500	
ケーズホールディングス	29,200	1,391.50	40,631,800	
O l y m p i c グループ	200	459.00	91,800	
日産東京販売ホールディングス	700	493.00	345,100	
シルバーライフ	1,200	693.00	831,600	
G e n k y D r u g S t o r e s	3,800	3,125.00	11,875,000	
ナルミヤ・インターナショナル	100	1,332.00	133,200	
ブックオフグループホールディングス	3,200	1,492.00	4,774,400	
ギフトホールディングス	2,100	3,305.00	6,940,500	
アインホールディングス	6,000	4,268.00	25,608,000	
G e n k i G l o b a l D i n i n g	2,500	3,450.00	8,625,000	
ヤマダホールディングス	133,700	445.50	59,563,350	
アークランズ	12,900	1,655.00	21,349,500	
ニトリホールディングス	15,800	18,340.00	289,772,000	
グルメ杵屋	3,500	1,052.00	3,682,000	
愛眼	300	141.00	42,300	
ケーユーホールディングス	2,500	1,092.00	2,730,000	
吉野家ホールディングス	17,000	3,128.00	53,176,000	
松屋フーズホールディングス	2,100	6,680.00	14,028,000	
サガミホールディングス	7,000	1,762.00	12,334,000	
王将フードサービス	8,600	3,030.00	26,058,000	
ミニストップ	3,600	1,673.00	6,022,800	
アークス	7,300	2,547.00	18,593,100	
バローホールディングス	8,300	2,124.00	17,629,200	
ベルク	2,200	6,570.00	14,454,000	
大庄	2,600	1,072.00	2,787,200	
ファーストリテイリング	24,500	52,770.00	1,292,865,000	
サンドラッグ	14,700	3,921.00	57,638,700	
サックスパー ホールディングス	4,100	974.00	3,993,400	
ヤマザワ	100	1,181.00	118,100	
やまや	100	2,865.00	286,500	
ベルーナ	10,500	772.00	8,106,000	
いよぎんホールディングス	53,000	1,493.50	79,155,500	
しずおかフィナンシャルグループ	89,200	1,260.00	112,392,000	
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	34,100	1,594.50	54,372,450	

楽天銀行	18,800	4,385.00	82,438,000	
京都フィナンシャルグループ	50,900	2,211.50	112,565,350	
島根銀行	100	500.00	50,000	
じもとホールディングス	400	287.00	114,800	
めぶきフィナンシャルグループ	203,200	629.30	127,873,760	
東京きらぼしフィナンシャルグループ	5,200	4,430.00	23,036,000	
九州フィナンシャルグループ	71,200	681.90	48,551,280	
ゆうちょ銀行	333,600	1,448.00	483,052,800	
富山第一銀行	12,800	1,059.00	13,555,200	
コンコルディア・フィナンシャルグループ	215,300	859.00	184,942,700	
西日本フィナンシャルホールディングス	24,900	1,978.00	49,252,200	
三十三フィナンシャルグループ	3,600	2,190.00	7,884,000	
第四北越フィナンシャルグループ	12,700	2,826.00	35,890,200	
ひろぎんホールディングス	56,900	1,140.50	64,894,450	
おきなわフィナンシャルグループ	3,200	2,593.00	8,297,600	
十六フィナンシャルグループ	5,700	4,190.00	23,883,000	
北國フィナンシャルホールディングス	4,000	5,140.00	20,560,000	
プロクレアホールディングス	4,600	1,666.00	7,663,600	
あいちフィナンシャルグループ	7,600	2,354.00	17,890,400	
あおぞら銀行	27,900	2,424.50	67,643,550	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	2,654,700	1,773.00	4,706,783,100	
りそなホールディングス	499,200	1,106.50	552,364,800	
三井住友トラストグループ	144,100	3,641.00	524,668,100	
三井住友フィナンシャルグループ	844,500	3,651.00	3,083,269,500	
千葉銀行	125,300	1,198.00	150,109,400	
群馬銀行	70,300	1,070.00	75,221,000	
武蔵野銀行	6,200	2,895.00	17,949,000	
千葉興業銀行	9,600	1,378.00	13,228,800	
筑波銀行	17,700	235.00	4,159,500	
七十七銀行	13,000	4,460.00	57,980,000	
秋田銀行	2,700	2,197.00	5,931,900	
山形銀行	4,500	968.00	4,356,000	
岩手銀行	2,600	2,656.00	6,905,600	
東邦銀行	34,900	281.00	9,806,900	
東北銀行	200	1,144.00	228,800	
ふくおかフィナンシャルグループ	35,300	3,909.00	137,987,700	

スルガ銀行	27,300	1,146.00	31,285,800	
八十二銀行	94,800	996.80	94,496,640	
山梨中央銀行	4,500	1,800.00	8,100,000	
大垣共立銀行	7,700	1,831.00	14,098,700	
福井銀行	3,600	1,762.00	6,343,200	
清水銀行	1,600	1,408.00	2,252,800	
富山銀行	100	1,535.00	153,500	
滋賀銀行	6,100	3,765.00	22,966,500	
南都銀行	6,100	3,175.00	19,367,500	
百五銀行	38,100	604.00	23,012,400	
紀陽銀行	14,500	2,129.00	30,870,500	
ほくほくフィナンシャルグループ	22,800	1,894.50	43,194,600	
山陰合同銀行	25,300	1,212.00	30,663,600	
鳥取銀行	200	1,202.00	240,400	
百十四銀行	4,000	3,190.00	12,760,000	
四国銀行	5,900	1,092.00	6,442,800	
阿波銀行	5,700	2,643.00	15,065,100	
大分銀行	2,400	3,060.00	7,344,000	
宮崎銀行	2,600	2,975.00	7,735,000	
佐賀銀行	2,400	2,105.00	5,052,000	
琉球銀行	9,300	1,020.00	9,486,000	
セブン銀行	145,000	312.20	45,269,000	
みずほフィナンシャルグループ	546,400	3,766.00	2,057,742,400	
高知銀行	200	804.00	160,800	
山口フィナンシャルグループ	39,700	1,597.00	63,400,900	
名古屋銀行	2,500	6,180.00	15,450,000	
北洋銀行	55,200	449.00	24,784,800	
大光銀行	100	1,392.00	139,200	
愛媛銀行	5,900	1,079.00	6,366,100	
トマト銀行	200	1,183.00	236,600	
京葉銀行	18,200	776.00	14,123,200	
栃木銀行	18,500	274.00	5,069,000	
北日本銀行	1,400	2,752.00	3,852,800	
東和銀行	7,400	627.00	4,639,800	
福島銀行	500	218.00	109,000	
大東銀行	200	718.00	143,600	

トモニホールディングス	38,700	437.00	16,911,900	
フィデアホールディングス	4,200	1,364.00	5,728,800	
池田泉州ホールディングス	56,100	386.00	21,654,600	
F P G	14,400	2,749.00	39,585,600	
ジャパンインベストメントアドバイザー	6,600	1,044.00	6,890,400	
マーキュリアホールディングス	200	816.00	163,200	
S B I ホールディングス	65,100	3,958.00	257,665,800	
日本アジア投資	300	204.00	61,200	
ジャフコ グループ	12,100	2,155.50	26,081,550	
大和証券グループ本社	289,400	1,013.00	293,162,200	
野村ホールディングス	680,700	893.30	608,069,310	
岡三証券グループ	32,000	621.00	19,872,000	
丸三証券	13,500	968.00	13,068,000	
東洋証券	12,100	549.00	6,642,900	
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	48,100	477.00	22,943,700	
光世証券	100	430.00	43,000	
水戸証券	11,100	550.00	6,105,000	
いちよし証券	8,200	988.00	8,101,600	
松井証券	27,900	806.00	22,487,400	
マネックスグループ	39,600	962.00	38,095,200	
極東証券	5,000	1,415.00	7,075,000	
岩井コスモホールディングス	4,600	2,272.00	10,451,200	
アイザワ証券グループ	5,800	1,691.00	9,807,800	
マネーパートナーズグループ	500	474.00	237,000	
スパークス・グループ	4,500	1,507.00	6,781,500	
小林洋行	200	273.00	54,600	
かんぽ生命保険	47,100	2,884.50	135,859,950	
F P パートナー	1,800	2,075.00	3,735,000	
S O M P O ホールディングス	197,900	4,090.00	809,411,000	
アニコム ホールディングス	13,700	647.00	8,863,900	
MS & AD インシュアランスグループホールディングス	296,600	3,390.00	1,005,474,000	
第一生命ホールディングス	190,400	4,153.00	790,731,200	
東京海上ホールディングス	395,200	5,520.00	2,181,504,000	
T & D ホールディングス	108,700	2,783.00	302,512,100	
アドバンスクリエイト	3,200	457.00	1,462,400	

N E X Y Z . G r o u p	100	720. 00	72, 000	
全国保証	10, 600	5, 387. 00	57, 102, 200	
あんしん保証	200	153. 00	30, 600	
ジェイリース	3, 000	1, 208. 00	3, 624, 000	
イントラスト	200	817. 00	163, 400	
日本モーゲージサービス	300	421. 00	126, 300	
C a s a	200	823. 00	164, 600	
S B I アルヒ	4, 100	807. 00	3, 308, 700	
プレミアムグループ	6, 800	2, 499. 00	16, 993, 200	
ネットプロテクションズホールディングス	13, 500	502. 00	6, 777, 000	
クレディセゾン	25, 700	3, 600. 00	92, 520, 000	
芙蓉総合リース	3, 700	11, 400. 00	42, 180, 000	
みずほリース	30, 400	1, 003. 00	30, 491, 200	
東京センチュリー	30, 300	1, 529. 50	46, 343, 850	
日本証券金融	14, 900	2, 056. 00	30, 634, 400	
アイフル	67, 000	322. 00	21, 574, 000	
リコーリース	3, 800	5, 040. 00	19, 152, 000	
イオンフィナンシャルサービス	23, 200	1, 247. 00	28, 930, 400	
アコム	96, 300	378. 20	36, 420, 660	
ジャックス	4, 900	3, 645. 00	17, 860, 500	
オリエントコーポレーション	13, 200	817. 00	10, 784, 400	
オリックス	242, 800	3, 293. 00	799, 540, 400	
三菱H C キャピタル	202, 900	1, 004. 50	203, 813, 050	
九州リースサービス	200	1, 012. 00	202, 400	
日本取引所グループ	240, 800	1, 764. 50	424, 891, 600	
イー・ギャランティ	6, 600	1, 749. 00	11, 543, 400	
アサックス	200	700. 00	140, 000	
N E C キャピタルソリューション	2, 000	3, 730. 00	7, 460, 000	
r o b o t h o m e	11, 100	134. 00	1, 487, 400	
大東建託	13, 800	17, 630. 00	243, 294, 000	
サムティホールディングス	7, 700	3, 290. 00	25, 333, 000	
いちご	34, 200	361. 00	12, 346, 200	
日本駐車場開発	48, 200	215. 00	10, 363, 000	
スター・マイカ・ホールディングス	4, 200	757. 00	3, 179, 400	
S R E ホールディングス	1, 500	3, 075. 00	4, 612, 500	
A D ワークスグループ	1, 100	208. 00	228, 800	

ヒューリック	94,400	1,347.50	127,204,000	
野村不動産ホールディングス	25,400	3,726.00	94,640,400	
三重交通グループホールディングス	8,700	485.00	4,219,500	
ディア・ライフ	6,900	1,030.00	7,107,000	
コーセーアールイー	100	718.00	71,800	
地主	3,600	2,120.00	7,632,000	
プレサンスコーポレーション	5,400	1,922.00	10,378,800	
THE グローバル社	300	631.00	189,300	
ハウスコム	100	1,395.00	139,500	
JPMC	2,300	1,130.00	2,599,000	
サンセイランディック	100	948.00	94,800	
エストラスト	100	690.00	69,000	
フージャースホールディングス	6,200	998.00	6,187,600	
オープンハウスグループ	14,800	5,387.00	79,727,600	
東急不動産ホールディングス	121,700	936.60	113,984,220	
飯田グループホールディングス	38,800	2,361.00	91,606,800	
イーグランド	100	1,380.00	138,000	
ムゲンエステート	300	1,963.00	588,900	
ビーロッド	300	1,331.00	399,300	
ファーストブラザーズ	100	1,021.00	102,100	
And Doホールディングス	2,400	1,146.00	2,750,400	
シーアールイー	1,800	1,200.00	2,160,000	
ケイアイスター不動産	2,200	4,200.00	9,240,000	
アグレ都市デザイン	100	1,630.00	163,000	
グッドコムアセット	3,300	837.00	2,762,100	
ジェイ・エス・ビー	1,700	2,602.00	4,423,400	
ロードスターキャピタル	2,300	2,489.00	5,724,700	
イノベーションホールディングス	200	922.00	184,400	
グローバル・リンク・マネジメント	100	2,838.00	283,800	
フェイスネットワーク	100	1,647.00	164,700	
霞ヶ関キャピタル	1,700	11,980.00	20,366,000	
パーク24	31,500	2,207.00	69,520,500	
パラカ	1,300	1,866.00	2,425,800	
ミガロホールディングス	100	1,723.00	172,300	
宮越ホールディングス	1,800	1,830.00	3,294,000	
三井不動産	561,800	1,237.50	695,227,500	

三菱地所	234,500	2,145.50	503,119,750	
平和不動産	6,600	4,195.00	27,687,000	
東京建物	35,400	2,530.00	89,562,000	
京阪神ビルディング	6,800	1,590.00	10,812,000	
住友不動産	65,900	4,781.00	315,067,900	
デーオーシー	7,200	644.00	4,636,800	
レオパレス 2 1	35,400	581.00	20,567,400	
スターツコーポレーション	6,600	3,720.00	24,552,000	
フジ住宅	5,100	780.00	3,978,000	
空港施設	5,700	571.00	3,254,700	
明和地所	3,200	995.00	3,184,000	
ゴールドクレスト	2,700	3,350.00	9,045,000	
エスリード	1,900	4,380.00	8,322,000	
日神グループホールディングス	6,500	519.00	3,373,500	
日本エスコン	10,600	928.00	9,836,800	
M I R A R T Hホールディングス	23,700	496.00	11,755,200	
A V A N T I A	300	782.00	234,600	
イオンモール	24,500	2,005.50	49,134,750	
毎日コムネット	200	716.00	143,200	
ファースト住建	200	1,002.00	200,400	
ランド	259,100	8.00	2,072,800	
カチタス	10,900	2,179.00	23,751,100	
トーセイ	6,700	2,468.00	16,535,600	
穴吹興産	100	2,001.00	200,100	
サンフロンティア不動産	6,700	1,859.00	12,455,300	
F J ネクストホールディングス	4,300	1,166.00	5,013,800	
インテリックス	100	782.00	78,200	
ランドビジネス	200	209.00	41,800	
サンネクスタグループ	100	1,022.00	102,200	
グランディハウス	3,800	564.00	2,143,200	
日本空港ビルデング	14,300	4,905.00	70,141,500	
明豊ファシリティワークス	300	871.00	261,300	
L I F U L L	10,300	200.00	2,060,000	
M I X I	7,900	3,105.00	24,529,500	
ジェイエイシーリクルートメント	15,300	726.00	11,107,800	
日本M&Aセンターホールディングス	62,100	653.10	40,557,510	

メンバーズ	1,700	1,041.00	1,769,700	
中広	100	439.00	43,900	
U T グループ	5,500	2,120.00	11,660,000	
アイティメディア	2,300	1,510.00	3,473,000	
ケアネット	8,600	556.00	4,781,600	
E ・ J ホールディングス	2,500	1,678.00	4,195,000	
オープンアップグループ	12,700	1,794.00	22,783,800	
コシダカホールディングス	12,800	1,149.00	14,707,200	
アルトナー	200	2,019.00	403,800	
パソナグループ	5,100	1,950.00	9,945,000	
C D S	100	1,834.00	183,400	
リンクアンドモチベーション	10,400	588.00	6,115,200	
エス・エム・エス	16,100	1,566.50	25,220,650	
サニーサイドアップグループ	200	551.00	110,200	
パーソルホールディングス	394,300	236.90	93,409,670	
リニカル	300	329.00	98,700	
クックパッド	11,500	149.00	1,713,500	
エスクリ	200	178.00	35,600	
アイ・ケイ・ケイホールディングス	300	737.00	221,100	
学情	2,200	2,247.00	4,943,400	
スタジオアリス	2,100	2,107.00	4,424,700	
エプコ	100	789.00	78,900	
N J S	1,000	3,700.00	3,700,000	
総合警備保障	70,600	1,082.00	76,389,200	
カカクコム	30,500	2,430.50	74,130,250	
アイロムグループ	1,700	2,783.00	4,731,100	
セントケア・ホールディング	2,700	727.00	1,962,900	
サイネックス	100	753.00	75,300	
ルネサンス	3,300	1,005.00	3,316,500	
ディップ	7,400	2,414.00	17,863,600	
デジタルホールディングス	2,100	1,289.00	2,706,900	
新日本科学	4,500	1,604.00	7,218,000	
キャリアデザインセンター	100	1,824.00	182,400	
エムスリー	83,500	1,365.50	114,019,250	
ツカダ・グローバルホールディング	400	432.00	172,800	
プラス	100	544.00	54,400	

ウェルネット	400	817. 00	326, 800	
ワールドホールディングス	1, 700	1, 995. 00	3, 391, 500	
ディー・エヌ・エー	16, 900	2, 694. 50	45, 537, 050	
博報堂D Yホールディングス	47, 900	1, 244. 00	59, 587, 600	
ぐるなび	7, 900	276. 00	2, 180, 400	
タカミヤ	5, 700	406. 00	2, 314, 200	
ファンコミュニケーションズ	5, 900	414. 00	2, 442, 600	
ライク	1, 600	1, 356. 00	2, 169, 600	
A o b a－B B T	200	320. 00	64, 000	
エスプール	13, 300	311. 00	4, 136, 300	
W D Bホールディングス	2, 200	1, 662. 00	3, 656, 400	
ティア	300	428. 00	128, 400	
アドウェイズ	5, 100	299. 00	1, 524, 900	
バリューコマース	3, 700	1, 189. 00	4, 399, 300	
インフォマート	39, 900	298. 00	11, 890, 200	
J Pホールディングス	10, 800	656. 00	7, 084, 800	
エコナックホールディングス	400	113. 00	45, 200	
C Lホールディングス	1, 000	681. 00	681, 000	
プレステージ・インターナショナル	19, 800	687. 00	13, 602, 600	
プロトコーポレーション	4, 500	1, 289. 00	5, 800, 500	
アミューズ	2, 600	1, 422. 00	3, 697, 200	
ドリームインキュベータ	1, 000	3, 295. 00	3, 295, 000	
クイック	2, 900	2, 269. 00	6, 580, 100	
T A C	200	199. 00	39, 800	
電通グループ	44, 900	3, 943. 00	177, 040, 700	
テイクアンドギヴ・ニーズ	2, 000	968. 00	1, 936, 000	
ぴあ	1, 400	3, 085. 00	4, 319, 000	
イオンファンタジー	1, 800	3, 000. 00	5, 400, 000	
シーティーエス	5, 800	915. 00	5, 307, 000	
H. U. グループホールディングス	12, 400	2, 538. 50	31, 477, 400	
アルプス技研	3, 700	2, 626. 00	9, 716, 200	
サニックス	6, 000	250. 00	1, 500, 000	
日本空調サービス	4, 500	1, 006. 00	4, 527, 000	
オリエンタルランド	251, 500	3, 380. 00	850, 070, 000	
ダスキン	9, 200	3, 650. 00	33, 580, 000	
明光ネットワークジャパン	5, 100	720. 00	3, 672, 000	

ファルコホールディングス	1,700	2,342.00	3,981,400	
秀英予備校	100	261.00	26,100	
田谷	100	314.00	31,400	
ラウンドワン	39,900	1,343.00	53,585,700	
リゾートトラスト	16,700	3,102.00	51,803,400	
ビー・エム・エル	5,200	2,903.00	15,095,600	
リソー教育	26,400	298.00	7,867,200	
早稲田アカデミー	2,300	1,856.00	4,268,800	
ユー・エス・エス	86,900	1,369.00	118,966,100	
東京個別指導学院	5,000	349.00	1,745,000	
サイバーエージェント	93,400	1,107.00	103,393,800	
楽天グループ	297,700	919.80	273,824,460	
クリーク・アンド・リバー社	2,100	1,503.00	3,156,300	
SBIグローバルアセットマネジメント	8,300	648.00	5,378,400	
テー・オー・ダブリュー	8,300	314.00	2,606,200	
山田コンサルティンググループ	2,100	1,886.00	3,960,600	
セントラルスポーツ	1,600	2,403.00	3,844,800	
フルキャストホールディングス	3,500	1,428.00	4,998,000	
エン・ジャパン	6,900	2,128.00	14,683,200	
リソルホールディングス	100	5,120.00	512,000	
テクノプロ・ホールディングス	24,500	2,849.50	69,812,750	
アトラグループ	300	144.00	43,200	
アイ・アールジャパンホールディングス	2,200	719.00	1,581,800	
K e e P e r 技研	2,600	4,700.00	12,220,000	
楽待	100	667.00	66,700	
三機サービス	100	980.00	98,000	
G u n o s y	3,400	658.00	2,237,200	
デザインワン・ジャパン	100	110.00	11,000	
イー・ガーディアン	2,000	1,886.00	3,772,000	
リブセンス	300	142.00	42,600	
ジャパンマテリアル	12,900	1,624.00	20,949,600	
ベクトル	5,800	1,034.00	5,997,200	
ウチヤマホールディングス	200	307.00	61,400	
チャーム・ケア・コーポレーション	3,500	1,309.00	4,581,500	
キャリアリンク	1,500	2,405.00	3,607,500	
I B J	3,200	608.00	1,945,600	

アサンテ	2,100	1,639.00	3,441,900	
バリューHR	3,800	1,811.00	6,881,800	
M&Aキャピタルパートナーズ	3,400	2,707.00	9,203,800	
ライドオンエクスプレスホールディングス	1,700	997.00	1,694,900	
ERIホールディングス	100	2,117.00	211,700	
アビスト	100	3,020.00	302,000	
シグマクシス・ホールディングス	12,300	900.00	11,070,000	
ウィルグループ	3,500	983.00	3,440,500	
エスクロー・エージェント・ジャパン	600	139.00	83,400	
メドピア	3,400	462.00	1,570,800	
レアジョブ	100	360.00	36,000	
リクルートホールディングス	329,600	10,865.00	3,581,104,000	
エラン	5,600	753.00	4,216,800	
土木管理総合試験所	200	306.00	61,200	
日本郵政	473,200	1,497.00	708,380,400	
ベルシステム24ホールディングス	4,500	1,249.00	5,620,500	
鎌倉新書	3,600	515.00	1,854,000	
SMN	100	404.00	40,400	
一蔵	100	387.00	38,700	
グローバルキッズCOMPANY	100	676.00	67,600	
エアトリ	3,100	1,151.00	3,568,100	
アトラエ	3,000	816.00	2,448,000	
ストライク	2,100	3,605.00	7,570,500	
ソラスト	11,600	460.00	5,336,000	
セラク	1,300	1,380.00	1,794,000	
インソース	9,200	1,129.00	10,386,800	
ベイカレント	31,100	5,347.00	166,291,700	
Orchestra Holdings	900	820.00	738,000	
アイモバイル	5,400	524.00	2,829,600	
ディスラプターズ	300	153.00	45,900	
MS-Japan	2,300	1,072.00	2,465,600	
船場	100	1,390.00	139,000	
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	16,400	2,908.00	47,691,200	
フルテック	100	1,179.00	117,900	
グリーンズ	200	1,886.00	377,200	

ツナググループ・ホールディングス	100	595.00	59,500	
G a m e W i t h	200	212.00	42,400	
エル・ティー・エス	600	2,320.00	1,392,000	
ミダックホールディングス	2,600	1,535.00	3,991,000	
キュービーネットホールディングス	2,400	1,002.00	2,404,800	
オープングループ	6,600	181.00	1,194,600	
スプリックス	100	894.00	89,400	
マネジメントソリューションズ	2,100	1,731.00	3,635,100	
プロレド・パートナーズ	1,000	408.00	408,000	
a n d f a c t o r y	100	215.00	21,500	
テノ．ホールディングス	100	466.00	46,600	
フロンティア・マネジメント	1,300	736.00	956,800	
ピアラ	100	223.00	22,300	
コプロ・ホールディングス	200	1,615.00	323,000	
ギークス	100	379.00	37,900	
アンビスホールディングス	9,000	731.00	6,579,000	
カーブスホールディングス	11,500	800.00	9,200,000	
フォーラムエンジニアリング	4,900	1,026.00	5,027,400	
F a s t F i t n e s s J a p a n	1,400	1,354.00	1,895,600	
M a c b e e P l a n e t	1,200	2,978.00	3,573,600	
ダイレクトマーケティングミックス	5,100	278.00	1,417,800	
ポピンズ	800	1,225.00	980,000	
L I T A L I C O	3,800	871.00	3,309,800	
コンフィデンス・インターワークス	100	1,560.00	156,000	
アドバンテッジリスクマネジメント	200	633.00	126,600	
リログループ	23,500	1,955.50	45,954,250	
東祥	3,500	633.00	2,215,500	
I D & E ホールディングス	2,500	6,470.00	16,175,000	
ビーウィズ	900	1,473.00	1,325,700	
サンウェルズ	1,600	714.00	1,142,400	
T R E ホールディングス	9,700	1,481.00	14,365,700	
人・夢・技術グループ	1,700	1,410.00	2,397,000	
N I S S O ホールディングス	3,700	752.00	2,782,400	
大栄環境	9,200	2,845.00	26,174,000	
G E N O V A	1,400	1,265.00	1,771,000	
日本管財ホールディングス	4,400	2,600.00	11,440,000	

M&A総研ホールディングス	4,600	1,837.00	8,450,200	
エイチ・アイ・エス	13,500	1,550.00	20,925,000	
ラックランド	1,800	1,732.00	3,117,600	
共立メンテナンス	13,300	2,847.50	37,871,750	
イチネンホールディングス	4,100	1,863.00	7,638,300	
建設技術研究所	2,200	5,090.00	11,198,000	
スペース	3,100	1,162.00	3,602,200	
燦ホールディングス	3,500	1,151.00	4,028,500	
スバル興業	1,600	3,200.00	5,120,000	
東京テアトル	200	1,078.00	215,600	
タナベコンサルティンググループ	1,800	1,233.00	2,219,400	
ナガワ	1,100	6,760.00	7,436,000	
東京都競馬	3,100	4,405.00	13,655,500	
カナモト	6,500	3,285.00	21,352,500	
ニシオホールディングス	3,500	4,395.00	15,382,500	
アゴーラ ホスピタリティー グループ	3,000	46.00	138,000	
トランス・コスモス	5,400	3,325.00	17,955,000	
乃村工藝社	18,400	847.00	15,584,800	
藤田観光	1,900	7,750.00	14,725,000	
KNT-CTホールディングス	2,500	1,165.00	2,912,500	
トーカイ	3,700	2,380.00	8,806,000	
白洋舎	100	2,196.00	219,600	
セコム	86,100	5,288.00	455,296,800	
セントラル警備保障	2,300	2,893.00	6,653,900	
丹青社	8,900	978.00	8,704,200	
メイテックグループホールディングス	15,600	2,884.50	44,998,200	
応用地質	3,900	2,496.00	9,734,400	
船井総研ホールディングス	8,500	2,400.00	20,400,000	
進学会ホールディングス	200	202.00	40,400	
オオバ	300	975.00	292,500	
いであ	100	2,451.00	245,100	
学究社	1,700	2,081.00	3,537,700	
イオンディライト	4,500	4,330.00	19,485,000	
ナック	4,300	579.00	2,489,700	
ダイセキ	10,200	3,695.00	37,689,000	
ステップ	1,500	2,136.00	3,204,000	

合 計	77,750,900		159,103,756,010	

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表（その他の注記）の2 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。

RM先進国株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2024 年 12 月 20 日現在

資産の部	
流動資産	
預金	7,996,323,998
コール・ローン	583,904,511
株式	349,826,004,601
投資証券	6,307,232,848
派生商品評価勘定	10,153,506
未収入金	2,506,385
未収配当金	281,509,796
未収利息	1,759
差入委託証拠金	4,587,752,597
流動資産合計	369,595,390,001
資産合計	369,595,390,001
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	380,029,469
未払解約金	1,259,959,100
流動負債合計	1,639,988,569
負債合計	1,639,988,569
純資産の部	
元本等	
元本	104,313,961,755
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	263,641,439,677
元本等合計	367,955,401,432
純資産合計	367,955,401,432
負債純資産合計	369,595,390,001

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 新株予約権証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 派生商品取引等損益 原則として、約定日基準で計上しております。 為替予約取引による為替差損益 原則として、約定日基準で計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第 60 条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第 61 条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

2024 年 12 月 20 日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2023 年 12 月 21 日
期首元本額	85,138,244,252 円
期中追加設定元本額	54,381,373,523 円
期中一部解約元本額	35,205,656,020 円
期末元本額	104,313,961,755 円
期末元本の内訳※	
りそなラップ型ファンド(安定型)	1,497,348,825 円
りそなラップ型ファンド(安定成長型)	8,688,383,575 円
りそなラップ型ファンド(成長型)	8,975,539,372 円
DCりそな グローバルバランス	52,651,467 円
つみたてバランスファンド	3,513,815,088 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2030	1,772,623,888 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2040	1,560,288,598 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2050	1,148,790,075 円

りそなターゲット・イヤー・ファンド２０３５	611, 615, 468 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド２０４５	431, 012, 988 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド２０５５	254, 172, 096 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド２０６０	678, 379, 600 円
りそな つみたてラップ型ファンド（安定型）	159, 013, 485 円
りそな つみたてラップ型ファンド（安定成長型）	363, 053, 983 円
りそな つみたてラップ型ファンド（成長型）	394, 256, 047 円
りそな つみたてリスクコントロールファンド	47, 226, 975 円
ターゲットリターンバランスファンド（目標２％）	6, 671, 009 円
ターゲットリターンバランスファンド（目標３％）	6, 970, 302 円
ターゲットリターンバランスファンド（目標４％）	34, 768, 460 円
ターゲットリターンバランスファンド（目標５％）	18, 096, 647 円
ターゲットリターンバランスファンド（目標６％）	38, 933, 568 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド２０６５	15, 262, 850 円
りそな先進国株式インデックス	250, 476, 110 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド２０３５（運用継続型）	131, 136 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド２０４０（運用継続型）	108, 662 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド２０４５（運用継続型）	124, 769 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド２０５０（運用継続型）	138, 995 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド２０５５（運用継続型）	151, 839 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド２０６０（運用継続型）	163, 684 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド２０６５（運用継続型）	211, 921 円
FWりそな先進国株式アクティブファンド	71, 947, 742 円
FWりそな先進国＋新興国株式アクティブファンド	28, 404, 722 円
FWりそな先進国株式インデックスファンド	32, 607, 469, 247 円
S m a r t e r i 先進国株式インデックス	28, 528, 829, 604 円
S m a r t e r i ８資産バランス 安定型	529, 120, 107 円
S m a r t e r i ８資産バランス 安定成長型	1, 832, 291, 683 円
S m a r t e r i ８資産バランス 成長型	2, 752, 959, 152 円
S m a r t e r i S e l e c t 全世界株式インデックス	1, 925, 171, 292 円
S m a r t e r i S e l e c t 全世界株式インデックス（除く日本）	623, 682, 898 円
S m a r t e r i D C 全世界株式インデックス	515, 726, 451 円
S m a r t e r i D C 全世界株式インデックス（除く日本）	3, 059, 486 円
りそなFT 先進国株式インデックス（適格機関投資家専用）	617, 421, 289 円
りそなDAAファンド（適格機関投資家専用）	79, 844, 264 円
りそなFT RCバランスファンド（適格機関投資家専用）	890, 093, 330 円
りそなVIグローバル・バランスファンド（安定型）（適格機関投資家専用）	3, 230, 624 円
りそなVIグローバル・バランスファンド（安定成長型）（適格機関投資家専用）	25, 623, 260 円
りそなVIグローバル・バランスファンド（成長型）（適格機関投資家専用）	258, 179, 217 円
りそなFT パッシブバランスⅠ（適格機関投資家専用）	691, 878, 255 円
りそなマルチアセットファンド（適格機関投資家専用）	89, 092, 619 円
りそなDAAファンドⅡ（適格機関投資家専用）	290, 661, 531 円
りそなFT パッシブバランスⅡ（適格機関投資家専用）	47, 131, 221 円
りそなDAAファンド２０２２０５（適格機関投資家専用）	471, 498, 314 円
りそなFT パッシブバランス２０２３０７（適格機関投資家専用）	910, 263, 965 円
2. 計算日における受益権の総数	104, 313, 961, 755 口
3. 計算日における１単位当たりの純資産の額	
１口当たり純資産額	3. 5274 円

(注) ※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

2024 年 12 月 20 日現在	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、株価変動リスク、リートの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 デリバティブ取引等を行った場合は、信託約款に記載した目的で取引を行っております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析及評価を実施し、運用評価委員会に報告します。 また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。

II 金融商品の時価等に関する事項

2024 年 12 月 20 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	株式、新株予約権証券、投資証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 デリバティブ取引 (その他の注記)の2 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

2024 年 12 月 20 日現在
該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	2024 年 12 月 20 日現在
	損益に含まれた評価差額 (円)
株式	45,469,550,540
投資証券	137,962,491

合計	45,607,513,031

(注) 損益に含まれた評価差額は、親投資信託受益証券の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

2 デリバティブ取引に関する注記

(株式関連)

(2024 年 12 月 20 日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	12,469,189,546	—	12,110,416,175	△358,773,371
合計		12,469,189,546	—	12,110,416,175	△358,773,371

(注) 時価の算定方法

先物取引

外国先物取引について

先物取引の評価においては、原則として計算日の取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

(通貨関連)

(2024 年 12 月 20 日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	718,123,303	—	728,262,451	10,139,148
	米ドル	483,703,380	—	492,608,064	8,904,684
	カナダドル	18,464,760	—	18,613,147	148,387
	ユーロ	125,448,859	—	126,014,350	565,491
	英ポンド	36,365,562	—	36,481,371	115,809
	スイスフラン	19,195,856	—	19,333,974	138,118
	スウェーデンクローナ	5,755,211	—	5,869,683	114,472
	ノルウェークローネ	2,744,840	—	2,756,880	12,040
	デンマーククローネ	9,802,880	—	9,870,480	67,600
	オーストラリアドル	16,641,955	—	16,714,502	72,547
	売建	1,102,720,660	—	1,123,962,400	△21,241,740
	米ドル	813,015,000	—	828,907,800	△15,892,800
	カナダドル	41,797,470	—	42,700,749	△903,279
	ユーロ	128,595,200	—	130,924,000	△2,328,800
	英ポンド	46,777,440	—	47,327,184	△549,744
	スイスフラン	27,518,400	—	28,122,144	△603,744
	スウェーデンク	9,619,980	—	9,878,247	△258,267

	ローナ				
	デンマーククローネ	10,557,050	—	10,747,856	△190,806
	オーストラリアドル	19,261,400	—	19,664,120	△402,720
	香港ドル	5,578,720	—	5,690,300	△111,580
合計		1,820,843,963	—	1,852,224,851	△11,102,592

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	APA CORP	12,333	20.48	252,579.84	
	BAKER HUGHES COMPANY	34,470	39.80	1,371,906.00	
	CHENIERE ENERGY INC	7,920	205.94	1,631,044.80	
	CHEVRON CORP	59,314	141.15	8,372,171.10	
	CONOCOPHILLIPS	44,166	95.18	4,203,719.88	
	COTERRA ENERGY INC	25,447	23.67	602,330.49	
	DEVON ENERGY CORP	21,687	30.52	661,887.24	
	DIAMONDBACK ENERGY INC	6,236	153.06	954,482.16	
	EOG RESOURCES INC	19,300	118.22	2,281,646.00	
	EQT CORP	19,126	42.65	815,723.90	
	EXPAND ENERGY CORP	7,120	94.32	671,558.40	
	EXXON MOBIL CORP	152,230	105.51	16,061,787.30	
	HALLIBURTON CO	30,711	25.77	791,422.47	
	HESS CORP	9,588	127.66	1,224,004.08	
	HF SINCLAIR CORP	6,333	33.67	213,232.11	
	KINDER MORGAN INC	69,116	26.24	1,813,603.84	
	MARATHON PETROLEUM CORP	11,367	131.65	1,496,465.55	
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	22,043	45.36	999,870.48	
	ONEOK INC	20,212	97.66	1,973,903.92	
	OVINTIV INC	9,881	37.74	372,908.94	
	PHILLIPS 66	14,219	110.35	1,569,066.65	
	SCHLUMBERGER LTD	47,896	36.91	1,767,841.36	
	TARGA RESOURCES CORP	7,058	172.53	1,217,716.74	
	TEXAS PACIFIC LAND CORP	652	1,096.33	714,807.16	
	VALERO ENERGY CORP	10,868	118.93	1,292,531.24	
	WILLIAMS COS INC	42,208	52.57	2,218,874.56	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	7,460	293.17	2,187,048.20	
	ALBEMARLE CORP	4,302	88.92	382,533.84	
	AMCOR PLC	48,269	9.40	453,728.60	
	AVERY DENNISON CORP	2,608	186.26	485,766.08	

BALL CORP	10, 128	55. 36	560, 686. 08	
CELANESE CORP	3, 795	67. 03	254, 378. 85	
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	6, 308	83. 82	528, 736. 56	
CORTEVA INC	24, 024	56. 16	1, 349, 187. 84	
CRH PLC	23, 749	93. 06	2, 210, 081. 94	
CROWN HOLDINGS INC	4, 133	82. 24	339, 897. 92	
DOW INC	24, 220	39. 10	947, 002. 00	
DUPONT DE NEMOURS INC	13, 890	76. 85	1, 067, 446. 50	
EASTMAN CHEMICAL CO	3, 691	90. 03	332, 300. 73	
ECOLAB INC	8, 886	235. 53	2, 092, 919. 58	
FREEPORT-MCMORAN INC	48, 252	38. 24	1, 845, 156. 48	
INTERNATIONAL PAPER CO	11, 466	53. 84	617, 329. 44	
INTL FLAVORS & FRAGRANCES	8, 406	85. 94	722, 411. 64	
LINDE PLC	16, 279	419. 59	6, 830, 505. 61	
LYONDELLBASELL INDU-CL A	9, 202	72. 97	671, 469. 94	
MARTIN MARIETTA MATERIALS	2, 121	525. 77	1, 115, 158. 17	
MOSAIC CO/THE	11, 098	23. 88	265, 020. 24	
NEWMONT CORP	39, 858	37. 02	1, 475, 543. 16	
NUCOR CORP	8, 406	115. 78	973, 246. 68	
PACKAGING CORP OF AMERICA	3, 112	227. 46	707, 855. 52	
PPG INDUSTRIES INC	8, 108	119. 52	969, 068. 16	
RELIANCE INC	1, 941	264. 20	512, 812. 20	
RPM INTERNATIONAL INC	4, 140	125. 40	519, 156. 00	
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	8, 112	342. 38	2, 777, 386. 56	
SMURFIT WESTROCK PLC	17, 072	51. 18	873, 744. 96	
STEEL DYNAMICS INC	5, 179	115. 29	597, 086. 91	
VULCAN MATERIALS CO	4, 549	260. 92	1, 186, 925. 08	
WESTLAKE CORP	1, 041	113. 31	117, 955. 71	
3M CO	18, 587	127. 13	2, 362, 965. 31	
AECOM	4, 467	107. 04	478, 147. 68	
AERCAP HOLDINGS NV	6, 881	93. 08	640, 483. 48	
ALLEGION PLC	2, 932	130. 63	383, 007. 16	
AMETEK INC	7, 981	182. 11	1, 453, 419. 91	
AXON ENTERPRISE INC	2, 519	615. 68	1, 550, 897. 92	
BOEING CO/THE	24, 723	177. 04	4, 376, 959. 92	
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	4, 170	146. 29	610, 029. 30	

CARLISLE COS INC	1, 607	377. 88	607, 253. 16	
CARRIER GLOBAL CORP	28, 038	66. 69	1, 869, 854. 22	
CATERPILLAR INC	16, 558	360. 37	5, 967, 006. 46	
CNH INDUSTRIAL NV	27, 838	11. 00	306, 218. 00	
CUMMINS INC	4, 768	349. 70	1, 667, 369. 60	
DEERE & CO	8, 837	426. 63	3, 770, 129. 31	
DOVER CORP	4, 725	188. 94	892, 741. 50	
EATON CORP PLC	13, 512	335. 64	4, 535, 167. 68	
EMCOR GROUP INC	1, 586	464. 30	736, 379. 80	
EMERSON ELECTRIC CO	19, 775	122. 35	2, 419, 471. 25	
FASTENAL CO	19, 746	74. 03	1, 461, 796. 38	
FERGUSON ENTERPRISES INC	6, 736	174. 76	1, 177, 183. 36	
FORTIVE CORP	12, 371	73. 24	906, 052. 04	
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS I	4, 691	68. 56	321, 614. 96	
GE AEROSPACE	37, 070	164. 80	6, 109, 136. 00	
GE VERNOVA INC	9, 477	332. 80	3, 153, 945. 60	
GENERAL DYNAMICS CORP	7, 842	260. 28	2, 041, 115. 76	
GRACO INC	5, 392	84. 75	456, 972. 00	
HEICO CORP	1, 573	237. 69	373, 886. 37	
HEICO CORP-CLASS A	2, 689	184. 81	496, 954. 09	
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	22, 010	226. 88	4, 993, 628. 80	
HOWMET AEROSPACE INC	13, 365	109. 35	1, 461, 462. 75	
HUBBELL INC	1, 826	424. 55	775, 228. 30	
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	1, 328	187. 61	249, 146. 08	
IDEX CORP	2, 474	210. 26	520, 183. 24	
ILLINOIS TOOL WORKS	10, 045	258. 11	2, 592, 714. 95	
INGERSOLL-RAND INC	13, 904	91. 26	1, 268, 879. 04	
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	4, 800	41. 19	197, 712. 00	
JOHNSON CONTROLS INTERNATION	23, 263	78. 71	1, 831, 030. 73	
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	6, 546	210. 64	1, 378, 849. 44	
LENNOX INTERNATIONAL INC	1, 116	619. 88	691, 786. 08	
LOCKHEED MARTIN CORP	7, 296	479. 66	3, 499, 599. 36	
MASCO CORP	7, 356	72. 69	534, 707. 64	
NORDSON CORP	1, 788	208. 94	373, 584. 72	
NORTHROP GRUMMAN CORP	4, 730	467. 13	2, 209, 524. 90	
OTIS WORLDWIDE CORP	13, 939	92. 87	1, 294, 514. 93	

OWENS CORNING	2, 922	169. 50	495, 279. 00	
PACCAR INC	18, 102	107. 51	1, 946, 146. 02	
PARKER HANNIFIN CORP	4, 411	639. 27	2, 819, 819. 97	
PENTAIR PLC	5, 456	100. 98	550, 946. 88	
QUANTA SERVICES INC	5, 048	322. 59	1, 628, 434. 32	
ROCKWELL AUTOMATION INC	3, 994	286. 00	1, 142, 284. 00	
RTX CORP	45, 549	115. 46	5, 259, 087. 54	
SMITH (A. O.) CORP	4, 126	68. 44	282, 383. 44	
SNAP-ON INC	1, 738	337. 67	586, 870. 46	
STANLEY BLACK & DECKER INC	4, 999	79. 43	397, 070. 57	
TEXTRON INC	6, 194	75. 82	469, 629. 08	
TORO CO	3, 740	81. 09	303, 276. 60	
TRANE TECHNOLOGIES PLC	7, 628	376. 90	2, 874, 993. 20	
TRANSDIGM GROUP INC	1, 884	1, 260. 12	2, 374, 066. 08	
UNITED RENTALS INC	2, 300	710. 94	1, 635, 162. 00	
VERTIV HOLDINGS CO	12, 198	115. 44	1, 408, 137. 12	
WABTEC CORP	6, 042	189. 56	1, 145, 321. 52	
WATSCO INC	1, 129	485. 59	548, 231. 11	
WW GRAINGER INC	1, 524	1, 081. 55	1, 648, 282. 20	
XYLEM INC	8, 052	116. 43	937, 494. 36	
AUTOMATIC DATA PROCESSING	13, 816	291. 33	4, 025, 015. 28	
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	4, 238	128. 66	545, 261. 08	
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS	4, 044	224. 18	906, 583. 92	
CERIDIAN HCM HOLDING INC	5, 869	74. 00	434, 306. 00	
CINTAS CORP	12, 594	182. 79	2, 302, 057. 26	
COPART INC	29, 695	58. 45	1, 735, 672. 75	
EQUIFAX INC	4, 302	253. 66	1, 091, 245. 32	
JACOBS SOLUTIONS INC	4, 308	134. 06	577, 530. 48	
LEIDOS HOLDINGS INC	4, 460	143. 20	638, 672. 00	
PAYCHEX INC	11, 115	137. 81	1, 531, 758. 15	
PAYCOM SOFTWARE INC	1, 636	206. 99	338, 635. 64	
REPUBLIC SERVICES INC	7, 563	203. 95	1, 542, 473. 85	
ROLLINS INC	10, 685	47. 01	502, 301. 85	
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	7, 407	74. 27	550, 117. 89	
TRANSUNION	6, 662	92. 95	619, 232. 90	
VERALTO CORP	8, 154	101. 33	826, 244. 82	

VERISK ANALYTICS INC	4,884	275.58	1,345,932.72	
WASTE CONNECTIONS INC	8,858	174.13	1,542,443.54	
WASTE MANAGEMENT INC	13,765	205.53	2,829,120.45	
C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	4,203	105.00	441,315.00	
CSX CORP	66,000	31.58	2,084,280.00	
DELTA AIR LINES INC	5,589	60.38	337,463.82	
EXPEDITORS INTL WASH INC	4,779	112.74	538,784.46	
FEDEX CORP	7,832	275.88	2,160,692.16	
GRAB HOLDINGS LTD - CL A	71,513	4.92	351,843.96	
HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	3,075	168.10	516,907.50	
KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION	6,295	52.28	329,102.60	
NORFOLK SOUTHERN CORP	7,874	230.60	1,815,744.40	
OLD DOMINION FREIGHT LINE	6,764	187.74	1,269,873.36	
SOUTHWEST AIRLINES CO	4,272	32.78	140,036.16	
U-HAUL HOLDING CO	3,337	62.33	207,995.21	
UBER TECHNOLOGIES INC	64,989	60.21	3,912,987.69	
UNION PACIFIC CORP	20,928	223.15	4,670,083.20	
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	25,225	122.65	3,093,846.25	
APTIV PLC	9,500	57.01	541,595.00	
FORD MOTOR CO	134,967	9.74	1,314,578.58	
GENERAL MOTORS CO	38,137	50.34	1,919,816.58	
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	28,677	13.06	374,521.62	
TESLA INC	98,256	436.17	42,856,319.52	
DECKERS OUTDOOR CORP	5,184	205.28	1,064,171.52	
DR HORTON INC	10,226	137.24	1,403,416.24	
GARMIN LTD	5,377	205.42	1,104,543.34	
LENNAR CORP-A	8,055	138.40	1,114,812.00	
LULULEMON ATHLETICA INC	3,906	373.54	1,459,047.24	
NIKE INC -CL B	40,838	77.10	3,148,609.80	
NVR INC	108	8,101.21	874,930.68	
PULTEGROUP INC	7,229	108.89	787,165.81	
AIRBNB INC-CLASS A	14,843	129.35	1,919,942.05	
BOOKING HOLDINGS INC	1,148	4,980.40	5,717,499.20	
CARNIVAL CORP	35,663	25.18	897,994.34	
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	47,487	61.74	2,931,847.38	
DARDEN RESTAURANTS INC	3,930	183.44	720,919.20	

DOMINO'S PIZZA INC	1, 143	427. 64	488, 792. 52
DOORDASH INC - A	10, 233	167. 65	1, 715, 562. 45
DRAFTKINGS INC-CL A	15, 097	39. 40	594, 821. 80
EXPEDIA GROUP INC	4, 282	179. 41	768, 233. 62
FLUTTER ENTERTAINMENT PLC-DI	5, 952	261. 34	1, 555, 495. 68
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	8, 628	245. 75	2, 120, 331. 00
HYATT HOTELS CORP - CL A	1, 264	155. 14	196, 096. 96
LAS VEGAS SANDS CORP	12, 183	51. 28	624, 744. 24
MARRIOTT INTERNATIONAL -CL A	8, 379	279. 02	2, 337, 908. 58
MCDONALD'S CORP	24, 428	290. 23	7, 089, 738. 44
MGM RESORTS INTERNATIONAL	7, 471	33. 44	249, 830. 24
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	8, 419	230. 76	1, 942, 768. 44
STARBUCKS CORP	38, 287	88. 76	3, 398, 354. 12
WYNN RESORTS LTD	3, 643	88. 31	321, 713. 33
YUM! BRANDS INC	9, 690	130. 36	1, 263, 188. 40
ALPHABET INC-CL A	200, 372	188. 51	37, 772, 125. 72
ALPHABET INC-CL C	171, 680	189. 70	32, 567, 696. 00
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	3, 267	352. 77	1, 152, 499. 59
COMCAST CORP-CLASS A	132, 451	37. 40	4, 953, 667. 40
ELECTRONIC ARTS INC	8, 653	147. 89	1, 279, 692. 17
FOX CORP - CLASS A	7, 650	48. 84	373, 626. 00
FOX CORP- CLASS B	4, 137	45. 97	190, 177. 89
INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	13, 863	28. 63	396, 897. 69
LIBERTY MEDIA CORP-LIB-NEW-C	6, 749	94. 65	638, 792. 85
LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	5, 702	132. 19	753, 747. 38
MATCH GROUP INC	8, 454	31. 64	267, 484. 56
META PLATFORMS INC-CLASS A	74, 737	595. 57	44, 511, 115. 09
NETFLIX INC	14, 683	902. 04	13, 244, 653. 32
NEWS CORP - CLASS A	13, 495	27. 61	372, 596. 95
OMNICOM GROUP	6, 417	87. 89	563, 990. 13
PINTEREST INC- CLASS A	20, 074	29. 61	594, 391. 14
ROBLOX CORP -CLASS A	16, 525	58. 91	973, 487. 75
ROKU INC	4, 368	78. 43	342, 582. 24
SEA LTD-ADR	12, 848	111. 64	1, 434, 350. 72
SNAP INC - A	33, 029	11. 30	373, 227. 70
SPOTIFY TECHNOLOGY SA	5, 311	454. 16	2, 412, 043. 76

TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	5,822	181.38	1,055,994.36	
TRADE DESK INC/THE -CLASS A	15,303	126.23	1,931,697.69	
WALT DISNEY CO/THE	61,708	111.37	6,872,419.96	
WARNER BROS DISCOVERY INC	76,128	10.49	798,582.72	
AMAZON.COM INC	322,943	223.29	72,109,942.47	
AUTOZONE INC	591	3,215.29	1,900,236.39	
BEST BUY CO INC	6,716	85.20	572,203.20	
BURLINGTON STORES INC	2,137	281.12	600,753.44	
CARMAX INC	5,758	84.23	484,996.34	
CARVANA CO	3,879	222.98	864,939.42	
DICK'S SPORTING GOODS INC	1,942	217.59	422,559.78	
EBAY INC	16,668	63.95	1,065,918.60	
GENUINE PARTS CO	4,551	114.62	521,635.62	
GLOBAL-E ONLINE LTD	3,481	53.52	186,303.12	
HOME DEPOT INC	33,951	385.02	13,071,814.02	
LKQ CORP	9,775	36.00	351,900.00	
LOWE'S COS INC	19,274	244.52	4,712,878.48	
MERCADOLIBRE INC	1,538	1,666.00	2,562,308.00	
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	1,979	1,214.39	2,403,277.81	
POOL CORP	1,306	340.94	445,267.64	
ROSS STORES INC	11,538	147.79	1,705,201.02	
TJX COMPANIES INC	38,195	121.20	4,629,234.00	
TRACTOR SUPPLY COMPANY	3,721	264.03	982,455.63	
ULTA BEAUTY INC	1,630	425.52	693,597.60	
WILLIAMS-SONOMA INC	4,557	179.59	818,391.63	
ALBERTSONS COS INC - CLASS A	13,858	19.41	268,983.78	
COSTCO WHOLESALE CORP	15,123	954.80	14,439,440.40	
DOLLAR GENERAL CORP	7,628	73.89	563,632.92	
DOLLAR TREE INC	6,718	69.06	463,945.08	
KROGER CO	23,645	60.96	1,441,399.20	
SYSCO CORP	17,200	76.55	1,316,660.00	
TARGET CORP	15,553	130.43	2,028,577.79	
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	22,735	9.35	212,572.25	
WALMART INC	150,873	93.40	14,091,538.20	
ALTRIA GROUP INC	57,979	52.99	3,072,307.21	
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	17,062	49.38	842,521.56	

BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	6, 297	41. 36	260, 443. 92	
BUNGE GLOBAL SA	4, 656	77. 92	362, 795. 52	
COCA-COLA CO/THE	140, 067	62. 45	8, 747, 184. 15	
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNE	7, 401	74. 71	552, 928. 71	
CONAGRA BRANDS INC	15, 623	26. 81	418, 852. 63	
CONSTELLATION BRANDS INC-A	5, 657	227. 05	1, 284, 421. 85	
GENERAL MILLS INC	19, 362	64. 01	1, 239, 361. 62	
HERSHEY CO/THE	5, 069	168. 94	856, 356. 86	
HORMEL FOODS CORP	10, 515	31. 58	332, 063. 70	
JM SMUCKER CO/THE	3, 831	108. 97	417, 464. 07	
KELLANOVA	9, 042	80. 34	726, 434. 28	
KEURIG DR PEPPER INC	39, 566	32. 40	1, 281, 938. 40	
KRAFT HEINZ CO/THE	30, 370	30. 10	914, 137. 00	
LAMB WESTON HOLDINGS INC	5, 206	62. 50	325, 375. 00	
MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	8, 592	78. 24	672, 238. 08	
MOLSON COORS BEVERAGE CO - B	5, 951	58. 65	349, 026. 15	
MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	45, 314	59. 27	2, 685, 760. 78	
MONSTER BEVERAGE CORP	25, 480	50. 90	1, 296, 932. 00	
PEPSICO INC	46, 940	151. 47	7, 110, 001. 80	
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	53, 198	122. 17	6, 499, 199. 66	
THE CAMPBELL'S COMPANY	6, 726	41. 58	279, 667. 08	
TYSON FOODS INC-CL A	9, 377	58. 20	545, 741. 40	
CHURCH & DWIGHT CO INC	8, 067	105. 85	853, 891. 95	
CLOROX COMPANY	4, 244	164. 13	696, 567. 72	
COLGATE-PALMOLIVE CO	26, 245	92. 92	2, 438, 685. 40	
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	7, 880	74. 70	588, 636. 00	
KENVUE INC	66, 045	21. 61	1, 427, 232. 45	
KIMBERLY-CLARK CORP	11, 620	131. 45	1, 527, 449. 00	
PROCTER & GAMBLE CO/THE	80, 447	169. 19	13, 610, 827. 93	
ABBOTT LABORATORIES	59, 559	112. 42	6, 695, 622. 78	
ALIGN TECHNOLOGY INC	2, 561	213. 58	546, 978. 38	
BAXTER INTERNATIONAL INC	17, 126	28. 90	494, 941. 40	
BECTON DICKINSON AND CO	10, 005	223. 83	2, 239, 419. 15	
BOSTON SCIENTIFIC CORP	50, 441	88. 66	4, 472, 099. 06	
CARDINAL HEALTH INC	8, 093	117. 00	946, 881. 00	
CENCORA INC	6, 277	226. 27	1, 420, 296. 79	

CENTENE CORP	18,434	59.71	1,100,694.14	
CIGNA GROUP/THE	9,596	274.80	2,636,980.80	
COOPER COS INC/THE	6,701	91.93	616,022.93	
CVS HEALTH CORP	42,343	43.78	1,853,776.54	
DAVITA INC	1,655	147.54	244,178.70	
DEXCOM INC	13,210	75.82	1,001,582.20	
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	20,818	73.93	1,539,074.74	
ELEVANCE HEALTH INC	7,860	366.48	2,880,532.80	
GE HEALTHCARE TECHNOLOGIES I	15,200	77.43	1,176,936.00	
HCA HEALTHCARE INC	6,626	297.52	1,971,367.52	
HENRY SCHEIN INC	4,459	68.95	307,448.05	
HOLOGIC INC	7,941	70.76	561,905.16	
HUMANA INC	4,031	235.78	950,429.18	
IDEXX LABORATORIES INC	2,853	409.03	1,166,962.59	
INSULET CORP	2,332	256.56	598,297.92	
INTUITIVE SURGICAL INC	12,165	523.91	6,373,365.15	
LABCORP HOLDINGS INC	2,875	226.97	652,538.75	
MCKESSON CORP	4,490	579.22	2,600,697.80	
MEDTRONIC PLC	43,356	79.99	3,468,046.44	
MOLINA HEALTHCARE INC	2,084	293.52	611,695.68	
QUEST DIAGNOSTICS INC	3,758	151.52	569,412.16	
RESMED INC	5,072	231.58	1,174,573.76	
SOLVENTUM CORP	5,234	66.80	349,631.20	
STERIS PLC	3,424	204.34	699,660.16	
STRYKER CORP	11,748	357.14	4,195,680.72	
TELEFLEX INC	1,550	174.79	270,924.50	
UNITEDHEALTH GROUP INC	31,586	489.25	15,453,450.50	
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	1,970	175.80	346,326.00	
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	5,122	219.67	1,125,149.74	
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	7,027	105.81	743,526.87	
ABBVIE INC	60,455	171.52	10,369,241.60	
AGILENT TECHNOLOGIES INC	9,841	133.19	1,310,722.79	
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	4,341	238.87	1,036,934.67	
AMGEN INC	18,409	261.19	4,808,246.71	
AVANTOR INC	25,042	21.02	526,382.84	
BIO-RAD LABORATORIES-A	722	325.94	235,328.68	

BIO-TECHNE CORP	5,708	71.39	407,494.12	
BIOGEN INC	5,085	147.39	749,478.15	
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	7,018	65.00	456,170.00	
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	68,682	56.30	3,866,796.60	
CHARLES RIVER LABORATORIES	1,997	182.15	363,753.55	
DANAHER CORP	22,270	226.16	5,036,583.20	
ELI LILLY & CO	27,636	757.54	20,935,375.44	
EXACT SCIENCES CORP	6,362	56.11	356,971.82	
GILEAD SCIENCES INC	42,211	91.09	3,844,999.99	
ILLUMINA INC	5,598	134.00	750,132.00	
INCYTE CORP	5,603	67.06	375,737.18	
IQVIA HOLDINGS INC	6,318	191.52	1,210,023.36	
JOHNSON & JOHNSON	82,375	143.58	11,827,402.50	
MERCK & CO. INC.	86,775	99.52	8,635,848.00	
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	730	1,206.02	880,394.60	
MODERNA INC	11,146	39.56	440,935.76	
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	3,291	134.96	444,153.36	
PFIZER INC	192,216	25.77	4,953,406.32	
REGENERON PHARMACEUTICALS	3,673	708.25	2,601,402.25	
REVVITY INC	4,118	110.54	455,203.72	
ROYALTY PHARMA PLC- CL A	12,049	24.28	292,549.72	
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	38,288	21.31	815,917.28	
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	13,082	516.69	6,759,338.58	
UNITED THERAPEUTICS CORP	1,401	360.16	504,584.16	
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	8,747	396.64	3,469,410.08	
VIATRIS INC	40,066	12.13	486,000.58	
WATERS CORP	1,985	360.63	715,850.55	
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	2,489	327.01	813,927.89	
ZOETIS INC	15,452	163.52	2,526,711.04	
BANK OF AMERICA CORP	238,594	43.38	10,350,207.72	
CITIGROUP INC	65,302	68.42	4,467,962.84	
CITIZENS FINANCIAL GROUP	15,292	42.45	649,145.40	
FIFTH THIRD BANCORP	22,661	42.26	957,653.86	
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	331	2,070.94	685,481.14	
HUNTINGTON BANCSHARES INC	47,541	15.91	756,377.31	
JPMORGAN CHASE & CO	97,487	232.96	22,710,571.52	

KEYCORP	30,861	16.81	518,773.41	
M & T BANK CORP	5,529	185.42	1,025,187.18	
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	13,391	190.03	2,544,691.73	
REGIONS FINANCIAL CORP	31,853	23.17	738,034.01	
TRUIST FINANCIAL CORP	46,312	42.55	1,970,575.60	
US BANCORP	52,487	47.41	2,488,408.67	
WELLS FARGO & CO	116,445	68.85	8,017,238.25	
ALLY FINANCIAL INC	9,977	34.63	345,503.51	
AMERICAN EXPRESS CO	19,481	293.08	5,709,491.48	
AMERIPRISE FINANCIAL INC	3,441	525.76	1,809,140.16	
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	13,800	169.63	2,340,894.00	
ARES MANAGEMENT CORP - A	6,171	171.08	1,055,734.68	
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	24,762	76.41	1,892,064.42	
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	45,309	449.34	20,359,146.06	
BLACKROCK INC	5,064	1,016.33	5,146,695.12	
BLACKSTONE INC	24,619	168.91	4,158,395.29	
BLOCK INC	18,574	87.64	1,627,825.36	
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	13,237	175.66	2,325,211.42	
CARLYLE GROUP INC/THE	7,596	49.03	372,431.88	
CBOE GLOBAL MARKETS INC	3,606	193.80	698,842.80	
CME GROUP INC	12,134	236.82	2,873,573.88	
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	6,602	273.92	1,808,419.84	
COREBRIDGE FINANCIAL INC	9,702	29.09	282,231.18	
CORPAY INC	2,352	339.09	797,539.68	
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	8,724	169.27	1,476,711.48	
EQUITABLE HOLDINGS INC	11,309	44.98	508,678.82	
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	1,325	489.73	648,892.25	
FIDELITY NATIONAL INFO SERV	19,273	80.14	1,544,538.22	
FISERV INC	19,759	202.26	3,996,455.34	
FRANKLIN RESOURCES INC	9,399	19.97	187,698.03	
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	1,496	83.64	125,125.44	
GLOBAL PAYMENTS INC	8,834	110.58	976,863.72	
GOLDMAN SACHS GROUP INC	10,797	553.99	5,981,430.03	
INTERCONTINENTAL EXCHANGE IN	19,353	148.29	2,869,856.37	
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	2,420	175.99	425,895.80	
KKR & CO INC	20,937	143.53	3,005,087.61	

LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	2, 579	327. 69	845, 112. 51
MARKETAXESS HOLDINGS INC	1, 206	228. 51	275, 583. 06
MASTERCARD INC-CLASS A	28, 172	523. 28	14, 741, 844. 16
MOODY' S CORP	5, 537	462. 09	2, 558, 592. 33
MORGAN STANLEY	41, 208	120. 50	4, 965, 564. 00
MSCI INC	2, 745	600. 58	1, 648, 592. 10
NASDAQ INC	15, 069	77. 38	1, 166, 039. 22
NORTHERN TRUST CORP	7, 089	100. 51	712, 515. 39
PAYPAL HOLDINGS INC	33, 482	86. 78	2, 905, 567. 96
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	6, 763	150. 86	1, 020, 266. 18
ROBINHOOD MARKETS INC - A	18, 050	36. 94	666, 767. 00
S&P GLOBAL INC	10, 836	486. 56	5, 272, 364. 16
SCHWAB (CHARLES) CORP	54, 724	73. 62	4, 028, 780. 88
SEI INVESTMENTS COMPANY	3, 903	81. 47	317, 977. 41
STATE STREET CORP	9, 910	95. 42	945, 612. 20
SYNCHRONY FINANCIAL	14, 143	64. 27	908, 970. 61
T ROWE PRICE GROUP INC	7, 573	112. 97	855, 521. 81
TOAST INC-CLASS A	13, 395	35. 93	481, 282. 35
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	3, 762	130. 33	490, 301. 46
VISA INC-CLASS A SHARES	57, 113	314. 88	17, 983, 741. 44
AFLAC INC	18, 076	101. 25	1, 830, 195. 00
ALLSTATE CORP	9, 137	189. 79	1, 734, 111. 23
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	2, 687	136. 46	366, 668. 02
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	22, 080	71. 09	1, 569, 667. 20
AON PLC	6, 563	353. 75	2, 321, 661. 25
ARCH CAPITAL GROUP LTD	12, 993	88. 99	1, 156, 247. 07
ARTHUR J GALLAGHER & CO	8, 517	279. 09	2, 377, 009. 53
ASSURANT INC	1, 791	208. 44	373, 316. 04
BROWN & BROWN INC	7, 947	102. 30	812, 978. 10
CHUBB LTD	13, 006	273. 16	3, 552, 718. 96
CINCINNATI FINANCIAL CORP	5, 331	142. 23	758, 228. 13
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	864	408. 38	352, 840. 32
EVEREST GROUP LTD	1, 513	349. 36	528, 581. 68
FNF GROUP	9, 412	55. 19	519, 448. 28
HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	9, 805	107. 06	1, 049, 723. 30
LOEWS CORP	6, 498	81. 66	530, 626. 68

MARKEL GROUP INC	451	1, 700. 27	766, 821. 77	
MARSH & MCLENNAN COS	16, 639	210. 35	3, 500, 013. 65	
METLIFE INC	20, 923	80. 11	1, 676, 141. 53	
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	7, 612	75. 18	572, 270. 16	
PROGRESSIVE CORP	20, 042	239. 71	4, 804, 267. 82	
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	12, 422	115. 47	1, 434, 368. 34	
TRAVELERS COS INC/THE	7, 931	237. 71	1, 885, 278. 01	
WILLIS TOWERS WATSON PLC	3, 593	311. 00	1, 117, 423. 00	
WR BERKLEY CORP	10, 705	58. 03	621, 211. 15	
ACCENTURE PLC-CL A	21, 225	372. 16	7, 899, 096. 00	
ADOBE INC	15, 026	437. 39	6, 572, 222. 14	
AKAMAI TECHNOLOGIES INC	4, 956	94. 58	468, 738. 48	
ANSYS INC	3, 062	334. 48	1, 024, 177. 76	
APPROVIN CORP-CLASS A	7, 233	318. 74	2, 305, 446. 42	
ASPEN TECHNOLOGY INC	982	249. 06	244, 576. 92	
ATLASSIAN CORP-CL A	5, 416	251. 23	1, 360, 661. 68	
AUTODESK INC	7, 444	293. 63	2, 185, 781. 72	
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	5, 344	47. 74	255, 122. 56	
CADENCE DESIGN SYS INC	9, 357	299. 87	2, 805, 883. 59	
CHECK POINT SOFTWARE TECH	3, 156	187. 01	590, 203. 56	
CLOUDFLARE INC - CLASS A	10, 586	108. 58	1, 149, 427. 88	
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	17, 128	79. 49	1, 361, 504. 72	
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	7, 978	351. 03	2, 800, 517. 34	
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	1, 572	315. 18	495, 462. 96	
DATADOG INC - CLASS A	9, 233	146. 93	1, 356, 604. 69	
DOCUSIGN INC	6, 883	94. 15	648, 034. 45	
DYNATRACE INC	9, 193	53. 56	492, 377. 08	
EPAM SYSTEMS INC	1, 893	246. 80	467, 192. 40	
FAIR ISAAC CORP	853	2, 044. 89	1, 744, 291. 17	
FORTINET INC	22, 410	94. 85	2, 125, 588. 50	
GARTNER INC	2, 675	481. 22	1, 287, 263. 50	
GEN DIGITAL INC	19, 152	27. 45	525, 722. 40	
GODADDY INC - CLASS A	4, 642	202. 94	942, 047. 48	
HUBSPOT INC	1, 703	702. 45	1, 196, 272. 35	
INTL BUSINESS MACHINES CORP	31, 488	223. 92	7, 050, 792. 96	
INTUIT INC	9, 581	636. 95	6, 102, 617. 95	

MANHATTAN ASSOCIATES INC	2,010	282.54	567,905.40	
MICROSOFT CORP	241,429	437.03	105,511,715.87	
MICROSTRATEGY INC-CL A	6,253	326.46	2,041,354.38	
MONDAY.COM LTD	1,321	224.69	296,815.49	
MONGODB INC	2,407	245.00	589,715.00	
NUTANIX INC - A	8,594	63.90	549,156.60	
OKTA INC	5,567	81.69	454,768.23	
ORACLE CORP	56,839	168.79	9,593,854.81	
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	68,205	74.21	5,061,493.05	
PALO ALTO NETWORKS INC	22,258	189.36	4,214,774.88	
PTC INC	4,039	187.13	755,818.07	
ROPER TECHNOLOGIES INC	3,698	521.75	1,929,431.50	
SALESFORCE INC	32,851	336.23	11,045,491.73	
SAMSARA INC-CL A	6,826	42.67	291,265.42	
SERVICENOW INC	7,042	1,074.87	7,569,234.54	
SNOWFLAKE INC-CLASS A	10,525	164.21	1,728,310.25	
SYNOPSYS INC	5,162	493.35	2,546,672.70	
TWILIO INC - A	5,243	106.03	555,915.29	
TYLER TECHNOLOGIES INC	1,403	593.60	832,820.80	
VERISIGN INC	3,010	193.44	582,254.40	
WIX.COM LTD	1,845	217.43	401,158.35	
WORKDAY INC-CLASS A	7,319	266.83	1,952,928.77	
ZOOM COMMUNICATIONS INC	8,177	84.05	687,276.85	
ZSCALER INC	2,921	183.21	535,156.41	
AMPHENOL CORP-CL A	40,389	70.01	2,827,633.89	
APPLE INC	519,836	249.79	129,849,834.44	
ARISTA NETWORKS INC	36,516	109.07	3,982,800.12	
CDW CORP/DE	4,631	173.28	802,459.68	
CISCO SYSTEMS INC	136,399	57.63	7,860,674.37	
CORNING INC	27,873	47.06	1,311,703.38	
DELL TECHNOLOGIES -C	10,842	111.96	1,213,870.32	
F5 INC	2,021	250.41	506,078.61	
HEWLETT PACKARD ENTERPRIS	42,774	20.89	893,548.86	
HP INC	34,199	32.46	1,110,099.54	
JABIL INC	3,812	140.44	535,357.28	
JUNIPER NETWORKS INC	11,533	37.00	426,721.00	

KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	5,950	159.85	951,107.50
MOTOROLA SOLUTIONS INC	5,755	463.81	2,669,226.55
NETAPP INC	7,222	116.58	841,940.76
PURE STORAGE INC – CLASS A	9,931	62.34	619,098.54
SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	6,768	87.54	592,470.72
SUPER MICRO COMPUTER INC	18,100	31.24	565,444.00
TE CONNECTIVITY PLC	10,495	143.89	1,510,125.55
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	1,603	464.95	745,314.85
TRIMBLE INC	8,512	70.74	602,138.88
WESTERN DIGITAL CORP	11,814	59.62	704,350.68
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	1,670	385.37	643,567.90
AT&T INC	245,884	22.57	5,549,601.88
T-MOBILE US INC	17,937	218.00	3,910,266.00
VERIZON COMMUNICATIONS INC	144,320	39.97	5,768,470.40
AES CORP	22,268	12.44	277,013.92
ALLIANT ENERGY CORP	8,572	58.26	499,404.72
AMEREN CORPORATION	8,697	88.57	770,293.29
AMERICAN ELECTRIC POWER	18,177	91.24	1,658,469.48
AMERICAN WATER WORKS CO INC	6,402	123.83	792,759.66
ATMOS ENERGY CORP	5,347	137.97	737,725.59
CENTERPOINT ENERGY INC	21,796	31.76	692,240.96
CMS ENERGY CORP	10,118	65.76	665,359.68
CONSOLIDATED EDISON INC	11,880	89.07	1,058,151.60
CONSTELLATION ENERGY	10,591	225.17	2,384,775.47
DOMINION ENERGY INC	28,878	52.99	1,530,245.22
DTE ENERGY COMPANY	7,267	118.11	858,305.37
DUKE ENERGY CORP	26,453	107.08	2,832,587.24
EDISON INTERNATIONAL	13,203	77.93	1,028,909.79
ENTERGY CORP	15,002	74.49	1,117,498.98
ESSENTIAL UTILITIES INC	9,627	36.18	348,304.86
EVERGY INC	8,098	60.53	490,171.94
EVERSOURCE ENERGY	12,393	55.90	692,768.70
EXELON CORP	34,392	37.19	1,279,038.48
FIRSTENERGY CORP	17,859	39.16	699,358.44
NEXTERA ENERGY INC	70,350	69.77	4,908,319.50
NISOURCE INC	15,754	35.87	565,095.98

NRG ENERGY INC	7, 470	89. 25	666, 697. 50	
P G & E CORP	69, 828	19. 42	1, 356, 059. 76	
PPL CORP	25, 085	32. 02	803, 221. 70	
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	17, 137	83. 19	1, 425, 627. 03	
SEMPRA	21, 815	85. 90	1, 873, 908. 50	
SOUTHERN CO/THE	37, 491	81. 78	3, 066, 013. 98	
VISTRA CORP	11, 914	137. 20	1, 634, 600. 80	
WEC ENERGY GROUP INC	10, 826	93. 26	1, 009, 632. 76	
XCEL ENERGY INC	19, 085	66. 65	1, 272, 015. 25	
ADVANCED MICRO DEVICES	55, 449	118. 88	6, 591, 777. 12	
ANALOG DEVICES INC	16, 807	207. 78	3, 492, 158. 46	
APPLIED MATERIALS INC	28, 075	161. 44	4, 532, 428. 00	
BROADCOM INC	151, 799	218. 32	33, 140, 757. 68	
ENPHASE ENERGY INC	4, 476	65. 80	294, 520. 80	
ENTEGRIS INC	5, 057	97. 91	495, 130. 87	
FIRST SOLAR INC	3, 402	175. 88	598, 343. 76	
INTEL CORP	146, 829	19. 06	2, 798, 560. 74	
KLA CORP	4, 559	622. 18	2, 836, 518. 62	
LAM RESEARCH CORP	44, 526	71. 21	3, 170, 696. 46	
MARVELL TECHNOLOGY INC	29, 963	109. 11	3, 269, 262. 93	
MICROCHIP TECHNOLOGY INC	18, 065	55. 99	1, 011, 459. 35	
MICRON TECHNOLOGY INC	37, 557	87. 09	3, 270, 839. 13	
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	1, 640	589. 15	966, 206. 00	
NVIDIA CORP	838, 798	130. 68	109, 614, 122. 64	
NXP SEMICONDUCTORS NV	8, 848	207. 27	1, 833, 924. 96	
ON SEMICONDUCTOR CORP	14, 971	64. 80	970, 120. 80	
QORVO INC	3, 093	68. 80	212, 798. 40	
QUALCOMM INC	37, 852	150. 40	5, 692, 940. 80	
SKYWORKS SOLUTIONS INC	5, 592	88. 26	493, 549. 92	
TERADYNE INC	5, 465	125. 19	684, 163. 35	
TEXAS INSTRUMENTS INC	31, 295	184. 47	5, 772, 988. 65	
CBRE GROUP INC - A	10, 479	125. 65	1, 316, 686. 35	
COSTAR GROUP INC	13, 916	69. 84	971, 893. 44	
HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	39, 300	4. 36	171, 348. 00	
ZILLOW GROUP INC - C	5, 696	74. 69	425, 434. 24	
米ドル 小計	12, 599, 181		1, 735, 443, 722. 20	

				(274, 113, 335, 921)	
カナダドル	ARC RESOURCES LTD	20, 120	24. 21	487, 105. 20	
	CAMECO CORP	14, 156	76. 12	1, 077, 554. 72	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	71, 439	42. 48	3, 034, 728. 72	
	CENOVUS ENERGY INC	45, 566	20. 66	941, 393. 56	
	ENBRIDGE INC	73, 284	58. 56	4, 291, 511. 04	
	IMPERIAL OIL LTD	6, 803	90. 00	612, 270. 00	
	KEYERA CORP	8, 539	42. 64	364, 102. 96	
	MEG ENERGY CORP	8, 433	22. 44	189, 236. 52	
	PARKLAND CORP	4, 484	33. 04	148, 151. 36	
	PEMBINA PIPELINE CORP	20, 614	51. 90	1, 069, 866. 60	
	SUNCOR ENERGY INC	44, 104	49. 81	2, 196, 820. 24	
	TC ENERGY CORP	35, 868	65. 22	2, 339, 310. 96	
	TOURMALINE OIL CORP	10, 720	60. 71	650, 811. 20	
	AGNICO EAGLE MINES LTD	17, 152	111. 34	1, 909, 703. 68	
	BARRICK GOLD CORP	60, 964	21. 91	1, 335, 721. 24	
	CCL INDUSTRIES INC - CL B	4, 976	74. 40	370, 214. 40	
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	26, 506	17. 41	461, 469. 46	
	FRANCO-NEVADA CORP	6, 723	165. 66	1, 113, 732. 18	
	IVANHOE MINES LTD-CL A	26, 916	16. 85	453, 534. 60	
	KINROSS GOLD CORP	44, 186	13. 06	577, 069. 16	
	LUNDIN MINING CORP	24, 006	11. 93	286, 391. 58	
	NUTRIEN LTD	16, 910	63. 38	1, 071, 755. 80	
	PAN AMERICAN SILVER CORP	12, 800	29. 45	376, 960. 00	
	TECK RESOURCES LTD-CLS B	15, 080	57. 54	867, 703. 20	
	WEST FRASER TIMBER CO LTD	1, 908	121. 85	232, 489. 80	
	WHEATON PRECIOUS METALS CORP	15, 543	81. 88	1, 272, 660. 84	
	CAE INC	11, 870	32. 86	390, 048. 20	
	STANTEC INC	3, 864	114. 88	443, 896. 32	
	TOROMONT INDUSTRIES LTD	2, 701	112. 68	304, 348. 68	
	WSP GLOBAL INC	4, 244	247. 43	1, 050, 092. 92	
	ELEMENT FLEET MANAGEMENT COR	13, 972	28. 52	398, 481. 44	
	GFL ENVIRONMENTAL INC-SUB VT	7, 957	64. 91	516, 488. 87	
	RB GLOBAL INC	6, 565	130. 72	858, 176. 80	
	THOMSON REUTERS CORP	5, 516	234. 18	1, 291, 736. 88	
	AIR CANADA	5, 799	21. 72	125, 954. 28	

CANADIAN NATL RAILWAY CO	18, 133	144. 87	2, 626, 927. 71	
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY	32, 427	102. 25	3, 315, 660. 75	
TFI INTERNATIONAL INC	2, 720	204. 51	556, 267. 20	
MAGNA INTERNATIONAL INC	8, 687	59. 41	516, 094. 67	
GILDAN ACTIVEWEAR INC	5, 096	67. 31	343, 011. 76	
RESTAURANT BRANDS INTERN	10, 231	94. 29	964, 680. 99	
CANADIAN TIRE CORP-CLASS A	1, 869	151. 31	282, 798. 39	
DOLLARAMA INC	9, 761	138. 69	1, 353, 753. 09	
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	26, 370	79. 54	2, 097, 469. 80	
EMPIRE CO LTD ' A '	3, 510	44. 08	154, 720. 80	
LOBLAW COMPANIES LTD	4, 992	191. 18	954, 370. 56	
METRO INC	7, 605	91. 65	696, 998. 25	
WESTON (GEORGE) LTD	2, 192	227. 04	497, 671. 68	
SAPUTO INC	10, 055	25. 20	253, 386. 00	
BANK OF MONTREAL	25, 224	139. 13	3, 509, 415. 12	
BANK OF NOVA SCOTIA	42, 533	76. 90	3, 270, 787. 70	
CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	32, 606	91. 79	2, 992, 904. 74	
NATIONAL BANK OF CANADA	11, 254	131. 29	1, 477, 537. 66	
ROYAL BANK OF CANADA	48, 548	172. 31	8, 365, 305. 88	
TORONTO-DOMINION BANK	58, 982	74. 20	4, 376, 464. 40	
BROOKFIELD ASSET MGMT-A	12, 564	78. 05	980, 620. 20	
BROOKFIELD CORP	45, 818	79. 88	3, 659, 941. 84	
IGM FINANCIAL INC	1, 623	46. 42	75, 339. 66	
ONEX CORPORATION	2, 236	111. 28	248, 822. 08	
TMX GROUP LTD	9, 244	43. 88	405, 626. 72	
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	680	1, 996. 10	1, 357, 348. 00	
GREAT-WEST LIFECO INC	8, 815	46. 72	411, 836. 80	
IA FINANCIAL CORP INC	3, 354	130. 66	438, 233. 64	
INTACT FINANCIAL CORP	6, 197	259. 71	1, 609, 422. 87	
MANULIFE FINANCIAL CORP	61, 706	43. 33	2, 673, 720. 98	
POWER CORP OF CANADA	20, 056	45. 11	904, 726. 16	
SUN LIFE FINANCIAL INC	20, 251	84. 50	1, 711, 209. 50	
CGI INC	7, 077	156. 97	1, 110, 876. 69	
CONSTELLATION SOFTWARE INC	695	4, 423. 74	3, 074, 499. 30	
DESCARTES SYSTEMS GRP/THE	2, 753	163. 95	451, 354. 35	
OPEN TEXT CORP	9, 889	39. 44	390, 022. 16	

	SHOPIFY INC - CLASS A	41,588	154.09	6,408,294.92	
	BCE INC	1,259	33.29	41,912.11	
	QUEBECOR INC -CL B	4,795	31.56	151,330.20	
	ROGERS COMMUNICATIONS INC-B	12,824	43.73	560,793.52	
	TELUS CORP	14,385	19.80	284,823.00	
	ALTAGAS LTD	11,308	32.40	366,379.20	
	BROOKFIELD RENEWABLE COR-A	3,622	39.82	144,228.04	
	CANADIAN UTILITIES LTD-A	4,470	34.22	152,963.40	
	EMERA INC	9,302	53.45	497,191.90	
	FORTIS INC	16,036	59.30	950,934.80	
	HYDRO ONE LTD	11,427	43.57	497,874.39	
	FIRSTSERVICE CORP	1,231	262.19	322,755.89	
	カナダドル 小計	1,408,288		101,600,802.88 (11,127,319,931)	
ユーロ	ENI SPA	80,429	12.78	1,028,043.47	
	GALP ENERGIA SGPS SA	15,142	16.65	252,114.30	
	NESTE OYJ	13,121	11.45	150,301.05	
	OMV AG	4,176	36.64	153,008.64	
	REPSOL SA	41,232	11.02	454,376.64	
	TENARIS SA	14,033	18.00	252,664.16	
	TOTALENERGIES SE	72,969	51.93	3,789,280.17	
	AIR LIQUIDE SA	19,935	155.50	3,099,892.50	
	AKZO NOBEL	5,435	56.16	305,229.60	
	ARCELORMITTAL	15,716	22.46	352,981.36	
	ARKEMA	1,842	70.60	130,045.20	
	BASF SE	30,771	42.68	1,313,460.13	
	COVESTRO AG-TEND	6,170	57.50	354,775.00	
	DSM-FIRMENICH AG	6,343	98.10	622,248.30	
	EVONIK INDUSTRIES AG	8,376	16.39	137,282.64	
	HEIDELBERG MATERIALS AG	4,756	120.30	572,146.80	
	STORA ENSO OYJ-R SHS	20,715	9.12	188,920.80	
	SYENSQO SA	2,552	70.62	180,222.24	
	SYMRISE AG	4,790	102.10	489,059.00	
	UPM-KYMMENE OYJ	17,667	25.71	454,218.57	
	ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	6,051	47.36	286,575.36	
	AIRBUS SE	20,524	156.52	3,212,416.48	

ALSTOM	12, 643	21. 98	277, 893. 14	
BOUYGUES SA	5, 825	28. 20	164, 265. 00	
BRENTAG SE	4, 141	57. 26	237, 113. 66	
COMPAGNIE DE SAINT GOBAIN	15, 645	85. 40	1, 336, 083. 00	
DAIMLER TRUCK HOLDING AG	16, 842	37. 05	623, 996. 10	
DASSAULT AVIATION SA	743	192. 60	143, 101. 80	
EIFPAGE	2, 879	82. 44	237, 344. 76	
FERROVIAL SE	17, 685	40. 10	709, 168. 50	
GEA GROUP AG	5, 204	47. 96	249, 583. 84	
IMCD NV	1, 801	140. 00	252, 140. 00	
KINGSPAN GROUP PLC	5, 471	70. 20	384, 064. 20	
KNORR-BREMSE AG	2, 871	68. 45	196, 519. 95	
KONE OYJ-B	11, 340	46. 95	532, 413. 00	
LEGRAND SA	8, 729	93. 64	817, 383. 56	
LEONARDO SPA	12, 224	25. 61	313, 056. 64	
METSO CORPORATION	20, 549	8. 90	183, 009. 39	
MTU AERO ENGINES AG	1, 811	323. 30	585, 496. 30	
PRYSMIAN SPA	8, 796	61. 10	537, 435. 60	
RATIONAL AG	150	827. 00	124, 050. 00	
REXEL SA	6, 639	23. 86	158, 406. 54	
RHEINMETALL AG	1, 494	620. 20	926, 578. 80	
SAFRAN SA	12, 549	211. 20	2, 650, 348. 80	
SCHNEIDER ELECTRIC SE	18, 818	240. 65	4, 528, 551. 70	
SIEMENS AG-REG	26, 108	189. 44	4, 945, 899. 52	
SIEMENS ENERGY AG	21, 130	50. 00	1, 056, 500. 00	
THALES SA	3, 081	139. 45	429, 645. 45	
VINCI SA	17, 296	98. 48	1, 703, 310. 08	
WARTSILA OYJ ABP	15, 810	17. 02	269, 165. 25	
BUREAU VERITAS SA	12, 062	29. 38	354, 381. 56	
RANDSTAD NV	3, 091	38. 81	119, 961. 71	
TELEPERFORMANCE	1, 798	81. 36	146, 285. 28	
WOLTERS KLUWER	8, 247	160. 25	1, 321, 581. 75	
ADP	1, 006	111. 80	112, 470. 80	
AENA SME SA	2, 582	196. 50	507, 363. 00	
DEUTSCHE GROUP AG	35, 564	33. 52	1, 192, 105. 28	
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	15, 976	6. 15	98, 380. 20	

GETLINK	10, 511	15. 22	159, 977. 42	
INPOST SA	7, 093	16. 29	115, 544. 97	
BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	9, 891	77. 28	764, 376. 48	
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PRF	1, 607	71. 20	114, 418. 40	
CONTINENTAL AG	3, 521	64. 20	226, 048. 20	
DR ING HC F PORSCHE AG	3, 475	58. 78	204, 260. 50	
FERRARI NV	4, 318	408. 80	1, 765, 198. 40	
MERCEDES-BENZ GROUP AG	25, 162	53. 47	1, 345, 412. 14	
MICHELIN(CGDE)	24, 054	31. 88	766, 841. 52	
PORSCHE AUTOMOBIL HLDG-PRF	5, 322	35. 62	189, 569. 64	
RENAULT SA	6, 517	46. 28	301, 606. 76	
STELLANTIS NV	70, 116	12. 36	866, 773. 99	
VOLKSWAGEN AG-PREF	7, 022	87. 32	613, 161. 04	
ADIDAS AG	5, 569	236. 10	1, 314, 840. 90	
HERMES INTERNATIONAL	1, 066	2, 295. 00	2, 446, 470. 00	
KERING	2, 440	234. 75	572, 790. 00	
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	9, 316	627. 50	5, 845, 790. 00	
MONCLER SPA	7, 505	50. 02	375, 400. 10	
PUMA SE	4, 608	45. 13	207, 959. 04	
SEB SA	855	86. 95	74, 342. 25	
ACCOR SA	7, 701	46. 35	356, 941. 35	
AMADEUS IT GROUP SA	15, 624	66. 92	1, 045, 558. 08	
DELIVERY HERO SE	6, 332	27. 57	174, 573. 24	
LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	3, 616	37. 08	134, 081. 28	
SODEXO	3, 138	76. 70	240, 684. 60	
BOLLORE SE	21, 133	5. 75	121, 514. 75	
CTS EVENTIM AG & CO KGAA	2, 251	82. 60	185, 932. 60	
PUBLICIS GROUPE	7, 794	103. 55	807, 068. 70	
SCOUT24 SE	2, 465	84. 05	207, 183. 25	
UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	28, 425	24. 23	688, 737. 75	
D' IETEREN GROUP	749	163. 40	122, 386. 60	
INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL	36, 783	49. 41	1, 817, 448. 03	
PROSUS NV	47, 026	39. 71	1, 867, 402. 46	
ZALANDO SE	8, 035	33. 30	267, 565. 50	
CARREFOUR SA	19, 160	13. 55	259, 618. 00	
JERONIMO MARTINS	8, 673	18. 24	158, 195. 52	

KESKO OYJ-B SHS	11, 103	18. 14	201, 463. 93
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N.V.	32, 797	31. 44	1, 031, 137. 68
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	30, 928	48. 39	1, 496, 605. 92
DANONE	22, 293	64. 44	1, 436, 560. 92
DAVIDE CAMPARI-MILANO NV	20, 931	6. 09	127, 469. 79
HEINEKEN HOLDING NV	4, 133	57. 70	238, 474. 10
HEINEKEN NV	9, 920	69. 16	686, 067. 20
JDE PEET' S BV	3, 184	16. 52	52, 599. 68
KERRY GROUP PLC-A	5, 061	92. 05	465, 865. 05
LOTUS BAKERIES	11	10, 660. 00	117, 260. 00
PERNOD RICARD SA	7, 085	108. 65	769, 785. 25
BEIERSDORF AG	3, 356	122. 90	412, 452. 40
HENKEL AG & CO KGAA	3, 714	73. 70	273, 721. 80
HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	6, 076	83. 56	507, 710. 56
L' OREAL	8, 131	339. 35	2, 759, 254. 85
AMPLIFON SPA	4, 758	24. 40	116, 095. 20
BIOMERIEUX	1, 395	101. 30	141, 313. 50
CARL ZEISS MEDITEC AG – BR	1, 217	45. 80	55, 738. 60
DIASORIN ITALIA SPA	614	99. 44	61, 056. 16
ESSILORLUXOTTICA	10, 292	231. 90	2, 386, 714. 80
FRESENIUS MEDICAL CARE AG	7, 118	43. 90	312, 480. 20
FRESENIUS SE & CO KGAA	13, 903	33. 48	465, 472. 44
KONINKLIJKE PHILIPS NV	26, 306	24. 15	635, 289. 90
SIEMENS HEALTHINEERS AG	10, 037	52. 48	526, 741. 76
ARGENX SE	2, 063	599. 80	1, 237, 387. 40
BAYER AG-REG	33, 152	18. 87	625, 578. 24
EUROFINS SCIENTIFIC	4, 329	47. 68	206, 406. 72
GRIFOLS SA	8, 799	9. 50	83, 590. 50
IPSEN	1, 125	107. 90	121, 387. 50
MERCK KGAA	4, 444	138. 45	615, 271. 80
ORION OYJ-CLASS B	4, 488	42. 25	189, 618. 00
QIAGEN N.V.	7, 448	42. 88	319, 407. 48
RECORDATI SPA	3, 098	50. 35	155, 984. 30
SANOFI	38, 677	91. 50	3, 538, 945. 50
SARTORIUS AG-VORZUG	784	216. 00	169, 344. 00
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	858	185. 00	158, 730. 00

UCB SA	4, 340	184. 80	802, 032. 00
ABN AMRO BANK NV-CVA	14, 361	14. 66	210, 604. 06
AIB GROUP PLC	62, 782	5. 23	328, 349. 86
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	194, 325	9. 37	1, 821, 602. 55
BANCO BPM SPA	46, 225	7. 68	355, 285. 35
BANCO DE SABADELL SA	174, 244	1. 86	325, 313. 54
BANCO SANTANDER SA	523, 339	4. 39	2, 301, 906. 59
BANK OF IRELAND GROUP PLC	33, 263	8. 67	288, 456. 73
BNP PARIBAS	35, 254	57. 81	2, 038, 033. 74
BPER BANCA SPA	34, 579	6. 06	209, 825. 37
CAIXABANK S. A	138, 774	5. 15	715, 796. 29
COMMERZBANK AG	34, 729	15. 57	540, 730. 53
CREDIT AGRICOLE SA	34, 620	13. 07	452, 483. 40
ERSTE GROUP BANK AG	12, 295	59. 22	728, 109. 90
FINECOBANK SPA	21, 498	16. 77	360, 628. 95
ING GROEP NV-CVA	114, 065	14. 92	1, 702, 762. 32
INTESA SANPAOLO	502, 843	3. 85	1, 937, 454. 07
KBC GROEP NV	7, 953	73. 74	586, 454. 22
MEDIOBANCA SPA	18, 448	13. 86	255, 689. 28
NORDEA BANK ABP	108, 980	10. 46	1, 140, 475. 70
SOCIETE GENERALE SA	23, 718	26. 77	634, 930. 86
UNICREDIT SPA	50, 650	37. 59	1, 904, 186. 75
ADYEN NV	749	1, 447. 00	1, 083, 803. 00
AMUNDI SA	1, 806	63. 55	114, 771. 30
CVC CAPITAL PARTNERS PLC	7, 643	21. 34	163, 101. 62
DEUTSCHE BANK AG-REGISTERED	66, 326	16. 58	1, 100, 215. 68
DEUTSCHE BOERSE AG	6, 578	224. 60	1, 477, 418. 80
EDENRED	8, 952	30. 24	270, 708. 48
EURAZEO	1, 496	69. 35	103, 747. 60
EURONEXT NV	2, 827	106. 90	302, 206. 30
EXOR NV	3, 322	88. 35	293, 498. 70
GROUPE BRUXELLES LAMBERT SA	3, 232	64. 35	207, 979. 20
NEXI SPA	25, 374	5. 37	136, 309. 12
SOFINA	537	212. 80	114, 273. 60
AEGON LTD	39, 129	5. 60	219, 357. 17
AGEAS	4, 980	46. 14	229, 777. 20

ALLIANZ SE-REG	13, 457	296. 90	3, 995, 383. 30	
ASR NEDERLAND NV	5, 679	44. 47	252, 545. 13	
AXA SA	61, 084	33. 78	2, 063, 417. 52	
GENERALI	32, 170	27. 08	871, 163. 60	
HANNOVER RUECK SE	2, 146	246. 80	529, 632. 80	
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	4, 497	502. 00	2, 257, 494. 00	
NN GROUP NV	9, 463	41. 48	392, 525. 24	
POSTE ITALIANE SPA	17, 255	13. 57	234, 236. 62	
SAMPO OYJ-A SHS	15, 948	38. 81	618, 941. 88	
TALANX AG	1, 722	80. 90	139, 309. 80	
UNIPOL GRUPPO SPA	13, 696	11. 78	161, 338. 88	
BECHTLE AG	2, 142	30. 36	65, 031. 12	
CAPGEMINI SA	5, 373	156. 55	841, 143. 15	
DASSAULT SYSTEMES SE	22, 264	33. 28	740, 945. 92	
NEMETSCHEK SE	2, 222	92. 25	204, 979. 50	
SAP SE	35, 759	237. 05	8, 476, 670. 95	
NOKIA OYJ	187, 328	4. 25	797, 548. 96	
CELLNEX TELECOM SA	18, 551	29. 64	549, 851. 64	
DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	118, 490	29. 24	3, 464, 647. 60	
ELISA OYJ	4, 433	41. 46	183, 792. 18	
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	9, 768	9. 57	93, 528. 60	
KONINKLIJKE KPN NV	137, 168	3. 55	487, 220. 73	
ORANGE	63, 441	9. 47	600, 913. 15	
TELECOM ITALIA SPA	282, 105	0. 25	70, 808. 35	
TELEFONICA SA	139, 319	3. 95	551, 145. 96	
ACCIONA SA	678	107. 90	73, 156. 20	
E.ON SE	74, 368	11. 13	827, 715. 84	
EDP RENOVAVEIS SA	12, 697	9. 64	122, 462. 56	
EDP-ENERGIAS DE PORTUGAL SA	107, 883	3. 11	336, 487. 07	
ELIA GROUP SA/NV	1, 222	73. 00	89, 206. 00	
ENDESA SA	12, 663	20. 36	257, 818. 68	
ENEL SPA	278, 918	6. 80	1, 896, 921. 31	
ENGIE	63, 895	14. 82	946, 923. 90	
FORTUM OYJ	15, 597	13. 15	205, 100. 55	
IBERDROLA SA	206, 054	12. 98	2, 674, 580. 92	
REDEIA CORP SA	13, 475	16. 38	220, 720. 50	

	RWE AG	22,389	28.33	634,280.37	
	SNAM SPA	65,311	4.23	276,788.01	
	TERNA SPA	46,145	7.57	349,502.23	
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	23,482	26.83	630,022.06	
	VERBUND AG	2,530	68.50	173,305.00	
	ASM INTERNATIONAL NV	1,564	556.80	870,835.20	
	ASML HOLDING NV	13,707	690.80	9,468,795.60	
	BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	2,825	127.10	359,057.50	
	INFINEON TECHNOLOGIES AG	45,102	31.88	1,437,851.76	
	STMICROELECTRONICS NV	22,955	23.54	540,475.47	
	LEG IMMOBILIEN SE	2,717	79.32	215,512.44	
	VONOVIA SE	24,080	28.80	693,504.00	
	ユーロ 小計	6,183,819		173,032,492.74 (28,325,419,061)	
英ポンド	BP PLC	555,951	3.79	2,107,332.26	
	SHELL PLC-NEW	213,233	24.05	5,129,319.81	
	ANGLO AMERICAN PLC	43,959	23.38	1,027,761.42	
	ANTOFAGASTA PLC	12,330	15.86	195,553.80	
	CRODA INTERNATIONAL PLC	4,351	33.32	144,975.32	
	ENDEAVOUR MINING PLC	5,026	14.21	71,419.46	
	GLENCORE PLC	357,629	3.54	1,266,364.28	
	MONDI PLC	15,540	11.45	178,010.70	
	RIO TINTO PLC	37,884	46.93	1,777,896.12	
	ASHTED GROUP PLC	14,508	49.90	723,949.20	
	BAE SYSTEMS PLC	104,547	11.66	1,219,018.02	
	BUNZL PLC	11,946	32.56	388,961.76	
	DCC PLC	3,523	51.90	182,843.70	
	MELROSE INDUSTRIES PLC	45,224	5.48	248,008.41	
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	293,515	5.79	1,701,212.94	
	SMITHS GROUP PLC	11,701	17.31	202,544.31	
	SPIRAX GROUP PLC	2,317	69.55	161,147.35	
	EXPERIAN PLC	30,694	35.10	1,077,359.40	
	INTERTEK GROUP PLC	5,136	46.82	240,467.52	
	RELX PLC	62,858	36.54	2,296,831.32	
	RENTOKIL INITIAL PLC	92,799	3.91	363,400.88	
	BARRATT REDROW PLC	52,638	4.30	226,343.40	

BERKELEY GROUP HOLDINGS/THE	3, 810	39. 18	149, 275. 80	
PERSIMMON PLC	11, 935	12. 07	144, 055. 45	
TAYLOR WIMPEY PLC	138, 851	1. 21	168, 981. 66	
COMPASS GROUP PLC	58, 613	26. 45	1, 550, 313. 85	
ENTAIN PLC	22, 678	7. 13	161, 830. 20	
INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	5, 410	98. 68	533, 858. 80	
PEARSON PLC	23, 364	12. 65	295, 671. 42	
WHITBREAD PLC	6, 021	28. 97	174, 428. 37	
AUTO TRADER GROUP PLC	28, 629	7. 92	226, 913. 45	
INFORMA PLC	42, 355	8. 04	340, 788. 33	
WPP PLC	40, 526	8. 41	340, 985. 76	
JD SPORTS FASHION PLC	67, 369	0. 97	65, 415. 29	
KINGFISHER PLC	68, 494	2. 49	170, 892. 53	
NEXT PLC	4, 278	97. 82	418, 473. 96	
MARKS & SPENCER GROUP PLC	68, 939	3. 78	260, 727. 29	
SAINSBURY (J) PLC	52, 374	2. 71	142, 143. 03	
TESCO PLC	238, 075	3. 68	877, 306. 37	
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	10, 301	20. 55	211, 685. 55	
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	69, 058	28. 94	1, 998, 538. 52	
COCA-COLA HBC AG-DI	8, 483	26. 92	228, 362. 36	
DIAGEO PLC	74, 915	25. 25	1, 891, 978. 32	
IMPERIAL BRANDS PLC	26, 823	25. 72	689, 887. 56	
HALEON PLC	255, 753	3. 80	973, 395. 91	
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	24, 024	48. 20	1, 157, 956. 80	
UNILEVER PLC	84, 372	45. 81	3, 865, 081. 32	
NMC HEALTH PLC	438	0. 00	0. 00	
SMITH & NEPHEW PLC	29, 875	9. 77	291, 938. 50	
ASTRAZENECA PLC	53, 212	102. 44	5, 451, 037. 28	
GSK PLC	140, 229	13. 22	1, 853, 827. 38	
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	4, 453	19. 35	86, 165. 55	
BARCLAYS PLC	492, 688	2. 60	1, 282, 220. 52	
HSBC HOLDINGS PLC	626, 376	7. 65	4, 792, 402. 77	
LLOYDS BANKING GROUP PLC	2, 155, 054	0. 54	1, 170, 194. 32	
NATWEST GROUP PLC	233, 584	4. 00	934, 336. 00	
STANDARD CHARTERED PLC	76, 819	9. 83	755, 591. 68	
3I GROUP PLC	33, 655	35. 58	1, 197, 444. 90	

	HARGREAVES LANSDOWN PLC	11,463	10.94	125,462.53	
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	16,069	114.50	1,839,900.50	
	M&G PLC	71,774	1.93	139,062.12	
	SCHRODERS PLC	19,357	3.11	60,316.41	
	WISE PLC - A	21,920	10.31	225,995.20	
	ADMIRAL GROUP PLC	9,877	26.14	258,184.78	
	AVIVA PLC	90,868	4.58	416,720.64	
	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	204,178	2.23	456,542.00	
	PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	25,534	5.01	127,925.34	
	PRUDENTIAL PLC	93,241	6.29	587,231.81	
	SAGE GROUP PLC/THE	32,669	13.05	426,493.79	
	HALMA PLC	12,163	27.33	332,414.79	
	BT GROUP PLC	224,472	1.46	328,627.00	
	VODAFONE GROUP PLC	758,506	0.67	508,654.12	
	CENTRICA PLC	201,361	1.25	253,513.49	
	NATIONAL GRID PLC	168,804	9.21	1,555,697.66	
	SEVERN TRENT PLC	8,357	25.74	215,109.18	
	SSE PLC	35,811	15.98	572,259.78	
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	22,508	10.64	239,485.12	
	英ポンド 小計	9,288,074		64,454,424.44 (12,715,568,853)	
スイスフラン	CLARIANT AG-REG	9,275	9.87	91,544.25	
	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	185	607.50	112,387.50	
	GIVAUDAN-REG	319	3,907.00	1,246,333.00	
	HOLCIM LTD	18,030	86.98	1,568,249.40	
	SIG GROUP AG	8,857	17.29	153,137.53	
	SIKA AG-REG	5,273	218.60	1,152,677.80	
	ABB LTD-REG	53,299	48.73	2,597,260.27	
	GEBERIT AG-REG	1,188	516.60	613,720.80	
	SCHINDLER HOLDING AG-REG	857	244.50	209,536.50	
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	1,403	250.00	350,750.00	
	VAT GROUP AG	922	339.50	313,019.00	
	ADECCO SA-REG	5,933	21.56	127,915.48	
	SGS SA-REG	4,985	90.44	450,843.40	
	KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	1,749	202.30	353,822.70	
	CIE FINANCIERE RICHEMONT-REG	18,077	134.85	2,437,683.45	

	SWATCH GROUP AG/THE-BR	867	160.20	138,893.40	
	AVOLTA AG	3,059	36.24	110,858.16	
	BARRY CALLEBAUT AG-REG	135	1,214.00	163,890.00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	41	9,925.00	406,925.00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	3	98,800.00	296,400.00	
	NESTLE SA-REG	89,733	74.20	6,658,188.60	
	ALCON INC	17,310	75.76	1,311,405.60	
	SONOVA HOLDING AG-REG	1,801	292.80	527,332.80	
	STRAUMANN HOLDING AG-REG	3,662	113.60	416,003.20	
	BACHEM HOLDING AG-REG B	1,210	61.15	73,991.50	
	GALDERMA GROUP AG	2,965	96.20	285,233.00	
	LONZA GROUP AG-REG	2,510	528.20	1,325,782.00	
	NOVARTIS AG-REG	67,572	87.04	5,881,466.88	
	ROCHE HOLDING AG-BR	1,103	261.00	287,883.00	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	24,088	246.70	5,942,509.60	
	SANDOZ GROUP AG	14,245	37.05	527,777.25	
	BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	737	81.90	60,360.30	
	JULIUS BAER GROUP LTD	7,479	57.44	429,593.76	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	794	1,217.00	966,298.00	
	UBS GROUP AG-REG	111,012	26.89	2,985,112.68	
	BALOISE HOLDING AG - REG	1,565	162.10	253,686.50	
	HELVETIA HOLDING AG-REG	1,070	145.60	155,792.00	
	SWISS LIFE HOLDING AG-REG	939	689.40	647,346.60	
	SWISS RE AG	10,459	129.10	1,350,256.90	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	4,923	538.20	2,649,558.60	
	TEMENOS GROUP AG-REG	2,516	64.15	161,401.40	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	5,187	73.02	378,754.74	
	SWISSCOM AG-REG	867	501.50	434,800.50	
	BKW AG	522	146.90	76,681.80	
	SWISS PRIME SITE-REG	2,725	96.15	262,008.75	
	スイスフラン 小計	511,451		46,945,073.60 (8,251,535,586)	
スウェーデン ローナ	BOLIDEN AB	8,372	304.70	2,550,948.40	
	HOLMEN AB-B SHARES	2,814	396.80	1,116,595.20	
	SVENSKA CELLULOSA AB SCA-B	21,016	134.85	2,834,007.60	
	ADDTECH AB-B SHARES	10,115	302.60	3,060,799.00	

ALFA LAVAL AB	9, 417	462. 80	4, 358, 187. 60	
ASSA ABLOY AB-B	34, 931	325. 90	11, 384, 012. 90	
ATLAS COPCO AB-A SHS	92, 368	171. 40	15, 831, 875. 20	
ATLAS COPCO AB-B SHS	54, 616	151. 70	8, 285, 247. 20	
BEIJER REF AB	11, 114	163. 80	1, 820, 473. 20	
EPIROC AB-A	23, 015	196. 15	4, 514, 392. 25	
EPIROC AB-B	13, 454	175. 00	2, 354, 450. 00	
INDUTRADE AB	9, 460	276. 00	2, 610, 960. 00	
INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	4, 803	271. 00	1, 301, 613. 00	
LIFCO AB-B SHS	8, 063	316. 20	2, 549, 520. 60	
NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	59, 070	42. 09	2, 486, 256. 30	
SAAB AB-B	12, 629	224. 95	2, 840, 893. 55	
SANDVIK AB	35, 344	200. 00	7, 068, 800. 00	
SKANSKA AB-B SHS	10, 230	229. 70	2, 349, 831. 00	
SKF AB-B SHARES	11, 976	207. 30	2, 482, 624. 80	
TRELLEBORG AB-B SHS	7, 726	381. 40	2, 946, 696. 40	
VOLVO AB-A SHS	5, 298	271. 20	1, 436, 817. 60	
VOLVO AB-B SHS	55, 277	269. 90	14, 919, 262. 30	
SECURITAS AB-B SHS	13, 252	137. 15	1, 817, 511. 80	
EVOLUTION AB	5, 964	911. 20	5, 434, 396. 80	
HENNES & MAURITZ AB-B SHS	18, 019	148. 50	2, 675, 821. 50	
ESSITY AKTIEBOLAG-B	20, 063	295. 60	5, 930, 622. 80	
GETINGE AB-B SHS	6, 570	173. 40	1, 139, 238. 00	
SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	6, 021	305. 80	1, 841, 221. 80	
SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	55, 659	151. 20	8, 415, 640. 80	
SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	48, 591	112. 85	5, 483, 494. 35	
SWEDBANK AB - A SHARES	29, 455	216. 20	6, 368, 171. 00	
EQT AB	12, 244	297. 30	3, 640, 141. 20	
INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	3, 567	347. 00	1, 237, 749. 00	
INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	5, 333	346. 80	1, 849, 484. 40	
INVESTOR AB-B SHS	59, 767	290. 35	17, 353, 348. 45	
LUNDBERGS AB-B SHS	2, 715	496. 40	1, 347, 726. 00	
ERICSSON LM-B SHS	98, 381	89. 22	8, 777, 552. 82	
HEXAGON AB-B SHS	73, 003	105. 95	7, 734, 667. 85	
TELE2 AB-B SHS	19, 254	109. 05	2, 099, 648. 70	
TELIA CO AB	74, 574	30. 26	2, 256, 609. 24	

	FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	18,172	74.84	1,359,992.48	
	SAGAX AB-B	7,884	222.60	1,754,978.40	
スウェーデンクローナ 小計		1,079,596		189,622,281.49 (2,715,391,070)	
ノルウェークローネ	AKER BP ASA	10,706	215.70	2,309,284.20	
	EQUINOR ASA	29,155	255.10	7,437,440.50	
	NORSK HYDRO ASA	52,857	62.34	3,295,105.38	
	YARA INTERNATIONAL ASA	4,955	301.50	1,493,932.50	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	3,139	1,293.00	4,058,727.00	
	MOWI ASA	13,940	196.00	2,732,240.00	
	ORKLA ASA	20,167	98.15	1,979,391.05	
	SALMAR ASA	2,244	542.50	1,217,370.00	
	DNB BANK ASA	30,325	225.80	6,847,385.00	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	8,695	200.20	1,740,739.00	
	TELENOR ASA	22,889	125.40	2,870,280.60	
ノルウェークローネ 小計		199,072		35,981,895.23 (496,190,335)	
デンマーククローネ	NOVONESIS (NOVOZYMES) B	11,512	403.70	4,647,394.40	
	ROCKWOOL A/S-B SHS	403	2,562.00	1,032,486.00	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	35,073	96.78	3,394,364.94	
	AP MOELLER-MAERSK A/S-A	78	11,080.00	864,240.00	
	AP MOELLER-MAERSK A/S-B	146	11,500.00	1,679,000.00	
	DSV A/S	6,932	1,496.00	10,370,272.00	
	PANDORA A/S	2,541	1,263.50	3,210,553.50	
	CARLSBERG AS-B	3,089	691.40	2,135,734.60	
	COLOPLAST-B	4,239	790.40	3,350,505.60	
	DEMANT A/S	3,200	258.80	828,160.00	
	GENMAB A/S	2,282	1,454.00	3,318,028.00	
	NOVO NORDISK A/S-B	110,388	743.20	82,040,361.60	
	ZEALAND PHARMA A/S	2,401	756.50	1,816,356.50	
	DANSKE BANK A/S	23,974	201.00	4,818,774.00	
	TRYG A/S	10,552	150.10	1,583,855.20	
	ORSTED A/S	6,672	332.10	2,215,771.20	
デンマーククローネ 小計		223,482		127,305,857.54 (2,793,090,514)	
オーストラリア	SANTOS LTD	106,200	6.36	675,432.00	

ドル	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	65,046	23.10	1,502,562.60	
	BHP GROUP LTD	174,510	39.68	6,924,556.80	
	BLUESCOPE STEEL LTD	13,807	19.83	273,792.81	
	FORTESCUE LTD	55,469	17.85	990,121.65	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES-CDI	14,477	51.03	738,761.31	
	MINERAL RESOURCES LTD	6,106	33.03	201,681.18	
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	35,951	15.33	551,128.83	
	ORICA LTD	18,928	17.39	329,157.92	
	RIO TINTO LTD	12,634	117.40	1,483,231.60	
	SOUTH32 LTD	161,229	3.36	541,729.44	
	REECE LTD	8,459	22.99	194,472.41	
	SGH LTD	7,705	45.30	349,036.50	
	BRAMBLES LTD	45,239	19.39	877,184.21	
	COMPUTERSHARE LTD	19,864	33.50	665,444.00	
	QANTAS AIRWAYS LTD	17,415	8.90	154,993.50	
	TRANSURBAN GROUP	103,261	13.45	1,388,860.45	
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	18,762	68.35	1,282,382.70	
	LOTTERY CORP LTD/THE	76,196	4.95	377,170.20	
	CAR GROUP LTD	13,430	37.97	509,937.10	
	REA GROUP LTD	1,973	237.43	468,449.39	
	SEEK LTD	13,555	23.41	317,322.55	
	WESFARMERS LTD	39,070	73.22	2,860,705.40	
	COLES GROUP LTD	45,292	18.72	847,866.24	
	ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALI	57,174	4.20	240,130.80	
	WOOLWORTHS GROUP LTD	40,302	30.39	1,224,777.78	
	TREASURY WINE ESTATES LTD	28,990	11.56	335,124.40	
	COCHLEAR LTD	2,109	291.11	613,950.99	
	PRO MEDICUS LTD	1,973	250.23	493,703.79	
	RAMSAY HEALTH CARE LTD	5,971	34.78	207,671.38	
	SONIC HEALTHCARE LTD	15,545	27.50	427,487.50	
	CSL LTD	16,362	278.79	4,561,561.98	
	ANZ GROUP HOLDINGS LTD	103,758	28.61	2,968,516.38	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	57,482	155.99	8,966,617.18	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	104,107	37.20	3,872,780.40	
	WESTPAC BANKING CORP	119,544	32.05	3,831,385.20	
	ASX LTD	7,507	65.44	491,258.08	

	MACQUARIE GROUP LTD	12, 521	224. 01	2, 804, 829. 21	
	WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	6, 799	34. 54	234, 837. 46	
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP	82, 293	8. 48	697, 844. 64	
	MEDIBANK PRIVATE LTD	87, 487	3. 78	330, 700. 86	
	QBE INSURANCE GROUP LTD	51, 243	19. 32	990, 014. 76	
	SUNCORP GROUP LTD	42, 555	19. 05	810, 672. 75	
	WISETECH GLOBAL LTD	6, 511	119. 26	776, 501. 86	
	XERO LTD	5, 015	166. 27	833, 844. 05	
	TELSTRA GROUP LTD	143, 934	3. 97	571, 417. 98	
	APA GROUP	39, 854	7. 05	280, 970. 70	
	ORIGIN ENERGY LTD	54, 674	10. 40	568, 609. 60	
オーストラリアドル 小計		2, 168, 288		61, 641, 190. 52 (6, 063, 027, 499)	
ニュージーランドドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	50, 411	8. 14	410, 345. 54	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE C	20, 290	37. 70	764, 933. 00	
	INFRATIL LTD	35, 676	12. 12	432, 393. 12	
	MERCURY NZ LTD	21, 009	6. 00	126, 054. 00	
	MERIDIAN ENERGY LTD	38, 959	5. 58	217, 391. 22	
ニュージーランドドル 小計		166, 345		1, 951, 116. 88 (173, 200, 645)	
香港ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	95, 000	40. 85	3, 880, 750. 00	
	SWIRE PACIFIC LTD - CL A	13, 700	69. 30	949, 410. 00	
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO LTD	45, 500	102. 60	4, 668, 300. 00	
	MTR CORP	44, 500	26. 70	1, 188, 150. 00	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	55, 000	20. 00	1, 100, 000. 00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	74, 000	34. 15	2, 527, 100. 00	
	SANDS CHINA LTD	70, 200	21. 30	1, 495, 260. 00	
	WH GROUP LTD	310, 000	6. 10	1, 891, 000. 00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	118, 500	25. 10	2, 974, 350. 00	
	HANG SENG BANK LTD	27, 400	92. 00	2, 520, 800. 00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	41, 500	298. 80	12, 400, 200. 00	
	AIA GROUP LTD	376, 400	54. 60	20, 551, 440. 00	
	HKT TRUST AND HKT LTD-SS	135, 000	9. 52	1, 285, 200. 00	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LTD (CKI)	21, 400	53. 65	1, 148, 110. 00	
	CLP HOLDINGS LTD	59, 000	63. 80	3, 764, 200. 00	
	HONG KONG & CHINA GAS	395, 717	6. 10	2, 413, 873. 70	

	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	53,000	50.65	2,684,450.00	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	56,000	30.60	1,713,600.00	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	52,916	23.30	1,232,942.80	
	SINO LAND CO	170,000	7.59	1,290,300.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	49,700	72.30	3,593,310.00	
	WHARF HOLDINGS LTD	32,000	21.95	702,400.00	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	61,000	19.54	1,191,940.00	
	香港ドル 小計	2,357,433		77,167,086.50 (1,568,806,868)	
シンガポールドル	KEPPEL LTD	47,000	6.75	317,250.00	
	SINGAPORE TECH ENGINEERING	54,300	4.59	249,237.00	
	YANGZIJANG SHIPBUILDING	94,900	2.89	274,261.00	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	50,000	6.36	318,000.00	
	GENTING SINGAPORE LTD	178,600	0.75	133,950.00	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	68,500	3.01	206,185.00	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	68,840	43.40	2,987,656.00	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	116,600	16.68	1,944,888.00	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	44,400	36.54	1,622,376.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	25,200	12.50	315,000.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	273,700	3.10	848,470.00	
	SEMBCORP INDUSTRIES LTD	25,700	5.41	139,037.00	
	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	82,600	2.56	211,456.00	
	シンガポールドル 小計	1,130,340		9,567,766.00 (1,110,052,211)	
イスラエルシェケル	ICL GROUP LTD	24,131	17.55	423,499.05	
	ELBIT SYSTEMS LTD	765	950.00	726,750.00	
	BANK HAPOLIM BM	40,594	42.53	1,726,462.82	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	48,004	42.50	2,040,170.00	
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	46,706	24.52	1,145,231.12	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	4,617	158.90	733,641.30	
	NICE SYSTEMS LTD	2,166	645.00	1,397,070.00	
	AZRIELI GROUP	1,495	289.90	433,400.50	
	イスラエルシェケル 小計	168,478		8,626,224.79 (373,066,107)	
	合 計	37,483,847		349,826,004,601 (349,826,004,601)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建保有価証券に係わるもので、内書であります。

(2)株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権証券	カナダドル	(WRT)CONSTELLATION SOFTWARE INC	497.00	0.00	
	カナダドル 小計		497.00	0.00 (0)	
新株予約権証券合計				0 (0)	
投資証券	米ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	5,471	532,273.59	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	11,425	411,985.50	
		AMERICAN TOWER CORP	15,749	2,825,370.60	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT IN	18,553	348,239.81	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	4,705	1,021,737.80	
		BXP INC	5,051	370,389.83	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	3,585	403,384.20	
		CROWN CASTLE INC	15,033	1,363,944.09	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	11,227	1,985,045.87	
		EQUINIX INC	3,259	3,003,396.63	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	6,492	429,640.56	
		EQUITY RESIDENTIAL	11,811	820,746.39	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	2,201	614,101.01	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	7,314	1,041,147.90	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	8,987	417,536.02	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	23,802	470,327.52	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	23,237	409,668.31	
		INVITATION HOMES INC	20,003	634,495.16	
		IRON MOUNTAIN INC	10,256	1,042,214.72	
		KIMCO REALTY CORP	22,653	521,245.53	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	4,140	618,640.20	
		PROLOGIS INC	31,762	3,220,666.80	
		PUBLIC STORAGE	5,474	1,583,792.42	
		REALTY INCOME CORP	30,132	1,559,632.32	
		REGENCY CENTERS CORP	5,791	419,384.22	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	3,664	726,351.36	

		SIMON PROPERTY GROUP INC	11,278	1,908,914.28	
		SUN COMMUNITIES INC	4,431	531,232.59	
		UDR INC	9,872	418,770.24	
		VENTAS INC	14,365	829,291.45	
		VICI PROPERTIES INC	36,025	1,018,426.75	
		WELLTOWER INC	21,233	2,628,220.74	
		WEYERHAEUSER CO	24,863	676,522.23	
		WP CAREY INC	7,385	394,654.40	
	米ドル 小計		441,229	35,201,391.04	(5,560,059,714)
	カナダドル	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	1,821	76,809.78	
	カナダドル 小計		1,821	76,809.78	(8,412,207)
	ユーロ	COVIVIO	2,175	104,791.50	
		GECINA SA	1,560	138,138.00	
		KLEPIERRE	7,298	201,132.88	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	3,947	280,079.12	
		WAREHOUSES DE PAUW SCA	6,343	119,628.98	
	ユーロ 小計		21,323	843,770.48	(138,125,227)
	英ポンド	LAND SECURITIES GROUP PLC	22,152	123,940.44	
		SEGRO PLC	45,179	308,120.78	
	英ポンド 小計		67,331	432,061.22	(85,237,037)
	オーストラリアドル	GOODMAN GROUP	58,696	2,113,056.00	
		GPT GROUP	65,528	293,565.44	
		MIRVAC GROUP	148,939	285,962.88	
		SCENTRE GROUP	174,680	599,152.40	
		STOCKLAND	75,930	369,019.80	
		VICINITY CENTRES	146,054	299,410.70	
	オーストラリアドル 小計		669,827	3,960,167.22	(389,522,047)
	香港ドル	LINK REIT	81,700	2,655,250.00	
	香港ドル 小計		81,700	2,655,250.00	(53,981,232)
	シンガポールドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	117,400	295,848.00	

	CAPITALAND INTEGRATED COMMER	168,663	323,832.96	
	シンガポールドル 小計	286,063	619,680.96 (71,895,384)	
	投資証券合計		6,307,232,848 (6,307,232,848)	
	合計		6,307,232,848 (6,307,232,848)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)券面総額欄の数値は口数を表しております。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入新株予約権 証券 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 569 銘柄	98.0%	—	—	77.1%
	投資証券 34 銘柄	—	—	2.0%	1.6%
カナダドル	株式 83 銘柄	99.9%	—	—	3.1%
	新株予約権 証券 1 銘柄	—	—	—	—
	投資証券 1 銘柄	—	—	0.1%	0.0%
ユーロ	株式 214 銘柄	99.5%	—	—	8.0%
	投資証券 5 銘柄	—	—	0.5%	0.0%
英ポンド	株式 77 銘柄	99.3%	—	—	3.6%
	投資証券 2 銘柄	—	—	0.7%	0.0%
スイスフラン	株式 45 銘柄	100.0%	—	—	2.3%
スウェーデンクローナ	株式 42 銘柄	100.0%	—	—	0.8%
ノルウェークローネ	株式 11 銘柄	100.0%	—	—	0.1%
デンマーククローネ	株式 16 銘柄	100.0%	—	—	0.8%
オーストラリアドル	株式 48 銘柄	94.0%	—	—	1.7%
	投資証券 6 銘柄	—	—	6.0%	0.1%
ニュージーランドドル	株式 5 銘柄	100.0%	—	—	0.0%
香港ドル	株式 23 銘柄	96.7%	—	—	0.4%
	投資証券 1 銘柄	—	—	3.3%	0.0%
シンガポールドル	株式 13 銘柄	93.9%	—	—	0.3%
	投資証券 2 銘柄	—	—	6.1%	0.0%
イスラエルシェケル	株式 8 銘柄	100.0%	—	—	0.1%

(注) 時価比率は通貨ごとの有価証券の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表（その他の注記）の2 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。

RM新興国株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2024 年 12 月 20 日現在

資産の部	
流動資産	
預金	987,103,081
コール・ローン	17,825,299
株式	41,440,641,898
投資証券	36,866,815
派生商品評価勘定	4,739
未収入金	8,321,095
未収配当金	42,091,834
未収利息	53
差入委託証拠金	689,766,179
流動資産合計	43,222,620,993
資産合計	43,222,620,993
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	41,426,337
未払解約金	14,710,000
流動負債合計	56,136,337
負債合計	56,136,337
純資産の部	
元本等	
元本	20,201,722,338
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	22,964,762,318
元本等合計	43,166,484,656
純資産合計	43,166,484,656
負債純資産合計	43,222,620,993

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 派生商品取引等損益 原則として、約定日基準で計上しております。 為替予約取引による為替差損益 原則として、約定日基準で計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第 60 条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第 61 条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

2024 年 12 月 20 日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2023 年 12 月 21 日
期首元本額	17,018,218,864 円
期中追加設定元本額	6,674,922,187 円
期中一部解約元本額	3,491,418,713 円
期末元本額	20,201,722,338 円
期末元本の内訳※	
りそなラップ型ファンド(安定型)	460,220,618 円
りそなラップ型ファンド(安定成長型)	2,131,045,792 円
りそなラップ型ファンド(成長型)	3,187,296,919 円
D C りそな グローバルバランス	16,143,373 円
つみたてバランスファンド	1,486,415,914 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド 2030	486,805,982 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド 2040	429,615,323 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド 2050	309,308,190 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド 2035	168,371,847 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド 2045	116,410,407 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド 2055	70,438,933 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド 2060	190,363,006 円

埼玉りそな・グローバルバランス・プラスE S G	113,643,313 円
九州S D G s ・グローバルバランス	56,327,756 円
ラップ型ファンド・プラスE S G (安定型)	6,715,413 円
ラップ型ファンド・プラスE S G (安定成長型)	220,799,202 円
ラップ型ファンド・プラスE S G (成長型)	375,324,537 円
りそな つみたてラップ型ファンド (安定型)	47,175,551 円
りそな つみたてラップ型ファンド (安定成長型)	117,138,120 円
りそな つみたてラップ型ファンド (成長型)	141,671,064 円
りそな つみたてリスクコントロールファンド	4,232,280 円
ターゲットリターンバランスファンド (目標2%)	1,811,730 円
ターゲットリターンバランスファンド (目標3%)	2,066,576 円
ターゲットリターンバランスファンド (目標4%)	11,144,907 円
ターゲットリターンバランスファンド (目標5%)	6,055,726 円
ターゲットリターンバランスファンド (目標6%)	13,992,707 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2065	4,272,839 円
りそな新興国株式インデックス	10,154,709 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2035 (運用継続型)	36,629 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2040 (運用継続型)	28,457 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2045 (運用継続型)	32,727 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2050 (運用継続型)	36,441 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2055 (運用継続型)	40,068 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2060 (運用継続型)	42,940 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2065 (運用継続型)	59,325 円
FWりそな先進国+新興国株式アクティブファンド	201,066,721 円
FWりそな新興国株式インデックスファンド	3,846,239,735 円
S m a r t - i 新興国株式インデックス	3,855,289,265 円
S m a r t - i 8資産バランス 安定型	144,288,530 円
S m a r t - i 8資産バランス 安定成長型	506,738,845 円
S m a r t - i 8資産バランス 成長型	773,028,334 円
S m a r t - i S e l e c t 全世界株式インデックス	369,312,461 円
S m a r t - i S e l e c t 全世界株式インデックス (除く日本)	119,333,482 円
S m a r t - i D C 全世界株式インデックス	98,939,222 円
S m a r t - i D C 全世界株式インデックス (除く日本)	583,121 円
りそなV I グローバル・バランスファンド (安定型) (適格機関投資家専用)	876,893 円
りそなV I グローバル・バランスファンド (安定成長型) (適格機関投資家専用)	8,124,259 円
りそなV I グローバル・バランスファンド (成長型) (適格機関投資家専用)	92,662,149 円
2. 計算日における受益権の総数	20,201,722,338 口
3. 計算日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.1368 円
(10,000口当たり純資産額)	(21,368 円)

(注) ※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

2024年12月20日現在	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

これらは、株価変動リスク、リートの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

デリバティブ取引等を行った場合は、信託約款に記載した目的で取引を行っております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。

また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。

II 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月20日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

株式、投資証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

デリバティブ取引

(その他の注記)の2 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

2024年12月20日現在

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	2024年12月20日現在
	損益に含まれた評価差額(円)
株式	4,479,363,536
投資証券	△10,329,135
合計	4,469,034,401

(注) 損益に含まれた評価差額は、親投資信託受益証券の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

2 デリバティブ取引に関する注記

(株式関連)

(2024年12月20日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益

			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	1,738,667,005	—	1,697,245,407	△41,421,598
合計		1,738,667,005	—	1,697,245,407	△41,421,598

(注) 時価の算定方法

先物取引

外国先物取引について

先物取引の評価においては、原則として計算日の取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	INNER MONGOLIA YITAI COAL-B	36,000	2.05	74,052.00	
	NOVATEK PJSC-SPONS GDR REG S	1,600	0.00	0.00	
	SURGUTNEFTEGAS-SP ADR	13,769	0.00	0.00	
	TATNEFT PAO-SPONSORED ADR	4,090	0.00	0.00	
	CIA DE MINAS BUENAVENTUR-ADR	4,996	12.46	62,250.16	
	MMC NORILSK NICKEL PJSC-ADR	11,117	0.00	0.00	
	NOVOLIPETSK STEEL PJSC-GDR	2,773	0.00	0.00	
	PHOSAGRO PJSC-GDR REG S	2,330	0.00	0.00	
	PHOSAGRO PJSC(BLOCKED)-GDR	15	0.00	0.00	
	POLYUS PJSC-REG S-GDR	1,288	0.00	0.00	
	SEVERSTAL - GDR REG S	3,862	0.00	0.00	
	SOLIDCORE RESOURCES PLC	5,948	0.00	0.00	
	SOUTHERN COPPER CORP	2,941	91.98	270,513.18	
	H WORLD GROUP LTD	6,920	33.17	229,536.40	
	TAL EDUCATION GROUP- ADR	13,690	9.75	133,477.50	
	YUM CHINA HOLDINGS INC	13,047	48.97	638,911.59	
	AUTOHOME INC-ADR	2,118	26.05	55,173.90	
	KANZHUN LTD	9,046	13.73	124,201.58	
	TENCENT MUSIC ENTERTAINM-ADR	25,415	11.79	299,642.85	
	VK CO LTD	2,211	0.00	0.00	
	PDD HOLDINGS INC	23,659	101.00	2,389,559.00	
	VIPSHOP HOLDINGS LTD - ADR	11,424	13.35	152,510.40	
	X 5 RETAIL GROUP NV-REGS GDR	2,296	0.00	0.00	
	LEGEND BIOTECH CORP-ADR	2,588	34.02	88,043.76	
	COMMERCIAL INTL BANK-GDR REG	98,520	1.51	149,553.36	
	CREDICORP LTD	2,296	180.17	413,670.32	
	INTER & CO INC - CL A	8,301	4.04	33,536.04	
	NU HOLDINGS LTD/CAYMAN ISL-A	101,201	10.33	1,045,406.33	
	TCS GROUP HOLDING-GDR REG S	2,188	0.00	0.00	
	QIFU TECHNOLOGY INC	3,969	37.91	150,464.79	

	STONECO LTD-A	8,237	8.00	65,896.00	
	XP INC - CLASS A	11,958	12.10	144,691.80	
	SHANGHAI BAOSIGHT SOFTWARE-B	24,726	1.63	40,427.01	
	KE HOLDINGS INC	22,229	18.26	405,901.54	
米ドル 小計		486,768		6,967,419.51 (1,100,503,911)	
メキシコペソ	CEMEX SAB-CPO	524,400	11.34	5,946,696.00	
	GRUPO MEXICO SAB DE CV-SER B	108,700	97.44	10,591,728.00	
	INDUSTRIAS PENOLES SAB DE CV	6,450	276.21	1,781,554.50	
	ALFA S. A. B. -A	124,578	14.89	1,854,966.42	
	GRUPO CARSO SAB DE CV-SER A1	17,700	114.08	2,019,216.00	
	GRUPO AEROPORT DEL PACIFIC-B	13,685	366.36	5,013,636.60	
	GRUPO AEROPORT DEL SURESTE-B	5,830	534.56	3,116,484.80	
	GRUPO AEROPORTUARIO DEL CENT	11,800	182.08	2,148,544.00	
	PROMOTORA Y OPERADORA DE INF	5,980	176.35	1,054,573.00	
	GRUPO COMERCIAL CHEDRAUI SA	9,300	128.16	1,191,888.00	
	WALMART DE MEXICO SAB DE CV	176,200	58.03	10,224,886.00	
	ARCA CONTINENTAL SAB DE CV	19,400	173.58	3,367,452.00	
	COCA-COLA FEMSA SAB DE CV	16,850	159.90	2,694,315.00	
	FOMENTO ECONOMICO MEXICA-UBD	61,100	172.13	10,517,143.00	
	GRUMA S. A. B. -B	6,105	331.55	2,024,112.75	
	GRUPO BIMBO SAB- SERIES A	42,500	55.64	2,364,700.00	
	KIMBERLY-CLARK DE MEXICO-A	45,900	27.95	1,282,905.00	
	GRUPO FINANCIERO BANORTE-O	87,000	132.00	11,484,000.00	
	GRUPO FINANCIERO INBURSA-O	59,100	43.74	2,585,034.00	
	AMERICA MOVIL SAB DE CV	623,400	14.54	9,064,236.00	
メキシコペソ 小計		1,965,978		90,328,071.07 (701,541,996)	
ブラジルリアル	COSAN SA	38,400	8.29	318,336.00	
	PETROBRAS - PETROLEO BRAS	124,800	40.01	4,993,248.00	
	PETROBRAS - PETROLEO BRAS-PR	154,200	37.16	5,730,072.00	
	PRIOR SA	28,300	39.68	1,122,944.00	
	ULTRAPAR PARTICIPACOES SA	22,900	16.20	370,980.00	
	CIA SIDERURGICA NACIONAL SA	19,200	9.25	177,600.00	
	GERDAU SA-PREF	45,234	19.37	876,182.58	
	KLABIN SA - UNIT	30,830	23.26	717,105.80	

SUZANO SA	25, 007	60. 70	1, 517, 924. 90	
VALE SA	117, 004	53. 77	6, 291, 305. 08	
EMBRAER SA	25, 700	55. 97	1, 438, 429. 00	
WEG SA	56, 500	56. 46	3, 189, 990. 00	
CCR SA	32, 300	10. 25	331, 075. 00	
LOCALIZA RENT A CAR	33, 910	32. 55	1, 103, 770. 50	
RUMO SA	42, 300	18. 50	782, 550. 00	
VIBRA ENERGIA SA	36, 100	18. 35	662, 435. 00	
RAIA DROGASIL SA	41, 476	22. 69	941, 090. 44	
AMBEV SA	160, 400	12. 78	2, 049, 912. 00	
BRF SA	19, 900	26. 27	522, 773. 00	
JBS SA	24, 800	38. 35	951, 080. 00	
NATURA &CO HOLDING SA	28, 800	13. 12	377, 856. 00	
HAPVIDA PARTICIPACOES E INVE	150, 892	2. 29	345, 542. 68	
REDE D'OR SAO LUIZ SA	25, 600	26. 39	675, 584. 00	
HYPERA SA	11, 400	17. 25	196, 650. 00	
BANCO BRADESCO S. A.	51, 115	10. 54	538, 752. 10	
BANCO BRADESCO SA-PREF	178, 636	11. 50	2, 054, 314. 00	
BANCO DO BRASIL S. A.	55, 200	23. 89	1, 318, 728. 00	
ITAU UNIBANCO HOLDING S-PREF	167, 000	31. 14	5, 200, 380. 00	
ITAUSA SA	192, 284	8. 78	1, 688, 253. 52	
B3 SA-BRASIL BOLSA BALCAO	180, 100	9. 98	1, 797, 398. 00	
BANCO BTG PACTUAL SA-UNIT	40, 200	28. 53	1, 146, 906. 00	
BB SEGURIDADE PARTICIPACOES	22, 000	37. 33	821, 260. 00	
CAIXA SEGURIDADE PARTICIPACO	19, 000	15. 73	298, 870. 00	
TOTVS SA	21, 100	27. 45	579, 195. 00	
TELEFONICA BRASIL S. A.	13, 000	49. 16	639, 080. 00	
TIM SA	28, 500	14. 87	423, 795. 00	
CENTRAIS ELETRICAS BRAS-PR B	7, 100	39. 21	278, 391. 00	
CENTRAIS ELETRICAS BRASILIER	42, 100	34. 83	1, 466, 343. 00	
CIA ENERGETICA MINAS GER-PRF	57, 374	11. 30	648, 326. 20	
CIA SANEAMENTO BASICO DE SP	17, 200	87. 19	1, 499, 668. 00	
COMPANHIA PARANAENSE DE ENER	35, 200	9. 24	325, 248. 00	
CPFL ENERGIA SA	7, 200	32. 00	230, 400. 00	
ENERGISA SA-UNITS	9, 800	38. 00	372, 400. 00	
ENGIE BRASIL ENERGIA SA	6, 275	36. 64	229, 916. 00	

	EQUATORIAL ENERGIA SA - ORD	43,600	28.87	1,258,732.00	
	ブラジルリアル 小計	2,489,937		58,500,791.80 (1,504,014,406)	
チリペソ	EMPRESAS CMPC SA	33,869	1,545.00	52,327,605.00	
	SOC QUIMICA Y MINERA CHILE-B	4,555	37,450.00	170,584,750.00	
	LATAM AIRLINES GROUP SA	5,527,400	13.70	75,725,380.00	
	EMPRESAS COPEC SA	12,153	6,000.00	72,918,000.00	
	FALABELLA SA	29,867	3,489.00	104,205,963.00	
	CENCOSUD SA	41,917	2,180.00	91,379,060.00	
	BANCO DE CHILE	1,584,287	112.69	178,533,302.03	
	BANCO DE CREDITO E INVERSION	3,557	28,499.00	101,370,943.00	
	BANCO SANTANDER CHILE	2,146,867	47.28	101,503,871.76	
	ENEL AMERICAS SA	721,398	87.40	63,050,185.20	
	ENEL CHILE SA	827,632	57.00	47,175,024.00	
	チリペソ 小計	10,933,502		1,058,774,083.99 (168,390,606)	
コロンビアペソ	BANCOLOMBIA SA	7,429	37,700.00	280,073,300.00	
	BANCOLOMBIA SA-PREF	16,489	35,200.00	580,412,800.00	
	INTERCONEXION ELECTRICA SA	15,693	16,240.00	254,854,320.00	
	コロンビアペソ 小計	39,611		1,115,340,420.00 (40,211,368)	
ユーロ	METLEN ENERGY & METALS SA	3,508	33.80	118,570.40	
	OPAP SA	5,739	15.73	90,274.47	
	JUMBO SA	3,787	25.38	96,114.06	
	ALPHA SERVICES AND HOLDINGS	72,626	1.58	115,257.46	
	EUROBANK ERGASIAS SERVICES A	91,824	2.23	205,318.46	
	NATIONAL BANK OF GREECE	30,349	7.77	236,054.52	
	PIRAEUS FINANCIAL HOLDINGS S	39,713	3.93	156,151.51	
	HELLENIC TELECOMMUN ORGANIZA	6,206	14.76	91,600.56	
	PUBLIC POWER CORP	6,514	11.67	76,018.38	
	ユーロ 小計	260,266		1,185,359.82 (194,043,402)	
トルコリラ	TUPRAS-TURKIYE PETROL RAFINE	31,268	144.40	4,515,099.20	
	EREGLI DEMIR VE CELIK FABRIK	86,416	25.30	2,186,324.80	
	SASA POLYESTER SANAYI	347,344	4.12	1,431,057.28	
	ASELSAN ELEKTRONIK SANAYI	45,551	69.90	3,184,014.90	

	KOC HOLDING AS	24,481	184.70	4,521,640.70	
	TURK SISE VE CAM FABRIKALARI	42,569	42.26	1,798,965.94	
	PEGASUS HAVA TASIMACILIGI AS	7,907	222.20	1,756,935.40	
	TURK HAVA YOLLARI AO	19,704	289.50	5,704,308.00	
	FORD OTOMOTIV SANAYI AS	2,149	952.50	2,046,922.50	
	BIM BIRLESİK MAGAZALAR AS	16,061	502.00	8,062,622.00	
	ANADOLU EFES BIRACILIK VE	7,108	224.10	1,592,902.80	
	COCA-COLA ICECEK AS	27,115	59.30	1,607,919.50	
	AKBANK T. A. S.	110,813	61.15	6,776,214.95	
	HACI OMER SABANCI HOLDING	34,570	94.60	3,270,322.00	
	TURKIYE IS BANKASI-C	318,445	13.14	4,184,367.30	
	YAPI VE KREDI BANKASI	104,229	29.00	3,022,641.00	
	TURKCELL ILETISIM HIZMET AS	46,556	93.60	4,357,641.60	
トルコリラ 小計		1,272,286		60,019,899.87 (270,521,692)	
チェココルナ	KOMERCNI BANKA AS	2,474	849.50	2,101,663.00	
	MONETA MONEY BANK AS	9,667	125.80	1,216,108.60	
	CEZ AS	5,821	950.50	5,532,860.50	
チェココルナ 小計		17,962		8,850,632.10 (57,641,511)	
ハンガリーフォ リント	MOL HUNGARIAN OIL AND GAS PL	13,379	2,668.00	35,695,172.00	
	RICHTER GEDEON NYRT	4,614	10,520.00	48,539,280.00	
	OTP BANK PLC	7,511	21,470.00	161,261,170.00	
ハンガリーフォリント 小計		25,504		245,495,622.00 (96,870,117)	
ポーランドズロ チ	ORLEN SA	20,151	47.06	948,406.81	
	KGHM POLSKA MIEDZ SA	4,980	117.40	584,652.00	
	BUDIMEX	397	468.40	185,954.80	
	LPP SA	41	15,930.00	653,130.00	
	CD PROJEKT SA	2,083	188.70	393,062.10	
	ALLEGRO.EU SA	20,381	27.99	570,464.19	
	DINO POLSKA SA	1,567	398.20	623,979.40	
	ALIOR BANK SA	3,092	88.12	272,467.04	
	BANK PEKAO SA	6,624	141.35	936,302.40	
	MBANK SA	464	552.40	256,313.60	
	PKO BANK POLSKI SA	29,461	60.48	1,781,801.28	

	SANTANDER BANK POLSKA SA	1, 446	470. 10	679, 764. 60	
	POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZE	19, 309	46. 96	906, 750. 64	
	PGE SA	29, 021	5. 84	169, 598. 72	
	ポーランドズロチ 小計	139, 017		8, 962, 647. 58 (344, 696, 255)	
ロシアルーブル	GAZPROM PJSC	209, 472	0. 00	0. 00	
	LUKOIL PJSC	7, 345	0. 00	0. 00	
	ROSNEFT OIL CO PJSC	20, 180	0. 00	0. 00	
	SURGUTNEFTEGAS-PREFERENCE	131, 600	0. 00	0. 00	
	ALROSA PJSC	46, 260	0. 00	0. 00	
	UNITED CO RUSAL INTERNATIONA	55, 000	0. 00	0. 00	
	OZON HOLDINGS PLC - ADR	920	0. 00	0. 00	
	MAGNIT PJSC	1, 334	0. 00	0. 00	
	SBERBANK OF RUSSIA PJSC	190, 680	0. 00	0. 00	
	VTB BANK PJSC	13, 147	0. 00	0. 00	
	MOSCOW EXCHANGE MICEX-RTS PJ	22, 980	0. 00	0. 00	
	MOBILE TELESYSTEMS PUBLIC JO	16, 768	0. 00	0. 00	
	INTER RAO UES PJSC	725, 000	0. 00	0. 00	
	ロシアルーブル 小計	1, 440, 686		0. 00 (0)	
香港ドル	CHINA COAL ENERGY CO-H	64, 000	9. 58	613, 120. 00	
	CHINA OILFIELD SERVICES-H	58, 000	6. 60	382, 800. 00	
	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	814, 000	4. 29	3, 492, 060. 00	
	CHINA SHENHUA ENERGY CO-H	113, 000	33. 20	3, 751, 600. 00	
	COSCO SHIPPING ENERGY TRAN-H	52, 000	5. 83	303, 160. 00	
	PETROCHINA CO LTD-H	724, 000	5. 80	4, 199, 200. 00	
	YANKUANG ENERGY GROUP CO-H	115, 500	8. 92	1, 030, 260. 00	
	ALUMINUM CORP OF CHINA LTD-H	146, 000	4. 38	639, 480. 00	
	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H	39, 000	19. 52	761, 280. 00	
	CHINA HONGQIAO GROUP LTD	94, 000	11. 58	1, 088, 520. 00	
	CHINA NATIONAL BUILDING MA-H	152, 000	3. 57	542, 640. 00	
	CMOC GROUP LTD-H	117, 000	5. 49	642, 330. 00	
	JIANGXI COPPER CO LTD-H	44, 000	12. 40	545, 600. 00	
	MMG LTD	140, 000	2. 54	355, 600. 00	
	SHANDONG GOLD MINING CO LT-H	25, 000	12. 94	323, 500. 00	
	ZHAOJIN MINING INDUSTRY - H	49, 000	10. 48	513, 520. 00	

ZIJIN MINING GROUP CO LTD-H	196,000	14.36	2,814,560.00	
AVICHINA INDUSTRY & TECH-H	83,000	3.64	302,120.00	
BOC AVIATION LTD	7,000	60.20	421,400.00	
CHINA COMMUNICATIONS SERVI-H	82,000	4.36	357,520.00	
CHINA RAILWAY GROUP LTD-H	133,000	3.92	521,360.00	
CHINA STATE CONSTRUCTION INT	72,000	11.94	859,680.00	
CITIC LTD	196,000	8.76	1,716,960.00	
CRRC CORP LTD - H	138,000	4.71	649,980.00	
FOSUN INTERNATIONAL LTD	83,500	4.64	387,440.00	
HAITIAN INTERNATIONAL HLDGS	21,000	20.15	423,150.00	
SINOTRUK HONG KONG LTD	22,500	22.60	508,500.00	
WEICHAI POWER CO LTD-H	72,000	11.14	802,080.00	
ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRI-H	16,000	30.65	490,400.00	
CHINA MERCHANTS PORT HOLDING	40,000	12.74	509,600.00	
COSCO SHIPPING HOLDINGS CO-H	101,200	12.26	1,240,712.00	
JD LOGISTICS INC	66,700	13.84	923,128.00	
JIANGSU EXPRESS CO LTD-H	42,000	8.28	347,760.00	
ORIENT OVERSEAS INTL LTD	4,500	102.30	460,350.00	
ZHEJIANG EXPRESSWAY CO-H	48,000	5.39	258,720.00	
ZTO EXPRESS CAYMAN INC	14,211	154.30	2,192,757.30	
BYD CO LTD-H	35,500	268.60	9,535,300.00	
FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP-H	20,000	54.90	1,098,000.00	
GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LT	208,000	15.48	3,219,840.00	
GREAT WALL MOTOR COMPANY-H	76,000	13.96	1,060,960.00	
LI AUTO INC-CLASS A	41,388	91.05	3,768,377.40	
NIO INC-CLASS A	48,545	34.65	1,682,084.25	
XPENG INC-CLASS A SHARES	43,364	48.50	2,103,154.00	
YADEA GROUP HOLDINGS LTD	42,000	13.58	570,360.00	
ZHEJIANG LEAPMOTOR TECHNOLOG	17,200	31.00	533,200.00	
ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	43,800	79.00	3,460,200.00	
BOSIDENG INTL HLDGS LTD	126,000	4.10	516,600.00	
HAIER SMART HOME CO LTD-H	84,400	27.10	2,287,240.00	
HISENSE HOME APPLIANCES GR-H	10,000	24.00	240,000.00	
LI NING CO LTD	78,000	16.70	1,302,600.00	
MIDEA GROUP CO LTD	9,500	74.80	710,600.00	
SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP	28,300	59.70	1,689,510.00	

HAIDILAO INTERNATIONAL HOLDI	53,000	17.12	907,360.00
MEITUAN	168,510	158.40	26,691,984.00
NEW ORIENTAL EDUCATION & TEC	50,910	46.60	2,372,406.00
TONGCHENG TRAVEL HOLDINGS LT	45,200	19.90	899,480.00
TRAVELSKY TECHNOLOGY LTD-H	34,000	10.52	357,680.00
TRIP.COM GROUP LTD	21,060	555.50	11,698,830.00
BAIDU INC-CLASS A	77,780	84.10	6,541,298.00
BILIBILI INC-CLASS Z	7,857	150.40	1,181,692.80
CHINA LITERATURE LTD	14,600	27.45	400,770.00
CHINA RUYI HOLDINGS LIMITED	208,000	2.54	528,320.00
KINGSOFT CORP LTD	33,600	34.60	1,162,560.00
KUAISHOU TECHNOLOGY	91,500	45.20	4,135,800.00
NETEASE INC	65,900	143.80	9,476,420.00
TENCENT HOLDINGS LTD	220,900	415.20	91,717,680.00
ALIBABA GROUP HOLDING LTD	554,140	82.95	45,965,913.00
CHOW TAI FOOK JEWELLERY GROU	62,600	6.60	413,160.00
JD.COM INC - CL A	84,260	141.70	11,939,642.00
MINISO GROUP HOLDING LTD	12,492	45.60	569,635.20
POP MART INTERNATIONAL GROUP	18,000	94.75	1,705,500.00
ZHONGSHENG GROUP HOLDINGS	28,500	14.88	424,080.00
ALIBABA HEALTH INFORMATION T	212,000	3.43	727,160.00
JD HEALTH INTERNATIONAL INC	36,800	28.05	1,032,240.00
ANHUI GUJING DISTILLERY CO-B	3,800	111.97	425,486.00
CHINA FEIHE LTD	124,000	5.67	703,080.00
CHINA MENGNIU DAIRY CO	105,000	17.64	1,852,200.00
CHINA RESOURCES BEER HOLDIN	56,000	25.10	1,405,600.00
NONGFU SPRING CO LTD-H	69,400	34.90	2,422,060.00
SMOORE INTERNATIONAL HOLDING	60,000	10.46	627,600.00
TINGYI (CAYMAN ISLN) HLDG CO	68,000	9.90	673,200.00
TSINGTAO BREWERY CO LTD-H	22,000	53.30	1,172,600.00
WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD	154,000	4.38	674,520.00
GIANT BIOGENE HOLDING CO LTD	10,600	51.75	548,550.00
HENGAN INTL GROUP CO LTD	22,000	21.90	481,800.00
SHANDONG WEIGAO GP MEDICAL-H	100,000	4.53	453,000.00
SHANGHAI PHARMACEUTICALS-H	21,500	13.08	281,220.00
SINOPHARM GROUP CO-H	44,800	21.50	963,200.00

AKESO INC	22,000	62.30	1,370,600.00	
BEIGENE LTD	23,196	105.80	2,454,136.80	
CHINA RESOURCES PHARMACEUTIC	79,000	5.46	431,340.00	
CSPC PHARMACEUTICAL GROUP LT	294,000	4.78	1,405,320.00	
GENSCRIPT BIOTECH CORP	46,000	9.79	450,340.00	
HANSOH PHARMACEUTICAL GROUP	44,000	18.34	806,960.00	
INNOVENT BIOLOGICS INC	41,500	36.00	1,494,000.00	
SINO BIOPHARMACEUTICAL	359,250	3.23	1,160,377.50	
WUXI APTEC CO LTD-H	10,168	54.90	558,223.20	
WUXI BIOLOGICS (CAYMAN) INC.	125,000	16.96	2,120,000.00	
AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	950,000	4.19	3,980,500.00	
BANK OF CHINA LTD-H	2,427,000	3.80	9,222,600.00	
BANK OF COMMUNICATIONS CO-H	293,000	5.98	1,752,140.00	
CHINA CITIC BANK CORP LTD-H	292,000	4.97	1,451,240.00	
CHINA CONSTRUCTION BANK-H	3,276,000	6.26	20,507,760.00	
CHINA EVERBRIGHT BANK CO L-H	101,000	2.79	281,790.00	
CHINA MERCHANTS BANK-H	133,500	38.50	5,139,750.00	
CHINA MINSHENG BANKING-H	209,600	3.19	668,624.00	
IND & COMM BK OF CHINA-H	2,369,000	4.82	11,418,580.00	
POSTAL SAVINGS BANK OF CHI-H	257,000	4.53	1,164,210.00	
CHINA GALAXY SECURITIES CO-H	115,500	7.05	814,275.00	
CHINA INTERNATIONAL CAPITA-H	47,600	13.14	625,464.00	
CITIC SECURITIES CO LTD-H	56,000	21.65	1,212,400.00	
FAR EAST HORIZON LTD	64,000	5.50	352,000.00	
HAITONG SECURITIES CO LTD-H	86,400	6.91	597,024.00	
HUATAI SECURITIES CO LTD-H	41,200	13.02	536,424.00	
CHINA LIFE INSURANCE CO-H	255,000	14.54	3,707,700.00	
CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H	88,200	24.35	2,147,670.00	
CHINA TAIPING INSURANCE HOLD	52,200	11.78	614,916.00	
NEW CHINA LIFE INSURANCE C-H	33,200	23.55	781,860.00	
PEOPLE'S INSURANCE CO GROU-H	283,000	3.74	1,058,420.00	
PICC PROPERTY & CASUALTY-H	230,000	11.96	2,750,800.00	
PING AN INSURANCE GROUP CO-H	228,500	45.70	10,442,450.00	
KINGDEE INTERNATIONAL SFTWR	110,000	9.09	999,900.00	
AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS IN	26,000	37.55	976,300.00	
BYD ELECTRONIC INTL CO LTD	28,000	39.15	1,096,200.00	

	LENOVO GROUP LTD	282,000	9.36	2,639,520.00	
	SUNNY OPTICAL TECH	23,900	70.75	1,690,925.00	
	XIAOMI CORP-CLASS B	522,800	30.80	16,102,240.00	
	ZTE CORP-H	23,600	22.05	520,380.00	
	CHINA TOWER CORP LTD-H	1,450,000	1.13	1,638,500.00	
	BEIJING ENTERPRISES HLDGS	16,500	25.55	421,575.00	
	BEIJING ENTERPRISES WATER GR	146,000	2.35	343,100.00	
	CGN POWER CO LTD-H	342,000	2.82	964,440.00	
	CHINA GAS HOLDINGS LTD	88,800	6.51	578,088.00	
	CHINA LONGYUAN POWER GROUP-H	107,000	6.85	732,950.00	
	CHINA POWER INTERNATIONAL	142,000	3.07	435,940.00	
	CHINA RESOURCES GAS GROUP LT	34,100	29.90	1,019,590.00	
	CHINA RESOURCES POWER HOLDIN	64,000	19.28	1,233,920.00	
	ENN ENERGY HOLDINGS LTD	27,700	54.25	1,502,725.00	
	GUANGDONG INVESTMENT LTD	102,000	6.40	652,800.00	
	HUANENG POWER INTL INC-H	134,000	4.32	578,880.00	
	KUNLUN ENERGY CO LTD	132,000	8.14	1,074,480.00	
	GCL TECHNOLOGY HOLDINGS LTD	727,000	1.13	821,510.00	
	HUA HONG SEMICONDUCTOR LTD	22,000	20.50	451,000.00	
	XINYI SOLAR HOLDINGS LTD	168,000	3.07	515,760.00	
	C&D INTERNATIONAL INVESTMENT	27,000	12.32	332,640.00	
	CHINA OVERSEAS LAND & INVEST	131,000	12.46	1,632,260.00	
	CHINA RESOURCES LAND LTD	108,500	22.25	2,414,125.00	
	CHINA RESOURCES MIXC LIFESTY	25,600	28.35	725,760.00	
	LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD	72,000	10.10	727,200.00	
	香港ドル 小計	26,076,331		438,987,202.45 (8,924,609,825)	
マレーシアリン ギット	PETRONAS DAGANGAN BHD	10,900	19.86	216,474.00	
	PETRONAS CHEMICALS GROUP BHD	88,200	4.70	414,540.00	
	PRESS METAL ALUMINIUM HOLDIN	140,600	4.79	673,474.00	
	GAMUDA BHD	152,200	4.71	716,862.00	
	SIME DARBY BERHAD	99,700	2.29	228,313.00	
	SUNWAY BHD	76,700	4.63	355,121.00	
	MALAYSIA AIRPORTS HLDGS BHD	28,000	10.64	297,920.00	
	MISC BHD	44,700	7.36	328,992.00	
	GENTING BHD	81,100	3.59	291,149.00	

	GENTING MALAYSIA BHD	91,400	2.12	193,768.00	
	MR DIY GROUP M BHD	156,850	1.81	283,898.50	
	IOI CORP BHD	85,100	3.80	323,380.00	
	KUALA LUMPUR KEPONG BHD	16,500	21.42	353,430.00	
	NESTLE (MALAYSIA) BERHAD	2,200	97.00	213,400.00	
	PPB GROUP BERHAD	19,620	11.88	233,085.60	
	QL RESOURCES BHD	65,725	4.72	310,222.00	
	SD GUTHRIE BHD	63,000	4.91	309,330.00	
	IHH HEALTHCARE BHD	68,900	7.13	491,257.00	
	AMMB HOLDINGS BHD	82,000	5.38	441,160.00	
	CIMB GROUP HOLDINGS BHD	262,500	8.04	2,110,500.00	
	HONG LEONG BANK BERHAD	20,600	20.06	413,236.00	
	MALAYAN BANKING BHD	183,600	10.06	1,847,016.00	
	PUBLIC BANK BERHAD	491,400	4.49	2,206,386.00	
	RHB BANK BHD	50,200	6.40	321,280.00	
	AXIATA GROUP BERHAD	95,100	2.41	229,191.00	
	CELCOMDIGI BHD	113,500	3.61	409,735.00	
	MAXIS BHD	93,600	3.55	332,280.00	
	TELEKOM MALAYSIA BHD	36,600	6.63	242,658.00	
	PETRONAS GAS BHD	26,300	17.50	460,250.00	
	TENAGA NASIONAL BHD	96,700	13.94	1,347,998.00	
	YTL CORP BHD	106,800	2.55	272,340.00	
	YTL POWER INTERNATIONAL BHD	78,700	4.08	321,096.00	
	INARI AMERTRON BHD	92,700	3.09	286,443.00	
	マレーシアリングイト 小計	3,121,695		17,476,185.10 (612,166,297)	
タイパーツ	PTT EXPLOR & PROD PCL-NVDR	49,300	119.00	5,866,700.00	
	PTT PCL-NVDR	353,100	31.75	11,210,925.00	
	THAI OIL PCL-NVDR	39,100	35.00	1,368,500.00	
	PTT GLOBAL CHEMICAL PCL-NVDR	79,000	23.50	1,856,500.00	
	SIAM CEMENT PCL-NVDR	25,500	166.50	4,245,750.00	
	AIRPORTS OF THAILAND PC-NVDR	145,900	58.75	8,571,625.00	
	BANGKOK EXPRESSWAY AND METRO	234,600	7.10	1,665,660.00	
	MINOR INTERNATIONAL PCL-NVDR	114,000	26.00	2,964,000.00	
	CENTRAL RETAIL CORP PCL-NVDR	51,825	34.00	1,762,050.00	
	HOME PRODUCT CENTER PCL-NVDR	204,100	8.90	1,816,490.00	

	PTT OIL & RETAIL BUSINE-NVDR	85,300	13.10	1,117,430.00	
	CP ALL PCL-NVDR	197,900	54.50	10,785,550.00	
	CP AXTRA PCL-NVDR	72,834	26.25	1,911,892.50	
	CHAROEN POKPHAND FOODS-NVDR	130,000	22.10	2,873,000.00	
	BANGKOK DUSIT MED SERVI-NVDR	383,800	23.30	8,942,540.00	
	BUMRUNGRAD HOSPITAL PCL-NVDR	18,700	191.00	3,571,700.00	
	KASIKORNBANK PCL-NVDR	19,100	154.00	2,941,400.00	
	KRUNG THAI BANK - NVDR	134,000	21.10	2,827,400.00	
	SCB X PCL-NVDR	26,600	117.50	3,125,500.00	
	TMBTHANACHART BANK PCL-NVDR	685,400	1.81	1,240,574.00	
	KRUNGTHAI CARD PCL-NVDR	29,400	47.75	1,403,850.00	
	DELTA ELECTRONICS THAI-NVDR	105,400	150.00	15,810,000.00	
	ADVANCED INFO SERVICE-NVDR	41,900	274.00	11,480,600.00	
	INTOUCH HOLDINGS PCL-NVDR	36,100	94.25	3,402,425.00	
	TRUE CORP PCL/NEW-NVDR	327,315	10.60	3,469,539.00	
	GULF ENERGY DEVELOPMENT-NVDR	92,300	58.75	5,422,625.00	
	CENTRAL PATTANA PCL-NVDR	75,300	54.75	4,122,675.00	
	タイパーツ 小計	3,757,774		125,776,900.50 (574,800,435)	
フィリピンペソ	AYALA CORPORATION	9,330	594.00	5,542,020.00	
	JG SUMMIT HOLDINGS INC	72,731	19.72	1,434,255.32	
	SM INVESTMENTS CORP	7,780	877.00	6,823,060.00	
	INTL CONTAINER TERM SVCS INC	36,820	385.00	14,175,700.00	
	JOLLIBEE FOODS CORP	15,800	256.00	4,044,800.00	
	UNIVERSAL ROBINA CORP	24,530	75.90	1,861,827.00	
	BANK OF THE PHILIPPINE ISLAN	60,138	122.00	7,336,836.00	
	BDO UNIBANK INC	82,826	148.00	12,258,248.00	
	METROPOLITAN BANK & TRUST	57,732	73.30	4,231,755.60	
	PLDT INC	2,235	1,270.00	2,838,450.00	
	MANILA ELECTRIC COMPANY	9,630	464.60	4,474,098.00	
	AYALA LAND INC	222,200	24.90	5,532,780.00	
	SM PRIME HOLDINGS INC	331,200	24.90	8,246,880.00	
	フィリピンペソ 小計	932,952		78,800,709.92 (210,957,380)	
インドネシア ピア	ALAMTRI RESOURCES INDONESIA	483,900	2,540.00	1,229,106,000.00	
	UNITED TRACTORS TBK PT	45,500	26,300.00	1,196,650,000.00	

	AMMAN MINERAL INTERNASIONAL	209,900	8,950.00	1,878,605,000.00	
	BARITO PACIFIC TBK PT	910,347	830.00	755,588,010.00	
	CHANDRA ASRI PACIFIC TBK PT	259,400	7,325.00	1,900,105,000.00	
	INDAH KIAT PULP & PAPER TBK	70,200	6,750.00	473,850,000.00	
	MERDEKA COPPER GOLD TBK PT	292,209	1,615.00	471,917,535.00	
	ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	707,300	4,880.00	3,451,624,000.00	
	GOTO GOJEK TOKOPEDIA TBK PT	32,126,700	68.00	2,184,615,600.00	
	SUMBER ALFARIA TRIJAYA TBK P	676,400	2,810.00	1,900,684,000.00	
	CHAROEN POKPHAND INDONESIA PT	219,400	4,600.00	1,009,240,000.00	
	INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR T	75,400	11,200.00	844,480,000.00	
	INDOFOOD SUKSES MAKMUR TBK P	154,200	7,650.00	1,179,630,000.00	
	UNILEVER INDONESIA TBK PT	276,400	1,770.00	489,228,000.00	
	KALBE FARMA TBK PT	730,700	1,320.00	964,524,000.00	
	BANK CENTRAL ASIA TBK PT	1,902,900	9,675.00	18,410,557,500.00	
	BANK MANDIRI PERSERO TBK PT	1,251,900	5,675.00	7,104,532,500.00	
	BANK NEGARA INDONESIA PERSER	551,500	4,310.00	2,376,965,000.00	
	BANK RAKYAT INDONESIA PERSER	2,283,845	4,090.00	9,340,926,050.00	
	TELKOM INDONESIA PERSERO TBK	1,747,400	2,530.00	4,420,922,000.00	
	インドネシアルピア 小計	44,975,501		61,583,750,195.00 (597,362,376)	
韓国ウォン	HD HYUNDAI	1,442	79,100.00	114,062,200.00	
	S-OIL CORP	1,463	55,500.00	81,196,500.00	
	SK INNOVATION CO LTD	2,225	115,100.00	256,097,500.00	
	ENCHEM CO LTD	454	130,100.00	59,065,400.00	
	KOREA ZINC CO LTD	172	1,066,000.00	183,352,000.00	
	KUMHO PETROCHEMICAL CO LTD	568	94,400.00	53,619,200.00	
	LG CHEM LTD	1,673	258,000.00	431,634,000.00	
	LG CHEM LTD-PREFERENCE	265	160,900.00	42,638,500.00	
	LOTTE CHEMICAL CORP	563	65,100.00	36,651,300.00	
	POSCO HOLDINGS INC	2,453	263,000.00	645,139,000.00	
	SKC CO LTD	602	109,600.00	65,979,200.00	
	DOOSAN BOBCAT INC	1,860	46,700.00	86,862,000.00	
	DOOSAN ENERBILITY	14,543	17,850.00	259,592,550.00	
	ECOPRO BM CO LTD	1,725	118,600.00	204,585,000.00	
	ECOPRO CO LTD	3,196	66,400.00	212,214,400.00	
	ECOPRO MATERIALS CO LTD	728	72,800.00	52,998,400.00	

GS HOLDINGS	1, 411	40, 100. 00	56, 581, 100. 00	
HANWHA AEROSPACE CO LTD	1, 104	309, 000. 00	341, 136, 000. 00	
HANWHA OCEAN CO LTD	3, 102	32, 250. 00	100, 039, 500. 00	
HD HYUNDAI ELECTRIC CO LTD	761	370, 000. 00	281, 570, 000. 00	
HD HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES	733	255, 000. 00	186, 915, 000. 00	
HD KOREA SHIPBUILDING & OFFS	1, 376	214, 500. 00	295, 152, 000. 00	
HYUNDAI ROTEM COMPANY	2, 441	48, 650. 00	118, 754, 650. 00	
KOREA AEROSPACE INDUSTRIES	2, 331	54, 400. 00	126, 806, 400. 00	
L&F CO LTD	821	94, 700. 00	77, 748, 700. 00	
LG CORP	3, 367	75, 200. 00	253, 198, 400. 00	
LG ENERGY SOLUTION	1, 582	372, 000. 00	588, 504, 000. 00	
LS ELECTRIC CO LTD	510	154, 000. 00	78, 540, 000. 00	
POSCO FUTURE M CO LTD	1, 101	151, 500. 00	166, 801, 500. 00	
POSCO INTERNATIONAL CORP	1, 772	38, 400. 00	68, 044, 800. 00	
SAMSUNG C&T CORP	3, 197	115, 700. 00	369, 892, 900. 00	
SAMSUNG E&A CO LTD	5, 165	17, 200. 00	88, 838, 000. 00	
SAMSUNG HEAVY INDUSTRIES	21, 428	11, 290. 00	241, 922, 120. 00	
SK	1, 151	136, 800. 00	157, 456, 800. 00	
SK SQUARE CO LTD	3, 510	82, 300. 00	288, 873, 000. 00	
HMM CO LTD	9, 597	17, 970. 00	172, 458, 090. 00	
HYUNDAI GLOVIS CO LTD	1, 230	116, 400. 00	143, 172, 000. 00	
KOREAN AIR LINES CO LTD	6, 852	24, 300. 00	166, 503, 600. 00	
HANKOOK TIRE & TECHNOLOGY CO	2, 338	39, 150. 00	91, 532, 700. 00	
HYUNDAI MOBIS CO LTD	2, 144	250, 000. 00	536, 000, 000. 00	
HYUNDAI MOTOR CO	4, 571	212, 000. 00	969, 052, 000. 00	
HYUNDAI MOTOR CO LTD-2ND PRF	1, 138	156, 400. 00	177, 983, 200. 00	
HYUNDAI MOTOR CO LTD-PRF	714	152, 500. 00	108, 885, 000. 00	
KIA CORP	8, 082	100, 600. 00	813, 049, 200. 00	
COWAY CO LTD	2, 070	69, 000. 00	142, 830, 000. 00	
LG ELECTRONICS INC	3, 637	88, 100. 00	320, 419, 700. 00	
HANJIN KAL CORP	866	74, 500. 00	64, 517, 000. 00	
HYBE CO LTD	846	204, 000. 00	172, 584, 000. 00	
KAKAO CORP	10, 952	41, 200. 00	451, 222, 400. 00	
KRAFTON INC	925	320, 500. 00	296, 462, 500. 00	
NAVER CORP	4, 988	209, 500. 00	1, 044, 986, 000. 00	
NCSOFT CORP	458	203, 000. 00	92, 974, 000. 00	

NETMARBLE CORPORATION	904	53,600.00	48,454,400.00	
CJ CHEILJEDANG CORP	272	268,000.00	72,896,000.00	
KT&G CORP	3,710	110,600.00	410,326,000.00	
ORION CORP/REPUBLIC OF KOREA	783	105,300.00	82,449,900.00	
AMOREPACIFIC CORP	932	109,600.00	102,147,200.00	
LG H&H	315	316,500.00	99,697,500.00	
HLB INC	4,169	70,200.00	292,663,800.00	
ALTEOGEN INC	1,364	286,500.00	390,786,000.00	
CELLTRION INC	5,095	192,400.00	980,278,000.00	
HANMI PHARM CO LTD	218	269,000.00	58,642,000.00	
SAMSUNG BIOLOGICS CO LTD	599	958,000.00	573,842,000.00	
SK BIOPHARMACEUTICALS CO LTD	954	103,600.00	98,834,400.00	
SK BIOSCIENCE CO LTD	710	54,600.00	38,766,000.00	
YUHAN CORP	1,830	113,100.00	206,973,000.00	
HANA FINANCIAL GROUP	10,111	58,400.00	590,482,400.00	
INDUSTRIAL BANK OF KOREA	8,613	14,460.00	124,543,980.00	
KAKAOBANK CORP	5,191	22,600.00	117,316,600.00	
KB FINANCIAL GROUP INC	12,910	86,900.00	1,121,879,000.00	
SHINHAN FINANCIAL GROUP LTD	14,544	48,850.00	710,474,400.00	
WOORI FINANCIAL GROUP INC	22,741	15,490.00	352,258,090.00	
KOREA INVESTMENT HOLDINGS CO	1,392	74,400.00	103,564,800.00	
MERITZ FINANCIAL GROUP INC	3,435	100,400.00	344,874,000.00	
MIRAE ASSET SECURITIES CO LT	7,939	8,450.00	67,084,550.00	
NH INVESTMENT & SECURITIES C	3,822	13,870.00	53,011,140.00	
DB INSURANCE CO LTD	1,452	104,100.00	151,153,200.00	
SAMSUNG FIRE & MARINE INS	1,067	369,000.00	393,723,000.00	
SAMSUNG LIFE INSURANCE CO LT	2,810	98,500.00	276,785,000.00	
POSCO DX CO LTD	1,565	20,050.00	31,378,250.00	
SAMSUNG SDS CO LTD	1,376	132,000.00	181,632,000.00	
LG DISPLAY CO LTD	9,723	9,310.00	90,521,130.00	
LG INNOTEK CO LTD	466	167,200.00	77,915,200.00	
SAMSUNG ELECTRO-MECHANICS CO	1,813	127,900.00	231,882,700.00	
SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	162,705	53,100.00	8,639,635,500.00	
SAMSUNG ELECTRONICS-PREF	28,391	44,250.00	1,256,301,750.00	
SAMSUNG SDI CO LTD	1,855	254,000.00	471,170,000.00	
LG UPLUS CORP	6,485	10,930.00	70,881,050.00	

	SK TELECOM	1,621	57,000.00	92,397,000.00	
	KOREA ELECTRIC POWER CORP	8,066	20,600.00	166,159,600.00	
	HANMI SEMICONDUCTOR CO LTD	1,397	84,900.00	118,605,300.00	
	SK HYNIX INC	18,675	175,000.00	3,268,125,000.00	
韓国ウォン 小計		514,223		34,997,604,250.00 (3,818,238,623)	
新台湾ドル	ASIA CEMENT CORP	85,000	41.55	3,531,750.00	
	CHINA STEEL CORP	408,000	19.95	8,139,600.00	
	FORMOSA CHEMICALS & FIBRE	110,000	30.15	3,316,500.00	
	FORMOSA PLASTICS CORP	122,000	38.25	4,666,500.00	
	NAN YA PLASTICS CORP	169,000	32.90	5,560,100.00	
	TCC GROUP HOLDINGS	237,917	32.20	7,660,927.40	
	AIRTAC INTERNATIONAL GROUP	5,200	828.00	4,305,600.00	
	FAR EASTERN NEW CENTURY CORP	92,000	33.20	3,054,400.00	
	FORTUNE ELECTRIC CO LTD	4,400	545.00	2,398,000.00	
	VOLTRONIC POWER TECHNOLOGY	2,000	1,880.00	3,760,000.00	
	WALSIN LIHWA CORP	106,000	25.05	2,655,300.00	
	CHINA AIRLINES LTD	95,000	26.10	2,479,500.00	
	EVA AIRWAYS CORP	86,000	44.55	3,831,300.00	
	EVERGREEN MARINE CORP LTD	33,420	229.50	7,669,890.00	
	TAIWAN HIGH SPEED RAIL CORP	55,000	27.65	1,520,750.00	
	WAN HAI LINES LTD	23,650	80.80	1,910,920.00	
	YANG MING MARINE TRANSPORT	64,000	78.20	5,004,800.00	
	CHENG SHIN RUBBER IND CO LTD	70,000	50.10	3,507,000.00	
	ECLAT TEXTILE COMPANY LTD	6,420	497.50	3,193,950.00	
	FENG TAY ENTERPRISE CO LTD	20,289	140.50	2,850,604.50	
	NIEN MADE ENTERPRISE CO LTD	6,000	386.00	2,316,000.00	
	POU CHEN	73,000	40.05	2,923,650.00	
	INTERNATIONAL GAMES SYSTEM C	8,000	999.00	7,992,000.00	
	HOTAI MOTOR COMPANY LTD	10,160	601.00	6,106,160.00	
	PRESIDENT CHAIN STORE CORP	21,000	265.50	5,575,500.00	
	UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CO	165,000	82.70	13,645,500.00	
	PHARMAESSENTIA CORP	8,000	572.00	4,576,000.00	
	CHANG HWA COMMERCIAL BANK	223,711	17.60	3,937,313.60	
	CTBC FINANCIAL HOLDING CO LT	576,000	39.40	22,694,400.00	
	E. SUN FINANCIAL HOLDING CO	489,155	27.00	13,207,185.00	

FIRST FINANCIAL HOLDING CO	385,094	27.25	10,493,811.50	
HUA NAN FINANCIAL HOLDINGS C	285,254	25.70	7,331,027.80	
MEGA FINANCIAL HOLDING CO LT	398,407	38.65	15,398,430.55	
SINOPAC FINANCIAL HOLDINGS	383,708	23.15	8,882,840.20	
TAISHIN FINANCIAL HOLDING	425,417	17.30	7,359,714.10	
TAIWAN BUSINESS BANK	223,142	14.85	3,313,658.70	
TAIWAN COOPERATIVE FINANCIAL	345,107	24.70	8,524,142.90	
THE SHANGHAI COMMERCIAL & SA	145,000	39.65	5,749,250.00	
CHAILEASE HOLDING CO LTD	51,929	112.00	5,816,048.00	
YUANTA FINANCIAL HOLDING CO	354,532	34.85	12,355,440.20	
CATHAY FINANCIAL HOLDING CO	320,000	67.70	21,664,000.00	
FUBON FINANCIAL HOLDING CO	275,104	90.90	25,006,953.60	
KGI FINANCIAL HOLDING CO LTD	566,000	17.50	9,905,000.00	
SHIN KONG FINANCIAL HOLDING	536,069	11.75	6,298,810.75	
ACCTON TECHNOLOGY CORP	17,000	742.00	12,614,000.00	
ACER INC	104,000	37.15	3,863,600.00	
ADVANTECH CO LTD	16,427	352.50	5,790,517.50	
ASIA VITAL COMPONENTS	11,000	633.00	6,963,000.00	
ASUSTEK COMPUTER INC	24,000	602.00	14,448,000.00	
AUO CORP	238,200	14.90	3,549,180.00	
CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	20,000	180.50	3,610,000.00	
COMPAL ELECTRONICS	156,000	37.05	5,779,800.00	
DELTA ELECTRONICS INC	67,000	416.50	27,905,500.00	
E INK HOLDINGS INC	28,000	274.00	7,672,000.00	
GIGABYTE TECHNOLOGY CO LTD	19,000	272.00	5,168,000.00	
HON HAI PRECISION INDUSTRY	425,800	181.00	77,069,800.00	
INNOLUX CORP	240,900	14.90	3,589,410.00	
INVENTEC CORP	87,000	50.20	4,367,400.00	
LARGAN PRECISION CO LTD	3,200	2,550.00	8,160,000.00	
LITE-ON TECHNOLOGY CORP	69,000	100.00	6,900,000.00	
MICRO-STAR INTERNATIONAL CO	23,000	177.50	4,082,500.00	
PEGATRON CORP	74,000	91.20	6,748,800.00	
QUANTA COMPUTER INC	93,000	274.50	25,528,500.00	
SYNNEX TECHNOLOGY INTL CORP	40,000	70.60	2,824,000.00	
UNIMICRON TECHNOLOGY CORP	45,000	141.50	6,367,500.00	
WISTRON CORP	98,000	106.50	10,437,000.00	

	WIWYNN CORP	3, 800	2, 670. 00	10, 146, 000. 00	
	WPG HOLDINGS LTD	57, 960	68. 00	3, 941, 280. 00	
	YAGEO CORPORATION	13, 574	526. 00	7, 139, 924. 00	
	ZHEN DING TECHNOLOGY HOLDING	22, 000	124. 50	2, 739, 000. 00	
	CHUNGHWA TELECOM CO LTD	128, 000	123. 50	15, 808, 000. 00	
	FAR EASTONE TELECOMM CO LTD	63, 000	90. 90	5, 726, 700. 00	
	TAIWAN MOBILE CO LTD	59, 000	116. 00	6, 844, 000. 00	
	ALCHIP TECHNOLOGIES LTD	2, 500	3, 345. 00	8, 362, 500. 00	
	ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LTD	111, 000	161. 00	17, 871, 000. 00	
	EMEMORY TECHNOLOGY INC	2, 000	3, 420. 00	6, 840, 000. 00	
	GLOBAL UNICHIP CORP	2, 800	1, 390. 00	3, 892, 000. 00	
	GLOBALWAFERS CO LTD	10, 000	381. 00	3, 810, 000. 00	
	JENTECH PRECISION INDUSTRIAL	3, 000	1, 435. 00	4, 305, 000. 00	
	MEDIATEK INC	51, 800	1, 420. 00	73, 556, 000. 00	
	NANYA TECHNOLOGY CORP	39, 000	31. 85	1, 242, 150. 00	
	NOVATEK MICROELECTRONICS COR	19, 400	485. 00	9, 409, 000. 00	
	REALTEK SEMICONDUCTOR CORP	16, 000	535. 00	8, 560, 000. 00	
	SILERGY CORP	10, 640	403. 00	4, 287, 920. 00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	837, 500	1, 070. 00	896, 125, 000. 00	
	UNITED MICROELECTRONICS CORP	378, 000	43. 00	16, 254, 000. 00	
	VANGUARD INTERNATIONAL SEMI	36, 000	96. 50	3, 474, 000. 00	
	RUENTEX DEVELOPMENT CO LTD	53, 647	42. 85	2, 298, 773. 95	
新台湾ドル 小計		11, 890, 233		1, 678, 160, 984. 25 (8, 106, 021, 002)	
インドルピー	BHARAT PETROLEUM CORP LTD	48, 477	294. 55	14, 278, 900. 35	
	COAL INDIA LTD	65, 331	391. 95	25, 606, 485. 45	
	HINDUSTAN PETROLEUM CORP	30, 947	407. 40	12, 607, 807. 80	
	INDIAN OIL CORP LTD	103, 456	139. 62	14, 444, 526. 72	
	OIL & NATURAL GAS CORP LTD	106, 658	241. 85	25, 795, 237. 30	
	OIL INDIA LTD	15, 994	438. 95	7, 020, 566. 30	
	PETRONET LNG LTD	23, 778	334. 75	7, 959, 685. 50	
	RELIANCE INDUSTRIES LTD	207, 796	1, 230. 45	255, 682, 588. 20	
	AMBUJA CEMENTS LTD	23, 129	563. 30	13, 028, 565. 70	
	APL APOLLO TUBES LTD	6, 239	1, 583. 15	9, 877, 272. 85	
	ASIAN PAINTS LTD	12, 963	2, 291. 85	29, 709, 251. 55	
	GRASIM INDUSTRIES LTD	8, 980	2, 539. 05	22, 800, 669. 00	

HINDALCO INDUSTRIES LTD	45, 673	629. 35	28, 744, 302. 55	
JINDAL STAINLESS LTD	10, 584	739. 20	7, 823, 692. 80	
JINDAL STEEL & POWER LTD	13, 387	922. 40	12, 348, 168. 80	
JSW STEEL LTD	21, 832	925. 95	20, 215, 340. 40	
NMDC LTD	32, 477	214. 12	6, 953, 975. 24	
PI INDUSTRIES LTD	2, 503	3, 873. 60	9, 695, 620. 80	
PIDILITE INDUSTRIES LTD	5, 515	2, 989. 00	16, 484, 335. 00	
SHREE CEMENT LTD	297	27, 617. 10	8, 202, 278. 70	
SOLAR INDUSTRIES INDIA LTD	993	10, 235. 30	10, 163, 652. 90	
SRF LTD	4, 666	2, 283. 95	10, 656, 910. 70	
SUPREME INDUSTRIES LTD	2, 023	5, 028. 55	10, 172, 756. 65	
TATA STEEL LTD	253, 156	143. 26	36, 267, 128. 56	
ULTRATECH CEMENT LTD	3, 897	11, 670. 80	45, 481, 107. 60	
UPL LTD	13, 811	518. 35	7, 158, 931. 85	
VEDANTA LTD	48, 745	492. 30	23, 997, 163. 50	
ABB INDIA LTD	1, 828	7, 351. 90	13, 439, 273. 20	
ADANI ENTERPRISES LTD	4, 760	2, 419. 35	11, 516, 106. 00	
ASHOK LEYLAND LTD	48, 007	219. 22	10, 524, 094. 54	
ASTRAL LTD	4, 281	1, 782. 30	7, 630, 026. 30	
BHARAT ELECTRONICS LTD	123, 682	298. 50	36, 919, 077. 00	
BHARAT HEAVY ELECTRICALS	33, 162	242. 25	8, 033, 494. 50	
CG POWER AND INDUSTRIAL SOLU	19, 772	764. 65	15, 118, 659. 80	
CUMMINS INDIA LTD	4, 466	3, 357. 65	14, 995, 264. 90	
HAVELLS INDIA LTD	9, 257	1, 693. 15	15, 673, 489. 55	
HINDUSTAN AERONAUTICS LTD	6, 805	4, 385. 10	29, 840, 605. 50	
LARSEN & TOUBRO LTD	22, 593	3, 716. 35	83, 963, 495. 55	
POLYCAB INDIA LTD	1, 891	7, 493. 50	14, 170, 208. 50	
RAIL VIKAS NIGAM LTD	17, 055	448. 45	7, 648, 314. 75	
SIEMENS LTD	3, 164	7, 632. 15	24, 148, 122. 60	
SUZLON ENERGY LTD	343, 421	67. 05	23, 026, 378. 05	
THERMAX LTD	1, 598	4, 650. 70	7, 431, 818. 60	
VOLTAS LTD	6, 900	1, 738. 25	11, 993, 925. 00	
INDIAN RAILWAY CATERING & TO	7, 631	805. 55	6, 147, 152. 05	
ADANI PORTS AND SPECIAL ECON	19, 134	1, 205. 00	23, 056, 470. 00	
CONTAINER CORP OF INDIA LTD	7, 859	788. 80	6, 199, 179. 20	
GMR AIRPORTS LTD	77, 131	80. 63	6, 219, 072. 53	

INTERGLOBE AVIATION LTD	6, 410	4, 434. 05	28, 422, 260. 50	
BAJAJ AUTO LTD	2, 398	8, 982. 65	21, 540, 394. 70	
BALKRISHNA INDUSTRIES LTD	3, 131	2, 819. 50	8, 827, 854. 50	
BHARAT FORGE LTD	9, 240	1, 297. 80	11, 991, 672. 00	
BOSCH LTD	248	35, 534. 30	8, 812, 506. 40	
EICHER MOTORS LTD	4, 772	4, 771. 95	22, 771, 745. 40	
HERO MOTOCORP LTD	4, 180	4, 406. 95	18, 421, 051. 00	
MAHINDRA & MAHINDRA LTD	32, 050	3, 014. 65	96, 619, 532. 50	
MARUTI SUZUKI INDIA LTD	4, 233	10, 955. 35	46, 373, 996. 55	
MRF LTD	73	129, 843. 10	9, 478, 546. 30	
SAMVARDHANA MOTHERSON INTERN	103, 453	157. 56	16, 300, 054. 68	
SONA BLW PRECISION FORGINGS	13, 723	609. 60	8, 365, 540. 80	
TATA MOTORS LTD	67, 309	744. 05	50, 081, 261. 45	
TUBE INVESTMENTS OF INDIA LT	3, 429	3, 791. 40	13, 000, 710. 60	
TVS MOTOR CO LTD	8, 579	2, 459. 65	21, 101, 337. 35	
DIXON TECHNOLOGIES INDIA LTD	1, 077	18, 401. 95	19, 818, 900. 15	
KALYAN JEWELLERS INDIA LTD	13, 312	742. 45	9, 883, 494. 40	
PAGE INDUSTRIES LTD	196	49, 173. 05	9, 637, 917. 80	
TITAN CO LTD	11, 949	3, 356. 85	40, 111, 000. 65	
INDIAN HOTELS CO LTD	30, 354	880. 05	26, 713, 037. 70	
JUBILANT FOODWORKS LTD	10, 980	679. 35	7, 459, 263. 00	
ZOMATO LTD	221, 602	288. 50	63, 932, 177. 00	
INFO EDGE INDIA LTD	2, 281	8, 697. 05	19, 837, 971. 05	
TRENT LTD	6, 086	7, 092. 00	43, 161, 912. 00	
AVENUE SUPERMARTS LTD	5, 555	3, 498. 15	19, 432, 223. 25	
BRITANNIA INDUSTRIES LTD	3, 734	4, 785. 75	17, 869, 990. 50	
ITC LTD	100, 999	466. 55	47, 121, 083. 45	
MARICO LTD	18, 704	640. 95	11, 988, 328. 80	
NESTLE INDIA LTD	11, 917	2, 160. 40	25, 745, 486. 80	
TATA CONSUMER PRODUCTS LTD	20, 664	907. 10	18, 744, 314. 40	
UNITED SPIRITS LTD	9, 458	1, 572. 35	14, 871, 286. 30	
VARUN BEVERAGES LTD	38, 887	628. 00	24, 421, 036. 00	
COLGATE PALMOLIVE (INDIA)	4, 259	2, 780. 70	11, 843, 001. 30	
DABUR INDIA LTD	17, 618	503. 95	8, 878, 591. 10	
GODREJ CONSUMER PRODUCTS LTD	14, 264	1, 078. 45	15, 383, 010. 80	
HINDUSTAN UNILEVER LTD	28, 355	2, 359. 85	66, 913, 546. 75	

APOLLO HOSPITALS ENTERPRISE	3, 492	7, 297. 55	25, 483, 044. 60
MAX HEALTHCARE INSTITUTE LTD	26, 935	1, 180. 70	31, 802, 154. 50
ALKEM LABORATORIES LTD	1, 328	5, 494. 25	7, 296, 364. 00
AUROBINDO PHARMA LTD	8, 399	1, 254. 70	10, 538, 225. 30
CIPLA LTD	18, 029	1, 506. 55	27, 161, 589. 95
DIVI'S LABORATORIES LTD	4, 243	5, 820. 75	24, 697, 442. 25
DR. REDDY'S LABORATORIES	20, 085	1, 325. 60	26, 624, 676. 00
LUPIN LTD	8, 371	2, 162. 85	18, 105, 217. 35
MANKIND PHARMA LTD	3, 653	2, 891. 05	10, 561, 005. 65
SUN PHARMACEUTICAL INDUS	32, 188	1, 823. 30	58, 688, 380. 40
TORRENT PHARMACEUTICALS LTD	3, 310	3, 469. 15	11, 482, 886. 50
ZYDUS LIFESCIENCES LTD	8, 383	985. 60	8, 262, 284. 80
AU SMALL FINANCE BANK LTD	13, 502	548. 70	7, 408, 547. 40
AXIS BANK LTD	78, 706	1, 108. 90	87, 277, 083. 40
BANK OF BARODA	32, 605	248. 31	8, 096, 147. 55
CANARA BANK	53, 143	102. 90	5, 468, 414. 70
HDFC BANK LIMITED	192, 513	1, 793. 50	345, 272, 065. 50
ICICI BANK LTD	178, 038	1, 286. 90	229, 117, 102. 20
IDFC FIRST BANK LTD	109, 925	65. 07	7, 152, 819. 75
INDUSIND BANK LTD	9, 262	964. 40	8, 932, 272. 80
KOTAK MAHINDRA BANK LTD	36, 647	1, 762. 10	64, 575, 678. 70
PUNJAB NATIONAL BANK	69, 448	103. 52	7, 189, 256. 96
STATE BANK OF INDIA	59, 980	832. 80	49, 951, 344. 00
UNION BANK OF INDIA	46, 909	121. 00	5, 675, 989. 00
YES BANK LTD	463, 728	20. 36	9, 441, 502. 08
BAJAJ FINANCE LTD	9, 348	6, 918. 55	64, 674, 605. 40
BAJAJ FINSERV LTD	13, 612	1, 589. 55	21, 636, 954. 60
BAJAJ HOLDINGS AND INVESTMEN	1, 017	11, 331. 50	11, 524, 135. 50
BSE LTD	2, 156	5, 791. 45	12, 486, 366. 20
CHOLAMANDALAM INVESTMENT AND	14, 622	1, 213. 75	17, 747, 452. 50
HDFC ASSET MANAGEMENT CO LTD	3, 113	4, 394. 20	13, 679, 144. 60
JIO FINANCIAL SERVICES LTD	96, 704	313. 00	30, 268, 352. 00
MUTHOOT FINANCE LTD	3, 756	2, 136. 85	8, 026, 008. 60
POWER FINANCE CORPORATION	52, 361	480. 45	25, 156, 842. 45
REC LTD	46, 522	529. 10	24, 614, 790. 20
SBI CARDS & PAYMENT SERVICES	9, 485	703. 40	6, 671, 749. 00

SHRIRAM TRANSPORT FINANCE	9, 672	2, 945. 45	28, 488, 392. 40
SUNDARAM FINANCE LTD	2, 409	4, 537. 35	10, 930, 476. 15
HDFC LIFE INSURANCE CO LTD	32, 872	623. 55	20, 497, 335. 60
ICICI LOMBARD GENERAL INSURA	7, 840	1, 898. 00	14, 880, 320. 00
ICICI PRUDENTIAL LIFE INSURA	11, 312	659. 50	7, 460, 264. 00
PB FINTECH LTD	10, 446	2, 144. 15	22, 397, 790. 90
SBI LIFE INSURANCE CO LTD	15, 282	1, 405. 90	21, 484, 963. 80
HCL TECHNOLOGIES LTD	31, 970	1, 934. 25	61, 837, 972. 50
INFOSYS LTD	113, 273	1, 946. 20	220, 451, 912. 60
LTIMINDTREE LTD	2, 406	6, 220. 60	14, 966, 763. 60
MPHASIS LTD	3, 266	3, 117. 10	10, 180, 448. 60
ORACLE FINANCIAL SERVICES	728	12, 830. 40	9, 340, 531. 20
PERSISTENT SYSTEMS LTD	3, 484	6, 674. 20	23, 252, 912. 80
TATA CONSULTANCY SVCS LTD	30, 902	4, 271. 90	132, 010, 253. 80
TATA ELXSI LTD	1, 069	7, 235. 30	7, 734, 535. 70
TECH MAHINDRA LTD	18, 675	1, 754. 35	32, 762, 486. 25
WIPRO LTD	91, 206	312. 75	28, 524, 676. 50
BHARTI AIRTEL LTD	87, 735	1, 600. 30	140, 402, 320. 50
INDUS TOWERS LTD	38, 321	346. 40	13, 274, 394. 40
TATA COMMUNICATIONS LTD	4, 419	1, 768. 00	7, 812, 792. 00
VODAFONE IDEA LTD	781, 524	7. 69	6, 009, 919. 56
ADANI GREEN ENERGY LTD	6, 557	1, 073. 65	7, 039, 923. 05
ADANI POWER LTD	18, 452	508. 30	9, 379, 151. 60
GAIL INDIA LTD	84, 248	193. 62	16, 312, 097. 76
JSW ENERGY LTD	16, 746	685. 00	11, 471, 010. 00
NHPC LTD	112, 238	84. 44	9, 477, 376. 72
NTPC LTD	146, 716	337. 40	49, 501, 978. 40
POWER GRID CORP OF INDIA LTD	156, 630	321. 65	50, 380, 039. 50
TATA POWER CO LTD	52, 012	412. 60	21, 460, 151. 20
TORRENT POWER LTD	6, 122	1, 632. 00	9, 991, 104. 00
DLF LTD	25, 712	864. 40	22, 225, 452. 80
GODREJ PROPERTIES LTD	5, 105	2, 984. 05	15, 233, 575. 25
MACROTECH DEVELOPERS LTD	11, 295	1, 476. 25	16, 674, 243. 75
OBEROI REALTY LTD	4, 300	2, 287. 10	9, 834, 530. 00
PHOENIX MILLS LTD	6, 488	1, 672. 90	10, 853, 775. 20
PRESTIGE ESTATES PROJECTS	6, 449	1, 863. 75	12, 019, 323. 75

インドルピー 小計		6,406,582		4,416,050,281.05 (8,258,014,025)	
カタールリアル	QATAR FUEL QSC	18,651	15.00	279,765.00	
	QATAR GAS TRANSPORT (NAKILAT)	90,755	4.11	373,093.80	
	MESAIEED PETROCHEMICAL HOLDI	187,792	1.52	286,570.59	
	INDUSTRIES QATAR	55,539	12.90	716,453.10	
	COMMERCIAL BANK PQSC	104,492	4.30	449,315.60	
	DUKHAN BANK	57,922	3.57	206,781.54	
	MASRAF AL RAYAN	196,047	2.48	486,196.56	
	QATAR INTERNATIONAL ISLAMIC	33,544	10.65	357,243.60	
	QATAR ISLAMIC BANK	60,914	20.86	1,270,666.04	
	QATAR NATIONAL BANK	155,084	17.25	2,675,199.00	
	QOOREDOO QPSC	30,904	11.57	357,559.28	
	QATAR ELECTRICITY & WATER CO	13,086	15.70	205,450.20	
	BARWA REAL ESTATE CO	76,272	2.82	215,239.58	
カタールリアル 小計		1,081,002		7,879,533.89 (341,971,770)	
南アフリカランド	EXXARO RESOURCES LTD	7,793	159.50	1,242,983.50	
	ANGLO AMERICAN PLATINUM LTD	2,897	568.04	1,645,611.88	
	ANGLOGOLD ASHANTI PLC	17,501	430.40	7,532,430.40	
	GOLD FIELDS LTD	30,314	252.30	7,648,222.20	
	HARMONY GOLD MINING CO LTD	19,821	155.87	3,089,499.27	
	IMPALA PLATINUM HOLDINGS LTD	31,757	94.48	3,000,401.36	
	KUMBA IRON ORE LTD	2,210	320.50	708,305.00	
	SASOL LTD	18,714	84.05	1,572,911.70	
	SIBANYE STILLWATER LTD	83,639	16.40	1,371,679.60	
	BIDVEST GROUP LTD	11,047	268.90	2,970,538.30	
	NASPERS LTD-N SHS	5,795	4,331.00	25,098,145.00	
	PEPKOR HOLDINGS LTD	79,385	29.35	2,329,949.75	
	WOOLWORTHS HOLDINGS LTD	30,774	61.51	1,892,908.74	
	BID CORP LTD	11,966	432.05	5,169,910.30	
	CLICKS GROUP LTD	7,697	380.10	2,925,629.70	
	SHOPRITE HOLDINGS LTD	17,285	299.68	5,179,968.80	
	ASPEN PHARMACARE HOLDINGS LT	11,723	165.47	1,939,804.81	
	ABSA GROUP LTD	29,143	192.43	5,607,987.49	
	CAPITEC BANK HOLDINGS LTD	2,911	3,185.73	9,273,660.03	

	NEDBANK GROUP LTD	16,547	282.76	4,678,829.72	
	STANDARD BANK GROUP LTD	44,734	224.26	10,032,046.84	
	FIRSTRAND LTD	168,746	77.42	13,064,315.32	
	REINET INVESTMENTS SCA	4,896	446.07	2,183,958.72	
	REMGRO LTD	17,738	153.37	2,720,477.06	
	DISCOVERY LTD	18,885	194.83	3,679,364.55	
	OLD MUTUAL LTD	158,471	12.74	2,018,920.54	
	OUTSURANCE GROUP LTD	28,467	69.09	1,966,785.03	
	SANLAM LTD	63,397	84.89	5,381,771.33	
	MTN GROUP LTD	60,461	82.22	4,971,103.42	
	VODACOM GROUP LTD	19,783	100.71	1,992,345.93	
	NEPI ROCKCASTLE N.V.	22,775	140.00	3,188,500.00	
南アフリカランド 小計		1,047,272		146,078,966.29 (1,250,435,951)	
アラブディルハム	ADNOC DRILLING CO PJSC	116,835	5.38	628,572.30	
	MULTIPLY GROUP	132,837	1.99	264,345.63	
	AMERICANA RESTAURANTS INTERNATIONAL PLC	96,797	2.26	218,761.22	
	ABU DHABI NATIONAL OIL CO FO	99,491	3.44	342,249.04	
	ABU DHABI COMMERCIAL BANK	100,288	10.00	1,002,880.00	
	ABU DHABI ISLAMIC BANK	53,364	13.82	737,490.48	
	DUBAI ISLAMIC BANK	93,109	7.08	659,211.72	
	EMIRATES NBD PJSC	63,352	20.55	1,301,883.60	
	FIRST ABU DHABI BANK PJSC	147,532	13.30	1,962,175.60	
	EMIRATES TELECOM GROUP CO	116,618	16.10	1,877,549.80	
	ALDAR PROPERTIES PJSC	139,794	7.58	1,059,638.52	
	EMAAR PROPERTIES PJSC	223,694	12.60	2,818,544.40	
アラブディルハム 小計		1,383,711		12,873,302.31 (554,453,130)	
クウェートディナール	BOUBAYAN BANK K.S.C	46,546	0.55	25,646.84	
	GULF BANK	83,032	0.33	27,400.56	
	KUWAIT FINANCE HOUSE	343,607	0.74	255,643.60	
	NATIONAL BANK OF KUWAIT	265,558	0.87	231,035.46	
	MOBILE TELECOMMUNICATIONS CO	64,994	0.47	30,872.15	
	MABANEE CO KPSC	29,464	0.78	22,981.92	
クウェートディナール 小計		833,201		593,580.53 (304,601,784)	

オフショア人民 元	CHINA MERCHANTS ENERGY -A	18,900	6.32	119,448.00	
	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-A	74,000	6.46	478,040.00	
	CHINA SHENHUA ENERGY CO-A	13,100	42.61	558,191.00	
	CNOOC ENERGY TECHNOLOGY & -A	13,700	4.10	56,170.00	
	COSCO SHIPPING ENERGY TRAN-A	8,100	11.60	93,960.00	
	GUANGHUI ENERGY CO LTD-A	9,700	6.95	67,415.00	
	INNER MONGOLIA DIAN TOU EN-A	5,300	19.95	105,735.00	
	PETROCHINA CO LTD-A	40,400	8.42	340,168.00	
	PINGDINGSHAN TIANAN COAL -A	5,000	10.09	50,450.00	
	SHAANXI COAL INDUSTRY CO L-A	21,900	24.54	537,426.00	
	SHAN XI HUA YANG GROUP NEW-A	5,100	7.26	37,026.00	
	SHANXI COKING COAL ENERGY-A	12,420	8.33	103,458.60	
	SHANXI LU'AN ENVIRONMENTAL-A	6,500	14.80	96,200.00	
	YANKUANG ENERGY GROUP CO-A	8,756	14.29	125,123.24	
	YANTAI JEREH OILFIELD-A	900	33.46	30,114.00	
	ALUMINUM CORP OF CHINA LTD-A	31,100	7.39	229,829.00	
	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-A	7,800	24.45	190,710.00	
	BAOSHAN IRON & STEEL CO-A	42,300	6.89	291,447.00	
	CATHAY BIOTECH INC-A	1,260	42.50	53,550.00	
	CHIFENG JILONG GOLD MINING-A	3,400	16.20	55,080.00	
	CHINA JUSHI CO LTD -A	7,414	11.58	85,854.12	
	CHINA NORTHERN RARE EARTH -A	9,500	22.20	210,900.00	
	CHINA RARE EARTH RESOURCES-A	1,900	29.35	55,765.00	
	CITI PACIFIC SPECIAL STEEL-A	7,100	11.92	84,632.00	
	CMOC GROUP LTD-A	36,400	7.01	255,164.00	
	GANFENG LITHIUM GROUP CO L-A	2,740	36.43	99,818.20	
	GUANGZHOU TINCI MATERIALS -A	4,180	21.03	87,905.40	
	HENAN SHENHUO COAL & POWER-A	3,500	16.73	58,555.00	
	HENGLI PETROCHEMICAL CO L-A	14,520	15.25	221,430.00	
	HOSHINE SILICON INDUSTRY C-A	1,400	59.95	83,930.00	
	HUAFON CHEMICAL CO LTD -A	15,600	8.45	131,820.00	
	HUAIBEI MINING HOLDINGS CO-A	3,700	14.07	52,059.00	
	HUNAN VALIN STEEL CO LTD -A	14,600	4.52	65,992.00	
	INNER MONGOLIA BAOTOU STEEL-A	136,200	1.96	266,952.00	
	INNER MONGOLIA JUNZHENG EN-A	15,700	6.52	102,364.00	
	JCHX MINING MANAGEMENT CO -A	1,300	38.30	49,790.00	

JIANGSU EASTERN SHENGHONG -A	13,900	8.67	120,513.00	
JIANGSU YOKE TECHNOLOGY-A	500	61.09	30,545.00	
JIANGXI COPPER CO LTD-A	4,300	20.86	89,698.00	
JINDUICHENG MOLYBDENUM CO -A	6,700	10.56	70,752.00	
LB GROUP CO LTD-A	4,500	17.72	79,740.00	
MEIHUA HOLDINGS GROUP CO -A	5,400	10.81	58,374.00	
NANJING IRON & STEEL CO-A	13,000	4.71	61,230.00	
NINGXIA BAOFENG ENERGY GRO-A	15,400	15.58	239,932.00	
PANGANG GROUP VANADIUM TIT-A	18,100	3.14	56,834.00	
QINGHAI SALT LAKE INDUSTRY-A	16,300	16.89	275,307.00	
RONGSHENG PETRO CHEMICAL-A	30,350	9.18	278,613.00	
SATELLITE CHEMICAL CO LTD-A	8,090	17.55	141,979.50	
SHANDONG GOLD MINING CO LT-A	8,268	23.55	194,711.40	
SHANDONG HUALU HENGSHENG-A	3,520	22.38	78,777.60	
SHANDONG NANSHAN ALUMINUM-A	23,900	3.92	93,688.00	
SHANDONG SUN PAPER INDUSTR-A	8,800	14.59	128,392.00	
SHANGHAI PUTAILAI NEW ENER-A	4,408	17.03	75,068.24	
SHANJIN INTERNATIONAL GOLD C	5,580	15.76	87,940.80	
SHENZHEN CAPCHEM TECHNOLOG-A	1,080	37.48	40,478.40	
TIANQI LITHIUM CORP-A	2,900	34.48	99,992.00	
TIANSHAN ALUMINUM GROUP CO-A	7,500	8.30	62,250.00	
TONGKUN GROUP CO LTD-A	7,600	11.84	89,984.00	
TONGLING NONFERROUS METALS-A	27,300	3.32	90,636.00	
WANHUA CHEMICAL GROUP CO -A	6,300	74.26	467,838.00	
WEIHAI GUANGWEI COMPOSITES-A	640	32.96	21,094.40	
WESTERN MINING CO -A	3,300	16.39	54,087.00	
WESTERN SUPERCONDUCTING TE-A	560	43.83	24,544.80	
XIAMEN TUNGSTEN CO LTD-A	1,200	19.84	23,808.00	
YUNNAN ALUMINIUM CO LTD-A	7,300	14.48	105,704.00	
YUNNAN CHIHONG ZINC & GERM-A	11,000	5.85	64,350.00	
YUNNAN ENERGY NEW MATERIAL C	1,400	33.52	46,928.00	
YUNNAN TIN CO LTD-A	3,500	14.38	50,330.00	
YUNNAN YUNTIANHUA CO-A	4,400	22.33	98,252.00	
ZANGGE MINING CO LTD-A	3,300	27.07	89,331.00	
ZHEJIANG JUHUA CO-A	5,700	22.75	129,675.00	
ZHEJIANG LONGSHENG GROUP C-A	6,700	10.46	70,082.00	

ZHEJIANG NHU CO LTD-A	5,463	21.70	118,547.10	
ZHONGJIN GOLD CORP-A	10,000	12.10	121,000.00	
ZIJIN MINING GROUP CO LTD-A	40,400	15.32	618,928.00	
AECC AERO-ENGINE CONTROL-A	1,000	21.58	21,580.00	
AECC AVIATION POWER CO-A	7,700	39.98	307,846.00	
AVICOPTER PLC-A	500	38.06	19,030.00	
BEIJING NEW BUILDING MATER-A	3,700	28.00	103,600.00	
CHINA CSSC HOLDINGS LTD-A	8,600	36.25	311,750.00	
CHINA ENERGY ENGINEERING COR	96,300	2.34	225,342.00	
CHINA NATIONAL CHEMICAL-A	9,700	8.17	79,249.00	
CHINA RAILWAY GROUP LTD-A	38,300	6.45	247,035.00	
CHINA STATE CONSTRUCTION -A	84,800	5.97	506,256.00	
CHINA XD ELECTRIC CO LTD-A	11,300	7.67	86,671.00	
CNGR ADVANCED MATERIAL CO -A	2,840	37.18	105,591.20	
CONTEMPORARY AMPEREX TECHN-A	9,060	269.79	2,444,297.40	
CRRC CORP LTD-A	46,800	8.14	380,952.00	
DONGFANG ELECTRIC CORP LTD-A	4,400	15.19	66,836.00	
EVE ENERGY CO LTD-A	4,020	46.96	188,779.20	
FAW JIEFANG GROUP CO LTD-A	3,200	8.44	27,008.00	
GEM CO LTD-A	10,800	6.69	72,252.00	
GINLONG TECHNOLOGIES CO LT-A	600	66.43	39,858.00	
GOLDWIND SCIENCE &TECHNOL-A	3,400	10.78	36,652.00	
GONEO GROUP CO LTD	1,160	71.63	83,090.80	
GOTION HIGH-TECH CO LTD-A	3,900	21.73	84,747.00	
JIANGSU HENGLI HYDRAULIC C-A	2,436	53.00	129,108.00	
JIANGSU ZHONGTIAN TECHNOLO-A	5,300	15.54	82,362.00	
KUANG-CHI TECHNOLOGIES CO-A	4,900	41.70	204,330.00	
METALLURGICAL CORP OF CHIN-A	39,700	3.38	134,186.00	
NARI TECHNOLOGY CO LTD-A	18,882	25.08	473,560.56	
NINGBO DEYE TECHNOLOGY CO -A	1,956	85.78	167,785.68	
NINGBO ORIENT WIRES & CABL-A	1,000	54.62	54,620.00	
NINGBO SANXING MEDICAL CO -A	3,100	33.52	103,912.00	
POWER CONSTRUCTION CORP OF-A	33,900	5.45	184,755.00	
SANY HEAVY INDUSTRY CO LTD-A	15,900	16.49	262,191.00	
SHANDONG HIMILE MECHANICAL-A	1,800	45.38	81,684.00	
SHANGHAI ELECTRIC GRP CO L-A	24,000	8.41	201,840.00	

SHANXI COAL INTERNATIONAL -A	4,500	12.39	55,755.00	
SHENZHEN INOVANCE TECHNOLO-A	2,400	59.83	143,592.00	
SICHUAN ROAD&BRIDGE GROUP-A	13,860	7.54	104,504.40	
SIEYUAN ELECTRIC CO LTD-A	1,500	72.22	108,330.00	
SINOMA INTERNATIONAL ENGIN-A	5,500	9.81	53,955.00	
SUNGROW POWER SUPPLY CO LT-A	3,920	75.27	295,058.40	
SUNWODA ELECTRONIC CO LTD-A	5,600	23.15	129,640.00	
TBEA CO LTD-A	10,920	12.69	138,574.80	
TIAN DI SCIENCE & TECHNOLO-A	9,000	6.20	55,800.00	
WEICHAI POWER CO LTD-A	13,200	13.25	174,900.00	
XCMG CONSTRUCTION MACHIN-A	35,400	7.91	280,014.00	
XIAMEN C & D INC-A	4,400	10.53	46,332.00	
YUTONG BUS CO LTD-A	4,900	24.67	120,883.00	
ZHEJIANG CHINT ELECTRICS-A	4,100	22.83	93,603.00	
ZHEJIANG DINGLI MACHINERY -A	420	61.88	25,989.60	
ZHEJIANG HUAYOU COBALT CO -A	2,708	30.14	81,619.12	
ZHEJIANG SANHUA INTELLIGEN-A	3,800	24.14	91,732.00	
ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRI-A	1,600	47.10	75,360.00	
ZOOMLION HEAVY INDUSTRY S-A	15,500	7.01	108,655.00	
SHANGHAI M&G STATIONERY IN-A	1,800	31.71	57,078.00	
ZHEJIANG WEIMING ENVIRONME-A	2,340	21.23	49,678.20	
AIR CHINA LTD-A	23,900	8.11	193,829.00	
BEIJING-SHANGHAI HIGH SPE-A	98,300	6.14	603,562.00	
CHINA EASTERN AIRLINES CO-A	33,300	4.08	135,864.00	
CHINA MERCHANTS EXPRESSWAY-A	10,700	13.15	140,705.00	
CHINA SOUTHERN AIRLINES CO-A	17,600	6.80	119,680.00	
COSCO SHIPPING HOLDINGS CO-A	23,670	14.80	350,316.00	
DAQIN RAILWAY CO LTD -A	34,900	6.86	239,414.00	
HAINAN AIRLINES HOLDING CO-A	81,700	1.84	150,328.00	
JUNEYAO AIRLINES CO LTD-A	3,500	14.63	51,205.00	
LIAONING PORT CO LTD-A	21,900	1.69	37,011.00	
S F HOLDING CO LTD-A	10,900	41.22	449,298.00	
SHANGHAI INTERNATIONAL AIR-A	2,100	34.46	72,366.00	
SPRING AIRLINES CO LTD-A	1,900	55.30	105,070.00	
YTO EXPRESS GROUP CO LTD-A	7,400	14.29	105,746.00	
ANHUI JIANGHUAI AUTO GROUP-A	4,300	37.85	162,755.00	

BAIC BLUEPARK NEW ENERGY -A	10,900	8.41	91,669.00
BETHEL AUTOMOTIVE SAFETY S-A	1,260	47.60	59,976.00
BYD CO LTD -A	3,900	285.40	1,113,060.00
CHANGZHOU XINGYU AUTOMOTIV-A	700	132.42	92,694.00
CHONGQING CHANGAN AUTOMOB-A	17,126	13.86	237,366.36
FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP-A	3,400	60.55	205,870.00
GREAT WALL MOTOR CO LTD-A	6,400	27.14	173,696.00
GUANGZHOU AUTOMOBILE GROUP-A	6,900	9.41	64,929.00
HUAYU AUTOMOTIVE SYSTEMS -A	7,100	17.82	126,522.00
HUIZHOU DESAY SV AUTOMOTIV-A	1,000	113.88	113,880.00
NINGBO TUOPU GROUP CO LTD-A	4,755	51.05	242,742.75
SAIC MOTOR CORP LTD-A	14,310	18.33	262,302.30
SAILUN GROUP CO LTD-A	6,100	14.12	86,132.00
SERES GROUP CO L-A	3,100	130.80	405,480.00
SHANDONG LINGLONG TYRE CO -A	1,300	18.82	24,466.00
ZHEJIANG WANFENG AUTO -A	4,500	18.66	83,970.00
BEIJING ROBOROCK TECHNOLOG-A	392	218.22	85,542.24
ECOVACS ROBOTICS CO LTD-A	600	50.73	30,438.00
GREE ELECTRIC APPLIANCES I-A	6,000	43.65	261,900.00
HAIER SMART HOME CO LTD-A	11,600	28.50	330,600.00
HANGZHOU GREATSTAR INDUSTRIAL CO., LTD.	2,700	29.07	78,489.00
HISENSE HOME APPLIANCES G-A	1,800	29.82	53,676.00
MIDEA GROUP CO LTD-A	6,700	74.44	498,748.00
OPPEIN HOME GROUP INC-A	1,040	68.68	71,427.20
ZHEJIANG SUPOR CO LTD -A	1,700	53.03	90,151.00
37 INTERACTIVE ENTERTAINME-A	3,900	16.83	65,637.00
FOCUS MEDIA INFORMATION TE-A	32,600	6.92	225,592.00
JIANGSU PHOENIX PUBLISH-A	5,500	11.28	62,040.00
KUNLUN TECH CO LTD-A	2,500	43.61	109,025.00
MANGO EXCELLENT MEDIA CO L-A	3,110	29.49	91,713.90
CHINA TOURISM GROUP DUTY F-A	4,900	70.03	343,147.00
HLA GROUP CORP L-A	9,300	6.51	60,543.00
ZHEJIANG CHINA COMMODITIES-A	13,000	14.21	184,730.00
YIFENG PHARMACY CHAIN CO L-A	2,596	25.60	66,457.60
ANGEL YEAST CO LTD-A	3,700	36.29	134,273.00
ANHUI GUJING DISTILLERY CO-A	800	176.50	141,200.00

ANHUI YINGJIA DISTILLERY C-A	1,600	55.44	88,704.00	
ANJOY FOODS GROUP CO LTD	400	84.60	33,840.00	
BEIJING YANJING BREWERY CO-A	3,900	11.07	43,173.00	
CHONGQING BREWERY CO-A	800	65.06	52,048.00	
EASTROC BEVERAGE GROUP CO -A	1,280	240.00	307,200.00	
FOSHAN HAITIAN FLAVOURING -A	10,870	46.93	510,129.10	
GUANGDONG HAID GROUP CO-A	2,800	49.52	138,656.00	
HEBEI YANGYUAN ZHIHUI BEVERA	2,600	22.49	58,474.00	
HEILONGJIANG AGRICULTURE-A	2,500	14.37	35,925.00	
HENAN SHUANGHUI INVESTMENT-A	7,400	26.23	194,102.00	
INNER MONGOLIA YILI INDUS-A	11,500	29.37	337,755.00	
JIANGSU KING'S LUCK BREWER-A	2,000	44.74	89,480.00	
JIANGSU YANGHE DISTILLERY-A	2,700	83.70	225,990.00	
KWEICHOW MOUTAI CO LTD-A	2,600	1,551.01	4,032,626.00	
LUZHOU LAOJIAO CO LTD-A	2,800	129.97	363,916.00	
MUYUAN FOODSTUFF CO LTD-A	11,016	39.53	435,462.48	
NEW HOPE LIUHE CO LTD-A	7,600	9.41	71,516.00	
SHANXI XINGHUACUN FEN WINE-A	2,320	193.23	448,293.60	
TSINGTAO BREWERY CO LTD-A	1,500	76.70	115,050.00	
WENS FOODSTUFFS GROUP CO - A	12,460	16.98	211,570.80	
WULIANGYE YIBIN CO LTD-A	8,300	143.55	1,191,465.00	
YIHAI KERRY ARAWANA HOLDIN-A	2,200	34.24	75,328.00	
AIER EYE HOSPITAL GROUP CO-A	17,368	13.98	242,804.64	
AUTOBIO DIAGNOSTICS CO LTD-A	1,000	44.57	44,570.00	
CHINA NATIONAL MEDICINES-A	1,400	34.36	48,104.00	
GUANGZHOU BAIYUNSHAN PHAR-A	3,300	28.89	95,337.00	
HUADONG MEDICINE CO LTD-A	2,940	36.19	106,398.60	
JIANGSU YUYUE MEDICAL EQU-A	3,000	35.97	107,910.00	
JOINTOWN PHARMACEUTICAL-A	10,763	5.40	58,120.20	
SHANGHAI PHARMACEUTICALS-A	4,400	21.66	95,304.00	
SHANGHAI UNITED IMAGING HE-A	1,800	128.61	231,498.00	
SHENZHEN MINDRAY BIO-MEDIC-A	2,700	252.50	681,750.00	
SHENZHEN NEW INDUSTRIES BI-A	1,500	66.27	99,405.00	
ASYMCHEM LABORATORIES TIAN-A	680	78.16	53,148.80	
BEIJING Tiantan BIOLOGICAL-A	3,960	20.71	82,011.60	
BEIJING TONGRENTANG CO-A	2,300	41.60	95,680.00	

BEIJING WANTAI BIOLOGICAL-A	3, 115	75. 36	234, 746. 40	
BLOOMAGE BIOTECHNOLOGY COR-A	800	54. 94	43, 952. 00	
CHANGCHUN HIGH-TECH INDUST-A	700	101. 98	71, 386. 00	
CHINA RESOURCES SANJIU MED-A	1, 950	45. 17	88, 081. 50	
CHONGQING ZHIFEI BIOLOGICA-A	4, 050	27. 96	113, 238. 00	
CSPC INNOVATION PHARMACEUT-A	3, 480	27. 35	95, 178. 00	
DONG-E-E-JIAOCO LTD-A	1, 200	59. 87	71, 844. 00	
HANGZHOU TIGERMED CONSULTI-A	300	61. 30	18, 390. 00	
HUALAN BIOLOGICAL ENGINEER-A	4, 680	17. 38	81, 338. 40	
HUBEI JUMPCAN PHARMACEUT-A	1, 300	29. 84	38, 792. 00	
HUMANWELL HEALTHCARE GROUP-A	3, 800	23. 93	90, 934. 00	
IMEIK TECHNOLOGY DEVELOPME-A	560	204. 96	114, 777. 60	
JIANGSU HENGRUI MEDICINE C-A	13, 716	46. 54	638, 342. 64	
JIANGSU NHWA PHARMACEUTICA-A	2, 200	24. 80	54, 560. 00	
PHARMARON BEIJING CO LTD-A	3, 675	27. 67	101, 687. 25	
SHANGHAI FOSUN PHARMACEUTI-A	3, 600	26. 03	93, 708. 00	
SHANGHAI RAAS BLOOD PRODUC-A	10, 500	7. 25	76, 125. 00	
SHENZHEN SALUBRIS PHARM-A	1, 700	32. 73	55, 641. 00	
SHIJIAZHUANG YILING PHARMA-A	2, 600	16. 32	42, 432. 00	
SICHUAN KELUN PHARMACEUTIC-A	2, 400	30. 51	73, 224. 00	
WUXI APPTec CO LTD-A	4, 728	55. 91	264, 342. 48	
YUNNAN BAIYAO GROUP CO LTD-A	4, 160	59. 64	248, 102. 40	
ZHANGZHOU PIENZEHUANG PHA-A	1, 100	221. 08	243, 188. 00	
ZHEJIANG HUAHAI PHARMACEUT-A	1, 210	18. 65	22, 566. 50	
AGRICULTURAL BANK OF CHINA-A	165, 500	5. 04	834, 120. 00	
BANK OF BEIJING CO LTD -A	40, 600	5. 90	239, 540. 00	
BANK OF CHANGSHA CO LTD-A	7, 500	8. 62	64, 650. 00	
BANK OF CHENGDU CO LTD-A	5, 400	16. 18	87, 372. 00	
BANK OF CHINA LTD-A	64, 800	5. 23	338, 904. 00	
BANK OF COMMUNICATIONS CO-A	77, 900	7. 49	583, 471. 00	
BANK OF HANGZHOU CO LTD-A	13, 000	14. 21	184, 730. 00	
BANK OF JIANGSU CO LTD-A	33, 900	9. 30	315, 270. 00	
BANK OF NANJING CO LTD -A	20, 000	10. 51	210, 200. 00	
BANK OF NINGBO CO LTD -A	15, 700	23. 74	372, 718. 00	
BANK OF SHANGHAI CO LTD-A	39, 010	8. 76	341, 727. 60	
BANK OF SUZHOU CO LTD-A	5, 100	7. 89	40, 239. 00	

CHINA CONSTRUCTION BANK-A	20,400	8.48	172,992.00	
CHINA EVERBRIGHT BANK CO-A	91,800	3.72	341,496.00	
CHINA MERCHANTS BANK-A	42,500	38.02	1,615,850.00	
CHINA MINSHENG BANKING-A	67,800	4.03	273,234.00	
CHINA ZHESHANG BANK CO LTD-A	42,270	2.92	123,428.40	
CHONGQING RURAL COMMERCIAL-A	26,300	5.70	149,910.00	
CNPC CAPITAL CO LTD-A	10,900	7.21	78,589.00	
HUAXIA BANK CO LTD-A	24,300	7.78	189,054.00	
IND & COMM BK OF CHINA-A	122,400	6.49	794,376.00	
INDUSTRIAL BANK CO LTD -A	40,100	18.54	743,454.00	
PING AN BANK CO LTD-A	38,000	11.59	440,420.00	
POSTAL SAVINGS BANK OF CHI-A	53,700	5.43	291,591.00	
SHANGHAI PUDONG DEVEL BANK-A	57,100	9.53	544,163.00	
SHANGHAI RURAL COMMERCIAL -A	18,900	8.34	157,626.00	
BOC INTERNATIONAL CHINA CO-A	3,000	11.53	34,590.00	
CAITONG SECURITIES CO LTD-A	8,800	8.33	73,304.00	
CHANGJIANG SECURITIES CO L-A	6,800	6.97	47,396.00	
CHINA GALAXY SECURITIES CO-A	12,100	15.30	185,130.00	
CHINA GREAT WALL SECURITIE-A	12,900	8.47	109,263.00	
CHINA INTERNATIONAL CAPTAL-A	8,500	35.13	298,605.00	
CHINA MERCHANTS SECURITIES-A	17,100	19.37	331,227.00	
CITIC SECURITIES CO-A	24,800	30.33	752,184.00	
CSC FINANCIAL CO LTD-A	7,500	26.70	200,250.00	
DONGXING SECURITIES CO LT-A	6,200	11.37	70,494.00	
EAST MONEY INFORMATION CO-A	34,212	25.85	884,380.20	
EVERBRIGHT SECURITIE CO -A	6,600	18.96	125,136.00	
FOUNDER SECURITIES CO LTD-A	17,000	8.65	147,050.00	
GF SECURITIES CO LTD-A	17,400	16.36	284,664.00	
GUOLIAN SECURITIES CO LTD-A	2,200	13.27	29,194.00	
GUOSEN SECURITIES CO LTD-A	11,300	11.22	126,786.00	
GUOTAI JUNAN SECURITIES CO-A	14,700	18.76	275,772.00	
GUOYUAN SECURITIES CO LTD-A	9,500	8.53	81,035.00	
HAITONG SECURITIES CO LTD-A	26,400	11.42	301,488.00	
HITHINK ROYALFLUSH INFORMA-A	1,200	305.00	366,000.00	
HUATAI SECURITIES CO LTD-A	13,100	17.97	235,407.00	
INDUSTRIAL SECURITIES CO-A	16,300	6.39	104,157.00	

NANJING SECURITIES CO LTD	7,600	9.18	69,768.00
ORIENT SECURITIES CO LTD-A	15,100	10.59	159,909.00
SDIC CAPITAL CO LTD-A	11,000	7.69	84,590.00
SHENWAN HONGYUAN GROUP CO-A	45,600	5.37	244,872.00
SINOLINK SECURITIES CO LTD-A	7,700	9.07	69,839.00
SOOCHOW SECURITIES CO LTD-A	9,700	8.07	78,279.00
SOUTHWEST SECURITIES CO LT-A	3,800	4.95	18,810.00
WESTERN SECURITIES CO LTD-A	10,000	8.65	86,500.00
ZHESHANG SECURITIES CO LTD-A	6,000	12.54	75,240.00
ZHONGTAI SECURITIES CO LTD-A	10,500	6.83	71,715.00
CHINA LIFE INSURANCE CO-A	7,100	41.77	296,567.00
CHINA PACIFIC INSURANCE GR-A	12,800	33.58	429,824.00
NEW CHINA LIFE INSURANCE C-A	6,000	49.46	296,760.00
PICC HOLDING CO-A	15,500	7.38	114,390.00
PING AN INSURANCE GROUP CO-A	23,100	52.89	1,221,759.00
360 SECURITY TECHNOLOGY IN-A	11,700	11.65	136,305.00
BEIJING KINGSOFT OFFICE SO-A	1,200	309.16	370,992.00
CHINA NATIONAL SOFTWARE -A	1,170	51.94	60,769.80
EMPYREAN TECHNOLOGY CO LTD-A	700	123.65	86,555.00
HUNDSON TECHNOLOGIES INC-A	3,073	29.92	91,944.16
IFLYTEK CO LTD - A	6,900	51.59	355,971.00
ISOFTSTONE INFORMATION TEC-A	1,900	60.91	115,729.00
RANGE INTELLIGENT COMPUTI-A	3,200	56.63	181,216.00
SHANGHAI BAOSIGHT SOFTWARE-A	3,594	28.86	103,722.84
YONYOU NETWORK TECHNOLOGY-A	5,908	12.46	73,613.68
ACCELINK TECHNOLOGIES CO -A	1,900	52.21	99,199.00
ANKER INNOVATIONS TECHNOLO-A	1,040	95.89	99,725.60
AVARY HOLDING SHENZHEN CO -A	4,500	38.41	172,845.00
BOE TECHNOLOGY GROUP CO LT-A	69,600	4.43	308,328.00
CHAOZHOU THREE-CIRCLE GROU-A	4,500	38.27	172,215.00
CHINA GREATWALL TECHNOLOGY-A	6,700	15.90	106,530.00
CHINA RAILWAY SIGNAL & COM-A	11,000	6.44	70,840.00
EOPTOLINK TECHNOLOGY INC L-A	1,400	127.75	178,850.00
EVERDISPLAY OPTRONICS SHAN-A	23,718	2.53	60,006.54
FOXCONN INDUSTRIAL INTERNE-A	30,000	22.19	665,700.00
GOERTEK INC -A	6,100	27.43	167,323.00

GRG BANKING EQUIPMENT CO -A	2, 200	12. 54	27, 588. 00	
GUANGDONG LY INTELLIGENT M-A	13, 500	8. 88	119, 880. 00	
GUANGZHOU HAIGE COMMUNICAT-A	7, 600	11. 97	90, 972. 00	
HENGTONG OPTIC-ELECTRIC CO-A	3, 700	18. 48	68, 376. 00	
HUAGONG TECH CO LTD-A	2, 700	40. 60	109, 620. 00	
HUAQIN TECHNOLOGY CO LTD-A	2, 000	62. 99	125, 980. 00	
INSPUR ELECTRONIC INFORMAT-A	2, 400	51. 19	122, 856. 00	
LENS TECHNOLOGY CO LTD-A	9, 600	22. 72	218, 112. 00	
LUXSHARE PRECISION INDUSTR-A	14, 233	41. 67	593, 089. 11	
MAXSCEND MICROELECTRONICS -A	1, 076	97. 13	104, 511. 88	
NINESTAR CORP-A	1, 800	29. 72	53, 496. 00	
OFILM GROUP CO LTD-A	7, 700	12. 73	98, 021. 00	
SHANGHAI BOCHU ELECTRONIC-A	392	181. 00	70, 952. 00	
SHENGYI TECHNOLOGY CO LTD -A	4, 500	24. 69	111, 105. 00	
SHENNAN CIRCUITS CO LTD-A	780	117. 97	92, 016. 60	
SHENZHEN TRANSSION HOLDING-A	2, 511	95. 49	239, 775. 39	
SUPCON TECHNOLOGY CO LTD-A	870	51. 47	44, 778. 90	
SUZHOU DONGSHAN PRECISION-A	3, 300	29. 42	97, 086. 00	
SUZHOU TFC OPTICAL COMMUNI-A	1, 120	98. 93	110, 801. 60	
TCL TECHNOLOGY GROUP CORP-A	54, 590	5. 17	282, 230. 30	
UNISPLENDOUR CORP LTD-A	4, 876	27. 59	134, 528. 84	
UNIVERSAL SCIENTIFIC INDUS-A	3, 800	15. 29	58, 102. 00	
VICTORY GIANT TECHNOLOGY -A	1, 800	44. 44	79, 992. 00	
WINGTECH TECHNOLOGY CO LTD-A	2, 700	35. 99	97, 173. 00	
WUHAN GUIDE INFRARED CO LT-A	3, 464	7. 96	27, 573. 44	
WUS PRINTED CIRCUIT KUNSHA-A	3, 860	39. 40	152, 084. 00	
YEALINK NETWORK TECHNOLOGY-A	2, 240	40. 08	89, 779. 20	
ZHEJIANG DAHUA TECHNOLOGY-A	6, 300	16. 82	105, 966. 00	
ZHONGJI INNOLIGHT CO LTD-A	2, 380	127. 04	302, 355. 20	
ZTE CORP-A	8, 500	37. 80	321, 300. 00	
CHINA UNITED NETWORK-A	59, 700	5. 36	319, 992. 00	
CGN POWER CO LTD-A	40, 600	4. 07	165, 242. 00	
CHINA NATIONAL NUCLEAR POW-A	38, 100	9. 93	378, 333. 00	
CHINA THREE GORGES RENEWAB-A	53, 300	4. 49	239, 317. 00	
CHINA YANGTZE POWER CO LTD-A	51, 100	29. 26	1, 495, 186. 00	
DATANG INTL POWER GEN CO-A	20, 000	2. 89	57, 800. 00	

ENN NATURAL GAS CO LTD-A	4,800	19.65	94,320.00	
GD POWER DEVELOPMENT CO -A	40,500	4.64	187,920.00	
HUADIAN POWER INTL CORP-A	12,500	5.65	70,625.00	
HUANENG LANCANG RIVER HYDR-A	11,200	9.58	107,296.00	
HUANENG POWER INTL INC-A	18,200	7.03	127,946.00	
SDIC POWER HOLDINGS CO LTD-A	20,100	16.37	329,037.00	
SHANGHAI ELECTRIC POWER CO-A	7,100	9.41	66,811.00	
SHENERGY COMPANY LIMITED	9,900	9.12	90,288.00	
SHENZHEN ENERGY GROUP CO L-A	11,600	6.55	75,980.00	
SICHUAN CHUANTOU ENERGY CO-A	14,700	17.01	250,047.00	
WINTIME ENERGY GROUP CO LTD	47,800	1.92	91,776.00	
ZHEJIANG ZHENENG ELECTRIC-A	21,300	5.78	123,114.00	
ACM RESEARCH SHANGHAI I-A	630	104.95	66,118.50	
ADVANCED MICRO-FABRICATION-A	1,301	194.88	253,538.88	
AMLOGIC SHANGHAI INC-A	600	78.36	47,016.00	
CAMBRICON TECHNOLOGIES-A	1,000	636.02	636,020.00	
CHINA RESOURCES MICROELECT-A	2,200	47.51	104,522.00	
FLAT GLASS GROUP CO LTD-A	2,300	21.74	50,002.00	
GALAXYCORE INC-A	3,767	15.83	59,631.61	
GIGADEVICE SEMICONDUCTOR I-A	1,356	112.15	152,075.40	
HANGZHOU FIRST APPLIED MAT-A	7,912	15.56	123,110.72	
HANGZHOU SILAN MICROELECTR-A	2,000	28.12	56,240.00	
HWATSING TECHNOLOGY CO LTD-A	512	174.10	89,139.20	
HYGON INFORMATION TECHNOLO-A	4,600	128.78	592,388.00	
INGENIC SEMICONDUCTOR CO -A	1,200	74.61	89,532.00	
JA SOLAR TECHNOLOGY CO LTD-A	6,612	14.81	97,923.72	
JCET GROUP CO LTD-A	3,800	38.87	147,706.00	
JINKO SOLAR CO LTD-A	20,000	8.12	162,400.00	
LONGI GREEN ENERGY TECHNOL-A	19,736	16.62	328,012.32	
LOONGSON TECHNOLOGY CORP L-A	800	142.05	113,640.00	
MONTAGE TECHNOLOGY CO LTD-A	2,264	70.79	160,268.56	
NATIONAL SILICON INDUSTRY -A	5,600	20.53	114,968.00	
NAURA TECHNOLOGY GROUP CO-A	1,200	399.90	479,880.00	
PIOTECH INC-A	438	164.40	72,007.20	
ROCKCHIP ELECTRONICS CO L-A	900	101.52	91,368.00	
SANAN OPTOELECTRONICS CO L-A	9,900	12.65	125,235.00	

	SG MICRO CORP-A	1,007	87.18	87,790.26	
	SHENZHEN GOODIX TECHNOLOGY-A	1,000	84.67	84,670.00	
	SUZHOU MAXWELL TECHNOLOGIE-A	409	107.38	43,918.42	
	TCL ZHONGHUAN RENEWABLE EN-A	8,075	9.42	76,066.50	
	TIANSHUI HUATIAN TECHNOLOG-A	6,400	12.02	76,928.00	
	TONGFU MICROELECTRONIC CO-A	3,200	29.34	93,888.00	
	TONGWEI CO LTD-A	8,700	23.13	201,231.00	
	TRINA SOLAR CO LTD-A	3,200	22.19	71,008.00	
	UNIGROUP GUOXIN MICROELECT-A	1,819	68.19	124,037.61	
	WILL SEMICONDUCTOR LTD-A	2,185	103.27	225,644.95	
	XINJIANG DAQO NEW ENERGY C-A	3,600	24.82	89,352.00	
	ZHEJIANG JINGSHENG MECHANI-A	3,900	32.43	126,477.00	
	CHINA MERCHANTS SHEKOU IND-A	19,800	10.65	210,870.00	
	HAINAN AIRPORT INFRASTRUCT-A	21,800	3.79	82,622.00	
	POLY DEVELOPMENTS AND HOLD-A	26,600	9.39	249,774.00	
	SHANGHAI LINGANG HOLDINGS-A	7,280	10.15	73,892.00	
	SHANGHAI ZHANGJIANG HIGH-A	3,900	27.40	106,860.00	
	YOUNGOR FASHION CO LTD	14,000	8.45	118,300.00	
	オフショア人民元 小計	5,135,601		79,725,818.63 (1,721,989,984)	
サウジアラビア リアル	ADES HOLDING CO	10,805	17.42	188,223.10	
	SAUDI ARABIAN OIL CO	198,903	29.00	5,768,187.00	
	ADVANCED PETROCHEMICALS CO	3,568	32.20	114,889.60	
	SABIC AGRI-NUTRIENTS CO	8,158	108.20	882,695.60	
	SAHARA INTERNATIONAL PETROCH	11,987	24.12	289,126.44	
	SAUDI ARABIAN MINING CO	44,716	49.75	2,224,621.00	
	SAUDI ARAMCO BASE OIL CO	1,626	110.80	180,160.80	
	SAUDI BASIC INDUSTRIES CORP	30,410	66.50	2,022,265.00	
	SAUDI IND INVESTMENT GROUP	10,923	16.86	184,161.78	
	SAUDI KAYAN PETROCHEMICAL CO	21,550	6.80	146,540.00	
	YANBU NATIONAL PETROCHEMICAL	8,796	37.30	328,090.80	
	SAL SAUDI LOGISTICS SERVICES	823	254.40	209,371.20	
	SAUDI RESEARCH & MEDIA GROUP	1,076	287.00	308,812.00	
	JARIR MARKETING CO	19,801	12.66	250,680.66	
	NAHDI MEDICAL CO	1,177	117.40	138,179.80	
	ALMARAI CO	14,103	58.00	817,974.00	

	DALLAH HEALTHCARE CO	1,090	152.40	166,116.00	
	DR SULAIMAN AL HABIB MEDICAL	3,120	298.60	931,632.00	
	MOUWASAT MEDICAL SERVICES CO	3,089	87.60	270,596.40	
	AL RAJHI BANK	67,075	89.90	6,030,042.50	
	ALINMA BANK	43,064	28.00	1,205,792.00	
	ARAB NATIONAL BANK	28,242	20.10	567,664.20	
	BANK AL-JAZIRA	16,766	17.52	293,740.32	
	BANK ALBILAD	22,229	36.40	809,135.60	
	BANQUE SAUDI FRANSI	18,465	33.10	611,191.50	
	RIYAD BANK	51,446	28.40	1,461,066.40	
	SAUDI AWWAL BANK	35,509	31.90	1,132,737.10	
	SAUDI INVESTMENT BANK/THE	20,518	14.26	292,586.68	
	THE SAUDI NATIONAL BANK	98,673	33.00	3,256,209.00	
	SAUDI TADAWUL GROUP HOLDING	1,595	219.00	349,305.00	
	AL RAJHI CO FOR CO-OPERATIVE	1,373	166.40	228,467.20	
	BUPA ARABIA FOR COOPERATIVE	2,957	202.80	599,679.60	
	CO FOR COOPERATIVE INSURANCE	2,747	141.80	389,524.60	
	ARABIAN INTERNET & COMMUNICA	788	275.60	217,172.80	
	ELM CO	836	1,132.40	946,686.40	
	ETIHAD ETISALAT CO	13,501	52.30	706,102.30	
	MOBILE TELECOMMUNICATIONS CO	13,459	10.22	137,550.98	
	SAUDI TELECOM CO	67,323	40.10	2,699,652.30	
	ACWA POWER CO	4,938	377.60	1,864,588.80	
	POWER & WATER UTILITY CO FOR	2,042	53.30	108,838.60	
	SAUDI ELECTRICITY CO	26,234	16.72	438,632.48	
	DAR AL ARKAN REAL ESTATE DEV	18,952	14.44	273,666.88	
	サウジアラビアリアル 小計	954,453		40,042,356.42 (1,686,584,052)	
	合 計	127,182,048		41,440,641,898 (41,440,641,898)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(2)株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	メキシコペソ	FIBRA UNO ADMINISTRACION SA	108,200	2,252,724.00	

		OPERADORA DE SITES MEX- A-1	42, 600	551, 244. 00	
		PROLOGIS PROPERTY MEXICO SA	32, 279	1, 942, 873. 01	
	メキシコペソ 小計		183, 079	4, 746, 841. 01 (36, 866, 815)	
合計				36, 866, 815 (36, 866, 815)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)券面総額欄の数値は口数を表しております。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 34 銘柄	100.0%	—	2.7%
メキシコペソ	株式 20 銘柄	95.0%	—	1.7%
	投資証券 3 銘柄	—	5.0%	0.1%
ブラジルリアル	株式 45 銘柄	100.0%	—	3.6%
チリペソ	株式 11 銘柄	100.0%	—	0.4%
コロンビアペソ	株式 3 銘柄	100.0%	—	0.1%
ユーロ	株式 9 銘柄	100.0%	—	0.5%
トルコリラ	株式 17 銘柄	100.0%	—	0.7%
チェココルナ	株式 3 銘柄	100.0%	—	0.1%
ハンガリーフォリント	株式 3 銘柄	100.0%	—	0.2%
ポーランドズロチ	株式 14 銘柄	100.0%	—	0.8%
ロシアルーブル	株式 13 銘柄	—	—	—
香港ドル	株式 149 銘柄	100.0%	—	21.6%
マレーシアリングgit	株式 33 銘柄	100.0%	—	1.5%
タイバーツ	株式 27 銘柄	100.0%	—	1.4%
フィリピンペソ	株式 13 銘柄	100.0%	—	0.5%
インドネシアルピア	株式 20 銘柄	100.0%	—	1.4%
韓国ウォン	株式 92 銘柄	100.0%	—	9.2%
新台湾ドル	株式 88 銘柄	100.0%	—	19.5%
インドルピー	株式 156 銘柄	100.0%	—	19.9%
カタールリアル	株式 13 銘柄	100.0%	—	0.8%
南アフリカランド	株式 31 銘柄	100.0%	—	3.0%
アラブディルハム	株式 12 銘柄	100.0%	—	1.3%
クウェートディナール	株式 6 銘柄	100.0%	—	0.7%
オフショア人民元	株式 414 銘柄	100.0%	—	4.2%
サウジアラビアリアル	株式 42 銘柄	100.0%	—	4.1%

(注) 時価比率は通貨ごとの有価証券の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表（その他の注記）の2 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。

RM国内リートマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2024 年 12 月 20 日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	606,245,336
投資証券	63,253,155,600
未収入金	2,624,480
未収配当金	386,531,466
未収利息	1,827
前払金	9,921,000
差入委託証拠金	42,978,748
流動資産合計	64,301,458,457
資産合計	64,301,458,457
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	4,642,880
未払金	129,461,452
未払解約金	26,058,300
流動負債合計	160,162,632
負債合計	160,162,632
純資産の部	
元本等	
元本	47,904,426,652
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	16,236,869,173
元本等合計	64,141,295,825
純資産合計	64,141,295,825
負債純資産合計	64,301,458,457

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の取引所の発表する清算値段で評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 派生商品取引等損益 原則として、約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

2024 年 12 月 20 日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2023 年 12 月 21 日
期首元本額	32,572,311,608 円
期中追加設定元本額	30,741,691,030 円
期中一部解約元本額	15,409,575,986 円
期末元本額	47,904,426,652 円
期末元本の内訳※	
りそなラップ型ファンド(安定型)	985,355,739 円
りそなラップ型ファンド(安定成長型)	1,994,521,318 円
りそなラップ型ファンド(成長型)	2,676,303,560 円
DCりそな グローバルバランス	34,505,159 円
つみたてバランスファンド	4,548,991,298 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2030	380,784,329 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2040	336,972,015 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2050	235,577,044 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2035	132,045,871 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2045	90,665,406 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2055	55,389,769 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2060	146,280,705 円
埼玉りそな・グローバルバランス・プラスESG	122,051,719 円
九州SDGs・グローバルバランス	53,237,683 円
りそな国内リートインデックス(ラップ専用)	5,550,264,484 円
ラップ型ファンド・プラスESG(安定型)	15,470,970 円
ラップ型ファンド・プラスESG(安定成長型)	260,985,434 円
ラップ型ファンド・プラスESG(成長型)	306,480,122 円
りそな つみたてラップ型ファンド(安定型)	109,535,561 円
りそな つみたてラップ型ファンド(安定成長型)	107,961,360 円
りそな つみたてラップ型ファンド(成長型)	126,103,353 円
りそな つみたてリスクコントロールファンド	17,767,602 円
ターゲットリターンバランスファンド(目標2%)	2,766,948 円
ターゲットリターンバランスファンド(目標3%)	2,401,186 円
ターゲットリターンバランスファンド(目標4%)	10,098,450 円
ターゲットリターンバランスファンド(目標5%)	4,749,390 円

ターゲットリターンバランスファンド（目標6％）	12,086,648 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2065	3,350,890 円
りそなJリートインデックス（年1回決算型）	61,641,077 円
りそなJリートインデックス（年4回決算型）	120,657,851 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2035（運用継続型）	28,622 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2040（運用継続型）	22,104 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2045（運用継続型）	25,437 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2050（運用継続型）	28,336 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2055（運用継続型）	30,945 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2060（運用継続型）	33,409 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2065（運用継続型）	46,512 円
FWりそな国内リートインデックスオープン	8,770,970,401 円
FWりそな国内リートインデックスファンド	8,750,083,072 円
S m a r t i Jリートインデックス	3,816,436,626 円
S m a r t i 8資産バランス 安定型	107,817,100 円
S m a r t i 8資産バランス 安定成長型	378,173,431 円
S m a r t i 8資産バランス 成長型	582,155,029 円
J－REITインデックスファンド（適格機関投資家専用）	5,447,260,121 円
りそなDAAファンド（適格機関投資家専用）	187,253,928 円
りそなV Iグローバル・バランスファンド（安定型）（適格機関投資家専用）	2,071,303 円
りそなV Iグローバル・バランスファンド（安定成長型）（適格機関投資家専用）	9,905,977 円
りそなV Iグローバル・バランスファンド（成長型）（適格機関投資家専用）	32,430,181 円
りそなマルチアセットファンド（適格機関投資家専用）	24,309,528 円
りそなDAAファンドⅡ（適格機関投資家専用）	50,566,354 円
りそなマルチアセットファンドⅡ（適格機関投資家専用）	251,477,265 円
J－REITインデックスファンド202102（適格機関投資家専用）	128,135,919 円
りそなDAAファンド202205（適格機関投資家専用）	81,891,536 円
りそなFT グローバルリートファンド202307（適格機関投資家専用）	509,676,354 円
りそなマルチアセットファンド202310（適格機関投資家専用）	199,426,590 円
りそなマルチアセットファンド202403（適格機関投資家専用）	69,167,631 円
2. 計算日における受益権の総数	47,904,426,652 口
3. 計算日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.3389 円
(10,000口当たり純資産額)	(13,389 円)

（注）※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

2024年12月20日現在	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、リートの価格変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 デリバティブ取引等を行った場合は、信託約款に記載した目的で取引を行っております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。

また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。

II 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月20日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	投資証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 デリバティブ取引 (その他の注記)の2 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

2024年12月20日現在
該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	2024年12月20日現在
	損益に含まれた評価差額(円)
投資証券	△5,860,421,558
合計	△5,860,421,558

(注) 損益に含まれた評価差額は、親投資信託受益証券の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

2 デリバティブ取引に関する注記

(投資証券関連)

(2024年12月20日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	不動産投信指数先物取引				
	買建	815,664,880	—	811,022,000	△4,642,880
合計		815,664,880	—	811,022,000	△4,642,880

(注) 時価の算定方法

先物取引

国内先物取引について

先物取引の評価においては、原則として計算日の取引所の発表する清算値段で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	エスコンジャパンリート投資法人	1,486	161,379,600	
	サンケイリアルエステート投資法人	2,151	158,743,800	
	S O S i L A 物流リート投資法人	3,350	342,705,000	
	東海道リート投資法人	1,147	117,452,800	
	日本アコモデーションファンド投資法人	2,319	1,326,468,000	
	森ヒルズリート投資法人	7,896	967,260,000	
	産業ファンド投資法人	12,294	1,362,175,200	
	アドバンス・レジデンス投資法人	6,599	1,891,273,400	
	アクティビア・プロパティーズ投資法人	3,264	1,031,424,000	
	G L P 投資法人	22,555	2,735,921,500	
	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	3,400	917,660,000	
	日本プロロジスリート投資法人	11,697	2,553,455,100	
	星野リゾート・リート投資法人	2,840	620,540,000	
	O n e リート投資法人	1,171	259,376,500	
	イオンリート投資法人	8,237	1,019,740,600	
	ヒューリックリート投資法人	5,933	800,361,700	
	日本リート投資法人	2,181	663,024,000	
	積水ハウス・リート投資法人	20,177	1,511,257,300	
	トーセイ・リート投資法人	1,460	179,726,000	
	ヘルスケア&メディカル投資法人	1,656	171,561,600	
	サムティ・レジデンシャル投資法人	1,830	164,334,000	
	野村不動産マスターファンド投資法人	21,494	2,910,287,600	
	いちごホテルリート投資法人	1,111	166,761,100	
	ラサールロジポート投資法人	8,597	1,182,087,500	
	スターアジア不動産投資法人	12,374	619,937,400	
	マリモ地方創生リート投資法人	1,219	128,726,400	
	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	14,637	1,421,252,700	
	日本ホテル&レジデンシャル投資法人	1,416	88,924,800	

投資法人みらい	9,246	360,594,000	
三菱地所物流リート投資法人	2,319	779,184,000	
C R E ロジスティクスファンド投資法人	2,891	395,777,900	
ザイマックス・リート投資法人	1,150	126,845,000	
タカラレーベン不動産投資法人	4,385	364,832,000	
日本ビルファンド投資法人	39,167	4,864,541,400	
ジャパンリアルエステイト投資法人	6,897	3,738,174,000	
日本都市ファンド投資法人	34,819	3,032,734,900	
オリックス不動産投資法人	13,379	2,151,343,200	
日本プライムリアルティ投資法人	4,592	1,453,368,000	
N T T 都市開発リート投資法人	6,825	801,937,500	
東急リアル・エステート投資法人	4,502	692,857,800	
グローバル・ワン不動産投資法人	4,863	469,765,800	
ユナイテッド・アーバン投資法人	15,021	2,062,383,300	
森トラストリート投資法人	12,943	776,580,000	
インヴィンシブル投資法人	36,996	2,412,139,200	
フロンティア不動産投資法人	2,491	965,262,500	
平和不動産リート投資法人	4,924	569,706,800	
日本ロジスティクスファンド投資法人	4,512	1,166,352,000	
福岡リート投資法人	3,789	533,112,300	
K D X 不動産投資法人	18,786	2,755,906,200	
いちごオフィスリート投資法人	4,899	383,101,800	
大和証券オフィス投資法人	2,782	794,539,200	
阪急阪神リート投資法人	3,202	382,318,800	
スターツプロシード投資法人	1,164	199,626,000	
大和ハウスリート投資法人	10,070	2,288,911,000	
ジャパン・ホテル・リート投資法人	24,668	1,741,560,800	
大和証券リビング投資法人	9,917	856,828,800	
ジャパンエクセレント投資法人	5,766	659,053,800	
合計	481,456	63,253,155,600	

(注) 券面総額欄の数値は口数を表しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表（その他の注記）の2 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。

RM先進国リートマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2024 年 12 月 20 日現在

資産の部	
流動資産	
預金	131,640,928
コール・ローン	58,727,698
株式	512,862,536
投資証券	75,559,561,365
派生商品評価勘定	400,033
未収入金	15,109,893
未収配当金	375,786,870
未収利息	176
差入委託証拠金	234,252,458
流動資産合計	76,888,341,957
資産合計	76,888,341,957
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	45,571,338
未払解約金	37,019,000
流動負債合計	82,590,338
負債合計	82,590,338
純資産の部	
元本等	
元本	41,703,250,818
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	35,102,500,801
元本等合計	76,805,751,619
純資産合計	76,805,751,619
負債純資産合計	76,888,341,957

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 配当株式 原則として、配当落ち日において、その数量に相当する券面総額又は発行価額を計上しております。 派生商品取引等損益 原則として、約定日基準で計上しております。 為替予約取引による為替差損益 原則として、約定日基準で計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第 60 条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第 61 条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

2024 年 12 月 20 日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2023 年 12 月 21 日
期首元本額	40,826,830,658 円
期中追加設定元本額	15,928,746,517 円
期中一部解約元本額	15,052,326,357 円
期末元本額	41,703,250,818 円
期末元本の内訳※	
りそなラップ型ファンド(安定型)	769,546,359 円
りそなラップ型ファンド(安定成長型)	1,485,207,677 円
りそなラップ型ファンド(成長型)	2,819,767,300 円
DCりそな グローバルバランス	26,383,100 円
つみたてバランスファンド	1,585,497,177 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2030	547,098,055 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2040	482,869,941 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2050	342,927,345 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2035	189,239,631 円

りそなターゲット・イヤー・ファンド2045	130,833,951円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2055	79,174,409円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2060	209,807,066円
埼玉りそな・グローバルバランス・プラスESG	189,036,080円
九州SDGs・グローバルバランス	80,445,952円
ラップ型ファンド・プラスESG（安定型）	11,423,472円
ラップ型ファンド・プラスESG（安定成長型）	250,045,500円
ラップ型ファンド・プラスESG（成長型）	283,052,049円
りそな つみたてラップ型ファンド（安定型）	80,583,458円
りそな つみたてラップ型ファンド（安定成長型）	87,221,020円
りそな つみたてラップ型ファンド（成長型）	131,925,584円
りそな つみたてリスクコントロールファンド	4,722,746円
ターゲットリターンバランスファンド（目標2%）	3,990,167円
ターゲットリターンバランスファンド（目標3%）	3,425,906円
ターゲットリターンバランスファンド（目標4%）	14,363,968円
ターゲットリターンバランスファンド（目標5%）	6,776,100円
ターゲットリターンバランスファンド（目標6%）	17,226,491円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2065	4,767,410円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2035（運用継続型）	40,851円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2040（運用継続型）	31,465円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2045（運用継続型）	36,188円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2050（運用継続型）	40,294円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2055（運用継続型）	44,943円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2060（運用継続型）	47,480円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2065（運用継続型）	66,204円
FWりそな先進国リートインデックスオープン	13,357,318,515円
FWりそな先進国リートインデックスファンド	12,726,335,211円
Smart-i 先進国リートインデックス	3,661,415,919円
Smart-i 8資産バランス 安定型	156,073,461円
Smart-i 8資産バランス 安定成長型	548,099,512円
Smart-i 8資産バランス 成長型	841,656,822円
りそなDAAファンド（適格機関投資家専用）	122,412,743円
りそなVIグローバル・バランスファンド（安定型）（適格機関投資家専用）	1,527,775円
りそなVIグローバル・バランスファンド（安定成長型）（適格機関投資家専用）	4,285,373円
りそなVIグローバル・バランスファンド（成長型）（適格機関投資家専用）	87,483,587円
りそなマルチアセットファンド（適格機関投資家専用）	17,102,175円
りそなDAAファンドII（適格機関投資家専用）	72,240,329円
りそなDAAファンド202205（適格機関投資家専用）	116,710,740円
りそなFT グローバルリートファンド202307（適格機関投資家専用）	152,923,317円
2. 計算日における受益権の総数	41,703,250,818口
3. 計算日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.8417円
(10,000口当たり純資産額)	(18,417円)

(注) ※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

2024年12月20日現在
1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

これらは、株価変動リスク、リートの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

デリバティブ取引等を行った場合は、信託約款に記載した目的で取引を行っております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。

また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。

II 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月20日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

株式、投資証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

デリバティブ取引

(その他の注記)の2 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

2024年12月20日現在

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	2024年12月20日現在
	損益に含まれた評価差額(円)
株式	△90,713,896
投資証券	2,766,007,559
合計	2,675,293,663

(注) 損益に含まれた評価差額は、親投資信託受益証券の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

2 デリバティブ取引に関する注記

(株式関連)

(2024 年 12 月 20 日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	803, 137, 840	—	757, 586, 641	△45, 551, 199
合計		803, 137, 840	—	757, 586, 641	△45, 551, 199

(注) 時価の算定方法

先物取引

外国先物取引について

先物取引の評価においては、原則として計算日の取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

(通貨関連)

(2024 年 12 月 20 日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	122, 180, 508	—	122, 563, 244	382, 736
	米ドル	110, 210, 888	—	110, 512, 254	301, 366
	オーストラリアドル	3, 852, 280	—	3, 932, 824	80, 544
	シンガポールドル	8, 117, 340	—	8, 118, 166	826
	売建	70, 264, 315	—	70, 267, 157	△2, 842
	ユーロ	16, 363, 300	—	16, 364, 000	△700
	英ポンド	27, 602, 960	—	27, 603, 632	△672
	オーストラリアドル	21, 627, 100	—	21, 627, 650	△550
	香港ドル	4, 670, 955	—	4, 671, 875	△920
合計		192, 444, 823	—	192, 830, 401	379, 894

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	AMERICOLD REALTY TRUST INC	90,316	21.03	1,899,345.48	
	BROADSTONE NET LEASE INC-A	64,658	15.86	1,025,475.88	
米ドル 小計		154,974		2,924,821.36 (461,975,533)	
オーストラリアドル	CENTURIA CAPITAL GROUP	283,482	1.82	517,354.65	
オーストラリアドル 小計		283,482		517,354.65 (50,887,003)	
合 計		438,456		512,862,536 (512,862,536)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	米ドル	ACADIA REALTY TRUST	36,420	872,987.40	
		AGREE REALTY CORP	34,674	2,407,762.56	
		ALEXANDER & BALDWIN INC	24,860	441,513.60	
		ALEXANDER'S INC	705	141,669.75	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	53,763	5,230,602.27	
		ALPINE INCOME PROPERTY TRUST	3,951	64,796.40	
		AMERICAN ASSETS TRUST INC	16,159	410,761.78	
		AMERICAN HEALTHCARE REIT INC	51,549	1,402,648.29	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	108,655	3,918,099.30	
		APARTMENT INVT & MGMT CO -A	44,319	355,881.57	
		APPLE HOSPITALITY REIT INC	77,427	1,187,730.18	
		ARMADA HOFFLER PROPERTIES IN	23,174	237,996.98	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	49,030	10,647,354.80	
		BRAEMAR HOTELS & RESORTS INC	20,936	65,948.40	
		BRANDYWINE REALTY TRUST	59,106	315,626.04	
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	104,065	2,819,120.85	

		BRT APARTMENTS CORP	3,710	67,262.30	
		BXP INC	50,188	3,680,286.04	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	36,823	4,143,323.96	
		CARETRUST REIT INC	57,741	1,571,132.61	
		CBL & ASSOCIATES PROPERTIES	4,795	142,651.25	
		CENTERSPACE	5,302	343,304.50	
		CHATHAM LODGING TRUST	16,989	152,901.00	
		CITY OFFICE REIT INC	14,545	77,524.85	
		COMMUNITY HEALTHCARE TRUST INC	8,718	157,795.80	
		COPT DEFENSE PROPERTIES	38,897	1,192,582.02	
		COUSINS PROPERTIES INC	52,597	1,568,968.51	
		CTO REALTY GROWTH INC	6,920	134,386.40	
		CUBESMART	77,761	3,245,744.14	
		CURLINE PROPERTIES CORP	32,187	696,526.68	
		DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	71,105	656,299.15	
		DIGITAL CORE REIT MANAGEMENT	315,100	187,484.50	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	106,237	18,783,763.97	
		DIVERSIFIED HEALTHCARE TRUST	72,011	164,905.19	
		DOUGLAS EMMETT INC	57,936	1,033,578.24	
		EAGLE HOSPITALITY TRUST	82,000	0.00	
		EASTERLY GOVERNMENT PROPERTIES INC	32,860	359,159.80	
		EASTGROUP PROPERTIES INC	16,803	2,667,308.22	
		ELME COMMUNITIES	29,919	444,895.53	
		EMPIRE STATE REALTY TRUST-A	45,972	462,478.32	
		EPR PROPERTIES	26,244	1,132,953.48	
		EQUINIX INC	32,772	30,201,692.04	
		EQUITY COMMONWEALTH	36,864	64,143.36	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	64,408	4,262,521.44	
		EQUITY RESIDENTIAL	117,786	8,184,949.14	
		ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	60,564	1,866,582.48	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	22,169	6,185,372.69	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	73,156	10,413,756.60	
		FARMLAND PARTNERS INC	14,438	174,699.80	
		FEDERAL REALTY INVS TRUST	25,980	2,846,109.00	
		FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	45,715	2,267,464.00	

		FOUR CORNERS PROPERTY TRUST	32,040	856,749.60	
		FRANKLIN STREET PROPERTIES C	26,689	49,374.65	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	94,803	4,404,547.38	
		GETTY REALTY CORP	17,102	517,506.52	
		GLADSTONE COMMERCIAL CORP	14,622	234,098.22	
		GLADSTONE LAND CORP	11,064	116,282.64	
		GLOBAL MEDICAL REIT INC	20,519	163,126.05	
		GLOBAL NET LEASE INC	68,223	478,925.46	
		HEALTHCARE REALTY TRUST INC	125,474	2,095,415.80	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	243,053	4,802,727.28	
		HIGHWOODS PROPERTIES INC	36,361	1,067,922.57	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	242,576	4,276,614.88	
		HUDSON PACIFIC PROPERTIES IN	49,658	129,607.38	
		INDEPENDENCE REALTY TRUST INC	77,661	1,546,230.51	
		INDUSTRIAL LOGISTICS PROPERT	19,286	62,679.50	
		INNOVATIVE INDUSTRIAL PROPER	9,798	934,141.32	
		INVENTRUST PROPERTIES CORP	26,260	776,245.60	
		INVITATION HOMES INC	196,699	6,239,292.28	
		IRON MOUNTAIN INC	101,258	10,289,837.96	
		JBG SMITH PROPERTIES	29,936	453,231.04	
		KEPPEL PACIFIC OAK US REIT	274,900	57,729.00	
		KILROY REALTY CORP	36,538	1,421,693.58	
		KIMCO REALTY CORP	232,734	5,355,209.34	
		KITE REALTY GROUP TRUST	75,875	1,858,178.75	
		LAMAR ADVERTISING CO-A	30,353	3,711,868.37	
		LINEAGE INC	20,530	1,168,157.00	
		LTC PROPERTIES INC	15,092	525,352.52	
		LXP INDUSTRIAL TRUST	101,107	831,099.54	
		MACERICH CO/THE	81,528	1,624,037.76	
		MANULIFE US REAL ESTATE INV	635,700	59,120.10	
		MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	206,179	775,233.04	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	40,353	6,029,948.79	
		MODIV INDUSTRIAL INC	2,808	42,709.68	
		NATIONAL STORAGE AFFILIATES	24,154	898,528.80	
		NATL HEALTH INVESTORS INC	14,906	1,026,129.04	
		NET LEASE OFFICE PROPERTY	5,159	158,329.71	

		NETSTREIT CORP	26,383	365,140.72	
		NEXPOINT DIVERSIFIED REAL ES	12,403	89,673.69	
		NEXPOINT RESIDENTIAL	7,586	315,881.04	
		NNN REIT INC	63,428	2,522,531.56	
		OFFICE PROPERTIES INCOME TRU	17,029	18,221.03	
		OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	89,069	3,367,698.89	
		ONE LIBERTY PROPERTIES INC	5,240	143,471.20	
		ORION OFFICE REIT INC	16,821	63,246.96	
		OUTFRONT MEDIA INC	47,530	836,052.70	
		PARAMOUNT GROUP INC	62,768	291,243.52	
		PARK HOTELS & RESORTS INC	72,267	1,045,703.49	
		PEAKSTONE REALTY TRUST	12,782	146,481.72	
		PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	41,589	565,194.51	
		PHILLIPS EDISON & COMPANY IN	42,322	1,589,191.10	
		PIEDMONT OFFICE REALTY TRU-A	42,124	358,896.48	
		PLYMOUTH INDUSTRIAL REIT INC	13,620	236,988.00	
		POSTAL REALTY TRUST INC- A	7,717	99,317.79	
		PRIME US REIT	201,410	34,642.52	
		PROLOGIS INC	319,592	32,406,628.80	
		PUBLIC STORAGE	54,371	15,731,161.43	
		REALTY INCOME CORP	300,606	15,559,366.56	
		REGENCY CENTERS CORP	56,400	4,084,488.00	
		RETAIL OPPORTUNITY INVESTMEN	44,085	767,079.00	
		REXFORD INDUSTRIAL REALTY IN	75,655	2,872,620.35	
		RLJ LODGING TRUST	53,175	538,131.00	
		RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	20,696	2,173,700.88	
		SABRA HEALTH CARE REIT INC	81,028	1,355,598.44	
		SAFEHOLD INC	16,021	316,574.96	
		SAUL CENTERS INC	3,998	152,843.54	
		SERVICE PROPERTIES TRUST	54,852	127,805.16	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	105,787	17,905,507.62	
		SITE CENTERS CORP	16,395	246,088.95	
		SL GREEN REALTY CORP	24,023	1,604,496.17	
		STAG INDUSTRIAL INC	62,910	2,089,870.20	
		SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC	37,444	250,500.36	
		SUN COMMUNITIES INC	40,465	4,851,348.85	

		SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	70,055	846,264.40	
		TANGER INC	37,789	1,298,052.15	
		TERRENO REALTY CORP	33,477	1,962,421.74	
		UDR INC	103,640	4,396,408.80	
		UMH PROPERTIES INC	23,350	432,442.00	
		UNITI GROUP INC	83,827	466,916.39	
		UNIVERSAL HEALTH RLTY INCOME	4,233	156,367.02	
		URBAN EDGE PROPERTIES	41,952	892,738.56	
		VENTAS INC	142,649	8,235,126.77	
		VERIS RESIDENTIAL INC	27,552	451,301.76	
		VICI PROPERTIES INC	361,585	10,222,007.95	
		VORNADO REALTY TRUST	57,267	2,292,398.01	
		WELLTOWER INC	199,756	24,725,797.68	
		WHITESTONE REIT	15,360	218,880.00	
		WP CAREY INC	75,581	4,039,048.64	
		XENIA HOTELS & RESORTS INC	35,208	527,415.84	
	米ドル 小計		9,169,875	381,379,863.74	
				(60,238,949,477)	
カナダドル		ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT	21,574	367,836.70	
		ARTIS REAL ESTATE INVESTMENT	19,702	137,914.00	
		BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	8,292	519,576.72	
		CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	28,093	1,184,962.74	
		CHOICE PROPERTIES REIT	56,415	742,421.40	
		CROMBIE REAL ESTATE INVESTME	18,325	241,523.50	
		CT REAL ESTATE INVESTMENT TR	18,410	259,581.00	
		DREAM INDUSTRIAL REAL ESTATE	45,966	536,882.88	
		DREAM OFFICE REAL ESTATE INV	2,675	47,213.75	
		FIRST CAPITAL REAL ESTATE IN	35,601	597,740.79	
		GRANITE REAL ESTATE INVESTME	10,069	711,173.47	
		H&R REAL ESTATE INV-REIT UTS	44,062	406,251.64	
		INTERRENT REAL ESTATE INVEST	24,799	249,229.95	
		KILLAM APARTMENT REAL ESTATE	20,119	336,188.49	
		MINTO APARTMENT REAL ESTATE	7,250	94,975.00	
		MORGUARD NORTH AMERICAN RESIDENTIAL REIT	6,979	118,294.05	
		NEXUS INDUSTRIAL REIT	12,242	91,692.58	

		NORTHWEST HEALTHCARE PROPERT	41,452	184,461.40	
		PRIMARIS REIT	16,439	248,886.46	
		RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	51,021	919,398.42	
		SLATE GROCERY REIT	10,423	142,795.10	
		SMARTCENTRES REAL ESTATE INV	24,276	590,877.84	
	カナダドル 小計		524,184	8,729,877.88 (956,096,225)	
	ユーロ	AEDIFICA	16,365	886,983.00	
		ALTAREA	1,678	154,376.00	
		CARE PROPERTY INVEST	12,905	140,148.30	
		CARMILA	18,242	286,764.24	
		COFINIMMO	13,149	685,720.35	
		COVIVIO	18,624	897,304.32	
		CROMWELL REIT EUR	112,240	178,461.60	
		EUROCOMMERCIAL PROPERTIES NV	14,865	329,259.75	
		GECINA SA	17,924	1,587,170.20	
		HAMBORNER REIT AG	26,335	166,963.90	
		ICADE	10,953	231,765.48	
		IMMOBILIARE GRANDE DISTRIBUZ	20,823	51,432.81	
		INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI	117,310	585,376.90	
		IRISH RESIDENTIAL PROPERTIES	191,748	169,696.98	
		KLEPIERRE	76,434	2,106,521.04	
		LAR ESPANA REAL ESTATE SOCIM	16,316	126,612.16	
		MERCIALYS	30,676	304,919.44	
		MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	136,901	1,335,469.25	
		MONTEA NV	7,125	436,762.50	
		NSI NV	6,467	121,708.94	
		RETAIL ESTATES	4,498	259,084.80	
		SHURGARD SELF STORAGE LTD	10,301	362,595.20	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	34,707	2,462,808.72	
		WAREHOUSES DE PAUW SCA	60,689	1,144,594.54	
		WERELDHAVE NV	11,466	156,166.92	
		XIOR STUDENT HOUSING NV	11,709	331,364.70	
	ユーロ 小計		1,000,450	15,500,032.04 (2,537,355,244)	
	英ポンド	(Right)CARE REIT PLC	142,814	115,393.71	

	ABRDN PROPERTY INCOME TRUST	141,815	8,948.52	
	AEW UK REIT PLC	60,678	60,071.22	
	ASSURA PLC	1,023,147	385,931.04	
	BIG YELLOW GROUP PLC	68,159	642,739.37	
	BRITISH LAND CO PLC	342,468	1,204,117.48	
	CLS HOLDINGS PLC	57,890	45,501.54	
	CUSTODIAN PROPERTY INCOME REIT PLC	153,661	116,782.36	
	DERWENT LONDON PLC	38,997	758,491.65	
	EMPIRIC STUDENT PROPERTY PLC	198,774	164,982.42	
	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	140,127	407,769.57	
	HAMMERSON PLC	156,115	434,311.93	
	HELICAL PLC	39,608	71,611.26	
	HOME REIT PLC	147,401	56,086.08	
	INTU PROPERTIES PLC	117,549	0.00	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	257,871	1,442,788.24	
	LIFE SCIENCE REIT PLC	113,860	43,836.10	
	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	701,207	1,231,319.49	
	NEWRIVER REIT PLC	107,134	77,886.41	
	PICTON PROPERTY INCOME LTD	191,998	122,878.72	
	PRIMARY HEALTH PROPERTIES	459,259	416,777.54	
	PRS REIT PLC/THE	181,330	192,572.46	
	REGIONAL REIT LTD	52,789	61,129.66	
	SAFESTORE HOLDINGS PLC	74,586	481,825.56	
	SCHRODER REAL ESTATE INVESTM	158,292	77,088.20	
	SEGRO PLC	467,318	3,187,108.76	
	SHAFTESBURY CAPITAL PLC	677,603	844,293.33	
	SUPERMARKET INCOME REIT PLC	430,695	288,134.95	
	TARGET HEALTHCARE REIT PLC	219,632	180,537.50	
	TRIPLE POINT SOCIAL HOUSING	106,966	61,612.41	
	TRITAX BIG BOX REIT PLC	853,228	1,093,838.29	
	UNITE GROUP PLC	142,711	1,131,698.23	
	URBAN LOGISTICS REIT PLC	161,915	163,857.98	
	WAREHOUSE REIT PLC	145,941	112,082.68	
	WORKSPACE GROUP PLC	47,454	233,236.41	
	英債券 小計	8,380,992	15,917,241.07	

			(3, 140, 153, 318)	
オーストラリアドル	ABACUS GROUP	157, 136	181, 492. 08	
	ABACUS STORAGE KING	177, 394	207, 550. 98	
	ARENA REIT	134, 138	524, 479. 58	
	BWP TRUST	188, 969	642, 494. 60	
	CENTURIA INDUSTRIAL REIT	185, 106	531, 254. 22	
	CENTURIA OFFICE REIT	146, 283	167, 494. 03	
	CHARTER HALL GROUP	163, 842	2, 354, 409. 54	
	CHARTER HALL LONG WALE REIT	228, 160	860, 163. 20	
	CHARTER HALL RETAIL REIT	179, 255	578, 993. 65	
	CHARTER HALL SOCIAL INFRASTR	117, 049	303, 156. 91	
	CROMWELL PROPERTY GROUP	455, 071	177, 477. 69	
	DEXUS INDUSTRIA REIT	71, 835	191, 081. 10	
	DEXUS/AU	372, 611	2, 492, 767. 59	
	GOODMAN GROUP	655, 702	23, 605, 272. 00	
	GPT GROUP	663, 090	2, 970, 643. 20	
	GROWTHPOINT PROPERTIES AUSTR	88, 977	220, 662. 96	
	HEALTHCO REIT	164, 038	164, 858. 19	
	HOMECO DAILY NEEDS REIT	618, 423	714, 278. 56	
	HOTEL PROPERTY INVESTMENTS	67, 846	256, 457. 88	
	INGENIA COMMUNITIES GROUP	129, 448	603, 227. 68	
	MIRVAC GROUP	1, 354, 900	2, 601, 408. 00	
	NATIONAL STORAGE REIT	472, 380	1, 119, 540. 60	
	REGION RE LTD	398, 321	856, 390. 15	
	RURAL FUNDS GROUP	133, 000	228, 760. 00	
	SCENTRE GROUP	1, 795, 099	6, 157, 189. 57	
	STOCKLAND	825, 506	4, 011, 959. 16	
	VICINITY CENTRES	1, 330, 263	2, 727, 039. 15	
	WAYPOINT REIT	234, 897	561, 403. 83	
オーストラリアドル 小計		11, 508, 739	56, 011, 906. 10 (5, 509, 331, 083)	
ニュージーランドドル	GOODMAN PROPERTY TRUST	360, 376	727, 959. 52	
	ニュージーランドドル 小計	360, 376	727, 959. 52 (64, 620, 966)	
香港ドル	CHAMPION REIT	680, 000	1, 149, 200. 00	
	FORTUNE REIT	525, 000	2, 084, 250. 00	

		LINK REIT	888,300	28,869,750.00	
		SUNLIGHT REAL ESTATE INVEST	261,000	477,630.00	
		YUEXIU REAL ESTATE INVESTMEN	795,000	755,250.00	
	香港ドル 小計		3,149,300	33,336,080.00 (677,722,506)	
	シンガポールドル	AIMS APAC REIT MANAGEMENT LT	225,400	279,496.00	
		CAPITALAND ASCENDAS REIT	1,218,000	3,069,360.00	
		CAPITALAND ASCOTT TRUST	887,396	772,034.52	
		CAPITALAND CHINA TRUST	385,600	273,776.00	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMER	1,859,832	3,570,877.44	
		CDL HOSPITALITY TRUSTS	218,900	186,065.00	
		EC WORLD REIT	50,000	14,000.00	
		ESR-REIT	2,070,750	528,041.25	
		FAR EAST HOSPITALITY TRUST	366,500	223,565.00	
		FRASERS CENTREPOINT TRUST	401,800	839,762.00	
		FRASERS LOGISTICS & COMMERCI	1,021,979	889,121.73	
		KEPPEL DC REIT	612,100	1,309,894.00	
		KEPPEL REIT	814,000	687,830.00	
		LENDLEASE GLOBAL COMMERCIAL	597,000	325,365.00	
		MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	715,600	1,560,008.00	
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	1,171,100	1,475,586.00	
		MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIA	806,100	959,259.00	
		OUER REAL ESTATE INVESTMENT T	828,400	227,810.00	
		PARKWAYLIFE REAL ESTATE	134,200	489,830.00	
		SASSEUR REAL ESTATE INVESTME	188,100	128,848.50	
		STARHILL GLOBAL REIT	495,200	245,124.00	
		SUNTEC REIT	763,600	901,048.00	
	シンガポールドル 小計		15,831,557	18,956,701.44 (2,199,356,501)	
	韓国ウォン	ESR KENDALL SQUARE REIT CO L	55,813	240,554,030.00	
		IGIS VALUE PLUS REIT CO LTD	16,406	69,479,410.00	
		JR REIT XXVII	65,885	193,701,900.00	
		KORAMCO LIFE INFRA REIT	14,612	58,740,240.00	
		LOTTE REIT CO LTD	52,015	166,968,150.00	
		SHINHAN ALPHA REIT CO LTD	35,717	206,444,260.00	
		SK REITS CO LTD	45,272	199,196,800.00	

	韓国ウォン 小計		285,720	1,135,084,790.00 (123,837,750)	
	イスラエルシュケル	MENIVIM- THE NEW REIT LTD	271,404	544,979.23	
		REIT 1 LTD	67,494	1,326,932.04	
		SELLA CAPITAL REAL ESTATE LT	75,019	721,007.60	
	イスラエルシュケル 小計		413,917	2,592,918.87 (112,138,295)	
合計				75,559,561,365 (75,559,561,365)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)券面総額欄の数値は口数を表しております。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 2 銘柄	0.8%	—	0.6%
	投資証券 139 銘柄	—	99.2%	79.2%
カナダドル	投資証券 22 銘柄	—	100.0%	1.3%
ユーロ	投資証券 26 銘柄	—	100.0%	3.3%
英ポンド	投資証券 35 銘柄	—	100.0%	4.1%
オーストラリアドル	株式 1 銘柄	0.9%	—	0.1%
	投資証券 28 銘柄	—	99.1%	7.2%
ニュージーランドドル	投資証券 1 銘柄	—	100.0%	0.1%
香港ドル	投資証券 5 銘柄	—	100.0%	0.9%
シンガポールドル	投資証券 22 銘柄	—	100.0%	2.9%
韓国ウォン	投資証券 7 銘柄	—	100.0%	0.2%
イスラエルシェケル	投資証券 3 銘柄	—	100.0%	0.1%

(注) 時価比率は通貨ごとの有価証券の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表(その他の注記)の2 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。

2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は 2024 年 12 月 30 日現在です。

【ターゲットリターンバランスファンド（目標 2 %）】

【純資産額計算書】

I 資産総額	192,974,295円
II 負債総額	40,912円
III 純資産総額（I－II）	192,933,383円
IV 発行済口数	178,357,737口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0817円

【ターゲットリターンバランスファンド（目標 3 %）】

【純資産額計算書】

I 資産総額	118,265,513円
II 負債総額	25,048円
III 純資産総額（I－II）	118,240,465円
IV 発行済口数	101,480,494口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.1652円

【ターゲットリターンバランスファンド（目標 4 %）】

【純資産額計算書】

I 資産総額	407,193,389円
II 負債総額	86,008円
III 純資産総額（I－II）	407,107,381円
IV 発行済口数	324,188,730口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.2558円

【ターゲットリターンバランスファンド（目標 5 %）】

【純資産額計算書】

I 資産総額	162,382,345円
II 負債総額	34,293円
III 純資産総額（I－II）	162,348,052円
IV 発行済口数	120,278,327口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.3498円

【ターゲットリターンバランスファンド（目標６％）】

【純資産額計算書】

I 資産総額	310,003,001円
II 負債総額	65,310円
III 純資産総額（I－II）	309,937,691円
IV 発行済口数	215,007,640口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.4415円

（参考）

RM国内債券マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	219,490,724,783円
II 負債総額	8,470,000円
III 純資産総額（I－II）	219,482,254,783円
IV 発行済口数	225,902,688,567口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.9716円

RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）

純資産額計算書

I 資産総額	169,577,859,712円
II 負債総額	8,026,104,973円
III 純資産総額（I－II）	161,551,754,739円
IV 発行済口数	193,549,053,172口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.8347円

RM先進国債券マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	45,888,184,539円
II 負債総額	—円
III 純資産総額（I－II）	45,888,184,539円
IV 発行済口数	34,716,989,151口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.3218円

RM新興国債券マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	15,641,886,401円
II 負債総額	—円
III 純資産総額（I－II）	15,641,886,401円
IV 発行済口数	10,837,316,785口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.4433円

RM国内株式マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	165,764,932,547円
II 負債総額	197,473,499円
III 純資産総額（I－II）	165,567,459,048円
IV 発行済口数	75,436,571,012口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.1948円

RM先進国株式マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	375,757,699,538円
II 負債総額	206,717,406円
III 純資産総額（I－II）	375,550,982,132円
IV 発行済口数	104,674,264,236口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	3.5878円

RM新興国株式マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	43,381,038,188円
II 負債総額	41,895,913円
III 純資産総額（I－II）	43,339,142,275円
IV 発行済口数	20,252,408,879口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.1399円

RM国内リートマザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	66,253,399,486円
II 負債総額	166,316,305円
III 純資産総額（I－II）	66,087,083,181円
IV 発行済口数	48,219,076,611口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.3706円

RM先進国リートマザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	78,984,151,335円
II 負債総額	91,206,109円
III 純資産総額（I－II）	78,892,945,226円
IV 発行済口数	41,926,600,347口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.8817円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものではない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2024年12月末現在	資本金の額	1,000,000,000円
	発行可能株式総数	3,960,000株
	発行済株式総数	3,960,000株

- 過去5年間における主な資本金の増減
該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構（2024年12月末現在）

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は取締役会の決議をもって決定します。

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定します。取締役会は、業務執行を分担して行う責任者を執行役員として選任することができます。また、取締役会は、取締役および執行役員の職務執行を監督します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となります。取締役社長に事故または欠員があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となります。

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

取締役は株主総会において選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。

経営会議は、経営に関する全般的な重要事項および重要な業務執行案件を協議します。

監査等委員会は、代表取締役その他の業務執行取締役の職務の執行を監査する独立の機関であるとともに、監査等委員である取締役以外の業務執行取締役の選任・解任・辞任および報酬等について監査等委員会としての意見を決定します。

② 投資運用の意思決定機構

委託会社では、以下P.D.C.Aサイクルにて投資運用の意思決定を行っています。

○PLAN：計画

- ・運用戦略部は、運用基本方針や主な投資制限などを策定し、運用委員会にて協議します。

○DO：実行

- ・運用部門のファンドマネージャーは、決定された運用基本方針等に基づいて運用計画を策定し、ファンドマネージャーが所属する部の部長が承認します。
- ・ファンドマネージャーは、決定された運用計画に沿って運用指図を行いポートフォリオを構築し、ファンドの運用状況を管理します。
- ・運用部門の各部長は、ファンドの運用が運用計画に沿って行われていることを確認します。
- ・売買発注の執行は、運用計画の策定等から組織的に分離されたトレーディング部が、発注先証券会社等の選定ルール等に基づく最良執行を行うよう努めます。

○CHECK：検証→ACTION：改善

- ・法令等や主な投資制限の遵守状況等については、運用部門から独立した運用リスク管理部がモニタリングを行います。その結果は、運用評価委員会に報告するとともにすみやかに運用部門にフィードバックされ、ファンドの運用に反映されます。
- ・運用実績等については運用評価委員会が統括し、運用部門に対する管理・指導を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業および第二種金融商品取引業を行っています。
2024 年 12 月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	183	1,970,944
単位型株式投資信託	9	46,298
単位型公社債投資信託	8	9,935
合計	200	2,027,179

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社であるりそなアセットマネジメント株式会社（以下、「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）により作成しております。
- また、中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 282 条及び第 306 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）により作成しております。
- (2) 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- (3) 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 9 期事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受け、第 10 期事業年度に係る中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

りそなアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松崎 雅則

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石坂 武嗣

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているりそなアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそなアセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続

企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

2024 年 11 月 22 日

りそなアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 竹 新

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 坂 武 嗣

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているりそなアセットマネジメント株式会社の 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの第 10 期事業年度の中間会計期間（2024 年 4 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、りそなアセットマネジメント株式会社の 2024 年 9 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024 年 4 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。

継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

		前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
資産の部			
流動資産			
預金		9,745,910	13,119,743
前払費用		323,722	370,082
未収入金		314	251
未収委託者報酬		948,037	1,130,264
未収運用受託報酬		2,750,484	3,192,978
未収投資助言報酬		479,787	528,962
流動資産計		14,248,255	18,342,282
固定資産			
有形固定資産			
建物	※1	11,556	10,220
器具備品	※1	17,947	29,165
有形固定資産計		29,503	39,386
無形固定資産			
ソフトウェア		11,002	8,159
無形固定資産計		11,002	8,159
投資その他の資産			
投資有価証券		60,103	106,647
繰延税金資産		117,863	143,330
投資その他の資産計		177,967	249,977
固定資産計		218,474	297,523
資産合計		14,466,729	18,639,805

(単位：千円)

	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
未払金		
未払手数料	252,008	334,583
その他未払金	263,623	323,811
未払費用	111,825	120,123
未払法人税等	607,485	963,350
未払消費税等	99,188	192,864
預り金	2,245	3,404
賞与引当金	265,505	299,790
流動負債計	1,601,882	2,237,928
負債合計	1,601,882	2,237,928
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	490,000	490,000
資本剰余金計	490,000	490,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	11,375,212	14,907,622
利益剰余金計	11,375,212	14,907,622
株主資本計	12,865,212	16,397,622
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△364	4,254
評価・換算差額等計	△364	4,254
純資産合計	12,864,847	16,401,876
負債・純資産合計	14,466,729	18,639,805

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	4,696,038	5,305,650
運用受託報酬	5,142,361	5,754,081
投資助言報酬	952,145	1,007,903
営業収益計	10,790,545	12,067,636
営業費用		
支払手数料	1,210,415	1,449,655
広告宣伝費	68,988	171,443
調査費		
調査費	1,772,867	2,013,532
委託調査費	148,470	119,505
委託計算費	300,448	276,698
事務委託費	26,903	39,175
営業雑経費		
印刷費	114,901	134,495
協会費	13,978	14,633
販売促進費	836	7,194
その他	70,972	90,318
営業費用計	3,728,783	4,316,653
一般管理費		
給料		
役員報酬	124,995	136,596
給料・手当	1,361,136	1,452,513
賞与	192,845	234,518
賞与引当金繰入額	265,505	299,790
旅費交通費	20,681	39,740
租税公課	85,343	95,998
不動産賃借料	113,302	124,318
固定資産減価償却費	13,938	17,438
諸経費	267,977	311,828
一般管理費計	2,445,724	2,712,744
営業利益	4,616,037	5,038,238
営業外収益		
受取利息	5,137	6,811
受取配当金	64	162
投資有価証券売却益	564	2,000
為替差益	—	50,481
雑収入	2,431	3,233
営業外収益計	8,198	62,688
営業外費用		
投資有価証券売却損	290	15
為替差損	64,517	—
雑損失	22	2,326
営業外費用計	64,829	2,341
経常利益	4,559,406	5,098,585
特別損失		
固定資産除去損	2,368	—

特別損失計	2, 368	—
税引前当期純利益	4, 557, 038	5, 098, 585
法人税、住民税及び事業税	1, 384, 185	1, 593, 680
法人税等調整額	1, 450	△27, 504
法人税等計	1, 385, 636	1, 566, 175
当期純利益	3, 171, 401	3, 532, 410

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,000,000	490,000	490,000	8,203,810	8,203,810	9,693,810
当期変動額						
当期純利益	—	—	—	3,171,401	3,171,401	3,171,401
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	3,171,401	3,171,401	3,171,401
当期末残高	1,000,000	490,000	490,000	11,375,212	11,375,212	12,865,212

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,318	1,318	9,695,129
当期変動額			
当期純利益	—	—	3,171,401
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△1,682	△1,682	△1,682
当期変動額合計	△1,682	△1,682	3,169,718
当期末残高	△364	△364	12,864,847

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1, 000, 000	490, 000	490, 000	11, 375, 212	11, 375, 212	12, 865, 212
当期変動額						
当期純利益	—	—	—	3, 532, 410	3, 532, 410	3, 532, 410
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	3, 532, 410	3, 532, 410	3, 532, 410
当期末残高	1, 000, 000	490, 000	490, 000	14, 907, 622	14, 907, 622	16, 397, 622

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△364	△364	12, 864, 847
当期変動額			
当期純利益	—	—	3, 532, 410
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	4, 618	4, 618	4, 618
当期変動額合計	4, 618	4, 618	3, 537, 028
当期末残高	4, 254	4, 254	16, 401, 876

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

2016年4月1日以降に取得した建物附属設備につきましては、定額法を採用しております。

その他の有形固定資産につきましては、定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5～15年

器具備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）を採用しております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

4. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①投資運用業（投資信託委託業）

投資信託約款に基づき、信託財産の運用指図等を行っております。

当該業務より発生する委託者報酬は、信託期間にわたり収益として認識しております。

②投資運用業（投資一任業）

投資一任契約に基づき、顧客資産を一任して運用指図等を行っております。

当該業務より発生する運用受託報酬は、契約期間にわたり収益として認識しております。

③投資助言・代理業

投資助言契約に基づき、運用に関する投資判断の助言等を行っております。

当該業務より発生する投資助言報酬は、契約期間にわたり収益として認識しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) グループ通算制度の適用

当社は、株式会社りそなホールディングスを通算親法人とするグループ企業内の通算子法人として、グループ通算制度を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)
建物	2,865 千円	4,201 千円
器具備品	40,455 千円	52,832 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首	増加	減少	当期末
普通株式 (株)	3,960,000	—	—	3,960,000

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首	増加	減少	当期末
普通株式 (株)	3,960,000	—	—	3,960,000

2. 配当に関する事項

(1) 当会計年度中の配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当会計年度の末日後となるもの。

2024 年 5 月 27 日開催の取締役会に次の議案を提案いたします。

株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	配当の原資	基準日	効力発生日
普通株式	1,766	446.01	利益剰余金	2024 年 3 月 31 日	2024 年 5 月 28 日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に支払われる信託報酬の未払金額であります。当該信託財産は、受託者である信託銀行により適切に分別管理され、信託法により受託者の倒産の影響を受けません。そのため、当該金銭債権に関する信用リスクはありません。

未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、運用受託先毎に期日管理および残高管理を行うとともに、四半期毎に回収可能性を把握する体制としております。

未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先毎に期日管理および残高管理を行うとともに、四半期毎に回収可能性を把握する体制としております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料、その他未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券	60,103	60,103	—
資産計	60,103	60,103	—

(注) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
投資有価証券 其他有価証券のうち満期 があるもの その他	—	34,625	1,996	—
合計	—	34,625	1,996	—

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券	106,647	106,647	—
資産計	106,647	106,647	—

(注) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
投資有価証券 其他有価証券のうち満期 があるもの その他	—	68,696	6,973	3,974
合計	—	68,696	6,973	3,974

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券 投資信託	—	60,103	—	60,103
資産計	—	60,103	—	60,103

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券 投資信託	—	106,647	—	106,647
資産計	—	106,647	—	106,647

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	29,229	26,990	2,239
	小計	29,229	26,990	2,239
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	30,874	33,639	△2,764
	小計	30,874	33,639	△2,764
合計		60,103	60,629	△525

当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	50,401	41,986	8,415
	小計	50,401	41,986	8,415
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	56,245	58,529	△2,283
	小計	56,245	58,529	△2,283
合計		106,647	100,515	6,132

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	9,274	564	290
合計	9,274	564	290

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	12,985	2,000	15
合計	12,985	2,000	15

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)
繰延税金資産		
賞与引当金	81,271 千円	91,795 千円
未払事業所税	1,628 千円	1,738 千円
未払事業税	31,451 千円	47,887 千円
未確定債務	961 千円	769 千円
減価償却超過額	2,390 千円	3,016 千円
その他有価証券評価差額金	846 千円	699 千円
繰延税金資産小計	118,549 千円	145,906 千円
評価性引当額	—	—
繰延税金資産合計	118,549 千円	145,906 千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	685 千円	2,576 千円
繰延税金負債合計	685 千円	2,576 千円
繰延税金資産の純額	117,863 千円	143,330 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

法定実効税率	30.61%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.04%
住民税均等割	0.08%
その他	<u>△0.32%</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>30.41%</u>

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.02%
住民税均等割	0.07%
その他	<u>0.01%</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>30.72%</u>

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益認識に関する注記における開示目的に照らし、定量面・定性面の両面において収益の分解情報を記載する重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針)の「4. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、「資産運用業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

なお、営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地(ファンドの場合は組成地)を基礎として分類しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益額
株式会社りそな銀行	5,545,681

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. セグメント情報

当社は、「資産運用業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

なお、営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益額
株式会社りそな銀行	6,148,663

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円) (注 4)
親会社 の 子会社	株式会社 りそな銀行	大阪市 中央区	279,928	銀行業務 及び 信託業務	—	投資信託の 販売委託 投資助言 投資一任	運用受託 報酬 (注 1)	4,790,900	未収運用 受託報酬	2,557,553
							投資助言 報酬 (注 2)	754,781	未収投資 助言報酬	410,936
							支払手数料 (注 3)	801,950	未払 手数料	161,752

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注 1) 投資一任の収益については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

(注 2) 投資助言の収益については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

(注 3) 投資信託の販売委託については、一般取引条件を基に、協議のうえ決定しております。

(注 4) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社りそなホールディングス(東京証券取引所に上場)

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円) (注 4)
親会社 の 子会社	株式会社 りそな銀行	大阪市 中央区	279,928	銀行業務 及び 信託業務	—	投資信託の 販売委託 投資助言 投資一任	運用受託 報酬 (注 1)	5,325,355	未収運用 受託報酬	2,985,561
							投資助言 報酬 (注 2)	823,308	未収投資 助言報酬	463,233
							支払手数料 (注 3)	964,675	未払 手数料	215,271

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注 1) 投資一任の収益については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

(注 2) 投資助言の収益については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

(注 3) 投資信託の販売委託については、一般取引条件を基に、協議のうえ決定しております。

(注 4) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社りそなホールディングス（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
1株当たり純資産額	3,248 円 70 銭	4,141 円 89 銭
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失 (△)	800 円 86 銭	892 円 02 銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	3,171,401	3,532,410
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失 (△) (千円)	3,171,401	3,532,410
普通株式の期中平均株式数 (株)	3,960,000	3,960,000

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第 10 期中間会計期間 (2024 年 9 月 30 日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	11,584,691
前払費用	350,508
未収入金	256
未収委託者報酬	1,333,532
未収運用受託報酬	3,338,325
未収投資助言報酬	541,654
流動資産計	17,148,969
固定資産	
有形固定資産	
建物	※ 1 9,554
器具備品	※ 1 31,008
有形固定資産計	40,563
無形固定資産	
ソフトウェア	6,941
ソフトウェア仮勘定	155,498
無形固定資産計	162,440
投資その他の資産	
投資有価証券	1,299,487
繰延税金資産	128,158
投資その他の資産計	1,427,645
固定資産計	1,630,649
資産合計	18,779,619

(単位：千円)

第 10 期中間会計期間
(2024 年 9 月 30 日現在)

負債の部		
流動負債		
未払金		
未払手数料		416,595
その他未払金		376,774
未払費用		127,597
未払法人税等		882,599
未払消費税等	※ 2	166,452
賞与引当金		253,672
預り金		4,558
流動負債計		2,228,250
負債合計		2,228,250
純資産の部		
株主資本		
資本金		1,000,000
資本剰余金		
資本準備金		490,000
資本剰余金計		490,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		15,063,421
利益剰余金計		15,063,421
株主資本計		16,553,421
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		△2,053
評価・換算差額等計		△2,053
純資産合計		16,551,368
負債・純資産合計		18,779,619

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第 10 期中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)	
営業収益	
委託者報酬	3,187,720
運用受託報酬	3,039,430
投資助言報酬	520,771
営業収益計	6,747,923
営業費用	
支払手数料	954,935
広告宣伝費	61,531
調査費	
調査費	1,173,217
委託調査費	59,028
委託計算費	84,509
事務委託費	20,330
営業雑経費	
印刷費	63,750
協会費	11,550
販売促進費	2,619
その他	52,317
営業費用計	2,483,791
一般管理費	
給料	
役員報酬	74,616
給料・手当	777,004
賞与	36,701
賞与引当金繰入額	253,672
旅費交通費	24,519
租税公課	51,388
不動産賃借料	76,144
固定資産減価償却費	※ 1 7,840
諸経費	167,056
一般管理費計	1,468,943
営業利益	2,795,188
営業外収益	
受取利息	8,542
受取配当金	110
雑収入	1,900
営業外収益計	10,553
営業外費用	
為替差損	31,597
雑損失	572
営業外費用計	32,170
経常利益	2,773,570
税引前中間純利益	2,773,570
法人税、住民税及び事業税	833,615
法人税等調整額	17,955
法人税等計	851,571
中間純利益	1,921,999

(3) 中間株主資本等変動計算書

第 10 期中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,000,000	490,000	490,000	14,907,622	14,907,622	16,397,622
当中間期変動額						
剰余金の配当	—	—	—	△1,766,199	△1,766,199	△1,766,199
当中間純利益	—	—	—	1,921,999	1,921,999	1,921,999
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
当中間期変動額合計	—	—	—	155,799	155,799	155,799
当中間期末残高	1,000,000	490,000	490,000	15,063,421	15,063,421	16,553,421

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	4,254	4,254	16,401,876
当中間期変動額			
剰余金の配当	—	—	△1,766,199
当中間純利益	—	—	1,921,999
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	△6,307	△6,307	△6,307
当中間期変動額合計	△6,307	△6,307	149,491
当中間期末残高	△2,053	△2,053	16,551,368

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

2016年4月1日以降に取得した建物附属設備につきましては、定額法を採用しております。

その他の有形固定資産につきましては、定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5～15年

器具備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）を採用しております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

4. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①投資運用業（投資信託委託業）

投資信託約款に基づき、信託財産の運用指図等を行っております。

当該業務より発生する委託者報酬は、信託期間にわたり収益として認識しております。

②投資運用業（投資一任業）

投資一任契約に基づき、運用指図等を行っております。

当該業務より発生する運用受託報酬は、契約期間にわたり収益として認識しております。

③投資助言・代理業

投資助言契約に基づき、運用に関する投資判断の助言等を行っております。

当該業務より発生する投資助言報酬は、契約期間にわたり収益として認識しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

第10期中間会計期間 (2024年9月30日)	
建物	4,868千円
器具備品	58,789千円

※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 減価償却実施額は、次のとおりであります。

第10期中間会計期間 (2024年9月30日)	
有形固定資産	6,623千円
無形固定資産	1,217千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第10期中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	3,960,000	-	-	3,960,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2024年5月27日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 1,766,199千円
- ② 1株当たり配当額 446.01円
- ③ 配当原資 利益剰余金
- ④ 基準日 2024年3月31日
- ⑤ 効力発生日 2024年5月28日

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料、その他未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

第10期中間会計期間(2024年9月30日現在)

(単位:千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券	1,299,487	1,299,487	-
資産計	1,299,487	1,299,487	-

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 投資信託	—	1,299,487	—	1,299,487
資産計	—	1,299,487	—	1,299,487

(有価証券関係)

1. その他有価証券

第10期中間会計期間（2024年9月30日現在）

(単位：千円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	55,360	46,940	8,420
	小計	55,360	46,940	8,420
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	1,244,127	1,255,507	△11,379
	小計	1,244,127	1,255,507	△11,379
資産計		1,299,487	1,302,447	△2,959

(収益認識関係)

収益認識に関する注記における開示目的に照らし、定量面・定性面の両面において収益の分解情報を記載する重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

第10期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. セグメント情報

当社は、「資産運用業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。
なお、営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益額
株式会社りそな銀行	3,255,483

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	第10期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
1株当たり純資産額	4,179円64銭
1株当たり中間純利益金額	485円35銭

(注) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	第10期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
中間純利益(千円)	1,921,999
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	1,921,999
普通株式の期中平均株式数(株)	3,960,000

(重要な後発事象)

第10期中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

追加型証券投資信託

ターゲットリターンバランスファンド（目標２％）

約 款

りそなアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

RM国内債券マザーファンド、RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）、RM先進国債券マザーファンド、RM新興国債券マザーファンド、RM国内株式マザーファンド、RM先進国株式マザーファンド、RM新興国株式マザーファンド、RM国内リートマザーファンドおよびRM先進国リートマザーファンド（以下、各々を「マザーファンド」といいます。）の各受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として、各マザーファンド受益証券への投資を通じ、実質的に国内、先進国および新興国の債券・株式ならびに国内および先進国の不動産投資信託証券（リート）等への分散投資を行います。また、債券先物取引、株価指数先物取引、不動産投信指数先物取引、E T F（上場投資信託証券）等を利用することがあります。
- ② 各マザーファンドは、以下の対象指数の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

投資対象資産	マザーファンド	対象指数
国内債券	RM国内債券マザーファンド	NOMURA-BPI総合
先進国債券	RM先進国債券マザーファンド （為替ヘッジあり）	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）
	RM先進国債券マザーファンド	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）
新興国債券	RM新興国債券マザーファンド	J PモルガンG B I - E Mグローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）
国内株式	RM国内株式マザーファンド	東証株価指数（T O P I X、配当込み）
先進国株式	RM先進国株式マザーファンド	M S C I - K O K U S A I 指数（配当込み、円換算ベース）
新興国株式	RM新興国株式マザーファンド	M S C I エマージング・マーケット指数（配当込み、円換算ベース）
国内リート	RM国内リートマザーファンド	東証R E I T 指数（配当込み）
先進国リート	RM先進国リートマザーファンド	S & P 先進国R E I T 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）

- ③ 各マザーファンド受益証券への投資比率は、中長期的な目標リターン（円短期金利^{*1}+2%^{*2}（年率））を目指して、独自の定量モデルにて算出した基本的資産配分に基づき決定します。

※1 無担保コールO／N物レート（確報）です。

※2 信託報酬控除後のものです。その他の費用については考慮しておりません。

- ④ 基本的資産配分は、各マザーファンドが運用目標とする対象指数の騰落率や変動性（標準偏差）等、公開されているデータに基づく定量的な算出により、原則として年1回見直します。
- ⑤ 実質組入外貨建資産については、一部為替ヘッジを行います。
- ⑥ 各マザーファンド受益証券への投資比率の合計は、原則として高位を保ちます。
- ⑦ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ⑤ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

原則として毎決算時に以下の収益分配方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、信託財産の中長期的な成長に資することを考慮して分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益は、運用の基本方針に基づいて運用します。

追加型証券投資信託
ターゲットリターンバランスファンド（目標 2 %）
約 款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、りそなアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第30条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 2 条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第49条第1項、第50条第1項、第51条第1項および第53条第2項の規定による信託終了日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、次条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 7 条 委託者は、第2条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。
- ③ 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④ 第28条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時異なる受益権の内容）

第 9 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を指定販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款に従い契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。

② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第1項の規定にかかわらず、指定販売会社は、別に定める日のいずれかに該当する日においては、受益権の取得申込の受付を行いません。

④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。

⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、受益権の取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができるものとします。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の

口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 約束手形（イ.に掲げるものに該当するものを除きます。）
- ニ. 金銭債権（イ.、ロ. およびハ. に掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として、りそなアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託である「RM国内債券マザーファンド」、「RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）」、「RM先進国債券マザーファンド」、「RM新興国債券マザーファンド」、「RM国内株式マザーファンド」、「RM先進国株式マザーファンド」、「RM新興国株式マザーファンド」、「RM国内リートマザーファンド」および「RM先進国リートマザーファンド」（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券

3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の20%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第24条まで、第26条、第28条、第33条から第35条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うこと

ができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができます。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第24条まで、第26条、第28条、第33条から第35条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（信用取引の指図範囲）

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予

約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第21条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第22条 委託者は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第23条 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

④ 委託者は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(直物為替先渡し取引の運用指図)

第24条 委託者は、直物為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。

② 直物為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡し取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

第25条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第27条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第28条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益

証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第29条 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(信託業務の委託等)

第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第31条 金融機関または第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第

一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第33条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第34条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属し

ます。

(受託者による資金の立替え)

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第38条 この信託の計算期間は、毎年12月21日から翌年12月20日までとします。ただし、第1計算期間は、2023年3月17日から2023年12月20日までとします。最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告等)

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日）、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ その他諸費用（法律・税務顧問への報酬、法定書類の作成・印刷・交付費用、公告費用等）および当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

（信託報酬等の額および支弁の方法）

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.7%の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日）、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第42条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、その他諸費用、当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、その他諸費用、当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金の再投資）

第43条 収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、指定販売会社に支払われます。

- ② 指定販売会社は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 収益分配金にかかる収益調整金（所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託

時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。以下同じ。)は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等(原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。以下同じ。)に応じて計算されるものとします。

(償還金および一部解約金の支払い)

第44条 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ② 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。
- ③ 前2項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。
- ④ 償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第45条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については、前条第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第2項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の時効)

第46条 受益者が、信託終了による償還金について第44条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、指定販売会社が定める単位をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただ

し、委託者は、別に定める日のいずれかに該当する日においては、一部解約請求の受付を行いません。なお、前項の一部解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、第1項による一部解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け取りを取消することができます。
- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

第49条 委託者は、信託期間中において、信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この信託契約にかかる

知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第50条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第51条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第52条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第54条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受

託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第55条 この信託は、受益者が第47条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第49条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第56条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第57条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第58条 委託者が行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.resona-am.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1条 この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとし、

第 2条 第23条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 3条 第23条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決

済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 4 条 第24条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

2023年3月17日

委託者	りそなアセットマネジメント株式会社
受託者	株式会社りそな銀行

(付 表)

I 別に定める日

約款第12条第3項および第47条第2項の「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

追加型証券投資信託

ターゲットリターンバランスファンド（目標３％）

約 款

りそなアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保および慎重性を重視した信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

RM国内債券マザーファンド、RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）、RM先進国債券マザーファンド、RM新興国債券マザーファンド、RM国内株式マザーファンド、RM先進国株式マザーファンド、RM新興国株式マザーファンド、RM国内リートマザーファンドおよびRM先進国リートマザーファンド（以下、各々を「マザーファンド」といいます。）の各受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として、各マザーファンド受益証券への投資を通じ、実質的に国内、先進国および新興国の債券・株式ならびに国内および先進国の不動産投資信託証券（リート）等への分散投資を行います。また、債券先物取引、株価指数先物取引、不動産投信指数先物取引、E T F（上場投資信託証券）等を利用することがあります。

② 各マザーファンドは、以下の対象指数の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

投資対象資産	マザーファンド	対象指数
国内債券	RM国内債券マザーファンド	NOMURA-BPI 総合
先進国債券	RM先進国債券マザーファンド （為替ヘッジあり）	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）
	RM先進国債券マザーファンド	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）
新興国債券	RM新興国債券マザーファンド	J P モルガン G B I - E M グローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）
国内株式	RM国内株式マザーファンド	東証株価指数（TOPIX、配当込み）
先進国株式	RM先進国株式マザーファンド	M S C I - K O K U S A I 指数（配当込み、円換算ベース）
新興国株式	RM新興国株式マザーファンド	M S C I エマージング・マーケット指数（配当込み、円換算ベース）
国内リート	RM国内リートマザーファンド	東証 R E I T 指数（配当込み）
先進国リート	RM先進国リートマザーファンド	S & P 先進国 R E I T 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）

③ 各マザーファンド受益証券への投資比率は、中長期的な目標リターン（円短期金利^{*1}+3%^{*2}（年

率)) を目指して、独自の定量モデルにて算出した基本的資産配分に基づき決定します。

※1 無担保コールO/N物レート（確報）です。

※2 信託報酬控除後のものです。その他の費用については考慮しておりません。

- ④ 基本的資産配分は、各マザーファンドが運用目標とする対象指数の騰落率や変動性（標準偏差）等、公開されているデータに基づく定量的な算出により、原則として年1回見直します。
- ⑤ 実質組入外貨建資産については、一部為替ヘッジを行います。
- ⑥ 各マザーファンド受益証券への投資比率の合計は、原則として高位を保ちます。
- ⑦ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ⑤ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

原則として毎決算時に以下の収益分配方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、信託財産の中長期的な成長に資することを考慮して分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益は、運用の基本方針に基づいて運用します。

追加型証券投資信託
ターゲットリターンバランスファンド（目標３％）
約 款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、りそなアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第30条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 2 条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第49条第1項、第50条第1項、第51条第1項および第53条第2項の規定による信託終了日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、次条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 7 条 委託者は、第2条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。
- ③ 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④ 第28条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時異なる受益権の内容）

第 9 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を指定販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款に従い契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。

- ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、指定販売会社は、別に定める日のいずれかに該当する日においては、受益権の取得申込の受付を行いません。
- ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、受益権の取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができるものとします。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の

口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 約束手形（イ.に掲げるものに該当するものを除きます。）
- ニ. 金銭債権（イ.、ロ. およびハ. に掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として、りそなアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託である「RM国内債券マザーファンド」、「RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）」、「RM先進国債券マザーファンド」、「RM新興国債券マザーファンド」、「RM国内株式マザーファンド」、「RM先進国株式マザーファンド」、「RM新興国株式マザーファンド」、「RM国内リートマザーファンド」および「RM先進国リートマザーファンド」（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券

3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の20%を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第24条まで、第26条、第28条、第33条から第35条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うこと

ができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができます。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第24条まで、第26条、第28条、第33条から第35条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（信用取引の指図範囲）

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予

約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第21条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第22条 委託者は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第23条 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

④ 委託者は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(直物為替先渡し取引の運用指図)

第24条 委託者は、直物為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。

② 直物為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡し取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

第25条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第27条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第28条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益

証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第29条 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(信託業務の委託等)

第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第31条 金融機関または第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第

一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第33条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第34条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属し

ます。

(受託者による資金の立替え)

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第38条 この信託の計算期間は、毎年12月21日から翌年12月20日までとします。ただし、第1計算期間は、2023年3月17日から2023年12月20日までとします。最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告等)

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日）、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ その他諸費用（法律・税務顧問への報酬、法定書類の作成・印刷・交付費用、公告費用等）および当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

（信託報酬等の額および支弁の方法）

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.7%の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日）、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第42条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、その他諸費用、当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、その他諸費用、当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金の再投資）

第43条 収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、指定販売会社に支払われます。

- ② 指定販売会社は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 収益分配金にかかる収益調整金（所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託

時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。以下同じ。)は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等(原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。以下同じ。)に応じて計算されるものとします。

(償還金および一部解約金の支払い)

第44条 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ② 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。
- ③ 前2項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。
- ④ 償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第45条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については、前条第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第2項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の時効)

第46条 受益者が、信託終了による償還金について第44条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、指定販売会社が定める単位をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただ

し、委託者は、別に定める日のいずれかに該当する日においては、一部解約請求の受付を行いません。なお、前項の一部解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、第1項による一部解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け取りを取消することができます。
- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

第49条 委託者は、信託期間中において、信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この信託契約にかかる

知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第50条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第51条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第52条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第54条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受

託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第55条 この信託は、受益者が第47条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第49条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第56条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第57条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第58条 委託者が行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.resona-am.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1条 この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとし、

第 2条 第23条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 3条 第23条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決

済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 4条 第24条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

2023年3月17日

委託者	りそなアセットマネジメント株式会社
受託者	株式会社りそな銀行

(付 表)

I 別に定める日

約款第12条第3項および第47条第2項の「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

追加型証券投資信託

ターゲットリターンバランスファンド（目標４％）

約 款

りそなアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保および慎重性と積極性のバランスを重視した信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

RM国内債券マザーファンド、RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）、RM先進国債券マザーファンド、RM新興国債券マザーファンド、RM国内株式マザーファンド、RM先進国株式マザーファンド、RM新興国株式マザーファンド、RM国内リートマザーファンドおよびRM先進国リートマザーファンド（以下、各々を「マザーファンド」といいます。）の各受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として、各マザーファンド受益証券への投資を通じ、実質的に国内、先進国および新興国の債券・株式ならびに国内および先進国の不動産投資信託証券（リート）等への分散投資を行います。また、債券先物取引、株価指数先物取引、不動産投信指数先物取引、E T F（上場投資信託証券）等を利用することがあります。

② 各マザーファンドは、以下の対象指数の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

投資対象資産	マザーファンド	対象指数
国内債券	RM国内債券マザーファンド	NOMURA-BPI 総合
先進国債券	RM先進国債券マザーファンド （為替ヘッジあり）	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）
	RM先進国債券マザーファンド	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）
新興国債券	RM新興国債券マザーファンド	J P モルガン G B I - E M グローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）
国内株式	RM国内株式マザーファンド	東証株価指数（TOPIX、配当込み）
先進国株式	RM先進国株式マザーファンド	M S C I - K O K U S A I 指数（配当込み、円換算ベース）
新興国株式	RM新興国株式マザーファンド	M S C I エマージング・マーケット指数（配当込み、円換算ベース）
国内リート	RM国内リートマザーファンド	東証REIT指数（配当込み）
先進国リート	RM先進国リートマザーファンド	S & P 先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）

③ 各マザーファンド受益証券への投資比率は、中長期的な目標リターン（円短期金利^{*1}+4%^{*2}（年

率)) を目指して、独自の定量モデルにて算出した基本的資産配分に基づき決定します。

※1 無担保コールO/N物レート（確報）です。

※2 信託報酬控除後のものです。その他の費用については考慮しておりません。

- ④ 基本的資産配分は、各マザーファンドが運用目標とする対象指数の騰落率や変動性（標準偏差）等、公開されているデータに基づく定量的な算出により、原則として年1回見直します。
- ⑤ 実質組入外貨建資産については、一部為替ヘッジを行います。
- ⑥ 各マザーファンド受益証券への投資比率の合計は、原則として高位を保ちます。
- ⑦ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ⑤ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

原則として毎決算時に以下の収益分配方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、信託財産の中長期的な成長に資することを考慮して分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益は、運用の基本方針に基づいて運用します。

追加型証券投資信託
ターゲットリターンバランスファンド（目標４％）
約 款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、りそなアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第30条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 2 条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第49条第1項、第50条第1項、第51条第1項および第53条第2項の規定による信託終了日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、次条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 7 条 委託者は、第2条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。
- ③ 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④ 第28条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時異なる受益権の内容）

第 9 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を指定販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款に従い契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。

- ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、指定販売会社は、別に定める日のいずれかに該当する日においては、受益権の取得申込の受付を行いません。
- ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、受益権の取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができるものとします。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の

口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 約束手形（イ.に掲げるものに該当するものを除きます。）
- ニ. 金銭債権（イ.、ロ. およびハ. に掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として、りそなアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託である「RM国内債券マザーファンド」、「RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）」、「RM先進国債券マザーファンド」、「RM新興国債券マザーファンド」、「RM国内株式マザーファンド」、「RM先進国株式マザーファンド」、「RM新興国株式マザーファンド」、「RM国内リートマザーファンド」および「RM先進国リートマザーファンド」（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券

3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の20%を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第24条まで、第26条、第28条、第33条から第35条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うこと

ができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができます。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第24条まで、第26条、第28条、第33条から第35条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（信用取引の指図範囲）

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予

約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第21条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第22条 委託者は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第23条 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

④ 委託者は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(直物為替先渡し取引の運用指図)

第24条 委託者は、直物為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。

② 直物為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡し取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

第25条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第27条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第28条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益

証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第29条 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(信託業務の委託等)

第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第31条 金融機関または第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第

一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第33条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第34条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属し

ます。

(受託者による資金の立替え)

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第38条 この信託の計算期間は、毎年12月21日から翌年12月20日までとします。ただし、第1計算期間は、2023年3月17日から2023年12月20日までとします。最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告等)

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日）、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ その他諸費用（法律・税務顧問への報酬、法定書類の作成・印刷・交付費用、公告費用等）および当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

（信託報酬等の額および支弁の方法）

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.7%の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日）、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第42条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、その他諸費用、当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、その他諸費用、当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金の再投資）

第43条 収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、指定販売会社に支払われます。

- ② 指定販売会社は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 収益分配金にかかる収益調整金（所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託

時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。以下同じ。)は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等(原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。以下同じ。)に応じて計算されるものとします。

(償還金および一部解約金の支払い)

第44条 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ② 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。
- ③ 前2項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。
- ④ 償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第45条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については、前条第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第2項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の時効)

第46条 受益者が、信託終了による償還金について第44条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、指定販売会社が定める単位をもって、委託者の一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただ

し、委託者は、別に定める日のいずれかに該当する日においては、一部解約請求の受付を行いません。なお、前項の一部解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、第1項による一部解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け取りを取消することができます。
- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

第49条 委託者は、信託期間中において、信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この信託契約にかかる

知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第50条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第51条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第52条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第54条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受

託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第55条 この信託は、受益者が第47条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第49条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第56条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第57条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第58条 委託者が行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.resona-am.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1条 この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとし、

第 2条 第23条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 3条 第23条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決

済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 4 条 第24条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

2023年3月17日

委託者	りそなアセットマネジメント株式会社
受託者	株式会社りそな銀行

(付 表)

I 別に定める日

約款第12条第3項および第47条第2項の「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

追加型証券投資信託

ターゲットリターンバランスファンド（目標 5 %）

約 款

りそなアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保および積極性を重視した信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

RM国内債券マザーファンド、RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）、RM先進国債券マザーファンド、RM新興国債券マザーファンド、RM国内株式マザーファンド、RM先進国株式マザーファンド、RM新興国株式マザーファンド、RM国内リートマザーファンドおよびRM先進国リートマザーファンド（以下、各々を「マザーファンド」といいます。）の各受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として、各マザーファンド受益証券への投資を通じ、実質的に国内、先進国および新興国の債券・株式ならびに国内および先進国の不動産投資信託証券（リート）等への分散投資を行います。また、債券先物取引、株価指数先物取引、不動産投信指数先物取引、E T F（上場投資信託証券）等を利用することがあります。

② 各マザーファンドは、以下の対象指数の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

投資対象資産	マザーファンド	対象指数
国内債券	RM国内債券マザーファンド	NOMURA-BPI 総合
先進国債券	RM先進国債券マザーファンド （為替ヘッジあり）	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）
	RM先進国債券マザーファンド	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）
新興国債券	RM新興国債券マザーファンド	J P モルガン G B I - E M グローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）
国内株式	RM国内株式マザーファンド	東証株価指数（TOPIX、配当込み）
先進国株式	RM先進国株式マザーファンド	M S C I - K O K U S A I 指数（配当込み、円換算ベース）
新興国株式	RM新興国株式マザーファンド	M S C I エマージング・マーケット指数（配当込み、円換算ベース）
国内リート	RM国内リートマザーファンド	東証 R E I T 指数（配当込み）
先進国リート	RM先進国リートマザーファンド	S & P 先進国 R E I T 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）

③ 各マザーファンド受益証券への投資比率は、中長期的な目標リターン（円短期金利^{*1}+5%^{*2}（年

率)) を目指して、独自の定量モデルにて算出した基本的資産配分に基づき決定します。

※1 無担保コールO/N物レート（確報）です。

※2 信託報酬控除後のものです。その他の費用については考慮しておりません。

- ④ 基本的資産配分は、各マザーファンドが運用目標とする対象指数の騰落率や変動性（標準偏差）等、公開されているデータに基づく定量的な算出により、原則として年1回見直します。
- ⑤ 実質組入外貨建資産については、一部為替ヘッジを行います。
- ⑥ 各マザーファンド受益証券への投資比率の合計は、原則として高位を保ちます。
- ⑦ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ⑤ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

原則として毎決算時に以下の収益分配方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、信託財産の中長期的な成長に資することを考慮して分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益は、運用の基本方針に基づいて運用します。

追加型証券投資信託
ターゲットリターンバランスファンド（目標５％）
約 款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、りそなアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第30条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 2 条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第49条第1項、第50条第1項、第51条第1項および第53条第2項の規定による信託終了日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、次条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 7 条 委託者は、第2条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。
- ③ 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④ 第28条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時異なる受益権の内容）

第 9 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を指定販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款に従い契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。

- ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、指定販売会社は、別に定める日のいずれかに該当する日においては、受益権の取得申込の受付を行いません。
- ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、受益権の取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができるものとします。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の

口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 約束手形（イ.に掲げるものに該当するものを除きます。）
- ニ. 金銭債権（イ.、ロ. およびハ. に掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として、りそなアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託である「RM国内債券マザーファンド」、「RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）」、「RM先進国債券マザーファンド」、「RM新興国債券マザーファンド」、「RM国内株式マザーファンド」、「RM先進国株式マザーファンド」、「RM新興国株式マザーファンド」、「RM国内リートマザーファンド」および「RM先進国リートマザーファンド」（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券

3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の20%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第24条まで、第26条、第28条、第33条から第35条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うこと

ができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができます。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第24条まで、第26条、第28条、第33条から第35条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（信用取引の指図範囲）

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予

約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第21条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第22条 委託者は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第23条 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

④ 委託者は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(直物為替先渡し取引の運用指図)

第24条 委託者は、直物為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。

② 直物為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡し取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

第25条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第27条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第28条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益

証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第29条 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(信託業務の委託等)

第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第31条 金融機関または第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第

一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第33条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第34条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属し

ます。

(受託者による資金の立替え)

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第38条 この信託の計算期間は、毎年12月21日から翌年12月20日までとします。ただし、第1計算期間は、2023年3月17日から2023年12月20日までとします。最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告等)

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日）、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ その他諸費用（法律・税務顧問への報酬、法定書類の作成・印刷・交付費用、公告費用等）および当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

（信託報酬等の額および支弁の方法）

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.7%の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日）、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第42条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、その他諸費用、当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、その他諸費用、当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金の再投資）

第43条 収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、指定販売会社に支払われます。

- ② 指定販売会社は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 収益分配金にかかる収益調整金（所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託

時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。以下同じ。)は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等(原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。以下同じ。)に応じて計算されるものとします。

(償還金および一部解約金の支払い)

第44条 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ② 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。
- ③ 前2項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。
- ④ 償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第45条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については、前条第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第2項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の時効)

第46条 受益者が、信託終了による償還金について第44条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、指定販売会社が定める単位をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただ

し、委託者は、別に定める日のいずれかに該当する日においては、一部解約請求の受付を行いません。なお、前項の一部解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、第1項による一部解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け取りを取消することができます。
- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

第49条 委託者は、信託期間中において、信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この信託契約にかかる

知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第50条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第51条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第52条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第54条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受

託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第55条 この信託は、受益者が第47条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第49条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第56条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第57条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第58条 委託者が行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.resona-am.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1条 この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとし、

第 2条 第23条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 3条 第23条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決

済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 4 条 第24条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

2023年3月17日

委託者	りそなアセットマネジメント株式会社
受託者	株式会社りそな銀行

(付 表)

I 別に定める日

約款第12条第3項および第47条第2項の「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

追加型証券投資信託

ターゲットリターンバランスファンド（目標 6 %）

約 款

りそなアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保および信託財産の積極的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

RM国内債券マザーファンド、RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）、RM先進国債券マザーファンド、RM新興国債券マザーファンド、RM国内株式マザーファンド、RM先進国株式マザーファンド、RM新興国株式マザーファンド、RM国内リートマザーファンドおよびRM先進国リートマザーファンド（以下、各々を「マザーファンド」といいます。）の各受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として、各マザーファンド受益証券への投資を通じ、実質的に国内、先進国および新興国の債券・株式ならびに国内および先進国の不動産投資信託証券（リート）等への分散投資を行います。また、債券先物取引、株価指数先物取引、不動産投信指数先物取引、E T F（上場投資信託証券）等を利用することがあります。
- ② 各マザーファンドは、以下の対象指数の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

投資対象資産	マザーファンド	対象指数
国内債券	RM国内債券マザーファンド	NOMURA-BPI総合
先進国債券	RM先進国債券マザーファンド （為替ヘッジあり）	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）
	RM先進国債券マザーファンド	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）
新興国債券	RM新興国債券マザーファンド	J PモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）
国内株式	RM国内株式マザーファンド	東証株価指数（TOPIX、配当込み）
先進国株式	RM先進国株式マザーファンド	MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円換算ベース）
新興国株式	RM新興国株式マザーファンド	MSCIエマージング・マーケット指数（配当込み、円換算ベース）
国内リート	RM国内リートマザーファンド	東証REIT指数（配当込み）
先進国リート	RM先進国リートマザーファンド	S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）

- ③ 各マザーファンド受益証券への投資比率は、中長期的な目標リターン（円短期金利^{*1}+6%^{*2}（年率））を目指して、独自の定量モデルにて算出した基本的資産配分に基づき決定します。

※1 無担保コールO／N物レート（確報）です。

※2 信託報酬控除後のものです。その他の費用については考慮しておりません。

- ④ 基本的資産配分は、各マザーファンドが運用目標とする対象指数の騰落率や変動性（標準偏差）等、公開されているデータに基づく定量的な算出により、原則として年1回見直します。
- ⑤ 実質組入外貨建資産については、一部為替ヘッジを行います。
- ⑥ 各マザーファンド受益証券への投資比率の合計は、原則として高位を保ちます。
- ⑦ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ⑤ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

原則として毎決算時に以下の収益分配方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、信託財産の中長期的な成長に資することを考慮して分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益は、運用の基本方針に基づいて運用します。

追加型証券投資信託
ターゲットリターンバランスファンド（目標6％）
約 款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、りそなアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第30条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 2 条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第49条第1項、第50条第1項、第51条第1項および第53条第2項の規定による信託終了日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、次条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 7 条 委託者は、第2条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。
- ③ 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④ 第28条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時異なる受益権の内容）

第 9 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を指定販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款に従い契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。

- ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、指定販売会社は、別に定める日のいずれかに該当する日においては、受益権の取得申込の受付を行いません。
- ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、受益権の取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができるものとします。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の

口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条、第23条および第24条に定めるものに限りします。）
 - ハ. 約束手形（イ.に掲げるものに該当するものを除きます。）
- ニ. 金銭債権（イ.、ロ. およびハ. に掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として、りそなアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託である「RM国内債券マザーファンド」、「RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）」、「RM先進国債券マザーファンド」、「RM新興国債券マザーファンド」、「RM国内株式マザーファンド」、「RM先進国株式マザーファンド」、「RM新興国株式マザーファンド」、「RM国内リートマザーファンド」および「RM先進国リートマザーファンド」（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券

3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の20%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第24条まで、第26条、第28条、第33条から第35条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うこと

ができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができます。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第24条まで、第26条、第28条、第33条から第35条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（信用取引の指図範囲）

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予

約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第21条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第22条 委託者は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第23条 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

④ 委託者は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(直物為替先渡し取引の運用指図)

第24条 委託者は、直物為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。

② 直物為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡し取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

第25条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第27条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第28条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益

証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第29条 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(信託業務の委託等)

第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第31条 金融機関または第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第

一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第33条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第34条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属し

ます。

(受託者による資金の立替え)

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第38条 この信託の計算期間は、毎年12月21日から翌年12月20日までとします。ただし、第1計算期間は、2023年3月17日から2023年12月20日までとします。最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告等)

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日）、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ その他諸費用（法律・税務顧問への報酬、法定書類の作成・印刷・交付費用、公告費用等）および当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

（信託報酬等の額および支弁の方法）

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.7%の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日）、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第42条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、その他諸費用、当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、その他諸費用、当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金の再投資）

第43条 収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、指定販売会社に支払われます。

- ② 指定販売会社は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 収益分配金にかかる収益調整金（所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託

時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。以下同じ。)は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等(原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。以下同じ。)に応じて計算されるものとします。

(償還金および一部解約金の支払い)

第44条 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ② 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。
- ③ 前2項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。
- ④ 償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第45条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については、前条第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第2項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の時効)

第46条 受益者が、信託終了による償還金について第44条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、指定販売会社が定める単位をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただ

し、委託者は、別に定める日のいずれかに該当する日においては、一部解約請求の受付を行いません。なお、前項の一部解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、第1項による一部解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け取りを取消することができます。
- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

第49条 委託者は、信託期間中において、信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この信託契約にかかる

知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第50条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第51条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第52条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第54条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受

託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第55条 この信託は、受益者が第47条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第49条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第56条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第57条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第58条 委託者が行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.resona-am.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1条 この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとし、

第 2条 第23条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 3条 第23条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決

済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 4 条 第24条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

2023年3月17日

委託者	りそなアセットマネジメント株式会社
受託者	株式会社りそな銀行

(付 表)

I 別に定める日

約款第12条第3項および第47条第2項の「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

